正　午　晝食
午後一時―三時　講演
參謀本部　多田少佐
同　四時　議事
同　六時　夕食
同　十時　就寢

第三日（六月二十二日）
午前五時　起床、清掃
同　六時　明治神宮參拜
同　七時　朝食
同九時―十二時　議事
正　午　晝食
午後一時―三時　答申案協議
同　四時　答申
同　五時　閉會

岩村會長告辭

――昭和十三年六月二十日、開會式に於て――

本日玆に時局對應全國委員會の開催さるゝに當り一言所懐を述ぶる機會を得ましたことは、私の欣快とする所であります。

支那事變勃發以來玆に約一ヶ年、其の間忠勇義烈なる皇軍の將士は輝かしき戰果を收め國威を宇内に發揚して居りますことは、もとより皇室の御稜威の然らしむる所でありますが、

皇軍將士の苦勞と犧牲はもとより、銃後國民の擧國一致に依る御奉公の結果であると確信し、唯々感謝感激に堪へない次第であります。

曩に一月十六日の對支聲明に示された如く、蔣政權の徹底的壞滅を圖り、日支永遠の共存共榮の根本方策を確立する事は、東亞安定勢力としての我が國に課せられたる大使命であり、其の使命達成の爲めには、たとへ事變が如何に長期に亙りましても、吾々國民は一層共の精神を緊張して時艱の克服に邁進せねばならぬ事は勿論であります。

惟ふに、今次事變は單なる蔣政權を相手とせる武力戰に非ずして、其の背後にあつて東亞を赤化せしめんとしてゐる共産主義の害惡より我が東亞を防衞し、世界永遠の平和に貢獻せんとするところの大理想を一般國民に充分認識せしめ、以て其の思想、經濟等の各部門に於て長期戰への立直しの心構へを堅める事が、最も緊急の要務であると信ずるのであります。事變發生以來政府の提唱して居ります國民精神總動員運動も、全く此の意味に基くものでありまして、本會としても其の運動に協力參加して、防共思想の普及に、時局認識の滲透に、銃後後援事業の强化に聊か微力を盡して來たのでありますが、幸ひ各位を始め社會各方面の後援と協力とによりまして其の活動效果が次第に認められて來ました事は、御同慶の至りであります。

殊に各位に、今次事變の重大性を逸早く認識せられ、決然立つて祖國を守るべく、事變勃發直後七月十七日には「事變に對する轉向者の心構へ」を聲明し、自主的に銃後國民運動に從ひ、其の後國民精神總動員運動が開始せらるゝや夫れに積極的に參加協力して、皇軍慰問團派遣に、講演會に、將又パンフレット刊行等、凡ゆる手段方法を講じて全國に於ける思想轉向者に呼びかけ、益々其の思想を轉化せしめ、相率ゐて皇國日本人として銃後活動に遺憾なからしめたのであります。殊に日獨伊防共協定の公表せられた昨年十一月六日の前夜、當時在京中の全國各地轉向者の有志諸君は相會して時局對應委員會を結成し、以て全國に於ける思想轉向者の共助連絡を通じて防共戰に參加することになり、其の指導斡旋を本會に要請したのであります。爾來玆に六ヶ月、各位に於かれては夫々保護觀察所若しくは保護團體と聯絡協調して、着々時局に即應せる銃後活動に精進せられたのでありますが、其の活動の積極性を有し、そして其の效果的なることに於ては、社會一般より大なる好感を以て迎へられたのであります。

今や時局は益々長期戰の形態を帶びて來り、夫れに即應して銃後に於ける各方面の根本的方策が實踐されんとする秋に當り、萬が一にも擧國一心一如の至誠奉公の心構へに微動でも來すことがありましたならば、警戒すべき結果を誘致する虞なしとしないのであります。此の秋に當り、曩に結成せられたる時局對應委員會を擴大强化して、以て生活の刷新、勞働奉仕、應召者後援、國民精神作興、國策への協力、國民保健の向上等、國力增進を目的とする各般事業を企畫實踐し、夫れを通じて銃後國民としての心構へを一層鞏固ならしめんとする事は、最も時宜を得たる企てと申すべきであります。冀くば各位におかれましては篤と時局の重大性に鑑み、其の責務の重大なる事に思ひを致され、愈々自肅自戒互に修養研鑽を積まれ、益々社會一般の理解と同情とを得、以て其の目的達成に御盡瘁あらん事を。

一言所懐を述べて告辭と致します。

二　「時局對應全國委員會」臨時懇談會（東京）

主催　財團法人昭德會
日時　昭和十三年十二月十五、十六日の二日間
場所　明治神宮外苑「日本青年會館」
開催目的
過去半歲に於ける時局對應諸活動を玆に一層眞劍に反省批判すると共に時局の進展に伴ふ長期建設目的遂行促進の爲め新に實踐に着手すべき事項を協議確認し併せて之が活動統一の强化を圖らんとす。
懇談事項
イ、要目　時局の進移に鑑み「時局對應全國委員會」として之に對處すべき事項如何

ロ、例示　時局の推移進展に從ひ之が對應善處を要する事項愈々變化且多面化しつゝあり　例之
政治運動との關係諸問題
國民再認識運動との關係
轉向確保再强化の必要
活動方針積極的明示の必要
總動員發動に伴ふ準備及對策
其の他

出席者

東京	本城徹三（保護司）	
	小林杜人	
	村山藤四郎	
横濱	藤谷玄雄（保護司）	
	森次郎	
長野	西村英晴（保護司）	
	上條寛雄	
大阪	網戸鐵藏（保護司）	
	大橋靜市	
京都	黒田清俊（保護司）	
	宮武謹一	
神戸	藤原教圓（保護司）	
松尾巍		
名古屋	旭野正信（保護司）	
	鈴木正明	
	小島玄之	
廣島	稻田正人（保護司）	
	田谷春夫	
岡山	島村久（保護司）	
	奥田岩勝	
福岡	堀部定（保護司）	
	立石峻藏	
仙臺	德武義（保護司）	
	鈴木善藏	

森山本會常務理事挨拶（要旨）

——十二月十六日臨時懇談會開會に際して——

事變も一年有餘を經過し、此の間皇軍は戰へば必ず勝ち攻むれば必らず取るといふ有樣であつて洵に同慶の至りである。之たゞ御稜威の然らしめるところであるが、また皇軍將士の滅私奉公と銃後に一丸となつてゐる國民の護りがあづかつて力あるのである。事變も第四期に入つたといはれて居るのであるが、此の變化は又深き示唆を與へるものである。即ち一面には國民再組織が唱へられ、他面には經濟統制が進行してゐるのであつて、時局下では經濟的に、或は思想的に考へさせられるところが多いのである。之が處理如何によつてはその及ぼす影響は極めて大きいのである。

時局對應委員會は結成以來著しい活動を續けて來たのであつて、深く敬意を表すると共に感謝に堪へないのである。現下時局に於て何を爲すべきであるか、その心構へをしつかりと持つことは極めて重大なことである。率直に云へば事變以來の活動はまことに賞讃に値するのであるが、しかし他面では兎角の論議のあることを耳にすることがあるのである。

敢て之にまどふべきではないのであるが自己反省といふことも必要である。時局下いろ〳〵の渦が卷いてゐるのであつてその中から思ひがけない批評がおこる。此の場合どういふ心構へを持たねばならないか、政治的行動に觸れることはどういふものであるか、自己の發展方向に如何に意を用ふべきであるかゞ反省されねばならない。只今は重大な點に立つてゐるわけである。私は禍を轉じて福となすの心構へを今日まで持して來たのであるが、諸君においても、それを福に轉換すべきであると思ふ。そしてその爲に何を爲すべきかを考ふべきである。年末多忙の折柄特にお集りを願ひ、協議を願ふのであるが、どうか腹藏なく諸君に於ても又職員諸氏に於ても悲喜を同じくするの立場に於て隔意なく檢討されて吾々の向ふべき大きな道を發見され度い。

以上を以て遠路出席されたことに感謝して挨拶に代へる次第である。

臨時懇談會申合せ

本年六月時局對應全國委員會第一回大會に於て、我等は次の如く決議した。

「我等は現下時局の重大性に鑑み
上　天皇陛下の大御心を奉戴し和衷協力奉公の誠を致し以て國運の進展に寄與せんことを期す」

爾後半年を經たる今日臨時懇談會を開催し、時局の進展に伴ふべき新方針を協議するに當り、我等は右決議を想起して感激を新たにするものである。しかも廣東及び武漢三鎭陷落して東亞新秩序の建設、大陸國防充實が新たに日程に上り來り、時局は愈々重大性を加へ、我等一層一意專心側目をふらず國內及大陸における國策に協力し以て、宸襟を安じ奉らなければならないことを痛感する。

顧れば事變勃發と共に全國民が戰爭目的貫徹のために總動員されるや、我等は已むに已まれぬ愛國の至情から全面的に銃後活動に進出したのであつた。そして國民精神總動員運動にも轉向者團體として全面的に參加しようとしたのであつた。一般的銃後活動に關する國民的戰線が未だ整備されない當時において、我等が轉向者團體として之等の活動をなすべきであると考へたのは決して誤りではなかつたが、併し時局の進展に伴ひ一般的銃後活動戰線は各部面において整備され來り、又產業報國運動、農業報國運動等各部面の國策的國民

諸運動が官民協力の下に展開され來つた今日、轉向者團體として之等の活動をなすことは適當でないといふことが明かとなつた。寧ろ各轉向者が之等の國民的銃後活動戰線、國策的國民諸運動に參加し、之等の組織及職場に於て眞の國民的立場から銃後活動を爲すべきであり、時局對應委員會としては同友がそれらの戰列に積極的に參加することを慫慂し、之を鼓舞激勵することに努むべきである。このことを我等はこゝに確認し活動方針に混亂を來さしめないやうにしなければならぬ。勿論同友の出征者並に家族に對する後援は寸時も休止すべきではなく、寧ろ愈々强化すべきである。

昭德會指導の下に轉向者の愛國の精神と連帶責任感とを基礎として成立せる團體としての時局對應全國委員會は、非轉向者及び人民戰線派に對する思想防衞團體でなければならぬ。この本質に鑑み、時局對應全國委員會の最も重要な任務は思想國防、人民戰線運動の超克にあるといふべきである。大陸國防問題、東亞新秩序の建設に必然に伴ふ思想戰、思想國防こそ我等が轉向者團體としての特殊性に於て最も活潑に協力しなければならない部面である。この問題に關し委員會は妥當適切なる方策を樹て各地方に於けるその實行を促進しなければならぬ。

我等の盡忠報國の實踐は我等が國家總動員體制下の人的資源の動員に應じ得る能力を有することを前提としてゐる。この點に鑑み我等は人的資源としての能力を高め訓練を積まなければならぬ。

この訓練は單に技術的職業的に止まらず、深く國體精神を涵養し、時局の重大性並國策を充分に理解することを伴はなければならぬ。この訓練的並に教育的活動に關し時局對應全國委員會は適切妥當なる方策を樹て各地におけるその實行を促進しなければならぬ。

以上の新方針は、同時に我等の轉向を確保再强化する所以の方策でもあるが、我等は常に自肅自戒し、眞正の轉向者として面目を傷つけざるやう道義感と連帶責任感とを以て相互に援助協力し以て眞實に　陛下の赤子たる確信の下に勇往邁進しなければならぬ。

昭和十三年十二月十六日　時局對應全國委員會懇談會

時局對應全國委員會幹事會通達

第一號

時局對應全國委員會當面の任務に就て

別記懇談會申合せの如く、委員會活動を轉向者同友の集團的國策協力活動と、國策戰列に參加せる轉向者同友の援護活動とに分てば次の如し。

一、轉向者の特殊性に基く奉公、思想國防への參加

（イ）對社會的　現下政府が國の內外に亙つて實施しつゝある思想國防、思想醇化運動に、全國委員會竝に各村團體は參加協力するよう努力すべきである。例へば政府主唱の國民運動への參加、情報部活動への協力、工場農村等に於ける思想防衞諸活動等。

（ロ）內部的　事件關係者の思想醇化運動、このためには保護觀察所の指導の下に各種の集會を頻繁に開催し、權威者の指導竝に同友の相互訓練の機會を作るべきである。

二、國策的諸運動への參加慫慂竝に援助

（イ）同友の國策的諸運動への參加勸請　未だ何等の國策的活動に參加せざる同友多數あるに鑑み、即時各人適當なる戰列につくよう勸請啓蒙すべきである。

（ロ）人的資源動員に應ずべき人材養成

（1）精神的準備

（イ）自己完成　新日本建設の戰士に相應しき人格の完成方法としては集團訓練、例へば勤勞奉仕團の結成、訓練道場の設置、其の他、之に併せて個人指導をも行ふべきである。

（ロ）思想準備　國策諸戰列に於て模範的戰士たるに必要なる日本精神の把握。國際竝に國內の時局に關する適正なる認識。

（2）技術的準備

（イ）自己完成　新日本建設の戰士に相應しき人格の完成方法としては集團訓練、例へば勤勞奉仕團の結成、訓練道場の設置、其の他、之に併せて個人指導をも行ふべきである。

（ロ）思想準備　國策諸戰列に於て模範的戰士たるに必要なる日本精神の把握。國際竝に國內の時局に關する適正なる認識。

（2）技術的準備　人材の最も要望されつゝある國策的部門に同友を動員するために熟練工の養成、或は產業組合、工業組合、大陸經營諸機關等に於て働くべき有能なる人材を養成する事。

熟練工養成に關しては、更新社製作所のごときを擴大して金屬工訓練所とし全國同友の授產施設たらしめるやう、各地團體は協力し、之を實現すること。金屬工訓練所を東京に設くる理由は東京には先輩に熟練勞働者多きが故指導員が多數あること。地方別に金屬工訓練所を設けても被訓練者少數のため施設を充分に利用し得ないこと、等の理由による。

工業組合、農村更生運動指導員、大陸經營諸機關職員其の他の養成に關しては各地に於て講習會を開催すること。

右養成に對しては單なる技術習得に止まらしめず新日本建設の戰士に相應しき人格完成、日本精神の把握、時局認識を備ふる樣訓練すべきこと。更に工場方面の進出に關しては轉向者は只に熟練工のみならず、檢查工、進行係、倉庫係、企畫係、設計係、勞務係等の半頭腦的勞働者養成に心掛くること。

（ハ）人材の送出　長期建設下に於ける人的資源活用の趣旨に鑑み、轉向者の就職斡旋については出來るだけ國策的諸方面へ人材を送出すやう心掛くべきこと。

（ニ）國策的戰列に參加せる同友の精神的物質的援助

新日本建設の戰士として國策的戰列に參加する同友に對して、その部門の意義を鮮明にし、或はその活動に關する相談相手の役割をはたすやう留意し、或はかゝる活動に必要なる經費を同友の連帶によつて援助すべきこと。出征せる同友の慰問もかゝる立場より取り上げらるべきである。

（ホ）その他　同友の社會復歸完成を圖る爲、資格のゝ回復その他の點につき、善處すること。

第二號

轉向確保再强化に就て

最近東京竝に大阪方面に於て思想事件のために檢擧されるものあり、夫れ等の中には同友中逆轉向せしものもありて、洵に遺憾とする處であり、深く連帶責任を感ぜしめらるゝ處である。我等は一層自肅自戒して同友各自の時局認識を一層深め、轉向の確保を圖ると共に、之等事件關係者を忠良なる日本國民に復歸せしむるために一層努力しなくてはならぬ。そのために我等は特に次の諸點に留意する必要がある。

一、時局の重大化に伴ひ、同友の國家的政治的關心も昂まり來り、同友中には積極的に革新的政治運動等に參加するものも出づるに至つたのであるが、之等の諸君に對しては國體の本義に基く中正なる軌道を逸せず、國法に悖るが如きことのなきやう、善意の警告を怠らざるやう努むべきである。我等の轉向は單なる理論的轉向よりは寧ろ道義的倫理的に日本國民たるの不動の自覺に立ちたる轉向たるべきであつて、この自覺に基き國策の要求するところに從ひ、身を以て轉向を實證するやうお互ひに努力すべきである。

二、現在時局對應委員會及び各保護團體の實務者竝に夫れ等の中にあつて中心的活動を爲しつゝある者は、自己の職務を單に職業的事務的のものとせず、眞に同友の代表者たる重責を自覺し、特に人一倍自戒し、國家人生につき眞面目に惱みつゝある同友の心に共感して、自からも眞面目なる人生行路者とならなければならぬ。

三、我等の轉向は根本的に日本國民たるの自覺に到達するにあり、時局の如何によつて左右されるゝが如きことなく、祖國の如何なる危機に際會しても斷じて動ぜざる殉國的の精神を一層深めることを常に怠つてはならない。我等は轉向者に對する保護觀察所の思想指導に協力し、その指導思想體系の確立のためにも我等の才分に應じて協力しなければならぬ。

第三號

時局對應全國委員會の超黨派性に就て

時局對應全國委員會が世に所謂政治團體たり得ずその活動が所謂政治運動たり得ない所以に就ては、懇談會に於て充分

明かにせられたところであるから、本委員會關係の活動に關しては、「申合せ」「規約」等に積極的に明示せられたる方針に從ひ、超黨派的なる國策協力活動を活潑に展開し、その本來の任務を完うするやう努むべきである。轉向者の政治的進出を主張するものゝうちには時局對應全國委員會を中間的なる曖昧なる指導精神を抱ける政治團體たるかの如く誤認するものもあるが、時局對應全國委員會は、轉向者が盡忠報國の精神から國難打開のために轉向者の特殊性に鑑みて政府の思想國防活動に協力し人的資源の養成送出に貢獻せんとするものであり、最も具體的に國策的活動の一翼に馳せ參ずるものであり、我國體政治理念の眞髓たる一君萬民、皇運扶翼の業に、微力ながら長れかしこみつゝ貢獻せんとするものであつて、この嚴乎不動の指導精神より一步も動ずるものではない。たゞこの指導精神は委員會自體にとつての指導精神であつて決して之を以て廣く國民を指導せんとするが如き出過ぎたることを爲すことは嚴に戒め、只管委員會に課せられたる前記の諸任務を遂行し、奉公の誠を致さんとするものである。政治的進出論者中には本委員會の如き轉向者の特殊集團を不可とし、之が解體を主張するものもあるやに聞くが、それは本委員會を政治團體たるかの如く誤認せるより生じたる考へであつて、本委員會の超黨派的國策協力自己鍛鍊の團體としての本質を理解せんか、容易に解消すべき誤認なりと信ずる。

三　神奈川縣建國奉仕隊（橫濱）

目　的　伊勢皇大神宮參拜
　　橿原神宮御造營工事勤勞奉仕
　　桃山御陵參拜

日　程　昭和十四年三月二十四日午後十一時　橫濱驛出發

第一日

三月二十五日午前九時〇一分　二見驛着伊勢皇大神宮內宮外宮參拜（みそぎ、大神樂奉納）
猿田彦神社參拜
大和姫神社參拜　午前十時ヨリ午後二時マデ
午後二時半　山田出發
午後四時　奈良着
同夜奈良に一泊

第二日

午前七時奈良出發
橿原に赴きて勤勞奉仕
同日午後四時橿原出發
桃山御陵參拜　午後五時
同夜京都驛午後六時三六分發、翌日午前五時二二分橫濱驛着解散

參加資格　各官廳、學校職員團、自治團體、公共團體、會

社工場、在鄕軍人會、青年團、愛國婦人會、國防婦人會等に於て推薦せられたる人々を以て組織す。

參加定員　二〇〇名

會　費　拾五圓（旅費、宿泊料共）その他辨當代等一切の費用は本會に於て負擔す。

申込期日　三月十五日迄（但シ定員ニ達シ次第締切）

申込場所　湘風會內神奈川縣建國奉仕隊本部（横濱市中區本町六丁目六十一番地）（電話本局三〇二四）

服　裝　可成團服を着用し、ゲートル、運動靴等勤勞に必要なる物品携帶のこと。

編　成

建國奉仕隊會長

	湘風會長	西村卯
顧問	神奈川縣知事	大村清一
同	横濱市長	青木周三
同	横濱商工會議所會頭	有吉忠一
相談役	神奈川縣總務部長	中野善敦
同	同　警察部長	畠田昌福
同	同　學務部長	中原啓造
同	横濱市助役	鵜澤憲
同	横濱商工會議所理事長	園田寛
同	横濱驛長	石倉篤太郎

建國奉仕隊長

	湘風會副會長	佐野茂樹
總指揮	湘風會顧問	
	前横濱憲兵隊長	曾野芳彦
	憲兵大佐	
後援	神奈川縣	横須賀市
	横濱市	横濱商工會議所
	川崎市	神奈川縣工場協會
	平塚市	

主催　湘風會

橿原神宮建國奉仕隊要項

一、結成趣旨

恭シク惟ミルニ肇國幽遠　皇祖ノ神勅炳トシテ日星ノ如ク國體嚴トシテ萬世ニ卓立ス　神武天皇天業ヲ恢弘シ天下ニ光宅セムトノ神慮ヲ以テ建國ノ洪基ヲ橿原ノ地ニ奠メテ寶位ニ即カセ給ヒシヨリ二千五百九十八年國礎愈々堅ク皇運ノ降昌天壤ト共ニ窮リナキ我ガ國體ヲ玆ニ讃仰シ得ルハ國民タルモノ等シク感激スル所而シテ又近ク紀元二千六百年ノ一大慶典ヲ聖地大和ニ迎ヘントス何等ノ慶福ゾヤ、我等ハ此ノ慶典ヲ大ニ奉祝スルト共ニ永久ニ記念スベキ事業トシテ建國奉仕隊ナルモノヲ結成シ至誠以テ橿原神宮境域竝畝傍山東北陵域擴張整備事業ニ奉仕シ獻身以テ銃後ノ諸施設及其他公共ノ事業ニ參シ孜々役役ノ中ニ八紘一宇ノ大精神ヲ把握シテ永遠ニ皇國ヲ建ツル者ノ道ヲ體シ、共同生活ノ眞諦ヲ領シ體位ノ向上ヲ圖リ勤勞ノ歡喜ヲ味得シ、困苦缺乏ニ堪ユルノ氣力ヲ養成スル等奉仕ヲシテ專ラ心身鍛錬ノ行タラシメ併セテ社會公共ノ福利ヲ增進シ以テ國家ノ期待ニ副ハンコトヲ期ス

二、信　條

一、我等ハ生ヲ皇國ニ稟ケタル光榮ニ感激シ日夕橿原宮ノ神靈ニ生キ建國大精神ノ發揚ニ邁進ス

二、我等ハ强靱ナル心身ヲ錬成シ誓ツテ國家ノ良材タランコトヲ期ス

三、我等ハ勤勞ヲ愛好シ奉仕ノ赤誠ニ燃エ規律アル團體行動ヲナス

四、我等ハ鄕土ノ柱石ヲ以テ任シ衆ニ範ヲ垂レ奉公ノ誠ヲ效ス

三、奉仕日程

時間	行事	
八、三〇	集合、隊旗授與	八時二十分迄ニ大軌橿原神宮前廣場ニ集合引率責任者ハ受付ニ人員報告ヲナシ奉仕隊旗ヲ受ク隊列參拜
	橿原神宮參拜、神鍬授與	
	神前退下、作業道場ニ到着	作業道場ニ到着後用具貸與ヲ受ク
九、四五	作業開始擧行	作業道場指揮臺下ニテ擧式開式　宮城竝神宮遙拜　國歌齊唱竝國旗揭揚　注目　大詔捧讀　挨拶　信條宣誓　皇軍ニ對スル感謝默禱　神鍬使用始　閉式
一〇、三〇	作業開始	一〇、三〇作業開始　一一、〇〇休憩
一二、〇〇	晝食	一一、一五作業開始　一二、〇〇休憩
二、三〇	作業終了	一、〇〇作業開始　一、四五休憩　二、〇〇作業開始　二、三〇作業終了　作業開始及終了ハ指揮臺ヨリ通告シ全部一齊ニ行フ
二、三五	終末行事　體操終末式	體操ハ建國體操　擧式ハ開式、國旗竝奉仕隊旗降下、橿原神宮遙拜、萬歲三唱、閉式
三、〇〇	用具ノ清洗、神鍬隊旗用具ノ返納、作業道場退場解散	隊伍整然作業道場ヲ退場、橿原神宮前廣場ニ整列、拜禮ノ後解散

四　水戸學講習會（水戸）

水戸保護觀察所は昭德會水戸支部共同主催を以て昭和十四年九月二十六日より三日間左記により水戸學講習會を開催するところありたり。

水戸學講習會要綱

一、趣　旨

支那事變勃發して竝に三年　大御稜威の下皇軍の收めたる戰績千古に比無く、列强をして括目せしむると雖も、歐米依存の抗日政權未だ侮り難く、偶々歐洲諸國間に、戰亂勃發して、東洋の天地も亦關はり無き能はず、東亞新秩序建設の重任を負ふ日本民族の前途多難にして且つ遼かなり。此秋に方り思想國防戰に於て、その特殊性を國策の一線に融沒し、殉國の至誠を發揮しつゝある思想犯轉向者群をして、更に實踐的日本主義たる水戶學の眞髓に觸れ精神的武裝を彌が上にも鞏固化して一段の飛躍を成さしむべく本講習會を開催す。

二、會　場　水戶保護觀察所樓上（宿泊同所）

四、日　程　自九月二十六日午前一〇時、至同二十八日午後一時（三日間）

時間	行事		備考
	第一日（二十六日）	第二日（二十七日）	第三日（二十八日）	
自午前四時至同六時		起床、清掃、洗面、禊、參拜	同上	禊、參拜ハ常盤神社ニ至ル
自同六時至同七時		朝食	同上	
自同七時至同八時		靜座、座談會	同上	靜座ニ入ル前明治天皇御製朗誦
自同八時至同一二時	午前一〇時常盤神社參拜開講式	講演　本多先生 小川先生	同上今宮先生、閉講式	講演ハ一時間毎ニ十分間ノ休憩ヲ含ム
自午後零時至同一時	晝食	同上	同上	
自同一時至同六時	講演　本多先生 雨宮先生	同上　北條先生 荒井先生	西山莊見學、（午後一時一七分水戶驛發）	西山莊見學ハ希望者ヲ以テス

三、演題及講師

水戶學通論	茨城中學校長	本多	文雄氏
義公、文公、烈公等の事蹟より見たる水戶學	彰考館長	雨谷	毅氏
威公を中心として神道を語る	前常盤神社宮司	小川	速氏
大日本史編纂の大業	茨城縣師範學校教諭	北條猛次郎氏	
弘道館史	茨城中學校講師	荒井	庸夫氏
現代教學上より見たる水戶學	茨城縣師範學校教諭兼主事	今宮	千勝氏

五　靜岡同友會無盡會結成（靜岡）

靜岡保護觀察所管內靜岡同友會は昭和十三年十二月十四日「靜岡同友會無盡會」を結成せり。規約左の如し。

規　約

一、名　稱　靜岡同友會無盡會

二、事務所　本會ノ事務所ヲ左記ニ置ク

靜岡市水落町保護觀察所內

三、目　的　本會ハ會員相互ノ親睦ヲ圖リ生活ノ向上ヲ以テ目的トス

四、組　織　本會ハ同友會加入者及ビ之ニ贊同スル者ヲ以テ組織ス

五、無盡金額　掛金、無盡會開催日共ノ他左記ノ通リ定ム

1. 無盡金額　金六拾圓也
2. 一口金額　金參圓也（但シ大掛金參圓拾錢トス）
3. 口　數　二十口
4. 期　日　二十ケ月

自昭和十四年十二月三十一日

至昭和十五年七月三十一日

5. 開催日　每月十四日、三十日　二回

每回　一圓五十錢

6. 受　金　者　抽籤ヲ以テ定ム
7. 受金後ハ一口掛金ニ利息トシテ金十錢ヲ加ヘテ每回納付スルコト
8. 第二回以後ノ受金者ハ無盡金額ニ既受金者ノ納付セル利息ヲ加ヘタル金額ヲ受金スルモノトス

六、受金者ハ世話人ニ於テ適當ト認メタル二名以上ノ保證人ヲ選定ノ上受金スルモノトス

七、如何ナル事情アルモ掛金ヲ怠ラザル事

八、會員ハ掛金持參ノ上指定會場ニ參集スル事

九、未受金者ニシテ中途脫退スルモノハ既掛金中ヨリ二割ヲ手數料トシテ會ニテ取得シ殘額ヲ無盡會終了後還付スルモノトス

十、本會ニ左記ノ世話人ヲ置ク

勝池　勝、鈴木善一、下川儀太郎

十一、世話人ハ事務其ノ他一切ノ責任ヲ處理スルモノトス

十二、會員ハ規約ヲ守リ只管無盡會ノ圓滑發展ニ努力スルコト

十三、細則ヲ別ニ定ム。

昭和十三年十二月十四日

靜岡同友會無盡會

細則

一、抽籤方法ハ世話人ニ於テ定ム

二、受金者ハ受金ノ時茶菓子料トシテ金二十錢寄附スルモノトス

三、無斷會ニ缺席スル場合ハ代理ヲ差向ル事

四、當籤者ニシテ受金ノ權利ヲ讓渡スル場合ハ世話人ノ承認ヲ得ルモノトス。

六　橿原神宮建國奉仕修養會（大阪）

一、主　催　關西司法保護事業聯盟
　　大阪朝日新聞社會事業團
　　大阪保護觀察所

一、期　間　昭和十四年四月二日（日曜日）三日（神武天皇祭）の兩日　晴雨不拘

一、參加者　正參加者及特別參加者の二種とす。

（一）正參加者

人員　一〇〇名

資格　內地及朝鮮の各保護觀察所、各地司法保護事業聯盟竝思想保護團體の推薦せる完全轉向者にして身體强壯勤勞に耐え得るもの

服裝その他の携帶品　神前にあつて不敬に汎らざること及作業に適する輕裝を旨とす（青年團服作業服その他の制服を可とす）

費用　一切自辨とす
　　但し合宿の豫定にして宿泊料等成可く低廉に斡旋す

一、日　程

集合日時　四月一日午後二時（遲參なき樣時間勵行のこと）

集合場所　大阪市天王寺區夕陽丘大阪府立青年塾堂（市電天王寺公園前下車、下寺町を北へ約三丁大江神社裏）

四月一日（土曜日）

午後二時—五時　人員點呼部隊編成竝行事指導

同　七時—九時　結團式及懇談會（正、特別參加者共）

（一）結團式

（二）講　話

建國奉仕の意義と經過報告　大阪朝日新聞社　久原務課長

橿原精神に就て　大阪朝日新聞社　刀根館營業局長

（三）懇談會

正會員青年塾堂合宿

特別會員宿舍未定

四月二日（日曜日）

午前六時　宿舍出發（正、特別兩參加者共）

同　六時四〇分　大軌上六發

同　七時四〇分　橿原驛着　建國奉仕隊旗授與

同　八時四〇分　作業場着

同　九時四〇分　宮城竝伊勢神宮遙拜、國歌合唱
　　大詔捧讀、訓話、信條宣誓其の他

同一〇時三〇分　作業開始

午後二時三〇分　作業終了　建國體操
　　橿原神宮遙拜、萬歲三唱、神鍬返納その他

同　三時　橿原驛發

同　五時　大阪朝日新聞社生駒鍛錬道場着
　　自炊
　　第一班（五〇名）生駒道場內合宿
　　第二班（五〇名）キャンプ
　　（但し特別參加者は附近宿舍に合宿豫定）

四月三日（神武天皇祭）

午前六時　起床　正、特別兩參加者集合

同　七時　神武天皇祭遙拜式及朝の行事

修養會

午前九時—正　午　講　演　陣地構築作業訓練

午後一時—同三時

同　三時—同五時　講　演

座談會その他

午後七時—同一〇時

（一）座談會（感想發表等）

（二）樫原精神奉戴會結成
（三）視察談　古田誠一郎氏
生駒道場合宿
但し勤務其の他特別の事情ある者は三日夕刻下山することを妨げず
右下山希望者は豫め其の旨申込書に附記せられ度し
四月四日
午前八時　解散式
同　八時三〇分　解散　隨意見學

一、修養會講師及題目
（一）大和の史蹟と肇國精神
京都帝大考古學教室　末永雅雄氏
（二）大陸經營と我國民の覺悟
大阪朝日新聞社論說委員　吉田淳氏
（三）國家總力戰に就て
內閣情報部長　橫溝光暉氏

七　支那事情講演會（神戸）
目的
大亞細亞建設の偉業達成は、神武天皇恢弘の八紘一宇の大精神に發する大和民族の大使命でなければならぬ。本會は長期戰下に於ける重大時局に對應して大陸支那へ進出雄飛せんとする幾多有爲の人材輩出のため支那の政治經濟文化各般の知識普及の意圖を以て斯異の權威者を招聘し左記要綱により支那事情講演會を開催す。
期日　昭和十三年十月五日、八日、十日、十五日、二十日、二十五日、三十日の七回　各日午後七時より九時迄
會場　兵庫縣會議事堂（神戸市下山手四丁目市電下車）
講座日程
日次　講座　講師
十月五日（水）ソ滿國境と大陸國策　神戸新聞記者　經谷孝道氏
八日（土）長期戰に克つの道　陸軍少將　藤井寬一閣下
十日（月）支那內外の政治情勢　法學博士　今井嘉幸氏
十五日（土）蒙藏對策　東極樂寺　小林義道氏
二十日（木）滿支經濟一般　神戸商工會議所　岡見潤吉氏
廿五日（火）支那幣制問題　商大助教授　田中金司氏
卅日（日）南方アジア　神戸新聞記者　經谷孝道氏
主催　財團法人　神戸昭德會
兵庫縣學務部
後援　神戸市教育部

八　三重縣農村更生指導者養成講習會（名古屋）

（一）目的
我々は日本の農村の不安定を打開すべき必要に當面してゐる。一人が良くなつたと言ふ丈けでは農村は明るくならないし又安定もしない。農村の新たな立直りの爲には、一農村一部落を單位とした「農村更生計畫」を樹て、その計畫の下に村民全體が一致協力しなかつたならばその實績は擧らない。その厚生計畫の內容としては先づ「土地問題の解決」「休閑勞働の利用方法」「農村經營の問題」「共同牧益地の問題」「協同作業と協同精神の涵養」「新たな計畫を遂行すべき人の養成」から健全なる農村娛樂、趣味の涵養に至るまで新たな見地から再研究をしなければならぬ。
その厚生計畫には地主も小作人も自作農も吏員も役人も皆が一體になつて協力を要することは先に言つた通りである。
之等の問題を解決すべき目的を以て三重縣下の眞に農村を思ふ優秀なる諸君に集つて貰ひ講師としては全國よりその方面の權威者を招聘して開催す。
（二）日時　昭和十三年三月十九日—二十三日
（三）場所　三重縣一志郡久居町厚生會館
（四）人員　五十名
（五）費用　會場迄の往復旅費、食費は主催者負擔
（六）主催　名古屋保護觀察所、明德會三重支部
（七）講師
內閣企畫院囑託　八木澤善次
農村更生協會理事　國枝益二
同　主事　西村甲一
三重縣經濟厚生部長　松木茂一
（八）役員及組織
顧問　明德會三重支部長安濃津地方裁判所檢事正
會長　名古屋保護觀察所長
相談役　三重縣學務部長
同　社會課長
津市　勸業課長
同　學務課長
松坂市社會課長
三重縣特高課次席警部
總務　名古屋保護觀察所保護司
安濃津地方裁判所檢事局監督書記
會計　名古屋保護觀察所保護司
同　書記
（九）係員

庶務係　村山藤四郎、國分精一、松井久吉
會場係　村山藤四郎、上田幸市、吉田清保
記錄係　吉田清保、小島玄之
炊事係　服部淺治

十、日程

| 日＼時 | | |

後一時時局下に於ける吾等の覺悟と題して横山檢事の講演。
午後二時史蹟見學、現場講話講師は金子久一氏。
午後七時市川社司の松陰神社の由來に關する講演。
河野觀光係の萩市山田區字玉江浦青年宿に就ての講演。
午後九時より一時間餘懇談を爲したる後一同就寢。

十三日（月曜）
午前五時半起床、境内清掃、松陰神社參拜體操。
午前六時笠山登山御來光を拜し聖壽の萬歳奉祷。
午前九時防長勤王志士に就てと題し香川政一氏の講演。
同友今地延一氏の松陰先生と私の體驗と題する講演。
午後一時史蹟見學現地講演講師は金子久一氏。
午後四時約一時間に亙り松陰神社改築地均し作業の勤勞奉仕。
午後七時諸講師、來賓等を交へ一同懇談深更に至る。
同友有志の發議により參加者各保護觀察所職員其他一同獻本資金を醵出し松陰神社に捧ぐ。

十四日（火曜）
午前五時起床、神社參拜。
同六時閉會式
閉會の辭により始め觀察所長修養會閉會の辭を述べ參加者代表の答辭あり更に林岡山保護觀察所長、藤原保護司、萩市長等の感想讃辭ありて式を閉づ。
同六時半解散

十　日本原思想鍛錬講習會（岡山）

主　催　岡山保護觀察所
　　財團法人昭德會岡山支部
日　時　昭和十三年八月二十八日より八月三十一日迄（廠舍三泊）
會　期　四日間
場　所　岡山縣勝田郡北吉野村
　　日本原陸軍演習地
　　瀧本廠舍
出席者　岡山、鳥取兩縣下市町村選拔の優秀青年竝小學校訓導及保護觀察所關係者
費　用　往復の旅費及講習期間中の食費一日五十錢（計一圓五十錢）は受講者側に於て負擔のこと
開催の趣旨　時局下思想對策の重大性に鑑み集團勤行特に軍隊教練を基本として日本精神滿養竝體力增進を圖り愈々深刻化する思想戰に備ふるべき人物の養成を以て目的とす

宿泊所　瀧本廠舍（日本原演習地）に合宿のこと
服　裝　特定せざるも軍隊教練を受くるに便宜なるものを着用すること
持參品　銃、劍は準備せるにより携帶不要
　　水筒及筆記用ノート、鉛筆等は持參すること
　　合宿なるを以て洗面及入浴用品等の日用品は持參のこと
　　寢具は毛布及蚊張の設備あり枕及敷布、寢衣、襯衣の着替等の携帶は隨意
參　集　出席者は二十八日午前十時迄に瀧本廠舍に參集すること
解　散　二十一日午前中

講師
廣島控訴院檢事　横山邦義
岡山地方裁判所檢事正　國枝鎌三
鳥取地方裁判所檢事正　阪元不二男
司法省保護課長法學博士　森山武市郎
京都帝國大學教授經濟學博士　汐見三郎
第六高等學校教授　古川尚雄
岡山聯隊區司令官　歩兵大佐　遠藤春山
岡山憲兵分隊長　憲兵少佐　高田彌彦
岡山縣學務部長　高橋三郎
岡山保護觀察所長　思想檢事　林隆行

教官
岡山歩兵第十聯隊　歩兵大尉　三木秀三
同　歩兵大尉　梅本和夫
同　歩兵准尉　撰覺治
同　歩兵准尉　和田岸太
同　歩兵准尉　山本明一
同　歩兵軍曹　小田原秀雄
同　歩兵軍曹　植野台作
同　歩兵伍長　背坂勝美
同　歩兵伍長　小幡年
同　歩兵伍長　福武憲一
同　歩兵伍長　岩崎靜男
同　歩兵伍長　磯山義雄
同　歩兵伍長　坂本堅
同　歩兵伍長　小坂滿壽夫
同　歩兵上等兵　山岡正之
同　歩兵上等兵　久永富男
同　歩兵一等兵　宮脇力
同　歩兵一等兵　今井又次郎
同　衛生上等兵　小郷義雄
同　歩兵上等兵　芦田三郎
喇叭手

實施内容

主眼　時局下思想對策の重大性に鑑み集團勤行特に軍事教練を基本として日本精神涵養並體力増進を圖り愈々深刻化する思想戰に備ふるべき人物の養成を以て主眼とす

要領　一、岡山及鳥取兩縣下に於ける市町村選拔の優秀青年竝小學校訓導及保護觀察所關係者約五百名を受講者とす
二、日本原演習場當地本廠舍を以て會場とし教練及講話を主要課目とするも廠營内務等を通し起居の間日本精神の徹底特に默々として命之に從ひ無私奉公の至誠を培養し以て習性たらしむるにあり

月日	午前	午後	夜間摘要
八月二十八日	一〇、〇〇 受講者集合 一二、一〇 編成完了 開講式 1. 開會の辭　鳥村保護司　一、〇一 2. 教育勅語捧讀　國枝檢事正　一、〇七 3. 皇居遙拜　一、〇一 4. 君ガ代齊唱　一、〇四 5. 式辭　一、一〇 6. 祝辭　一、〇七 一二、五〇 編成に基き舍内に入る 晝食舍内當番服務 食器洗滌 食事分配 喫食 掃除清頓 休憩	一、〇〇 集合　受講の心得　一、一五 一、一五 講演　古川六高教授　一、四五 二、五〇 體操　一、〇七 三、〇〇 講演　高田憲兵隊長　一、五〇 四、五〇 軍裝の著裝　一、一〇 五、〇〇 整列 教練　一、〇〇 (一) 實距離實日標に對し ① 射撃委勢　一、一〇 ② 照準射撃　一、一〇 ③ 空包射撃　一、〇五 (二) 突撃基礎動作　一、一〇 (三) 教練實施心得　一、〇五	六、〇〇 終末運動　一、一〇 兵器手入　一、一〇 整頓 掃除 入浴　一、三〇 舍食　一、三〇 七、三〇 軍歌　一、三〇 七、五〇 座談會　一、〇〇 八、五〇 掃除整頓　一、一〇 六、〇〇 日夕點呼 不寢番勤務
八月二十九日	五、〇〇 起床 日朝點呼 掃除整頓　〇、一七 五、一〇 集合 皇居遙拜 君ガ代齊唱　〇、一五 五、一五 體操　一、一五 六、〇〇 朝食 六、三〇 集合 教練　三、〇〇 各個教練 速歩行進　〇、四〇 射撃委勢　〇、四〇 戰鬪各個教練 射撃及突撃　〇、五〇 體操　一、一〇 遊戲　一、四〇 一〇、〇〇 集合 講演　一、五〇 横山檢事 一三、〇〇 晝食	一、〇〇 集合 講演　林所長　一、五〇 三、〇〇 講演　高橋學務部長　一、五〇 四、〇〇 講演　遠藤大佐　一、三〇	六、〇〇 夕食 入浴 七、〇〇 軍事講演　三木大尉　一、〇〇 八、〇〇 懇談會　一、五〇 九、〇〇 日夕點呼 不寢番勤務
八月三十日	五、〇〇 起床 日朝點呼 掃除整頓　〇、一七 五、一〇 集合 皇居遙拜　〇、一五 一三、〇〇 晝食	一、〇〇 講演　汐見博士　二、〇〇 三、〇〇 感想文作業　一、〇〇 四、三〇 閲兵分列式　一、三〇 五、〇〇 合同軍歌演習　一、一〇	六、〇〇 夕食 入浴 七、〇〇 座談會　一、五〇 感想發表

一、日朝點呼後に於ける體操は上半身裸體操とす

八月三十日	
五、一五	體操
六、〇〇	朝食
六、三〇	集合
	教練
	分隊戰鬪教練
八、一〇	集合
	講演　森山保護課長
一〇、〇〇	講演　阪元檢事正
一二、〇〇	思想課題作業
一三、〇〇	晝食
	起床
	日朝點呼
	軍裝にて集合
	皇居遙拜式
	勅諭五ヶ條の齊唱
	皇軍武運長久祈願默禱
	朝食
	返納物件手入掃除
	返納物件授受
	閉講式
	教育勅語捧讀
	訓示
	解散（豫定）

八月三十一日	
五、〇〇	起床
	日朝點呼
五、三〇	軍裝にて集合
	皇居遙拜式
	勅諭五ヶ條の齊唱
	皇軍武運長久祈願默禱
六、三〇	朝食
七、三〇	返納物件手入掃除
八、三〇	返納物件授受
九、三〇	閉講式
	教育勅語捧讀
	訓示
一〇、三〇	解散（豫定）
九、〇〇	日夕點呼
	不寢番勤務

十一　轉向者の農村更生組合設立（福岡）

福岡保護觀察所管內福岡縣早良郡壹岐村は小作農村にして從來より小作爭議絕えず疲弊甚しき現狀となりたるを以て福岡保護觀察所は同村字福重居住の思想轉向者松永勝三（當三十年）及永島三郎（當二十四年）を輔導し積極的農村更生の決心を促したる結果兩名は深く時局の重大性と轉向更生意識に自覺し昨年九月頃より不取敢部落負債輕減の爲農村副業計畫を樹立し之が後援を福岡保護觀察所に依賴し來りたるを以て同所は思想保護團體福岡同仁會をして資金百三十圓を右兩名に貸與せしめたるに兩名は村民と相謀り右資金を以て蓆打機及繩捻機械數臺を購入し各戶交互に之を使用し副業精進の第一步を踏出すに至りて村民の更生意氣漸く上向するに至り村民寄々協議の結果居村更生組合設立の議成り前記思想轉向者松永勝三を組合長に選任して昭和十四年四月二十日其の發會式を擧行せり。

更生規約等左の如し。

經濟更生の要旨

日月其ノ流レト共ニ我國農村特有タル隣保共助質朴ナル美風ハ全ク薄ラギ放邁無秩序ナル生計ハ現在精神的經濟的ニ著シク衰微ヲ極メ之ヲ放任センカ吾國ノ世界ニ君臨スベキ新東亞建設ノ大事業斯ノ如キ農村ノ疲弊困憊ノ現狀ニテハ誠ニ憂フベキモノアリ。

備考	
一、編成	教育隊を編成す、全員を成るべく郡市別に九ヶ班を編成し三ヶ班を以て一隊とし三ヶ隊を編成し教育の單位とす、一隊には將校、下士官三、助手として講習員中より六を配屬し將校を以て長とす三ヶ隊を併せ教官に於て統一指導す
二、裝備	縣下中等學校より貸渡の小銃、同銃劍を講習員に貸與し保存手入の責を有せしむ、其の手入材料は別に支給す
三、教育資材	教練のため所要資材は步兵第十聯隊の貸與に依り其の他消耗品は別に購入す
四、起居容儀	に關しては別に廠舍內務規定を定む
五、步兵第十聯隊より派遣人員左の如し	教官一、少尉三、下士官一〇、喇叭手一、衞生兵一、計十九名

玆ニ於テ吾ガ部落ハ昭和十三年九月福重副業組合ヲ組織シ其ノ窮乏打開ニ努メツヽアルモ其ノ實績ヲ擧グル能ハズ、依リテ玆ニ村及縣當局ノ指導ノ許ニ更生運動ヲ起シ部落民ヲ打ツテ一丸トシ日本精神ニ立脚シ農民精神ヲ體得シ且モ明治大帝ノ御遺訓ニ副ヒ奉リ古キ因襲ヲ打破シ自奮自勵協力一致シ老若男女各々其ノ職分ヲ守リ左ノ計畫條項實現ノ一途アルノミ。

實行要旨

一、産業組合ヲ活用シ産業及經濟ノ發達ヲ期スルコト
一、自給肥料ノ增産ノ目的ヲ以テ堆厩肥綠肥ノ增殖ヲ圖ルコト
一、共同作業場ヲ設置シ藁加工品ノ增産ヲ圖ルコト
一、自家醬油醸造ヲ奬勵シ調味料ノ自給ヲ圖ルコト
一、生活改善事項ヲ一層勵行シ勤儉貯蓄ノ實績向上セシムルコト
一、子弟教育ニ心ヲ致シ而シテ生活改善更生ヲ期スルコト
一、納稅義務ノ思想普及徹底ニ努メ其ノ完璧ヲ期スルコト
經濟更生計畫實行指導監督制度及方法
一、國民精神作興施設
國民精神作興ニ關シテハ本部落ニ國旗揭揚場ヲ設ケ祝祭日記念日ニハ朝五時ニ靑年ヲ中心トシ部落國旗揭揚場ニ集合シ朝ノ行事トシテ皇居遙拜國歌齊唱續イテ道路ノ淸掃等ヲナシ以テ國民精神作興ニ努メシム

福重第三更生組合規約

第一章　總　則

第一條　本組合ハ福重第三更生組合ト稱シ事務所ヲ本組合長ノ宅ニ置ク

第二條　本組合ノ組織地域ハ福重第三ノ組トシ地域內ノ土地耕作者其ノ他ヲ以テ組織ス

第三條　本組合ハ互讓親愛ノ美德ヲ涵養シ組合相互ノ親睦協和ヲ圖リ農事ノ改善振興ニ努メ且ツ福利ヲ增進シ以テ經濟ノ充實部落更生ノ實ヲ擧ケ併セテ部落生活永遠ノ平和ヲ期スルヲ以テ目的トス

第二章　役　職　員

第四條　本組合ニ左ノ役職員ヲ置ク

組合長　一名　副組合長　一名
評議員　五名　會　計　一名

組合長ハ本組合全般ノ事務ヲ總理シ本組合ヲ代表ス
副組合長ハ組合長ヲ輔佐シ組合長事故アルトキハ之ヲ代理ス　評議員ハ組合長ノ諮問ニ應シ又本組合ノ事務ヲ監査ス

第五條　組合長、副組合長、評議員ハ組合會員之ヲ互選ス

第六條　役員ハ總テ名譽職トシ無報酬トス但シ總會ノ決議ニヨリ報酬手當又ハ賞與ヲ支給スルコトヲ得

第七條　役員ノ任期ハ各三年トス但シ再選ヲ妨ケス

補缺選擧ニヨリ就任シタルモノハ前任者ノ任期ヲ繼承ス

第八條　役員ハ正當ノ理由ナクシテ辭任スルコトヲ得ス

第三章　會　議

第一項　總　會

第九條　總會ハ通常總會及臨時總會トス
通常總會ハ每年四月之ヲ開キ臨時總會ハ左ノ場合ニ於テ之ヲ開クモノトス
一、組合長ニ必要アリト認メタルトキ
二、總評議員ヨリ要求アリタルトキ

第十條　本規約ニ定ムルモノヽ外左ノ事項ハ總會ノ決議ヲ經ルコトヲ要ス
一、經費ノ收支豫算ニ關スル事項
一、借入金ニ關スル事項
一、規約變更ニ關スル事項
一、本組合事業執行上重要ナル事項

第十一條　組合長ハ事業報告經費ノ收支豫算決算剩餘金ノ處分財產目錄ヲ通常總會ニ提出シテ其ノ承認ヲ受クヘシ
評議員ハ豫メ前項ノ事項ニ付之ヲ調査シ通常總會ニ報告スヘシ

第十二條　總會ノ議長ハ組合長之ニ當ル組合長事故アルトキハ役員中ヨリ互選シ之ヲ代理スルモノトス

第十三條　本組合員ハ總會ニ對シ代理人ヲ以テ其決議權ヲ行フコトヲ得此ノ場合ニ於テハ之ヲ出席者ト見做ス

第十四條　總會ニ於テ決議錄ヲ作リ會議ノ顚末ヲ記載スルコトヲ要ス決議錄ニハ議長及出席者一名以上之ニ署名捺印スルコトヲ要ス

第二項　評議員會

第十五條　評議員會ハ組合長副組合長及評議員ヲ以テ構成シ會議ハ組合長ニ於テ必要アリト認メタルトキ及評議員及評議員三分ノ二以上ノ同意ヲ以テ要求アリタルトキ組合長之ヲ召集シ總會ニ付議スヘキ議件及總會ノ決議ニ基ク實施方法ニ關スル事項ノ外臨時事業執行上必要ナル左記事項ヲ議定スルモノトス
一、農作物ノ收穫高及減收狀況ノ調査
一、小作料ノ標準調査
一、農村問題ノ調査研究
一、其ノ他本組合事業遂行上必要ナル事項

第十六條　評議員會ニ於テモ決議錄ヲ作ルコトヲ要ス
決議錄ノ作成ハ第十四條ニ準スルモノトス

第四章　事　業

第十七條　本組合ハ其ノ目的ヲ達成スルタメ左ノ事業ヲ行フ
一、組合員相互協調融和ニ關スル施設
イ、小作料ノ維持改善ニ關スル事項
ロ、自作農奬勵竝耕作地緩和ニ關スル事項

ハ、組合員保護救濟ニ關スル事項
ニ、農事ノ講習會講話會ニ關スル事項
ホ、組合員懇話會ニ關スル事項
二、農事經營ニ關スル施設
イ、農事共同作業ニ關スル事項
ロ、共同作業ニ必要ナル農機具ノ設備又ハ共同作業場ノ設置ニ關スル事項
ハ、農産物及自給肥料ノ改善ニ關スル事項
ニ、副業經營統制ニ關スル事項
三、農家經濟充實ニ關スル施設
イ、共同貯金ニ關スル事項
ロ、農業用及生計用品ノ共同購入及生產物ノ共同販賣ニ關スル事項
ハ、消費節約ニ關スル事項

第五章　會計

第十八條　本組合ノ事業年度ハ四月二十日ニ始リ翌年四月十九日ニ終ルモノトス
第十九條　組合費ハ組合員一名ニ付一箇月十錢トシ每月十九日迄ニ納入スルモノトス
第二十條　本組合ノ經費ハ組合費及寄附金補助金其ノ他ノ收入ヲ以テ之ニ充ツ
第二十一條　本組合ノ餘裕金ノ一部ハ每年積立金トシテ之ヲ預金スルモノトス積立金ハ評議員會ニ於テ之ヲ決定スルモノトス
第二十二條　前條ノ預金ハ評議員會ノ決議ヲ經ルニ非サレハ其ノ理由ノ如何ヲ問ハス拂戻シスルコトヲ得ス

第七章　附則

第二十三條　本組合ニ左ノ帳簿ヲ備フルモノトス
一、本組合規約編冊
二、財產目錄簿
三、組合員名簿
四、會費徵收簿
五、役員名簿
六、金錢出納簿
七、總會及評議員會決議錄
八、日誌
九、其ノ他必要ナル帳簿

十二　皇軍武運長久防共祈願祭並宮崎神宮建國奉齋作業（熊本）

一、主催　熊本保護觀察所
　　昭德會熊本支部
一、期日　昭和十四年四月二日（日曜日）三日（神武天皇祭）の兩日晴雨不拘
一、參加者　熊本保護觀察所竝昭德會熊本支部職員一同
　　當管內完全轉向者の內
　　（熊本縣內十三名、鹿兒島縣內十名、宮崎縣內七名）
　　囑託保護司各縣代表者二名宛
　　其他警察官等の希望者數名
一、行事日程
四月二日
（イ）集合日時場所
同日午前七時熊本市藤崎八幡宮社務所前
但鹿兒島竝熊本縣郡部の者は便宜同朝六時三十分熊本保護觀察所に集合の上右藤崎八幡宮に所員先導の下に參會すること
（ロ）同七時十分より藤崎八幡宮に於て祈願祭執行祈願祭の行事順序
　　着席
　　修祓
　　祝詞
　　宣誓
　　神樂
　　玉串奉奠
尙該祈願祭には右參加員の外熊本縣內囑託保護司全員、裁判所、檢事局職員、縣廳、警察署職員參加の豫定
（ハ）同八時右神社前より高千穗行バスに乘車同日正午十二時高千穗著宮崎縣內の參加者と合流の上高千穗神社々務所にて中食
（ニ）午後一時より高千穗神社祈願祭執行
（ホ）午後一時半より同社務所に於て神官大賀七郎氏の神話を主とせる日本精神の講話
（ヘ）同三時より天岩戸神社、高天原、仲觸神社等の巡拜
（ト）午後五時高千穗町今國旅館著（一泊）
同七時前後より同警察署武德殿に於て柴田所長の講話竝座談會
四月三日
（イ）午前七時同所發バスにて延岡に向ひ午前十時四分延岡發零時二十分宮崎驛著（汽車中にて中食）
（ロ）午後一時より宮崎神宮に於て祈願祭執行
（ハ）同一時半より三時迄宮崎神宮神域擴張奉齋作業參加
（ニ）同三時半より五時迄宮崎市教育會館に於て宮崎中學校長日高重高氏の建國精神に關する講話
宮崎縣知事及村上檢事正の講話
（ホ）午後六時夕食の上解散、熊本鹿兒島方面の者は觀察所職員と午後七時四十五分宮崎驛を發し都城にて兩方面に分れ歸省のこと
一、服裝

神前不敬に亙らざる程度の輕裝
（青年團服、作業服等の洋服を可とす
履物は靴、地下足袋の如きを可とす）
一、費用は一切昭德會熊本支部に於て負擔す
一、役　員
總　裁（熊本檢事正）　後藤省三
副總裁（觀察所長）　柴田昇
幹　事（保護司）　小川貞次
同（熊本縣特高主任囑託保護司）　熊鞍利成
同（鹿兒島縣特高主任囑託保護司）　松本林七
同（宮崎縣特高主任囑託保護司）　麓昇
會　計（觀察所書記）　林田基勝
庶務係（轉向者）　野田芳武
交通係（同）　福田政雄
記錄係（同）　一村秀夫
新聞係（同）　西山新次郎
寫眞係（同）　遠山新五郎

十三　護國神社勤勞奉仕修養會（仙臺）

仙臺保護觀察所に於ては昭德會宮城縣支部主催の下に、昭和十四年七月二十二、二十三日及八月六日の二回に亙り、宮城縣護國神社勤勞奉仕修養會を開催せり。

概況左の如し。

第一回（自七月二十二日午後五時至七月二十三日午後四時）

一、參會者　（二十七名）

轉向者　十三名
特高課　五名
憲兵隊　二名
裁判所　二名
觀察所　五名

第一回宮城縣護國神社勤勞奉仕修養會順序

甲　七月二十二日（土）　修養會　發會式（於輪王寺）

午後五時　發會の挨拶　司會德主事
國歌齊唱　開川會長
宣　誓　鈴木善藏
挨　拶　輪王寺福定無外老師
六時　食　事
七時　講　話　講師輪王寺福定無外老師
八時　座　禪
九時　就　寢

七月二十三日（日）

午前四時　起　床
五時　座禪讀經
六時　食　事
六時四十分　出　發　輪王寺より護國神社へ

勤勞奉仕　（於護國神社）

午前七時三十分　護國神社前著
七時五十分　人員點呼集合完了（奉仕準備）
八時　神社參拜
八時五分　勤勞開始
九時四十五分　休　止
十時五分　再　開
十一時五十分　休止晝食
午後零時三十分　再　開
一時五十分　休　止
二時十分　再　開
三時三十分　中止整裝人員點呼
三時五十分　神社參拜終了
四時　解散（現場にて）

宮城縣護國神社勤勞奉仕修養會趣意書

聖戰玆に二星霜皇軍の武威既に支那全土を壓し國威愈々宇內に輝き渡るも時局は疑々として停る處を知らずその前途は遽に逆睹すべからざる現狀にあり、之今や擧國一致その總力を發揚して興亞の大業達成の爲邁進せざる可からざる所以なり。

此時に際り、我が宮城縣當局に於て東亞新秩序建設の途上その尊き礎石となりて神去りし我等が鄉土の英靈を永へに齊き祀る可く新に護國神社御造營の企を爲すや縣民の中には或は資財を獻し或は勤勞を捧げて此擧に馳せ參ぜんとするもの其數を知らずと聞く。

惟ふに之國歩艱難の秋に際り皇猷翼贊の一途に邁進し一死以て護國の鬼と化せし我等が鄉土の英靈に對する衷心よりの感謝と赤誠の迸りに外ならざるものと謂ふ可し。

我が財團法人昭德會宮城縣福島支部に在りては豫てより衆に率先して此御造營の勤勞に奉仕せんの議ありしが先般來之が希望を申出づるもの勘からざるに顧み欣然として此擧に參加せん事を決したり。

凡そかゝる聖業に奉仕せんとするに當りては之に對する精神的用意のなかるべからざる事は敢て多言を俟たざる處なるが吾等は深く玆に思を致し護國の英靈を祀るべき此聖地に赤誠の一簣を打込み國民たるの誠意を披瀝すると共に此の共同的修養行事の味得を通して勤勞尊重の精神を養ひ體力の增進を圖り以て千古未曾有の此非常時局下國家の良材として皇國發展の爲微力を捧げんとするものなり。

宣　誓

本日玆に昭德會宮城縣福島支部主催にかゝる宮城縣護國神社勤勞奉仕修養會發會せらるゝに際し我等は我が鄉土の英靈に對し衷心より感謝の赤誠を披瀝せんが爲本會の趣旨を體して

一致結束しよく團體的規律を尊重すると共に心身を陶冶鍛錬し協心戮力所期の目的達成の爲努力せん事を誓ふものなり

十四　修養鍛錬思想報國懇談會（秋田）

主　催　秋田保護觀察所
財團法人昭德會秋田、山形支部
財團法人秋田至仁會思想部

日　時　昭和十四年二月十一日、十二日の二日間

場　所　秋田保護觀察所

宿　舍　秋田至仁會

費　用　旅費共一切主催者負擔

出席者
主催者側　梅村所長、北條保護司、照井、小野、濱田、明石、山田、鈴木、山岸、遠藤の各囑託保護司、桑名書記、上田秋田至仁會思想部長、濱田秋田至仁會理事、五島教誨師
特高課側　安田秋田縣特高課長、阿部警部
檢事局側　本間檢事正始め各檢事
裁判所側　松野所長、武山部長以下各判事
講　師　秋田縣男子師範學校長大野鼎殺
轉向者　黒澤敏雄外二十八名

日　程

二月十一日
午後二時　秋田驛前集合
同　二時三十分　秋田神社、彌高神社、招魂社參拜、引續き秋田縣立圖書館に於ける日本精神昂揚展覽會參觀
同三時半―四時半　準備會（於秋田保護觀察所）
同四時半―六時　會場竝宿舍清掃、休憩、入浴、夕食
同六時―七時　擧式
同七時―十時　安田特高課長中心座談會
同十時三十分　就寢

二月十二日
午前五時三十分―六時　起床、掃除、洗面、整頓
同六時―八時　朝禮、國旗揭揚、除雪奉仕、作業
同八時　朝食
同九時―正午　講演「日本精神に就いて」
大野師範學校長
講演後講師中心座談會
正午　晝食
午後一時―五時　思想報國懇談協議會
同五時　夕食
同五時三十分　閉會式
同六時　文化劇場に於て映畫「聖戰」を觀賞
同十時　解散

十五　皇軍慰問報告活動（青森）

皇軍慰問團報告講演竝に映畫會開催狀況

開催日時	開催場所	主催者別	聽衆者數	講演者數	備考
昭和十三年十二月二十一日	盛岡市岩手保護院	昭德會岩手青森支部岩手保護院	約七〇	栗本輔導官、小代、芳川保護司	講演のみ
同	盛岡市教育會館	同	八〇	栗本輔導官、小代、芳川保護司、關員四人	同
昭和十四年一月十六日	步兵第五聯隊將校集會所	同	七〇	小代保護司、關員一人	將校のみ
一月十九日	青森市公會堂	昭德會岩手青森支部	六五〇	昭德會岩手青森支部長、小代保護司、關員四人	講演のみ
一月二十五日	八戸市柏崎小學校講堂	昭德會岩手青森支部市役所	三五〇	栗本輔導官、小代保護司、關員二人、成田保護司	同
二月六日	弘前市公會堂	同	八〇〇	同	同
二月七日	黒石町公會堂	同	五〇〇	同	講演竝映畫會
二月二十五日	岩手縣紫波郡日詰町小學校講堂	同	五〇〇	小代、芳川保護司、關員三人	同
二月二十六日	岩手縣紫波郡赤石村小學校講堂	同	八〇〇	同	同
二月二十七日	岩手縣紫波郡彦部村青年學校講堂	同	五五〇	小代保護司、關員二人	同
二月二十八日	岩手縣二戸郡福岡町劇場	同	八五〇	同	同
三月一日	岩手縣江刺郡岩谷堂町劇場	同	七〇〇	小代、芳川保護司、關員二人	同

青森保護觀察所は曩に實行したる思想轉向者皇軍慰問に際し皇軍の活動狀況をフイルムに收め來りたるを以て、昭德會岩手青森支部に於て、十六ミリ太陽映寫機（一、〇〇〇ワット）を購入の上左記の通り管下各府に報告講演竝に映畫會を開催しつゝあり。

三月二日	岩手縣東磐井郡一關町小學校講堂	同	九〇〇	同
三月三日	岩手縣氣仙郡大船渡町大船渡小學校盛町小學校	同	五〇〇〇 六〇〇〇	芳川保護司、團員二人
三月四ノ日	岩手縣釜石市釜石市第三小學校釜石市第一小學校	同	四〇〇〇 五〇〇〇 七〇〇	同 芳川保護司、團員三人
三月五日	盛岡市林陵小學校盛岡地方裁判所	同	四〇〇	同
三月六日	岩手縣和賀郡黒澤尻小學校	同	三〇〇	芳川保護司、團員二人 （裁判所にては映畫のみ）
三月十日	青森市大坂町幼稚園	同	三〇〇	團員三人 講演並に映畫會
三月十一日	青森市堤橋高等女學校	同	八〇〇	團員二人
三月十四日	青森縣南津輕郡浪岡町劇場	同	六〇〇	小代、成田保護司 團員一人
同	青森縣南津輕郡五鄕村小學校	同	七〇〇	同

十六　小樽修養會結成（札幌）

昭和十三年九月七日夜七時より小樽市入船町德壽寺廣間に於て小樽在住轉向者時局懇談會開催、保護觀察所側より相墨輔導官、瓜生、吉田兩保護司、警察側より太田特高主任、湊特高係、刑務所側より齋藤小樽支所長、保護會側より岡崎小樽保護會長（保護司）、大越同會主事、市內有力者側より資林高商生徒主事（保護司）、鹽谷市社會課長（保護司）、西田高商教授、酒井（海運業）、平澤（倉庫會社重役）、坂牛（辯護士）、岡崎（憲）量德寺副住、轉向者の主なるもの堀內、金湖、加藤、吉村、目黒、土井、設樂（札幌）、脇坂、彌永（札幌）等二十數名集合し、（一）岡崎保護會長より時局懇談會開催に至りし經過に付て挨拶あり、（二）西田高商教授、太田特高主任、坂手辯護士より現時局下に於ける轉向者の覺悟に付て縷々說述あり、（三）岡崎（憲）保護會理事長より現時局下に於て社會淨化の緊要なる所以竝に轉向者及市民の日本精神に覺醒し相互修養向上の必要なることを力說し、（四）設樂向上會幹事は時局下に於ける轉向者の覺悟と社會復歸を容易ならしむる爲官民各層の轉向に關する認識と理解を求むる爲修養會又は向上會を組織する必要性を說き土井、金湖、加藤、吉村、目黒、脇坂等の小樽在住の主なる轉向者は各自忌憚なき意見を吐露して小樽修養會設立を希望し、（五）相墨輔導官を座長に推して會則の審議に移り別項の如く會則を定め、（六）會長推戴に移り座長は其銓衡委員に岡崎（元）、資林、鹽谷、太田、酒井、土井（事件關係者）、吉村（同）、脇坂（同）の諸氏を指名し同委員會は別室に於て愼重協議の上小樽市有力者伴房次郎氏を推し座長より全員に報告して贊同を得同氏を會長に推すことに決定、次回迄に會長指名の許に各役員を定むることゝなし歡談裡に岡崎保護會長の辭を以て閉會し午後十時半散會したり。

小樽修養會々則

一、名　稱　本會は小樽修養會と稱し事務所を小樽市入船町量德寺內に置く

二、目　的　本會は日本精神の昂揚實踐を以て會員の修養、向上を計る

三、事　業　前條の目的を達成する爲に每月二日夜七時より約二時間量德寺廣間に於て例會を開催す但し期日、會場等變更の節は特に通知す
尙此外座談會、講演會、家族會出版物の配付等必要と認むる事項は隨時之を行ふ

四、組　織　本會は小樽市及其附近に在住する者にして思想問題に關心を有し本會の目的に贊同する者を以て組織す
但し會長の許可を經るものとす

五、會　員　會員を左の三種に分つ
（イ）正會員　每月十錢を醵出するもの
（ロ）贊助會員　本會發展の爲年額金五圓以上を寄附するもの
（ハ）特別會員　本會發展の爲多額の援助をなせるもの

六、役　員　本會に顧問及左の役員を置き會員中より會長之を委囑す
（イ）顧　問　若干名
（ロ）會　長　一　名
（ハ）理　事　若干名
內三名を常任とす
會長は本會を主宰し理事は諸般の事務を處理す
理事は任期を一箇年とし重任を妨げず

七、經　費　本會に要する一切の經費は會員の會費竝に寄附金を以て之に充つ

第六章　猶豫者及釋放者保護事業

第一節　猶豫者釋放者保護事業の發達

第一　司法保護事業の淵叢

現代の司法保護事業は對象の種類に從つて釋放者保護事業、猶豫者保護事業、少年保護事業及び思想犯保護事業の四種に分類されるが、沿革的に最初に生成したものは釋放者保護事業であり、後に至り新しい種類の要保護者の發生又は發見を見るに及んで他の三種の事業が次々と現れたものである。而して今日に於ては釋放者保護事業、少年保護事業並に思想犯保護事業の三者は其の夫々の保護對象の質に於ても保護の機構に於ても互に截然たる差異を有し、從つて夫々獨立の分野を形成して居るのであるが、猶豫者保護事業と釋放者保護事業との關係は之と異り、其の保護對象の法律的差異は明確であるに拘らず實際上の質的差異は必ずしも明確ならざる場合が多く、從つて之が輔導の方法に於ても截然たる區別を設け難いばかりでなく、保護機構に就て見ても未だ分化を遂げて居ない。從つて此の兩種の事業は觀念的には之を相互區別すること容易であるが、事業上は之を未分化のまゝ包括的に記述するのを便宜とする。

釋放者に對する保護の行爲は遠く上古に遡つて之を見ることが出來るが、事業としての釋放者保護事業の濫觴は加賀藩に於ける非人小屋の事業であると謂はれる。寛文九年（一三二九）加越能三國に大雨洪水あり、田畝損亡し民屋の被害多く、餓民道に横たはる狀態となつたので、加賀藩に於ては非人小屋と稱するものを設け、窮民細民を固より、釋放者にして家なく職なき者或は浮浪の徒等を收容し、之に相應なる職業を修得せしむると共に感化指導の方策を講じた。斯くの如く此の施設に於ては單に釋放者保護事業だけでなく救貧救民の目的も綜合されたのではあるが、之を刑事政策に基く釋放者保護事業の萌芽と觀ることが出來る。

寛政二年（一四五〇）幕府に依つて江戸石川島に設けられた人足寄場は一層明確なる保護事業施設であつた。發案者長谷川平藏が老中松平越中守に奉つた上書には、「御府内の花茂り、葉の繁りたるに依り諸國より集りて來るもの多し、其の中には理斐の徒は少なく、放埒だじやくのやから有りて後は非人に成り下るなり。是已が心からとは言ひながら非人多きは國の恥なり。若し臣に豪命を蒙りなば斯樣なやからを召

捕らへ、兩國の下流佃島無人島に於て身持相應の産業を教へ、雜費の外は其の者共の德分と致させ、錢財を保たしめ、店を持たせ渡世を致させなば良かる可し、國の元は百姓なれば其の中より撰び百姓に仕立て、御料私領にかゝはらず無人の土地へ有り附けなば、百姓之れ無きの愁ひなかるべし」と言ひ、浮浪者對策としての人足寄場の設置を提唱して居る。松平越中守は「是聖賢の道なり、能く心付きたり」と之に贊同し、石川島葭生地一萬五千餘坪の地に寄場を設置し、入墨又は敲の刑に處せられたる者其の他の無宿者を收容するに至つたのである。この制度は、前科無宿者の犯罪危險性を除去して之を善良有用の民たらしむることを目的としたものであり、現代に於ける司法保護の理念と共通するところが多い。

第二　別房留置制度

明治時代に入つて最初に現れた釋放者保護事業は別房留置制度である。明治十五年一月施行の改正監獄則に依り、『刑期滿限ノ後賴ルベキ所ナキ者ハ其ノ情狀ニ由リ監獄中ノ別房ニ留メ生業ヲ營マシムルコトヲ得』ることとしたものである。公營の釋放者保護事業と見ることが出來る。

右別房は全國各監獄に附置せられ、年々多數の別房留置人を收容したから、其の限りに於ても再犯防遏上多大の寄與を爲したものと認むべきであるが、其の成績は必ずしも滿足されなかつたばかりでなく、當時は普通監獄の經費は地方費で支辨せられてゐた爲め別房留置人の增加は地方費の過重負擔となり、是等の關係から本制度に對する廢止の聲が高まり、遂に明治二十二年七月を以て廢止せられた。

第三　民間保護事業の誕生と成長

一　民間保護事業の發生

別房留置制度の廢止に拘らず出獄人保護の事業は民間篤志家の經營と之に對する官の奬勵とに依つて次第に成長を遂げた。民間に於ける出獄人保護事業は既に別房留置制度の存續中にも其の發生を見てゐたのであつて、靜岡縣人金原明善が釋放者の悲慘なる境遇に對する同情から同縣下に於て之が保護に着手したのは明治十三年であつたと謂はれる。又其の頃東京に於ては石川島監獄の別房留置人を民間に於て道路撒水夫として使役した事があり、其の動機及び實際の處遇に於て之を保護事業と稱し得るか否かには疑問があるが出獄人の處遇に關する社會の關心を喚起すること淺からぬものがあつた。

二　政府の奬勵

明治二十一年三月、金原明善翁の出獄保護事業は靜岡縣知事の認可を得て「靜岡縣出獄人保護會社」となり、靜岡市外北安東の施設に釋放者を收容して之が敎化訓論、職業指導、生業助成に努めた。當時他の地方に於ても釋放者を保護して

自營の途を得しめんとする企畫があつたやうであるが、別房留置制度を廢止した政府は再犯防遏の見地から是等有志者の企畫を奬勵助長するに努めた（明治二十二年七月內務省訓令）ので、民間保護事業の成長は拍車をかけられ、明治二十二年には京都感化保護院、新潟縣出獄人保護會社、東京出獄人保護協會、明治二十三年には埼玉縣慈惠免囚保護院、大分縣出獄人保護會社、下關保護院等が設置された。

三　民間保護事業の成長

明治三十年、英昭皇太后の御大葬に際しては一萬五千三百六十人の恩赦あり、皇室に於かせられては免囚保護事業の爲め長くも御內帑金を御下賜あらせられたので、御仁慈に感激した國民の間には保護事業への關心漸く高まり、保護團體の設立は次第に其の數を加ふるに至つた。

政府に於ても、再犯防遏の重要性に鑑み釋放者保護事業を更に振作するの必要を認め、「免囚保護事業ノ慈善的性質ノモノタルニモ拘ラズ其ノ本質ヲ害セザルノ範圍ニ於テ相當ノ補助ヲ政府ヨリ與ヘ」ることとし、明治四十一年より政府豫算に免囚保護事業奬勵費を設定して之が奬勵助長に努めた。

斯くて　皇室の御恩澤の下、司法當局の指導督勵に依つて民間篤志家の經營に係る釋放者保護事業は漸次其の機構を整へ、大正元年八月二十二日現在に於ては保護團體の總數一〇八、其の內主として收容保護を爲すもの六八を算した。而して同日まで過去二十四年間に是等の民間保護事業家に於て保護したる者は一二、六四八人、其の內成績良好と見るべきもの（自活又は親族に引渡したる者）は六、八五〇人に上つて居た。

第四　保護團體の躍進と分化

一　大正初年以後の保護團體の增加

大正元年九月、明治天皇の御大葬に際し恩赦の事あり、恩典に浴する者多數に上つたので、朝野を擧げて聖恩の廣大無邊なるに感激し、恩典に浴したる者をして將來永く忠良の民となつて皇恩の萬一に報ゆるところあらしめ、其の一人と雖も再び刑辟に觸るゝこと無からしむる爲め保護の萬全を期することに努めた。就中、佛教各宗は積極的に司法當局と連絡をとつて此の事業に盡力することとなり、爲めに斯業の機構は飛躍的の擴大を見ることとなつた。之に對應して司法省に於ても各宗本山に對し「檀徒にして新に出獄するものあるときは菩提寺は進んで其者を迎へ自ら引受人となり、出獄後の生活並に家族關係等に付き十分に幹旋の勞を執り、爾後引續き其者の監督輔導に盡力せられんことを望む」等細目に亙る指示を與へて保護機能の發揚を促進するに努めた。

斯くして當局の盡力と宗教家の奮起に依り民間に於ける出獄人保護事業は大正元年及同二年の二ヶ年に於て躍進的な擴充を見ることが出來た。卽ち此の二年間に於ける保護團體の設立は、過去二十四年間に於て設立された保護團體の數の一倍半といふ急激なる增加を示したのである。此の釋放者保護團體の數的擴大と共に各個の釋放者保護團體の組織機構も一段の進步を示した。後年の司法保護委員制度の先驅と見るべき福井縣福田會の保護委員が設置されたのも此の大正二年であつた。又、是等の釋放者保護團體の聯絡指導、事業從事者の養成訓練等に關する機構が樹立されたのも大正二年であつた。卽ち中央に於ては同年中央保護會の設置があり、地方に於ては此頃より各監獄署を中心として關係保護團體の間の連絡の組織が成立の機運を見せて來た。斯くして我國の釋放者保護事業は大正初期に於て民間篤志家の慈善事業としての形に於て一應形式上の完成を見せたのである。

爾來釋放者保護團體の數は逐年增加し、中央保護會たる財團法人輔成會の加盟團體の數は左の如くであつた。

大正三年	四九七	大正八年	六二五
大正四年	五一五	大正九年	六五五
大正五年	五三〇	大正十年	六七一
大正六年	五六〇	大正十一年	六七九
大正七年	五九四	大正十二年	七一五

二　保護團體の分化

大正十三年より現行刑事訴訟法が實施され、起訴に就ての便宜主義が明定された結果、起訴猶豫者、微罪釋放者の數が激增し、之等の者の中には、適當なる保護者を有せず、所持金もなく、再犯の虞ある者も少からず包含されて居る爲、檢事局或は警察署に於ては是等の者を主として釋放者保護團體に引渡して保護を加へしめることとなつた。然るに是等の要保護者は刑務所釋放者に比し、罪歷境遇受刑の有無其の他質的に相當の差異が認められるばかりでなく釋放官廳を異にする關係もあり、之が取扱は釋放者保護團體から獨立した專門的保護團體に於て爲すべしとする理論に基き、大正十三年三月に初犯猶豫者の敎化濛善を目的として大日本敎化會が設立されたのを初めとして漸次猶豫者保護專門團體の發生を見るに至つた。釋放者保護團體の事業の分化の一面と見ることが出來る。（大正十二年以來少年法の保護處分に依る委託を受けて少年の保護を爲す少年保護團體の發生を見たが、少年保護團體は多くは當初より釋放者保護團體と對立して新なる發足を爲したものであり、釋放者保護團體の事業の分化と見ることは困難のやうである。）

釋放者保護團體の分化の他の一面は對象たる釋放者群の質的分類に基いて生じた特殊釋放者保護團體の發生である。卽ち明治三十九年には少年たる釋放者の收容保護を目的とする小田原幼年保護會の設立があり、明治四十二年には老人たる釋放者の收容保護が奈良養老院に於て兼營事業として開始せ

られ（大正十二年一月老齢釋放者保護專門團體として小西壽業園の設立を見た）明治四十三年には下野保護會に女子部が獨立して婦人釋放者の保護を專門とするに至る等、各種の特殊釋放者の保護團體の成立があつた。尙明治三十五年女囚携帶の乳兒を保育することを目的として設立された東京女囚携帶乳兒保育會は家族保護事業の先驅と見ることが出來る。

第五　保護團體と保護委員

釋放者又は猶豫者に對する保護の方法としては、釋放時に於ける出迎へ、時衣の給與、宿泊の供與、歸住旅費の給貸與、歸住の際の同伴等の所謂一時保護を必要とする者もあり、釋放後に於て引續き施設に收容して保護を加ふるの必要ある場合もあり、又一定の住居を有するに至つた者に對し繼續して之が指導援護を爲すことを要する場合もある。各釋放者保護團體に於ては是等の必要に應じて夫々或は各種の一時保護、又は收容保護（直接保護とも稱した）或は觀察保護（間接保護）を加へて來たのであるが、中に就き觀察保護について言へば、觀察保護を要する者の居住地に保護團體の所在地に限らず廣汎なる地域に散在するのであるから、之に對して觀察保護を充分に遂行する爲には保護團體の少數の役職員を以てしては足りず、各市町村に漏なく保護當務者を配置することを必要とする。而して釋放者保護の目的が釋放者を完全に社會に融合せしむることに存するとすれば、一時保護や收容保護を必要としない者があるとしても觀察保護は殆ど普遍的に必要であると謂はねばならない。斯かる觀點よりして釋放者保護團體に於て一定の地域（例へば縣の區域）內の各地區に保護團體の機關として保護委員を設置し、之をして當該地區歸住釋放者の觀察保護に當らしむるものを生ずるに至つた。之が嚆矢をなしたものは福井縣福田會である。同會に大正二年福井縣下に十六支部を設け各支部に保護委員を配置し、保護委員は各宗派寺院住職の中から之を選び、各委員の分擔區域を定めて其の區域內居住の釋放者の保護に當らしめたのである。

保護委員の制度は其の後岐阜縣保護會（大正十二年）、愛知慈惠會（大正十四年）三重縣保護會（大正十五年）等の各保護團體に依り採用され、昭和年代に入つては靑森縣慈光會（昭和二年）、石川更新會並に劍路慈德會（昭和五年）、埼玉自彊會（昭和七年）、富山養得園（昭和八年）、玖珂郡修道義會（昭和九年）等の各保護團體も夫々保護委員を設置し、斯くして觀察保護を擔當する保護團體の機關としての保護委員の制度は漸次普遍的たらんとするの傾向をとり、之に依り是等の保護團體の組織並に機能は新しい樣相を帶びるに至つた。

第六　司法保護事業法の施行

釋放者保護事業に於ては一時保護、收容保護及び觀察保護を適時適當に施すことを必要とするのであるが、保護團體の財政的基礎が强力でないこと、保護對象者に對し保護を受けしむべき法律的根據がないこと等の事情に依り、從來收容保護は刑政上必要なる程度に行はれてゐるとは謂ひ難き實情にあり、又觀察保護については前述の如く其の機構の形式的整備を見たるものあるに拘らず實質的の保護活動は必ずしも充分でなく、中には保護委員は單に備はるに過ぎず何等の保護活動を爲さざるものも稀でなかつた。斯くの如き保護活動の不振は畢竟保護機構に足らざるものあることに基づくものと見られるので、一方に於ては一時保護及び收容保護の活動を充實する爲保護團體の機構を强化し、他方に於ては觀察保護に當らしむべき保護委員を確固たる地盤の上に活動せしむる爲、昭和十四年三月司法保護事業法が制定され、同年九月本法及び本法に基く司法保護委員令が施行され、玆に釋放者及び猶豫者に對する保護の事業は新しい組織を有するに至つた。卽ち保護の機構としては在來の保護團體が一定の條件の下に公認されると共に之と別箇に公の機關として司法保護委員が設置せられ、機能上では一時保護及び收容保護は司法保護團體に於て之に當り、觀察保護は司法保護委員に於て之に當ることとなつた。

第二節　司法保護團體

第一款　釋放者保護團體の發達

第一項　草創時代

我國に於ける司法保護事業團體の濫觴と稱せらるゝ靜岡縣出獄人保護會社が金原明善翁によりて設立せられたのは明治二十一年三月であつた。創立當時に於ける靜岡縣出獄人保護會社の實狀は詳かではないが、同社の記錄に依れば「明治二十一年二月二十四日駿河國有度郡靜岡宿十一番地平民安田故太郎、同國同郡靜岡吳服町一丁目十五番地平民杉本大次郎、同國同郡靜岡江川町二十番地平民廣瀨市藏の三名連署を以て靜岡縣知事關口隆吉に出獄人保護會社設立を出願し、同年三月六日右設立の件許可せられ、靜岡市安倍町に假事務所を置く」とあり、同時に左記役員が任命せられた。卽ち社長安田故太郎、副社長川村矯一郎、會計委員杉本大次郎、同廣瀨市藏、書記川上道存、同矢部岩次郎の六氏である。次いで翌二十二年十一月、創立後最初の大會議を開催し、新役員として監督委員和田傳太郎、同山崎千三郎、同仁田大八郎を任命すると共に、創業以來の經費金參百拾壹圓七拾五錢を社員金原明善より寄附の申出あり之を受入れて閉會してゐる。斯くて

我國に於ける最初の司法保護團體の誕生を見るに至つたのである。

明治二十二年七月には監獄則が改正せられ、別房留置の所謂官營保護施設は遂に法規の上から其の姿を消すことになつたが、釋放者保護の問題は寸時も忽緒に附すべきものに非さるため、內務省に於ては直ちに廳府縣長官、集治監典獄に對して民營保護團體の設立奬勵方を訓令した。

當時斯業に對する社會の理解は充分ならず、寧ろ無理解にして、爲に其の設立も遲々として進展せず、更に折角の計畫も中途に挫折の運命に遭遇する等幾多の難關はあつたが、當局の適切且つ熱心なる指導奬勵と宗教家竝に社會一部の先覺者の獻身的靈力に依つて、保護團體の數も次第に增加するに至つた。

其の當時設立せられた　保護團體を擧ぐれば、

明治二十一年

靜岡縣出獄人保護會社……靜岡勸善會の前身

明治二十二年

京都感化保護院……當時は京都府下朱雀野村西京に一民家を借り受け明治二十六年には京都勸善會なる後援團體を組織し明治三十二年京都市內の現在地に移轉す

東京出獄人保護會……齊修會の前身

沖繩放免者保護會……沖繩自營會の前身

新潟縣出獄人保護會

明治二十三年

埼玉慈善會保護院……埼玉縣自彊會の前身

大分縣出獄人保護會社……大分縣保護會の前身

下關保護院

（東京出獄人保護會事業中止となる）

明治二十七年

愛知縣出獄人保護會……愛知自啓會の前身

三重縣免囚保護會……三重縣保護會の前身

明治二十八年

愛媛縣保護場……愛媛縣聯合保護會の前身

米澤商會保護部……米澤自彊會の前身

明治二十九年

救世軍第一社會事業部……救世軍勞作館の前身

寺永慈惠院……網走慈惠院の前身

以上は今日猶司法保護團體として事業を經營せるものを擧げたるものにして、當時創立せられたる團體にして個人の事業として經營せられ其の後事業の繼承不詳なるものが數個團體ありて實際は前記より多數なりと思料せられる。

尙二十九年に於ける特筆すべきことは靜岡縣會及埼玉縣會は各縣下靜岡縣出獄人保護會社及埼玉慈善會免囚保護院に對し年額金五百圓の縣補助建議案を可決したが、これは同保護會の金原明善竝大島寬爾兩氏の創業以來血みどろな努力が漸く酬ひらるゝに至つたもので、保護事業に對する府縣費補助の嚆矢である。

第二　明治三十年以後

明治三十年　英照皇太后の崩御に當り長くも恩赦令を發布せられ、一萬數千人が此恩典に浴して出獄することになつたが、皇室に於かせられては之等の輩に對し御下賜金を下し救恤の範を國民に垂れさせ給ふや、當時所管大臣たる樺山內相は宏大なる　御仁慈を深く感泣して、直ちに府縣知事竝に典獄に對し、深く　聖旨を體し之等恩典に依る釋放者の處置に付遺憾なかしむる樣訓令、訓示をなしたので、ここに有識者の奮起となり、一般社會人も斯業の重大性に關心を有するに至り、爲に保護團體の急設各所に出現し、斯業の進展に劃期的機運を招來するに至つた。

明治三十年に設立せられ又は組織に着手せられた保護團體を擧ぐれば、大草保護場（自立會の前身）、東京出獄人保護所（東京保護會の前身）、千葉保護院（千葉歸性會の前身）、富山保護會（富山養得園の前身）、備作惠濟會自省舍、三池保護會の六團體にして翌年には二團體、翌々年には八團體と急に增加した。

斯くて明治三十一年以來年々三、四ケ團體の新設を見、明治四十一年には六十九團體を算するに至つた。

斯くの如く保護事業も愈々本格的發展の軌道に乘つたのであるが、從來國家は之等保護團體に對しては何等經濟的援助をなさず、經費全部は篤志家の寄附又は資產の利子等に依つて支辨されて經營が續けられたのであるが、明治四十年に至つて刑法改正案の議會通過あり、同年四月二十五日に公布されたのであるが、同時に免囚保護奬勵費として金壹萬圓を豫算に計上して、保護團體中優秀なる二十六團體に對し最低二百圓最高五百圓の奬勵金を下附することになつた。而して司法省當局者も本格的に保護事業の指導督勵に當る事となり、保護團體も增設せられ、奬勵金も明治四十年以來繼續せられ、同四十五年には其額も參萬圓に增加されたのである。

斯くして保護事業も目醒しき發展への緖に就いたのであるが、大正元年八月二十二日現在による監獄局より發表せられたる統計によれば、保護團體の總數は一〇八團體、その內主として收容保護をなす團體は六八團體である。

第三　大正より昭和へ

明治四十五年七月　明治天皇崩御遊ばされ、同九月廣範圍に涉り恩赦令發布せられ恩典に浴したる者多數に上り、爲に朝野を擧げて聖恩の廣大無邊に感激し殊に司法當局より、或は各宗派管長より訓示又は論達に依つて宗教家の奮起となり

斯業の創立發展に邁進するに至りたる結果、左記の通り明治四十五年及び大正二年の二年間に於ける保護團體の設立は過去二十四ヶ年間に於て設立せられたる保護團體の數の約一倍半に當り、急激なる增加を示した。卽ち次の如くである。

自明治二十一年至同四十四年	一〇一團體
明治四十五年	七九團體
大正二年	六三團體

（但し支部及中絶せる保護團體は之を除外す）

當時保護團體に於ける保護の對象者は、該團體の殆んど凡てに冠せられた名稱の示すが如く出獄人又は免囚にして、而も當該保護會所在地の監獄より釋放せらるゝ者を保護する目的を以て設立せられたる爲、又斯の如き保護團體の急激なる增加により、一部有識者間に全國的な聯絡統制の必要性が論ぜられる樣になつた。

かゝる保護思潮のもとに大正二年二月中央保護協會が設置せられ續いて翌三年七月財團法人輔成會の創設を見るに至つたことは別項記載の如くである。（六九頁、七一頁參照）

大正二年の團體數は詳かではないが、大正元年八月二十三日現在は一〇八團體となり、大正三年末には四九四團體に激增し、約四倍の增加を示してゐる。之は前述の通り大正元年九月十三日　明治天皇御大葬に際し恩赦令を發布せられた皇室の御仁慈の賜に依るものと言ふべきである。

斯くの如く大正の初期より中期に至る間、あらゆる部門に於て我が國の保護團體は劃期的進展を遂げ、其の間司法省に於て之を監督指導すると共に、更に中央統制機關たる輔成會に於ては全國的講習會の開催及斯業從事職員の養成竝に保護團體に對する助成金の交付等、各方面より指導督勵して保護事業の發展を助成し、同時に社會一般の斯業に對する認識も深められ、漸次司法保護事業も社會化するに至つた。

斯くして保護團體も年々增加の傾向にあり、殊に間接保護をなす團體は全國各地に設立せられ、津々浦々に至るまで保護網が確立せられ、大正八年には豫算の關係で一時中止されてゐた司法省免囚保護事業奬勵費の科目が復活せられ年々保護團體に交付することになつた。

大正十二年に少年法が實施せられ、これに伴つて同年五月司法省告示第六號を以て、釋放者保護團體に對しても假出獄少年取締規則附則第二項に依り少年保護團體として指定せられた。更に同年度に於て特筆すべきことは、紀元の佳節に當り司法保護團體に對し、斯業奬勵の御思召を以て奬勵金御下賜の御沙汰を拜し、其の光榮に浴した團體は百四十六團體に及び更に同年九月大震災に於て罹災したる保護團體に對しては、御內帑金を下賜あらせられ、剩へ宮內官をして各地保護會の被害實況を視察せしめられ給ふたのである。洵に皇恩の無邊なるに斯業關係者一同深く奮起を誓つた。

大正の末期より昭和に至る保護團體の活動は、各團體相互間の連絡、內容の整備擴充及被保護者の更生輔導に全力を傾注すると共に、社會一般の斯業に對する關心と理解とを深からしめることに努めた。各控訴院管內司法保護事業研究會も其の間に全部結成せられて年々之を開催し、斯業に對する研究討議をなすと共に相互の親睦を深め、他面社會の斯業に對する關心を喚起せしめたのである。司法保護デーも此の氣運に於て釀されて、全國保護團體が打つて一丸となり大正十四年始めて擧行され、以後年々開催せられて今日の盛大を極むるに至つた。

第四　司法保護事業法の施行

昭和に入りて其の當初約十年間は大體に於て漸進的步調を辿り來たつたのに對し其の後の數年間に於て實に急速な展開を示し遂に昭和十四年九月司法保護事業法の施行を見るに至つたのであるが、其の間の詳細な事情は余他の諸項に讓り、團體數に付てのみ一瞥すれば大正十五年に於ては七三九團體であつたのに對し、昭和十四年九月一日卽ち司法保護事業法施行直前に於ては八三一團體で、其の間九二團體の增加を見てゐる。而して右事業法施行直前の團體數と同法に依り屆出爲したる團體數とを對比すれば左の通りである。

控訴院管內別	昭和十四年九月一日現在	昭和十四年末現在	減	
東京	二一二	一三五	七七	
大阪	一四四	八四	六〇	
名古屋	八〇	二三	五七	
廣島	一〇八	七一	三七	
長崎	一二一	四五	七六	
宮城	一二三	四四	七九	
札幌	四三	三〇	一三	
計	八三一	四三二	三九九	

斯くの如く團體數の著しく減少したのは司法保護事業法施行の結果（イ）從來指導助成團體にして直接保護を爲し居りたる團體が專ら指導助成團體に改組したる爲（ロ）從來收容施設なく觀察保護に重點を置きる團體が觀察保護は司法保護委員之に當ることに規制せられ、從つて團體存立の意義を喪ひ自然廢止するに至りたる爲（ハ）從來一般保護團體にして少年保護又は思想犯保護を兼ね行はれたる團體が專ら少年又は思想犯保護を爲す團體に轉じたる爲等の理由が指摘せらる。從つて數字の上の減少は必ずしも實質的減少を意味するものではない。

次に事業法施行に伴ひ屆出せられたる一般保護團體を其の事業の種類別に表示すれば左の通りである。

| | | |

| | | |

ニ當リ觀察保護ハ特ニ規定アル場合ヲ除クノ外司法保護委員之ニ當ル」に依り收容保護及一時保護の二種となつた。尤も同法第六十七條の規定に依り保護團體が觀察保護に當る場合がないわけではないが原則としては收容及一時の二種である。此の事は從來觀察保護に重點を置く保護團體も多數存在したのであるが、其の實績に鑑みて觀察保護の充實を圖る爲め、同法に於ては、觀察保護を爲さしむる爲には特に司法保護委員を設置し、司法保護團體の活動力は專らこれを收容保護又は一時保護のみに集中せしむる方針をとつたのである。其の結果司法保護事業法の下に於ける司法保護團體は、其經營の形は依然民有民營に屬するにしても、其の機能に於ては、國家の意志に從つて直接の制約を與へられて保護といふ公務を遂行すべきところの、公共機關たる性格を多分に具ふるに至つたのである。

第三款　特殊の保護團體

第一　保護團體の分化

司法保護團體は其の進展に伴ひ被保護者の特殊性に基き漸次專門化せられ遂に少年、思想、一般と分化するに至つたが創立當初は對象者も刑務所（當時は監獄）釋放者のみに限られ、一保護團體內に老少男女の被保護者を收容したのである。

然るに明治三十五年には東京女囚携帶乳兒保育會が設立せられて保護團體の特殊化の先驅をなし、同三十九年には少年の收容を主とする小田原幼年保護會が設立せられ、更に同四十二年には奈良養老院が老人を中心として免囚保護事業の營を開始し、翌四十三年には下野保護會に女子部が獨立して併置せらるゝ等漸次對象者による專門化の傾向を示すに至つた。斯くして遂に大正十二年少年法發布と共に少年保護事業は一部門化して一般釋放者保護事業と對立し、少年保護團體は法規に依り指定せらるゝに至つた。更に大正末期頃より思想犯罪者の增加と共に一般釋放者保護團體內に思想部を併置又は獨立團體の設置續出し、昭和十二年思想犯保護觀察法の實施せらるゝや之等思想犯保護團體は同法施行規則第二條に基き分化するに至つたのであるが、一般釋放者保護事業の內部に於ても對象者を中心として專門化の傾向は顯著となるに至つた。今其の對象者を擧ぐれば

起訴猶豫者竝刑の執行猶豫者
婦女子
老人又は老衰者
不具、癈疾者
少年（刑事）
初犯者

受刑者其の他拘禁者の家族
內鮮人

等であるが、未だ前記各號該當釋放者の收容を專門とする保護團體の設立は經費、設備、其の他の事情により遲々として進まず左記に揭ぐる數個團體に過ぎざる現狀である。

第二　猶豫者保護團體

猶豫者保護團體とは起訴猶豫者竝刑執行猶豫者を對象とするもので、刑事政策遂行の完成を期する爲には最も緊要且つ重要なる保護の部門である。其の對象者は、刑の執行猶豫者、檢事局より釋放せらるゝ起訴猶豫者、警察署より釋放せらるゝ微罪釋放者等である。之等未だ刑の執行に至らざる、保護の必要性と其の改善の可能性に於て最も考慮指導を要すべき者で、再犯防遏の第一線と云ふべきである。

又保護對象者の總數は年々三十萬に及ぶのであるが、起訴猶豫者はその約九割前後の多數を占め居る現況に鑑み、識者間に漸く重大視せらるゝに至り、各保護團體に於ても關心を有し、專門化する傾向にあることは喜ぶべき現象である。

更に昭和十三年度に於ける、過去五ヶ年間の起訴猶豫者及刑執行猶豫者中再犯に陷れる者につき、期間竝保護者の有無を調査するに、再犯に至る期間の五三%は一年以內に再犯に陷り、而もその六一%は保護者なき者なることは、甚深なる考慮を要することと思料せられ、保護者なき者は必ず猶豫者保護團體に引渡し且つ一年乃至二年間位は間接保護の方法により再犯の防止をする必要を認めるのである。

現在我が國に於ては概ね一般釋放者保護團體に於て之を處理することとし昭和十四年末現在猶豫者保護團體として獨立せる團體は帝國更新會（東京市）靜修會（東京市）司法保護大日本教化會（東京市）大阪報恩會（大阪市）愛知自啓會中協國（名古屋市）の五團體である。

第三　婦女子の保護團體

婦女子の保護團體は男子の保護に比して種々特色を有してゐる。

（一）男子の釋放者に對し其の數の僅少なること。
（二）犯罪の種類が偏してゐること。
（三）再犯の處最も多き三十歲未滿の者少く思慮の定まつた三十歲以上五十歲迄の者が多數であること。
（四）再犯者の僅少なること。
（五）釋放後の就職は男子に比し容易にして財政的困窮に陷る者少きこと。

以上の理由により保護團體の數も僅少且つ設備も小規模にして獨立せる收容場を有するものは、兩全會（東京市）栃木明德會（栃木）、丹州惠濟會（京都）、吳保護感化樹德會（廣島）、佐賀縣恒產會の五ヶ團體に過ぎぬ他は一般の男子收容

場に從屬的に併置せられてゐる程度である。

第四　老齢者保護團體

こゝに老齢者保護團體とは釋放者中老齢にして氣力衰へ自己の生活を支持する能力竝之を保護すべき親族知己を有せざる者に對する保護に名付けたるものであつて、普通の保護團體とは左の點で全く趣を異にしてゐる。

（一）　全部收容を必要とすること
（二）　終生收容を必要とすること
（三）　活動能力無く生活の殆ど全部の扶助を必要とすること

以上此の種の保護團體は特殊の條件を有するものなる爲、相當經濟的の考慮を要し且つ其の世話も難事である。一般の釋放者保護が對象者の職業の斡旋其の他社會活動への復歸にあるに反し、彼等の保護の重點は餘生を安樂に過ごされることにあつて、保護事業の價値よりすれば最も消極的であるがしかも其の存在を必要とするものである。昭和十四年末現在に於て右事業の保護團體は、小西壽業園（大阪府）安立園（東京府）筑南慈濟會「櫻の家」（茨城縣）和光會（米子市）の四團體である。

第五　家族保護團體

受刑者又は其の他の拘禁中の者の家族に對する保護は最密なる意味に於ては保護の分野より除外さるゝものと認めらるゝも、保護が受刑と共に開始せらるゝものなりとする現代の保護思潮よりすれば必然的に保護事業の圈內に含め得るものと思料せらる。而も其の氣運は斯業關係者間に相當論議せらるゝことゝなり、此の方面に著しく活潑なる運動がつづけらるゝに至つた。併し此の事業の經營は一般釋放者の保護に比し、より困難事にして家族全部を收容保護する爲には相當の設備と資金を必要とし、專門化することは至難のことである。昭和十四年末現在家族保護團體として收容施設を有するものは乳香園（東京）東京聖勞院（東京）の外全國に家族保護網を布かんとの意圖のもとに設立せられたる本願寺派司法保護事業協會（京都）の三團體にして他の保護團體にありては從屬的に間接保護的役割を演ずるに過ぎない實情である。

第四款　保護團體の組織

第一　一般釋放者保護團體

一般釋放者保護團體は其の成立が自然發生的に創設せられ、而も大多數が宗教家、殊に佛教家の手に依りて經營せられ、彼等は一大慈悲心と勇猛心とを以て自己の聖職なりと自覺して之に從事し組織等に關しては全く無關心に數十年を經過したる關係上、大部分は各縣市郡町村の各宗僧侶を會員として組織せられ、事業法施行後に於ても法人組織は七十二團體にして全團體の一割七分程度である。今之が組織別を表示すれば左の通りである。

保護團體組織別調（昭和十四年末現在）

聯合保護會管內別	法人	宗團	組合	個人	支部	附帶事業	計
東京府	六	一	一〇	一	一	一	一九
神奈川縣	四	一	一	一	一	一	四
埼玉縣	一	一	一	一	一	一	二
千葉縣	一	一	一	一	一	一	二
茨城縣	一	一	二二	一	一	一	二三
栃木縣	二	一	六	一	一	一	八
群馬縣	一	一	五	一	一	一	五
靜岡縣	二	一	三	一	六	一	一一
山梨縣	一	一	一	九	一	一	一〇
長野縣	二	一	一八	一	一	一	二〇
新潟縣	一	一	三〇	一	一	一	三一
計	一九	二	九六	二	一五	一	一三五
京都府	二	二	一三	二	一	一	一九
大阪府	三	一	四	七	一	一	一五
兵庫縣	三	一	一五	一	一	一	一八
奈良縣	一	一	三	六	一	一	一〇
滋賀縣	一	一	一	一	一	一	一
和歌山縣	二	一	一	一	一	一	二
德島縣	一	一	一	一四	一	一	一五
香川縣	一	一	一	一	一	一	一
高知縣	一	一	一	一	一	一	三
計	一五	三	三六	一五	一四	一	八四
愛知縣	一	一	五	一	一	一	九
三重縣	一	一	一	一	一	一	一
岐阜縣	一	一	一	一	一	一	一
福井縣	一	一	一	九	一	一	一〇
石川縣	一	一	一	一	一	一	一
富山縣	一	一	五	一	一	一	九
計	六	一	一〇	一	一	一	一〇
廣島縣	二	一	一〇	一	一	一	一三
山口縣	一	一	六	一	一	一	九
岡山縣	一	一	九	一	一	一	一〇
島取縣	一	一	一	一	一	一	二
島根縣	一	一	一四	一	一	一	一四
愛媛縣	一	一	二二	一	一	一	二三
計	六	一	六二	一	一	一	七一
長崎縣	一	一	三	一	一	一	五
佐賀縣	一	一	四	一	一	一	八
福岡縣	三	一	一	一	一	一	一

大分縣	一			一三				一四	
熊本縣									二
鹿兒島縣	一							一	一
宮崎縣	一			九				一〇	一
沖繩縣	一			三				四	四
計	九			三三	二			四四	四
宮城縣	一			一八				一九	一
福島縣	三			四				七	一
山形縣	二			五				七	一
岩手縣	一								一
秋田縣	一							九	一
青森縣	一							一	一
計	九			二七				四四	四
札幌	二			三				五	一
函館	一			一				四	一
旭川	一							四	一
釧路	三			二				五	一
樺太	一			一				二	一
計	八			六				三〇	一
合計	七二			二六五	二二	六三	五	四三二	一

第二　司法保護事業法施行の結果

司法保護事業法施行の結果指導助成團體に關しては法規上規準が設けられて居るが直接保護團體に關しては格別の規定がない爲右表の示すが如く其の形態は種々である。一人の篤志家の個人事業として發達したものにあつては其の事業は一定の組織を有せず、單に個人の慈悲同情心の發露するまゝに非計畫的に行はれることになり易い。

團體中最も多數を占むる組合組織の團體は如上一地區內に於ける宗教家を構成員とするか或は數人の有力者の出捐又は協力組織によるものである。何れも多數人の合意を基礎として組織せられてゐるのであるが、其の合意の形式或は緊密の度は一樣でない。法人組織のものに於ても恒久的のものと然らざるものとがあるが法人ならざる團體に於ては組織に固定性を缺き何となく脆弱の感を伴ふものが少くない。是等の團體は固定せざるが故に伸縮自在であり。從つて運營上の彈力性に富むといふ長所も持ち得るわけであるが事實に於ては事業運營の主體として基礎不確實の感を免れぬものが多い。從つて事業の恒久性に於て缺くるの虞あることを免れず、場合に依つて活動の强力性に於て期待に副ひ得ざる憾を生ずることもある。故に近時司法保護事業が任意的行爲から公共事業への質的轉換を遂げんとし、之に從つて保護團體の機能も亦その公的性質に於てのみ是認せられんとするに至つて、其の機能の强力化、恒久化、公共化の方法として之を法人組織となすべしとする主張が力强く唱道せらるゝに至つた。司法保護事業法の施行に際しても、斯くの如き主張は當然斟酌せられたのであるが、同法は其の根本方針として既存の保護勢力を些かにても削減せざることを念慮する立場から、既存の保護團體に就ては其の組織の如何を問はず、屆出なしたるものは一應悉く其の存續を認めたのである。從つて同法關係の法規に於ては、司法保護團體特に直接保護團體の法人化を要請する如何なる明文も存しないが、理論上から謂へば法人組織への改變其の他の方法に依つて保護活動の恒久性、强力性並に公共性を確保することが要望せられてゐる。

第五款　保護團體の設備

第一　司法保護事業法施行前

司法保護事業法施行前にあつては保護團體が收容、一時、觀察の保護全般の事に當つてゐた爲、團體中には觀察保護及統制のみをなす團體が大半を占め、之等の團體に在りては收容所は勿論、獨立せる事務所を有せず、寺院、刑務所、警察署、舊郡役所廳舍等に事務所を併置してゐた、而して此等の保護團體は事業法施行後に於ては觀察保護が司法保護委員の擔任するところとなつた爲（イ）純然たる一時保護團體として存續したもの、（ロ）寺院等の建物の一部を收容所に當ることゝして收容及一時保護を爲す團體として存續したもの（ハ）廢止するに至りたるもの等の經過を辿つたのである。又從來收容施設を有したる團體に在りても完備せる施設を具有したものは極めて尠いのであるが何れにしても施設の點に付ては事業法施行の直後に於ては顯著なる擴充の事實を見出せない。

斯くの如く保護團體の收容設備の不完全な從業員の不足と相俟つて保護の範圍が極めて制限せられるから之が擴充は極めて必要の事に屬し又授產の設備も急務ではあるが、それには相當の經費と職員とを必要とする爲現狀の保護團體では過重な負擔と云はねばならぬ、最近に於ける保護施設の全國的概況は左の通である。

（一）保護用建物

事務室（講堂、職員住宅を含む）	四、七六八坪	
收容室	七、〇六〇坪	
作業室	一、八六四坪	
計	一三、六九二坪	

（二）作業施設

農業	八團體
機械工業	一〇團體
手工業	四六團體
計	六四團體
作業施設の見積價格	八〇、六七九圓
（三）收容定員	三、〇七五人
（四）實務從事人員（主として專任）	四八六人

第二　直接保護團體

次に直接保護團體は如何に設備を整へるかに付司法保護事業法の規定に依れば先づなるべく收容施設を設けねばならない、（規則第十六條）盖し直接保護團體は、本來收容保護又は一時保護を爲すべきものとされてゐるのであるが、將來の保護機構を睨合せて考へるならば、收容者保護の機能なくして單に一時保護の機能だけを有する保護團體といふものは過渡的變則的なものであつて、將來に於ては其の存在の意義を失ふに至る場合が多いと思はれるからである。

收容保護の施設は、男子を收容する施設と女子を收容する施設とを成るべく區別して設置すべきは勿論（規則第十七條）、保護の適正を期するならば初犯者を收容する施設を再犯者收容施設から分離して設置すべきは當然であり（規則第十八條）、一步を進めて言へば、身體虛弱者、精神薄弱者、性格異常者其の他特殊の者の保護を目的とする施設、並に老齡者、聾唖者等を收容する施設は、之を一般の收容保護施設から分離して特別の設備を爲すべきものと謂はねばならない。（規則第二十一條參照）

收容施設の位置は、環境の狀態が保護上適當であること、共に、關係官廳との距離及び交通狀態について特別の難點なきことを要する。

收容保護の施設に於て、精神敎化の爲めの施設が不可缺のものであることは、保護の本質に照し明かなるところである。禮拜場、講話場等に關して充分の考慮が拂はるべきは勿論、娛樂慰安の設備も此の意味に於て考慮せられることを要し、環境の狀態も亦此の意味から充分に吟味せられなければならない。

精神敎化の諸設備に次いで重要なるものは、授産乃至作業技術訓練の設備である。これが對象者の社會復歸の準備上肝要であることは言を俟たないところである。其の規模、種類、構造、位置等に關しては、對象の特質、土地の狀況等に鑑み種々なるを要するであらう。

收容保護の施設にあつてはまた保健衛生及び災害豫防の爲必要なる設備を爲すことが必要である（規則第十九條）其の程度方式については法規に明文はないが、少くとも工場附屬寄宿舍規則、工場危害豫防及衛生規則等の指示する所に準據して爲すことを要するものと解すべきである。身體虛弱者、精神薄弱者其の他特殊の者の保護を目的とする特殊司法保護團體に於て、醫療及び監護の爲めの必要なる設備を爲すべきことは是また當然である（規則第二十一條）醫療の施設は斯くの如き特殊保護施設ならさるものに於ても、何等かの規模に於て之を具備すべきものである。

第六款　保護團體の經營

第一　經費及資源

一　經費

司法保護團體が收容保護及び一時保護を行ふについては、評價を絕する精神的勞苦と共に、少からざる經費を要する。收容保護の爲めに宿泊所、修養室等の恒久的設備、寢具、卓子、敎化用圖書等の備付を要するは勿論、作業の設備を爲すに於ては器具機械、動力等の施設を必要とし、各個の被保護者に對する食事の給與、時衣の給貸與、小遣錢の給與、其の他、各人の具體的事情に應じて種々雜多な費用の支出を必要とするのである。而して是等の保護行爲の遂行の爲めに、保護當務者の旅費、事務費、其の他の諸費用の入用なことも亦明白である。今試みに、一の直接保護團體に於ける經常費として豫想せらるゝ費用の科目を擧ぐれば次の如くである。

（一）給養費（本人に直接給與すべき必需金品に關する費用）

イ　歸住旅費

ロ　食　費

ハ　被服費、寢具費、雜品費

ニ　醫療衛生費、助產埋葬費

ホ　小遣錢支給費

（二）敎　化　費

イ　看讀用書籍、新聞雜誌並ニラジヲ蓄音機等

ロ　敎化行事費——修養會、座談會、旅行會等

（三）作　業　費

イ　設備費——器具機械、動力等

ロ　作業素品費、運搬費

ハ　技術指導費、傭人費

ニ　作業手當

ホ　雜　費

（四）生業助成費

イ　生業資金及器具資料の給貸與

ロ　就職旅費給與、開業助成

（五）家族旅費

（六）輔導費（被保護者の爲にする各種輔導方法の實施に關し職員が必要とする費用）

イ　交通費——釋放時の引取、同伴、保護者に引渡、家庭訪問、職場訪問、就職斡旋、官公署連絡等

ロ　通信費

ハ　融和調停費——親族、近隣、被害者等の融和斡旋、結婚媒介、復學斡旋等に要する交通費以外の費用

（七）事　務　費

俸給、手當、旅費、會議費、事務用品費、通信運搬費、

營繕費、借地及借家料、保險料、諸稅、諸雜費

（八）其の他（保護思想の普及宣傳、調査研究、附設事業の經營等に要する費用）

二　經費の調達

直接保護團體が克く是等の負擔に堪へて其の本來の機能を遂行して行く爲めには、充分鞏固な經營の基礎を有することが必要である。完備せる物的諸設備と充分なる資產を有し、出來得べくんば物心兩面の支持者たるべき會員を擁し、更に周圍には隨時必要なる財的援助を與へ得べき多數の協力者を有することが望ましいのである。

次に司法保護團體に於ける寄附金の募集は、或は基金擴充の爲めに、又は經費補塡の意味を以て行はれてゐる。司法保護團體の事業の公共的性質に照せば、司法保護團體が其の經費を社會の寄附に俟つことは當然のことである。之に對し政府は、後に述ぶる如く司法保護事業全般の健全なる發達を期する監督の立場からして、一定の規制を加ふることとして居る。從つて司法保護團體は、寄附金を募集せんとする場合には、（一）募集者の氏名及住所、（二）募集を必要とする事由、（三）募集すべき金額、（四）募集の方法、（五）募集の區域及び期間、（六）事業成績の概要並に其の年度及び前年度の收支狀況、（七）事業計畫及び之に關する收支豫算を具へて事業經營地の地方長官の許可を受けなければならぬ。但し其の事業經營地が二以上の道府縣に亙るときには地方長官でなく司法大臣の許可を受くることを要する（規則第七條）。寄附金の募集を完了し若くは之を中止し又は募集期間を滿了した場合には募集許可官廳に對して遲滯なく其の旨の報告を爲すを要し（規則第七十六條）、其の寄附金又は寄附金に依つて得たる財產の處分を爲さんとするときには、（一）處分すべき金額又は財產及び其の見積價格、（二）處分を必要とする理由、（三）處分の方法を具して募集許可官廳の許可を受けなければならぬ（規則第七條）。

司法保護團體は政府の奬勵金の交付を受けんとするときには、（一）申請の事由、（二）奬勵金の交付を受けんとする年度の事業計畫並に之に關する收支豫算、（三）事業成績の概要並に其の年度及び前年度の收支狀況を添へて其の旨を司法大臣に申請しなければならぬ（規則第八條）。

司法保護團體の經營の基礎を强化する方法としては、（イ）各個司法保護團體の基金を擴充すると共に、（ロ）經營の合理化を圖るべきことは勿論であるが、それと同時に、（ハ）保護費補給制度及び補助金制度の確立が必要である。此最後の保護費補給及び補助金の制度は、前二者の方策の成否に拘らず、司法保護團體の事業の公共的性質に鑑みるならば當然取急ぎ實現されなければならない事柄に屬する。

第七款　保護團體の設立、變更及び廢止

第一　司法保護事業法に依る規制

一　事業法施行の前と後

釋放者保護團體は既述の如く其の成立が自然發生的であり、民間篤志家の任意經營に委ねられ居りたる爲自然其の設立、變更、廢止に付ても何等の規制は無かつたのであるが、昭和十四年九月司法保護事業法の施行に依り其の何れに付ても認可を要することゝなつた。然し特例として同法施行の當時現存の保護團體に限り單に届出を爲すことによつて認可を受けたるものと看做されたのである。（施行規則第八十七條）

二　事業法に依る規制の內容

司法保護團體の設立、變更及び廢止の認可を受ける手續について事業法には左の如く規制せられてゐる。

（一）設　立

司法保護團體を設立せんとする者は左に列記する事項を具して之を申請しなければならぬ。（施行規則第二十八條）

一、名　稱

二、事務所

三、事業の種類

（一）施行規則第十四條の規定に依る區別（直接保護團體なるか指導助成團體なるかの區別を明かにすること）

（二）施行規則第十五條の規定に依る區別（猶豫者保護團體釋放者保護團體、少年保護團體又は思想保護團體の種別を記すこと、尙對象者につき男女の別、初犯累犯の別、其他の區別を爲す團體にありては其の區別をも記すこと）

四、設立者の氏名及び住所

五、經營の方法

（一）組織（法人、組合、個人經營等の別を記すこと）

（二）資產（當該保護團體の經營に充つる財產の種類、所在及び價額を記すこと）

（三）初年度收支豫算（初年度歲入歲出豫算書を以て之を示すこと、豫算は經常部及び臨時部に分ち、寄附金、助成金、補助金等に依る收入については之が交付を爲すべき見込ある者の氏名及び見込金額を記すこと）

（四）事務處理の方針（特に事務を直接に擔當する者の事務分擔豫定を詳細表示すること）

六、保護の種類及び方法

（一）保護の種類（收容保護又は一時保護の別を記し、兩者を併せ行ふときは兩者を併記すること）

（二）保護の方法（イ、教養其の他性格陶冶の具體的方法

を記し、收容保護にありては特に收容者に爲さしむべき日常生活の大要を明かにすること、ロ、授産の場所、種目、訓練方法等を明かにすること、ハ、醫療其の他の保護方法を講ずる場合に於ては其の方法をも記すこと）

（三）保護規則（被保護者の取扱規則、處遇內規の類を定めたるときは之を附記又は添附すること）

七、建物其の他の設備の規模及び構造

左記の土地建物につき詳記し尙其の周圍の狀況並に其の各部分の使用目的を示す平面圖を添附すること。建物其の他の設備にして將來之を建設するものなるときは其の計畫を記載すること。

（一）事務所（坪數、室數及び各室の利用方法を明かにすること）

（二）收容設備（其の有無、場所、構造、坪數、竣工年月（未だ竣工せざるときは「未竣工」とし且つ其の着工年月日及び竣工豫定日を記すこと）收容定員、環境の狀態、關係官廳との距離及び交通狀態）

（三）作業設備（場所、構造、坪數、設置年月（設置豫定あるときは其の豫定年月）設備の概要）

（四）醫療其の他の設備（醫療又は娛樂及び監護其の他の種類、位置、坪數及び設備の概要を記載すること）

八、主として經營の實務に當る者の氏名及び經歷

九、設立者の履歷及び資產狀況

十、寄附行爲、定款其の他の基本約款

尙右の外備考として設立の目的及び事情、役職員名簿、其他參考となるべき事項あるときは成るべく之を詳記するを相當とする。

司法保護團體に於て支部を設置せんとするときには、之を設置せんとする司法保護團體は其の支部につき前記事項を具して司法大臣の認可を申請せねばならぬ。

右の設立認可申請は所轄監督官廳及び控訴院檢事長を經由して差出さねばならぬ。此處に謂ふ所轄の監督官廳とは、檢事長の委任を受けて當該地區に於ける當該種類の司法保護團體の監督を爲す官廳を謂ふのであつて、具體的には檢事正、少年審判所長、保護觀察所長又ハ刑務所の長を指すのである。司法保護團體の支部の設立の認可申請は其の支部を置かんとする地區を管轄する當該監督官廳及び檢事長を經由することを要する。次に法人たる司法保護團體の設立の認可申請は、右の如く監督官廳及び檢事長を經由するの外、之と別に、主たる事務所所在地の地方長官を經由して之を爲さねばならない。（規則八三、八四條、昭和十四年十月二十四日、司法省保第一八〇四三號通牒參照）

（二）變　更

司法保護團體に於て前記認可申請事項の第一號乃至第八號の內容を變更せんとするときは其の理由を具して司法大臣の認可を要する。（規則第二十九條）

而して設立事項中第九號及び第十號の變更については其の必要から除外されてゐるのは第九號については實益なきに依るのであり、第十號については、（イ）民法第三十四條の規定に依り設立を許可せられたる法人の寄附行爲及び定款の變更については、明治三十三年八月司法省令第三十二號に依り主務官廳の認可を必要とするのみならず、（ロ）寄附行爲、定款其の他基本約款中保護の實質に影響ある事項の變更は當然右第一項乃至第八號に揭ぐる事項の變更として現はれるから之を省略するも差支なきに由るのである。

（三）廢　止

司法保護團體を廢止せんとするときは、其の事由及び現に保護中の者に關する處置並に財產の處分方法を具して司法大臣の認可を受くるを要する。而して廢止の場合は變更の場合と同樣に其の事前に行ふべきは謂ふまでもない。

第二　現存保護團體

昭和十四年十二月末日現在の釋放者保護團體及び猶豫者保護團體の名稱、組織、所在地等は左の如くである。但し昭和十四年の司法保護事業法に依り司法保護團體として認められたるもののみを揭げる。尙左記中「事業ノ種類」欄の「牧」は收容保護、「一」は一時保護を表はす、又「女」は婦女子、「猶」は猶豫者、「釋」は釋放者、「老」は老人、「家」は被拘禁者家族、「少年刑事」は少年刑務所釋放者を示す等特殊の對象者を事業目的とするもののみに付て揭げたのである。

團體名	組織	事業ノ種類	所在地	代表者	（創立年月日）
眞哉會	財團	牧一	東京市足立區千住四ノ一三	會長　小菅刑務所長	明治三八、八
同朋館保護部	社會事業團體附屬	牧一	同　本所區石原町三ノ二一	專務理事　伊藤眞誌	明治三四、四、三〇
後光會	組合	牧一	同　澁野川區田端三六三	會長　根岸粲山	昭和元、一二
靜修會	組合	牧一	同　淺草區北松山町七六	理事長　香川又二郎	昭和一二、七、二〇
救世軍勞作館	宗團	牧一	同　牛込區赤城下町八七	理事長　植村益藏	明治二九、一〇
兩全會	組合	牧一女	同　四谷區東信濃町二八	理事長　藤井惠照	大正六、一、一五

財團法人	東京親陽館	財團	敎一	同	四谷區新宿一ノ八八	理事長 田川大吉郎	大正九、一〇、一六
司法保護	大日本敎化會	組合	敎一猶	同	麴町區內幸町二ノ二二	理事長 楢原正章	大正一三、三
帝國更新會		組合	敎一猶	同	本所區千歲町一ノ一〇ノ四	會長 宮城長五郎	大正一五、一二、一
齊修會		組合	敎一	同	淀橋區百人町二ノ六二	常務理事 加藤專精	明治三二、七、三
東京佛敎慈濟會		組合	敎一	同	品川區北品川一ノ七二	常務理事 秋庭正道	大正元、一〇、一
東京興仁會		個人	敎一	同	小石川區白山御殿町一六	常務理事 梅本龍海	大正二、一
財團法人	自立會	財團	敎一	同	小石川區大塚坂下町七四	常務理事 香川千嚴	明治三七、二、一
曹洞宗報効會		組合	敎一	同	澁野川區澁野川町二、二二四	常務理事 平塚良明	大正元、一〇、二一
財團法人	日蓮宗慈濟會	財團	敎一	同	荒川區町屋三ノ一、五四七	常務理事 本良英龍	大正元、一一、一
東京聖勞院		組合	敎一家	同	豐島區雜司ヶ谷町三ノ五一六	理事長 丸山鶴吉	大正一五、九
安立園		財團	敎一老		東京府北多摩郡府中町字木苅道九、七三ノ三	常務理事 藤井智鎧	大正一五、一〇、一四
財團法人	乳香園	財團	敎一家		東京市麴町區丸ノ內一ノ二ノ一 日本工業俱樂部內	理事長 松本烝治	昭和五、九、一
八王子保護會		組合	一		八王子市子安町廿九 八王子少年刑務所內	會長 關谷源兵衞	昭和五、四、五
財團法人	幼年保護會	財團	敎一 少年刑事		橫濱市磯子區丸山町一六〇	會長 有馬純彥	明治三九、六、一
橫濱力行舍		財團	敎一	同	中區大岡町字五枚下一、〇六一	會長 大谷登潤	明治三七、一二
財團法人	修道會	財團	敎一	同	中區中里町二三	會長 富川玄快	大正二、三、一五
財團法人神奈川縣佛敎慈惠會					神奈川縣足柄下郡足柄村荻窪一六五	園長 小田原少年刑務所長	大正一二、九、一
財團法人	小田原少年園	財團	敎一		橫濱市中區筥下町七三一 橫濱刑務所內	會長 橫濱刑務所長	昭和七、四 舊驛合保護會ヲ改組セルモノ
神奈川縣司法保護助成會		組合	特殊助成		浦和市高砂町四ノ一四五	會長 帶金悅之助	明治二三、一、一五
埼玉自彊會		社團	敎一		川越市脇田西町一〇五	園長 綾部利右衞門	明治四四、九、一
川越就實園		組合	敎一 少年刑事				

千葉歸性會		社團	敎一	千葉市貝塚一七		會長 縣知事	明治四四、四、一
同東房支部		組合	敎一	千葉縣安房郡鴨川町貝渚二、〇〇二		支部長 栗原樵童	昭和一三、一二、一四
水戶保護會		組合	敎一	水戶市北三ノ丸一二八		會長 檢事正	明治三二、六 舊驛合保護會ヨリ分離セルモノ
水戶佛敎慈善會		組合	敎一	同 壽町 信願寺內		會長 幡谷白英	大正元、一〇、七
筑南慈濟會		組合	敎一老	茨城縣新治郡土浦町一二五 神龍寺內		會長 渡邊悅道	大正元、一〇、八
司法保護禁酒煙貯蓄會		個人	敎一	同 久慈郡大田町榮町一一五		會長 藤澗寅三郎	明治四四、六、一 舊稱禁酒煙貯蓄會 免囚保護部
紫東慈惠會		組合	敎一	同 新治郡石岡町八九五 國分寺內		會長 岩田照守	大正元、一一、二〇
北相馬郡佛敎聯合會		組合	一	同 北相馬郡取手町 長禪寺內		會長 山野義豐	大正元、一一、二三
保內佛敎慈善會		組合	敎一	同 久慈郡太子町大字太子 願誓寺內		長 堀川賢明	大正元、一二
多賀佛敎會		組合	敎一	同 多賀郡關本村 願證寺內		會長 藤井岳天	大正二、二、八
稻敷司法保護會		組合	敎一	同 稻敷郡龍ヶ崎町 般若院內		長 小崎照善	大正二、二、一〇
行方郡保護會		組合	一	同 行方郡麻生町 麻生警察署內		會長 伊藤武雄	大正二、二、二八
水北佛敎慈悲會		組合	一	同 東茨城郡岩船村大字高根二八大山寺內		長 渡邊眞善	大正二、四、二七
猿島郡西部勸善會		組合	敎一	同 猿島郡古河町大字古河 宗願寺內		長井上琢爲	大正三、五、二八
常北佛敎護國團		組合	敎一	同 久慈郡中里村大字東河內 玉簾寺內		團長 佐野禪流	大正六、二、一〇
茨城佛敎會		組合	敎一	同 東茨城郡大貫町三〇一		會長 櫻井雄信	大正八、三、二六
那珂郡佛敎護國團		組合	敎一	同 那珂郡湊町 華嚴院內		團長 榎本實範	大正九、一〇、一六 舊稱那珂佛敎護國團
眞壁郡佛敎聯合會		組合	一	同 眞壁郡下館町乙六五七 妙西寺內		會長 橫井泰明	大正一〇、一二、一
結城郡佛敎護國團		組合	一	結城郡玉村大字小保川一、三二三 光明院內		團長 雨宮永義	大正一一、四、二
佛敎公信會		組合	敎一	同 鹿島郡鉾田町 三光院內		會長 伊藤亮善	大正一一、七、二二

佛教公道會	組合	敎一	同	鹿島郡中野村大字林五〇	瑞雲寺內	會長	小太刀圓通	大正一一、九
西茨城向上會	組合	敎一	同	西茨城郡笠間町	盛岸院內	會長	新路作太郎	大正一二、八、三
筑波佛敎聯合會	組合	敎一	同	筑波郡谷田部町六、二五五	長德寺內	會長	野渡道善	大正六、七、二九
水戶佛敎和合會	組合	一	同	東茨城郡酒門村大字谷田	寶藏寺內	會長	島津照賢	大正元、一〇、七
五・一八慈光會	組合	一	同	猿島郡五霞村小福田	無量壽寺內	會長	小村隆雄	大正三、八、二五
財團法人下野尙德會	財團	敎一	同	宇都宮市住吉町三ノ二〇		會長	檢事正	明治四三、四、一
栃木明德會	財團	敎一女	栃木縣芳賀郡眞岡町	役場內		會長	栃木區裁判所檢事	明治四一、一
芳賀四恩會	組合	一	栃木縣芳賀郡眞岡町	役場內		會長	根本正邦	大正二、一〇、一
那須佛敎慈恩會	組合	一	同	那須郡大田原町二、二五一	正法寺內	會長	中井本儀	大正二、五、一〇
安蘇郡大正四恩會	組合	一	同	安蘇郡佐野町	佐野警察署內	會長	高田儀光	大正二、一
上都賀郡四恩會	組合	一	同	上都賀郡鹿沼町	松原寺內	會長	關口慈眞	大正二、五、三一
足利郡市慈濟會	組合	一	足利市本城町三丁目	足利市役所內		會長	赤土正强	大正二、四、二二
鹽谷聖德會	組合	敎一	栃木縣鹽谷郡氏家町大字氏家二、五四九			會長	荒川祐海	昭和一二、四、六
群馬和光會	組合	敎一	西導寺內					
前橋各宗協會	組合	一	前橋市紅雲町乙二三一			理事長	蓮池勝圓	大正二、五、一
高崎各宗協會	組合	敎一	同	紅雲町三五	長昌寺內			舊聯合保護會ヨリ分離セルモノ
群馬郡佛敎協和會	組合	一	高崎市下橫町	向雲寺內		會長	後藤仙鳳	大正二、六、一
邑樂郡各宗協會	組合	敎一	群馬縣群馬郡車鄕村	長純寺內		會長	山內憲一	明治四四、六、一
財團法人靜岡縣勸善會	財團	敎一	同	邑樂郡館林町甲二、六六九	善導寺內	會長	長野溪保	明治三四、一〇、二一
遠州佛敎積善會	財團	敎一	靜岡市長谷町四〇			會長	石井英亮	明治四二、六、一
同濱名郡支部	財團支部	一	濱松市鴨江町三四七ノ三			理事長	尾崎元次郎	明治二一、三
同磐田郡支部	財團支部	一	同	鴨江町三七ノ三	遠州佛敎積善會內	會長	橫光吉規	明治四五、三、二四
同小笠郡支部	財團支部	一	靜岡縣磐田郡中泉町二九八	中泉寺內		支部長	高橋孔淳	大正二、一、一九
同引佐郡支部	財團支部	一				支部長	田中亮圓	大正二、一、一九
同榛原郡支部	財團支部	一						
同周智郡支部	財團支部	一						
駿豆佛敎保護會	組合	敎一	同	小笠郡掛川町掛川七五九	天然寺內	支部長	小塚宗憲	大正二、
舟南保護會	組合	敎一	同	引佐郡金指町一、三七一	實相寺內	支部長	巨鯰玄慧	大正二、一二
清新會	組合	敎一	同	榛原郡相良町大澤六五ノ一	般若寺內	支部長	西村隆敎	大正二、三
山梨以德會	財團	敎一	同	周智郡山梨町上山梨八一五	用福寺內	支部長	榛原盛光	大正二、一、一
同東山梨郡支會	財團支部	一	靜岡市安東一ノ一		西光寺內	會長	（缺員中）	大正二、一二、一
同西山梨郡支會	財團支部	一	沼津市宮町四三七			會長	井上長政	大正元、九、五
同東八代郡支會	財團支部	一	清水市上清水三〇六			會長	（缺員中）	昭和五、四
同西八代郡支會	財團支部	一	甲府市東青沼町一六二		龍泉寺內	會長	檢事正	明治三八、九、一七
同南巨摩郡支會	財團支部	一	山梨縣東山梨郡八幡村			支會長	瀧澤得道	昭和三、四、二七
同中巨摩郡支會	財團支部	一	甲府市東光寺町	誓願寺內		支會長	小林靈典	昭和一一、五、一五
同北巨摩郡支會	財團支部	一	山梨縣東八代郡石和町		瀧妙寺內	支會長	長澤順乾	昭和三、四、二七
同南都留郡支會	財團支部	一	同	西八代郡上野村	藥王寺內	支會長	小野慈海	昭和三、四、二八
同北都留郡支會	財團支部	一	同	南巨摩郡鰍澤町	蓮久寺內	支會長	岩間瀧湧	昭和三、四、二七
財團法人信濃禪壽園	財團	敎一	同	中巨摩郡敷島村	正授院內	支會長	大森禪戒	昭和三、四、二七
松本助成協會	組合	敎一	同	北巨摩郡韮崎町	蘆前院內	支會長	野出道憲	大正五、四、三一
諏訪福田會	財團	一	同	南都留郡谷村町	東漸寺內	支會長	永野日孝	昭和三、四、二八
上縣佛敎會	組合	敎一	同	北都留郡猿橋町	元郡役所內	支會長	齊藤默諄	大正三、七、二〇
下伊那慈友會	組合	一	長野市大字西長野五八九			園長	藤井伊右衛門	明治四二、七、一二
			松本市大字桐中原八九二			會長	松本市長	大正九、四
			長野縣諏訪郡上諏訪町三、四二五		甲立寺內	專務理事	丸山榮臨	明治三七、八
			上田市諏訪形一、五二四		金窓寺內	會長	桑澤俊盈	明治四三、八、五
			飯田市大字飯田上二、四六四		柏心寺內	會長	安靜義成	昭和六、九

上伊那佛教會	組合	一	長野縣上伊那郡赤穗村大字赤穗二、一四五安樂寺內	會長 飯田義惇	昭和九、一、二三
南佐久各宗聯合會	組合	一	同南佐久郡野澤町大字原四六 藥師寺內	會長 窪田德傳	大正一〇、五、七
北佐久佛教會	組合	一	同北佐久郡平根村一、一二六 守芳院內	會長 栗林宗參	大正六、九、二六
岳南佛教會	組合	一	同下高井郡平穩村四、五四六 善應寺內	會長 山口重全	昭和三、一一、一〇
岳北佛教團	組合	一	同下高井郡往鄉村 眞宗寺內	團長 齋藤敬秀	大正三、四
上高井郡司法保護會	組合	一	同上高井郡綿內村七、二四二 如法寺內	會長 淵田亮義	大正一一、一一、一 舊稱上高井郡佛教護國團
上水內郡佛教會	組合	一	同上水內郡津和村大字越道 玉泉寺內	會長 笠原親秀	大正一一、一一、二〇 舊稱上水內郡司法保護會
下水內郡社會事業協會	組合	一	同下水內郡飯山町二、一二五 西敬寺內	會長 岩倉惠覺	大正一二、八、二
信濃中央佛教會	組合	一	同東筑摩郡神林村字下神三、四六六 長久寺內	長 大野全榮	大正七、一一
木曾佛教護國團	組合	一	同西筑摩郡福島町五、六五九 興禪寺內	團長 松山宗純	大正七、一〇
南安佛教會	組合	一	同南安曇郡高家村八〇 金龍寺內	會長 藤枝茂林	大正元、一一、二
北安佛教會	組合	一	同北安曇郡大町堀六日町四、一五六 大澤寺內	長 宮本覺純	昭和九、一、二三
更級佛教會	組合	一	同更級郡桑原村二、一三六 龍洞院內	會長 南澤亨勇	大正二、四
松本各宗佛教和合會	組合	一	松本市大字筑摩四、八八五 龍昌寺內	會長 越場道仙	大正七、一〇
埴科佛教護國團	組合	一	長野縣埴科郡屋代町 郡聯合事務所內	團長 戶谷憲量	大正六、四
新潟縣慈光會	組合	一	新潟市西大畑町五、二九二 新潟刑務所內	會長 刑務所長	大正二、一二、一 新潟聯合保護會ノ直接保護ノ部門ヲ分離設立
社團法人新潟縣保護會	社團	一	同田中町八三五 甲	會長 林金次郎	明治二三、九、一〇

見附佛心會	組合	一	新潟縣南蒲原郡見附町 見附警察署內	會長 警察署長	大正三、二、七
刈羽郡慈濟會	組合	一	同 刈羽郡柏崎町 柏崎警察署內	會長 警察署長	大正五、六、一五
南魚沼郡佛教會	組合	一	同 南魚沼郡鹽澤町六二 來清寺內	會長 內山寶峰	大正四、九、一六
中魚沼郡德化會	組合	一	同 中魚沼郡十日町 十日町警察署內	會長 警察署長	大正四、一、一七
北魚沼郡南部保護會	組合	一	同 北魚沼郡小出町 小出警察署內	會長 警察署長	大正四、一二、八
北魚沼郡北部保護會	組合	一	同 北魚沼郡小千谷町 小千谷警察署內	會長 警察署長	大正一四、七、一三
東蒲原郡慈教會	組合	一	同 東蒲原郡津川町 正法寺內	會長 乙川大愚	大正四、七
西蒲原郡慈照會	組合	一	同 西蒲原郡卷町 卷警察署內	會長 警察署長	大正五、二、二一
中蒲原郡新津慈濟會	組合	一	同 中蒲原郡新津町 新津警察署內	會長 警察署長	大正七、六
北蒲原郡中條慈濟會	組合	一	同 北蒲原郡中條町 中條警察署內	會長 警察署長	昭和一二、一二、一五
南蒲原郡三條慈濟會	組合	一	同 南蒲原郡三條町 三條警察署內	會長 警察署長	大正四、一、二〇
北蒲原郡水原慈濟會	組合	一	同 北蒲原郡水原町 水原警察署內	會長 警察署長	昭和一四、二、二二
北蒲原郡葛塚慈惠會	組合	一	同 北蒲原郡葛塚町 葛塚警察署內	會長 警察署長	昭和一四、五、一
新發田博愛會	組合	一	同 北蒲原郡新發田町 新發田警察署內	會長 警察署長	昭和一四、二、二二
葵博善會	組合	一	同 南蒲原郡加茂町 本覺寺內	會長 中澤賢忍	大正三、一、七
中頸城郡高田市慈善協會	組合	一	高田市大手町 高田警察署內	會長 警察署長	大正四、七、一八
三島郡慈雲會	組合	一	新潟縣三島郡出雲崎町大字住吉町五四七 淨邦寺內	會長 菅 龍靜	昭和三、六、二四
三島中部保護會	組合	一	同 三島郡與板町 與板警察署內	會長 警察署長	大正一五、七、二〇
三島郡南部德化會	組合	一	同 北魚沼郡小千谷町 小千谷警察署內	會長 警察署長	大正六、一〇、二四
三島郡北部弘濟會	組合	一	同、三島郡寺泊町 寺泊警察署內	會長 警察署長	大正二、九
岩船郡慈雲會	組合	一	同 岩船郡村上町 村上警察署內	會長 警察署長	大正四、八、二五
善心會	組合	一	同、岩船郡大川谷村大字府屋 府谷警察署內	長 本間治右衛門	大正九、八、二九

中越悲田會	組合	一	長岡警察署內	會長 警察署長	大正元、一〇、二〇	
新潟救世軍保護會	宗團	一	新潟市古町通十番丁一、一七二	常務理事 菅野東治	昭和六、八、一〇	
佐渡郡佛教慈濟會	組合	一	新潟縣佐渡郡相川町江戶澤町六	會長 寺尾隆剛	大正五、四、九	
新穗村佛教護國會	組合	敎一	同佐渡郡新穗村 藥泉寺內	會長 金澤快全	大正元、一二、二〇	
栃尾鄉慈惠會	組合	一	同古志郡栃尾町 寶光院內	會長 警察署長	大正元、一一、五	
白根鄉慈濟會	組合	一	同中蒲原郡白根町 白根警察署內	會長 警察署長	昭和一一、一二、一七	
五泉鄉博濟會	組合	一	同中蒲原郡五泉町 五泉警察署內	會長 警察署長	昭和一一、一二	
京都感化保護院	財團	敎一	京都市中京區六角通大宮西入因幡町	理事長 川上 淸	明治二二、二	
同 友會	組合	敎一	同中京區四條通大宮西	會長 大澤總太郎	大正二	
慈友會	組合	一	同右京區石垣町三八 本瑞寺內	會長 河合景廉	大正元、一二	
慈教會	組合	敎一	同伏見區醍醐東大路二二	會長 佐伯惠眼	大正三、三	
慈弘會	個人	敎一	同下京區東七條西ノ町七九 西光寺內	會長 松浦良俊	昭和二	
醇厚會	組合	一	同下京區西中筋花屋町上ル 住吉町四二	會長 富井隆信	明治四三、二、一一	
更生會	組合	敎一（敎八猶女）	同右京區鳴峨天龍寺芒ノ馬場三	會長 三木常太郎	昭和一一、七	
澤職會	宗團經營	一	同下京區猪熊通五條南入 本圀寺內	會長 中野慶之輔	明治四四、一二	
財團法人 丹州惠濟會	財團	敎一	京都府與謝郡宮津町金屋谷八七九	會長 居相惠隆	大正元、一〇	
船井郡佛敎團	組合	一	同 船井郡農會內	團長 奧村英一	明治四五、四、八	
中丹佛敎聯合會司法保護部	組合	敎一	舞鶴市 見海寺內	會長 藤原天龍	大正五、二、一	
竹野郡崇德會	組合	敎一	京都府竹野郡彌榮村 福昌寺內	會長 上谷岩藏	大正二、一	
慈濟會	組合	一	同乙訓郡乙訓村栗生 光明寺內	會長 小早川隨康	大正二	
南桑佛教團	組合	一	同南桑田郡馬路村池尼 慶應寺內	團長 矢田啓之介	大正元、一一	
相榮佛教聯合會	組合	敎一	同相榮郡木津町 大龍寺內	會長 杉本公平	大正二、三	
北桑田郡佛敎會	組合	一	同北桑田郡平屋村 敎善寺內	會長 中西深海	大正元	

愛宕郡四恩會	組合	一	同愛宕郡鞍馬村 鞍馬寺內	會長 信樂眞純	大正二、三	
至道會	個人	一	同 久世郡淀町字新町五八	會長 佐々木敎亮	大正二、三	
本願寺派司法保護事業協會	宗團經營	敎一家	京都市下京區堀川通 本願寺派本願寺內	會長 本願寺派執行長	昭和一四、一二、一	
大阪司法保護會	財團	特殊助成	堺市田出井町六九八	會長 杉野喜祐	大正七、三 舊大阪府聯合保護會ノ改組ヲ謀ルモノ	
本派本願寺成功館	宗團經營	敎一（敎八男ノミ）	大阪市大正區泉尾上通三ノ三四	館長 後藤澄心	昭和五、七、一	
小西壽樂園	財團	敎老	堺市三國丘町一一一	理事長 小西憲夫	大正一四、一一、二九	
仁濟會	個人	敎一（敎八男ノミ）	大阪府北河內郡津田村字春日三〇四	會長 久保田敎順	明治四二、二	
寶珠園	組合	敎一	大阪府北河內郡津田村字新町三丁八五 大聖寺內	會長 藤井照千代	大正元、九、一三	
大阪佛教和衷會	財團	敎一	大阪市北區山崎町二六	會長 木下寂善	大正元、一一、一	
佛敎端德會	組合	敎一	大阪府中河內郡繩手村池島一、九七一 大善寺內	會長 吉村惠疇	大正三、一、二五	
和泉興德會	組合	敎一	同泉北郡大津町字助松四八 專稱寺內	會長 梨原良文	大正三、二	
佛敎興生會	個人	敎一	同三島郡豐川村淸水七九 朝日寺內	會長 寺村定雄	大正三、一二	
佛敎慈眼會	個人	敎一	池田市林口三、〇一二 託明寺內	會長 葛野貊水	大正三、一二	
大正自治會	個人	敎一	大阪市東成區深江町東六ノ一	長 芳賀重之助	大正四、一一	
興仁會	個人	敎一	同 旭區左專道町七六七 大通寺內	會長 尾崎全明	大正五、七	
能仁會	組合	敎一	岸和田市沼町五一三 淨光寺內	會長 杉本圓立	大正一二	
更生園	個人	敎一	大阪府南河內郡道明寺村字國府五八	長 山內喚命	昭和八、五、二七	
北端自生會	個人	敎一	大阪市住吉區北加賀屋町本三	長 北端兵吉	昭和九、六、一	
大阪報恩會	財團	敎一猶	同西淀川區傳法町南二丁目一五二 大阪銅管株式會社內	會長 辻 敬助	昭和一四、九、一	
神戶佛敎聯合慈友會	組合	敎一	神戶市兵庫區七川口町一丁目 範國寺內	理事長 中野文門	大正一〇、一一、一	

財團法人	神戶愛隣館	財團	敎一	同	湊區楠谷町九七	
神戶學而園		組合	敎一	同	湊區湊川町十丁目	
神戶善照會		組合	敎一	同	兵庫區中道通九ノ一五	善幕寺內
神戶蘆花園		組合	敎一	同	湊區鹽野町一ノ五	
明石錦江寮		組合	敎一	明石市上ノ丸一ノ三八三		大聖寺內
財團法人	自成會	財團	敎一	兵庫縣津名郡洲本町山下町甲八〇七		
但馬再生會		組合	一	洲本刑務支所內		
財團法人	播磨保正會	財團	敎一 少年刑事	同	城崎郡豐岡町	豐岡刑務支所內
有馬郡各宗聯合會		組合	一	姬路市岩端町		姬路少年刑務所內
白鷺園		組合	敎一	兵庫縣有馬郡三田町		正覺寺內
甲南會		組合	敎一	同	飾磨郡谷外村志吹四五九ノ一	
同	武庫郡精道村	蘆屋警察署內		同	加東郡社町山國一、五六二	
加東郡佛敎昭和會		組合	一	姬路市		妙仙寺內
多可郡至誠會		組合	一	同	多可郡松井庄村多田二〇七	
和同會		組合	一	同	印南郡大鹽町四〇六	諦願寺內
養父郡保護會		組合	一	同	養父郡八鹿町	專勝寺內

出石郡保護會		組合	敎一	同	出石郡神美村三宅五三一	慈等寺內
龍野司法保護相愛會		組合	敎一	同	揖保郡龍野町龍野夕一五	揖保司法保護委員會內
財團法人	至德會	財團	敎一	奈良市般若寺町二、六五一		
慈眼會		個人	敎一	奈良縣添上郡辰市村大字杏二一		光樂寺內
東光會		個人	敎一	同	磯城郡櫻井町大字櫻井六二四	正覺寺內
共敬寮		個人	敎一	同	南葛城郡御所町一、三一八	眞龍寺內
高市郡司法保護會		組合	敎一	同	高市郡阪合村平田	祐福寺內
山邊郡司法保護會		組合	敎一	同	山邊郡二階堂村大字岩室一九六	金藏寺內
生德會		組合	敎一	同	生駒郡伏見村西大寺一、三七八	
司法保護同和會		個人	敎一	同	吉野郡上市町	
司法保護光友會		個人	一	同	吉野郡大淀町大字新野三六三	
司法保護同光會		個人	敎一	同	宇智郡大阿太村大字佐名傳二七四	
財團法人	滋賀好善會	財團	敎一	大津市膳所中庄町五六七		
端正會		財團	敎一	和歌山市黑田二六六		
財團法人	精華會	財團	敎一	和歌山縣西牟婁郡田邊町大字新屋敷町九		
德島縣助成協會		財團	敎一	德島市福島本町字福島七八		
同	德島市支部	財團支部	一	同	北佐古町	福藏寺內
同	名東郡支部	財團支部	一	德島縣名東郡國府町		國分寺內
同	名西郡支部	財團支部	一	同	名西郡入田村	興禪寺內

會長	長谷義圓	昭和二、六、一〇	舊出石郡保護會			
會長	淀田謙譲	昭和一四、一一、一二	舊揖保郡保護會			
會長	奈良刑務所長	大正三、一、一				
會長	藤本眞嶺	大正八、四				
會長	神田眞寂	大正八、二、一				
寮長	木上定本	大正八、五	舊南葛城郡佛敎護國團			
會長	小松茂作	大正七、一一、一〇				
會長	竹田了雲	昭和一二、一、二一				
會長	山崎萬治郎	大正一〇、二、一一				
會長	芳水正暢	昭和一一、一二、二				
會長	花岡大雲	大正八、一一				
會長	檢事正	大正八、九、一〇				
常務理事	淺間德三郎	大正二、一二、三				
會長	鶴田彌勝	大正二、一〇、一五				
會長	永井太三郎	大正元、九、一				
支部長	德島市長	大正元、九、一				
支部長	德島警察署長	大正七、七、一				
支部長	石井警察署長	大正七、七、一				

同	板野郡東部支部	財團支部	一	同	板野郡撫養町	齋田寺內
同	板野郡西部支部	財團支部	一	同	板野郡板西町	金泉寺內
同	阿波郡支部	財團支部	一	同	阿波郡土成村	光福寺內
同	麻植郡支部	財團支部	一	同	麻植郡學島村	善勝寺內
同	美馬郡東部支部	財團支部	一	同	美馬郡脇町	安樂寺內
同	美馬郡西部支部	財團支部	一	同	美馬郡貞光町	眞光寺內
同	三好郡支部	財團支部	一	同	三好郡池田町	桂林寺內
同	勝浦郡支部	財團支部	一	同	勝浦郡生比奈村	善入寺內
同	那賀郡東部支部	財團支部	一	同	那賀郡見能林村	地藏寺內
同	那賀郡西部支部	財團支部	一	同	那賀郡相生村	正光寺內
同	海部郡支部	財團支部	一	同	海部郡牟岐町	普周寺內
讃岐修齊會		財團	敎	一	高松市西濱町一三	
財團法人	海南救濟會	財團	敎	一	高知市小川町四五	
高知慈善協會高知自彊會		社會事業團體附屬	敎	一	1、(本部)高知市本町一三六 2、(自彊舍)高知市櫻馬場二二	
幡多救濟會		組合	敎	一	高知縣幡多郡中村町大中村一、六三五	
愛知自啓會		財團	敎	一	名古屋市千種區青柳町六ノ五	
愛知自啓會中協園		財團經營	敎	一	同　東區白壁町一ノ一二	
岡崎自啓會		組合	敎	一	岡崎市梅園町字虎石一	

知多自啓會		組合	敎	一	愛知縣知多郡大野町字砂鍛冶一五 齊年寺內	
瀨戶自啓會		組合	敎	一	瀨戶市昭和町　寶泉寺內	
豐橋自啓會		組合	敎	一	豐橋市花園町　大谷派豐橋別院內	
愛知自啓會	南設樂支部	財團支部		一	愛知縣南設樂郡新城町　新城警察署內	
豐ヶ岡寮	個人	敎			名古屋市東區蒲焼町三丁目	
一宮市啓生會		組合	敎	一	一宮市人形町一ノ二　一宮市役所內	
財團法人	三重縣保護會	財團	敎	一	津市上辨財町津興二、七〇〇	
岐阜縣保護會		財團	敎	一	岐阜市菅原町二ノ二〇	
福井縣福田會		財團	敎	一	福井市吉野上町一八九	
石川更新會		財團	敎	一	金澤市下百々女木町一二三	
富山養得園		財團	敎	一	富山縣上新川郡堀川町太郎丸一、二八四	
高岡市支部		財團支部		一	高岡市關町　瑞龍寺內	
上新川郡支部		財團支部		一	富山縣上新川郡月岡村月岡新　圓城院內	
中新川郡支部		財團支部		一	同中新川郡柿澤村女川七三　圓德寺內	
下新川郡支部		財團支部		一	同下新川郡魚津町　照顯寺內	
婦負郡支部		財團支部		一	同婦負郡長岡村北代　專龍寺內	
射水郡支部		財團支部		一	同射水郡新湊町東町　光明寺內	
氷見郡支部		財團支部		一	同氷見郡氷見町湊　願泉寺內	

支部長	進藤警察署長				大正七、七、一	
支部長	板西警察署長				大正七、一〇、一	
支部長	市場特務巡査				大正七、七、一	
支部長	川島警察署長				大正七、七、一	
支部長	脇町警察署長				大正七、七、一	
支部長	貞光警察署長				大正七、七、一	
支部長	池田警察署長				大正七、七、一	
支部長	小松島警察署長				大正七、七、一	
支部長	富岡警察署長				大正七、七、一	
支部長	鷲敷警察署長				大正七、一〇、一	
支部長	牟岐警察署長				大正七、七、一	
理事	綱渓宗次郎				明治三三	
會長	檢事正				大正三、七	
會	頭川田久信				明治三二、七、一五	
會長	中村區裁判所檢事				昭和八、九、一	
會長	檢事正				明治二七、三、二九	
園長	名古屋拘置所長				昭和一三、二	
					愛知自啓會	
					猶豫者保護部	
會	岡崎區裁判所上席檢事				大正六、二、二〇 明徳會三河支部ヲ合併セルモノ、舊稱愛知自啓會岡崎支部	

會	長	田中義邦			昭和七、一〇、一 舊稱　愛知自啓會知多支部	
會	長	瀨戶市長			大正三 舊稱　愛知自啓會瀨戶支部	
會	長	豐橋區裁判所檢事			大正四、九、一五 舊稱　愛知自啓會豐橋支部	
支部長	警察署長				昭和七	
寮	長	加藤清之助			大正四、九、一五 舊稱　中京保護會	
會	長	一宮市長			大正一三、三、二〇 舊稱　愛知自啓會一宮支部	
會	長	檢事正			明治二七、五、一九	
會	長	檢事正			明治四〇、三、一一	
會	長	藤井濱次郎			明治四三、五、一九	
會	長	金澤刑務所長			明治三二、四、一	
園	長	檢事正			明治三二、三、一	
支部長	四津谷道雲				大正一三、一〇、一	
支部長	柴山秀道				大正一三、一〇、一	
支部長	金森西定				大正一三、一〇、一	
支部長	眞門道嚴				大正一三、一〇、一	
支部長	中尾敎寮				大正一三、一〇、一	
支部長	高島等圓				大正一三、一〇、一	
支部長	北本淨映				大正一三、一〇、一	

同　東礪波郡支部	財團支部	一	同　東礪波郡井波町　大谷派井波別院內	支部長	竹部　壽	大正一五、五、二〇
同　西礪波郡支部	財團支部	一	同　西礪波郡水島村水島　勝滿寺內	支部長	船見　嚴性	大正一三、一〇、一
吳　保護會	組合	收一	吳市岩方通六ノ五	會長	滿田　惠順	大正四、一、一二
吳保護感化樹德會	個人	收一女	同　古川町一五	會長	秦野　楠雄	大正三、五、一五
尾道保護會	社團	收一	尾道市土堂町　寶土寺內	會長	岡田　大豊	大正三、六、一
福山保護會	組合	收一	福山市東町　光善寺內	會長	水野　琢秀	大正三、三、一
御調保護會	組合	收一	三原市東町四五九　善敎寺內	會長	小島　秀哲	大正三、六、一
賀茂郡興仁會	組合	一	廣島縣賀茂郡西條町　敎善寺內	會長	武田　智順	大正九、八、五
豐田郡奬善會	組合	一	同　豐田郡長谷村　耽源寺內	會長	吉川　直眞	大正一二、一〇、一
雙三郡同仁會	組合	收一	同　雙三郡三次町一、二八〇　照林坊內	會長	明山　晃赫	大正元、一〇
神石郡佛敎奉公會	組合	一	同　神石郡油木町　法泉寺內	會長	川上　順長	大正一二、三、一七
佐伯郡佛敎奉公會	組合	一	同　佐伯郡石內村　淨土寺內	會長	三好　寶齊	大正一〇、一一、一九
沼隈郡保護會	組合	一	同　沼隈郡瀨戶村　光滿寺內	會長	鈴木　宏道	大正一〇、一〇、二四
蘆品郡成德會	組合	一	同　蘆品郡府中町　府中警察署內	會長	府中警察署長	大正七、四、六
財團法人　宇品寮	財團	收一	廣島市吉島町五〇　廣島刑務所內	理事長	廣島刑務所長	昭和一〇、八、一　舊聯合保護會ヨリ獨立セルモノ
山口保護會	組合	收一	山口市大字下字野令一、一三七	會長	山口刑務所長	大正元、九
下關保護院	個人	收一	下關市大坪町二三一	院長	丘　道徹	明治二三、九
下關佛敎同盟濟世會	組合	收一	同　大坪町　下關刑務支所內	會長	神本　純應	大正七、一
財團法人　山口縣社會事業協會　昭和館	財團經營	收一內鮮人	同　東大坪町一六九	館長	藥師寺　照宣	昭和三、六、一
宇部共榮會	組合	收一	宇部市大字上字部一、五六五　敎念寺內	會長	兼安　英哲	大正七、一二
都濃郡佛敎團保護部	組合	收一	山口縣都濃郡久米村　明敎寺內	保護部長	河野　基孝	大正二、一二、一
熊毛郡佛敎團保護會	組合	收一	同　熊毛郡周南町大字光井　光立寺內	會長	伊東　慈蘭	大正五、六

豐浦郡聯合佛敎團保護部	組合	收	同　豐浦郡黑井村大字黑井　眞藏寺內	團長	片山　賢乘	大正七、一二
財團法人　玖珂郡修道義會	財團	收一	同　玖珂郡岩國町大字錦見一、〇九三	會長	岩國區裁判所檢事	大正元、一〇、一
財團法人　備作惠濟會自省舍	財團	收一	岡山市東古松町五二ノ四	會長	國富　友次郎	明治三〇、一〇、一
岡山明德會	組合	一	同　山科町一五　本願寺內	會長	西崎　念敎	大正元、一一、一
御津郡明德會	組合	一	同　巖井二、〇六四　御津郡各種團體聯合事務所內	會長	藤井　靜一	大正三、三
美作自修會	組合	收一	津山市山下四六	會長	福田寺　戒性	大正元、九、二八
和氣郡明德會	組合	一	岡山縣和氣郡和氣町五三　本成寺內	會長	丸尾　正然	大正八、六、一五
赤磐郡明德會	組合	一	同　赤磐郡瀨戶町大字瀨戶四〇　共立赤磐郡役所內	會長	片山　嘉一	大正三、一
兒島郡明敎會	組合	一	同　兒島郡灘崎村大字彥崎一、八〇五	會長	松岡　覺澄	大正三、一
阿哲郡至誠會	組合	一	同　阿哲郡新見町大字新見一、九〇一　阿哲郡各種團體聯合事務所內	會長	竹本　裕	大正三、九
後月郡佛敎同盟會	組合	一	同　後月郡町西江原町五五九　正雲寺內	會長	井上　靈戒	明治四五、六、三〇
岡山縣小田郡進德會	組合	一	同　小田郡矢掛町　多聞寺內	副會長	楢崎　宣弘	大正二、九
鳥取縣給產會	財團	收一	鳥取市西品治六一	會長	檢事　正	大正元、一一、二二
和光會	組合	收一老	米子市錦町三ノ五	理事長	前田　德庵	大正七、二、一一
松江保護會	組合	收一	松江市寺町一二四　安栖院內	會長	吉田　行精	大正一一、一〇、四
八東保護會	組合	收一	同　內中原町一九〇　家庭學院內	會長	池本　智海	大正一一、一〇
那賀保護會	組合	收一	島根縣那賀郡濱田町大字原井六一一　寶珠院內	會長	本田　行察	大正一一、一〇、七
鹿足保護會	組合	收一	同　鹿足郡津和野町大字鷲原（イ）六三六　法音寺內	會長	冨岡　雲英	大正一一、九
美濃保護會	組合	收一	同　美濃郡益田町九四〇	副會長	山根　幸臣	大正一一、九
邑智保護會	組合	收一	同　邑智郡濱原村大字濱原三九五	會長	岩　義香	大正一一、一〇、一二

遠摩保護會	組合	一	同	遠摩郡福光村	瑞光寺內	會	長龍 義曉	大正一一、九、一一
安濃保護會	組合	一	同	安濃郡長久村(ロ)二五二	蓮敎寺內	會	長菅本 精覺	大正一一、一〇
簸川司法保護會	組合	一	同	簸川郡今市町四八七	連紹寺內	會	長加納 廣淳	大正一一、一〇 舊稱 簸川保護會
飯石保護會	組合	一	同	飯石郡三刀屋町	淨土寺內	會	長玉野 探月	大正一一、一〇
仁多保護會	組合	一	同	仁多郡亀嵩村亀嵩	覺念寺內	會	長藤原 賢成	大正一一、一〇、一四
大原保護會	組合	一	同	大原郡木次町	西善寺內	會	長堀江 雲海	大正一一、九、二五
能義保護會	組合	一	同	能義郡飯梨村大字石原七	誓願寺內	會	長醍醐 一溪	大正一一、九、三〇
隱岐保護會	組合	一	同	周吉郡西鄉町	眞行寺內	會	長名越 隆成	大正一一、一〇、九
愛媛保護會	財團	一	松山市南柳井町八五			會	長檢事正	明治二八、七、一 舊稱 愛媛縣聯合保護會
松山屋信會	組合	一	同	北京町一ノ六九	正法寺內	會	長今井 貞勝	大正元、一二
宇和島報恩會	組合	一	同	宇和島市丸穗	西江寺內	會	長五葉 諦道	大正元、一二、八
南豫公報會	組合	一	同	伊吹町東通リ四八三		會長	宇和島區裁判所檢事	昭和八一一、一
越智郡福田會	組合	一	同	妙興寺前四八〇	光國寺內	會	長今野 禪忠	大正一五、六、一九
風早風信會	組合	一	今治市旭町	神供寺內		會	長龍田 宥量	大正二、四、二
慈照會	組合	一	愛媛縣溫泉郡立岩村	金蓮坊內		會	長六車 諦忍	大正六、四
溫泉郡西溫佛敎會	組合	一	同	溫泉郡北吉井村大字西岡	大谷派西岡說敎場內	會	長丹生屋 隆道	大正五、五、二二
東宇和郡普濟會	組合	一	同	溫泉郡味生村	淨明寺內	會	長藤川 寬龍	大正六、七
東宇和郡義昭會	組合	一	同	東宇和郡土居村	善願寺內	會	長新・一転	大正二、一、一〇
西宇和郡護友會	組合	一	同	東宇和郡宇和町久枝	松岳寺內	會	長白石 文應	大正二、三
南宇和郡慈敎會	組合	一	同	西宇和郡川上村	堯範寺內	會	長小林 珠山	大正二、一、一五
			同	南宇和郡御莊町	金光寺內	會	長遠近 成海	大正三、二、一一

津島報始會	組合	一	同	北宇和郡岩松町	臨江寺內	會	長染矢 智運	大正三、七、三
利生會	組合	一	同	北宇和郡愛治村	安樂寺內	會	長淨光 惠亮	大正三、四、一
吉田六和會	組合	一	同	北宇和郡吉田町	一乘寺內	會	長須賀 慶照	大正三、九、一
喜多郡明昭會	組合	一	同	喜多郡大洲町	大禪寺內	會	長有田 大宗	大正一二、一二
伊豫郡明道會	組合	一	同	伊豫郡松前町大字筒井	善正寺內	會	長大森 眞敎	大正二、五、一五
上浮穴郡慈濟會	組合	一	同	上浮穴郡田渡村	昌福寺內	會	長今井 完道	大正二、一二
西新佛敎保護會	組合	一	同	新居郡西條町	大念寺內	會	長瀨川 大憲	大正元、一一、二三 舊稱 西新佛敎團
東新佛敎會	組合	一	同	新居濱市庄內	宗像寺內	會	長楢崎 孝知	大正二、七
宇摩郡佛敎團	組合	一	同	宇摩郡豊岡村	實相寺內	團	長好井 智源	大正二、七
周桑佛敎團	組合	一	同	周桑郡多賀村	長福寺內	團	長佐伯 道隆	明治四三、三、八
司法保護諫早 洪仁會	組合	一	長崎縣北高來郡諫早町原口名五〇八			會	長長崎刑務所長	大正二、一二、七 舊稱 長崎縣司法保護聯合洪仁會
長崎啓成會	組合	一	長崎市橋口町二二九			會	長浦上刑務支所長	明治四四、二、一
佐世保保護會	組合	一	佐世保市萬德町一三〇			會長	佐世保區裁判所檢事	昭和二、一、一七
財團法人對馬保護會	財團	一	長崎縣下縣郡嚴原町大字國分			會長	嚴原區裁判所檢事	大正元、一〇、一四
財團法人佐賀縣恒產會	財團	一	佐賀市上多布施町五五九			會	長檢事正	大正元、一〇、一 舊稱 聯合保護會ヨリ獨立分離セリ
福岡正會	組合	一	福岡市西新町八〇七			會	長檢事正	大正六、七、二〇
財團法人鞍手郡一心會	財團	一	直方市	直方區裁判所內		會長	直方區裁判所檢事	明治四四、一〇
小倉共成會	財團	一 (敎八男ノミ)	小倉市鑄物師町九八			會長	小倉區裁判所檢事	大正六、一一
嘉穗宏濟會	組合	一	飯塚市	飯塚區裁判所檢事局內		會長	飯塚區裁判所檢事	大正五、三

早良扶接會	組合	收一	福岡市西新町　西新町警察署內	會長	警察署長	大正六、七、一
三池保護會	個人	收	福岡縣三池郡駛馬町大字西米生一、三三	會長	熊谷直正	明治三〇、一、三一
糟屋心光會	組合	收一	同　粕屋郡志免町田富二二六　西福寺內	會長	石藏研定	大正一三、九、一　舊稱　糟屋郡佛教團心光會
財團法人筑後保護會	財團	收一	久留米市篠山町三八九	會長	久留米少年刑務所長	明治四〇、四、一
大分縣保護會	財團	收一	大分市北新町二、〇九九	會長	檢事正	明治二三、六、三〇
大分顯正保護會	組合	一	同　大字大分　本光寺內	會長	平田泰延	明治四五、五、二〇　舊稱　大分佛教顯正會
南海部郡佛教聯合會	組合	一	大分縣南海部郡佐伯町四四　佐伯町役場內	會長	三關洪巖	明治四四、一一、二八
北海部郡佛教保護會	組合	一	同　北海部郡臼杵町大字臼杵二二四	會長	佐々木蓮麿	大正元、一一、三
大野郡佛教會	組合	一	同　大野郡戸上村　了仁寺內	會長	菊地一音	明治四五、四、三　舊稱　大野郡佛教廣濟會
直入郡佛教保正會	組合	一	同　直入郡竹田町　豊音寺內	會長	野上梅芳	明治四五、五、二五　舊稱　直入郡佛教協濟會
泉都司法保護會	組合	一	別府市北濱　圓正寺內	會長	觀月聚然	明治四五、二、四　舊稱　泉都和合會
速見郡保護會	組合	一	大分縣速見郡杵築町大字南杵築三八〇	會長	木付玄聖	明治四五、一、二八　舊稱　和敬會
東國東郡國東佛教保護會	組合	一	同　東國東郡國東町大字田深四九八　西林寺內	會長	赤松惠順	明治四五、五、二〇　舊稱　國東佛教保護會
西國東郡各宗同盟救濟會	組合	一	同　西國東郡中眞玉村二、三五五　安養寺內	會長	矢野雪道	大正元、八、二一
四日市地區佛教司法保護會	組合	一	同　宇佐郡兩川村大字香下　光明寺內	會長	香下鳳徹	大正二、二、二〇　舊稱　宇佐郡佛教司法保護會

中津區輔導會	組合	一	中津市大字寺町九八一	會長	太田誠鑑	明治四四、一〇、二九　舊稱　中津各宗救護會
玖珠郡眞宗教團洗心會	組合	一	大分縣玖珠郡森町大字帆足一三一　光林寺內	會長	森眞證	明治四五、三、一三
日田佛教開導會	組合	一	同　日田郡日田町大字北豆田五一九　西光寺內	會長	高山令歡	明治四五、四、七
熊本自營協會	組合	收一	熊本市大江町大字渡鹿七三三	會長	檢事正	大正二、三、二
財團法人熊本縣社會事業協會託麻寮	財團經營	收一	同　大江町九品寺四六四	寮長	大場正雄	明治三五、八
財團法人鹿兒島縣保護協會	財團	收一	鹿兒島市草牟田町四、二四〇	會長	檢事正	明治三二、六、二一
財團法人日州保護會	財團	收一	宮崎市吉村町二、一三一	會長	檢事正	明治三八、五
同　宮崎中央支部	財團支部	一	同　錦町　弘德寺內	支部長	土岐本順	大正一三、一
同　延岡支部	財團支部	一	延岡市大字岡富　城影寺內	支部長	佐藤公安	大正元、一一
同　東諸縣郡支部	財團支部	一	宮崎縣東諸縣郡本庄町　寶光寺內	支部長	森法忍	大正四、五
同　西諸縣郡支部	財團支部	一	同　西諸縣郡小林町　淨信寺內	支部長	岩崎昭信	大正二、五
同　北諸縣郡支部	財團支部	一	都城市牟田町　攝護寺內	支部長	佐々木正燕	大正三、五
同　兒湯郡支部	財團支部	一	宮崎縣兒湯郡高鍋町　稱專寺內	支部長	栗田龍圓	大正四、四
同　西臼杵郡支部	財團支部	一	同　西臼杵郡上野村大字下野　淨光寺內	支部長	寺義晃	大正一三、九
同　南那珂郡南支部	財團支部	一	同　南那珂郡福島町　正國寺內	支部長	井手道現	大正五、五
同　南那珂郡北支部	財團支部	一	同　南那珂郡酒谷村　高照寺內	支部長	松本正義	大正三、一
財團法人沖繩自營會	財團	收一	那覇市西新町三ノ一八	會長	田原惟信	明治四四、三、一一
同　國頭支部	財團支部	一	沖繩縣國頭郡名護町　大谷派眞教寺名護說教所內	保護主任	（缺員中）	大正六、五
同　中頭支部	財團支部	一	同　中頭郡宜野灣村字普天間　神宮寺內	保護主任	金城盛傳	大正九、五
同　宮古支部	財團支部	一	同　宮古郡平良町　平良刑務支所內	保護主住	豊見山寬常	大正七、六

財團法人	宮城縣保護會	財團	敎一	仙臺市古城町	番外地內	明治四一、六
仙臺司法保護洽濟會		組合	一	同	金勝寺內	舊宮城縣聯合保護會
牡鹿能仁會		組合	一	東十番丁		大正元、一〇、二八
刈田佛教濟會		組合	一	石卷市北鱒山三四		大正元、一二、一八
柴田郡保護會		組合	一	宮城縣刈田郡白石町	當信寺內	大正二、三、三
伊具郡保護會		組合	一	同	大光寺內	大正一一、六、一六
亘理郡保護會		組合	一	同	專福寺內	大正一一、七、二八 舊稱伊具郡佛光會保護部
志田郡保護會		組合	一	同	胎藏院內	大正一一、五、二三
加美郡興風會		組合	一	同	中新田町 瑞雲寺內	大正一一、五、二
桃生郡佛教保護會		個人	一	同	廣淵村 廣淵寺內	大正一一、五、三
栗原郡佛教保護會		組合	一	同	龍雲寺內	大正一一、五、二四
遠田郡佛教保護會		組合	一	同	眞證寺內	大正一一、四、一一
玉造郡佛教保護會		組合	一	同	來迎寺內	大正一一、五、二二
黑川郡佛教保護會		組合	一	同	保福寺內	大正一一、四、一五
宮城郡佛教保護會		組合	一	同	願成寺內	大正一一、四
名取郡佛教保護會		組合	一	同	圓滿寺內	大正一一、四、一七
登米郡佛教保護會		組合	一	同	大念寺內	大正一一、五、一
本吉郡南部佛教保護會		組合	一	同	西光寺內	大正一一、四、三〇
本吉郡北部佛教慈光會		組合	一	同	滿福寺內	大正一一、四、三〇
財團法人	至道會	財團	敎一	福島市後田五		昭和三、八、三 舊財團法人福島縣聯合保護至道會

財團法人	平自誓會	財團	敎一	平市字大館八		明治四三、九、一一
財團法人	會津保護會	財團	敎一	若松市天寧寺町二〇二		明治四三、一一
郡山洗心會		組合	一	郡山市堂前五二		昭和五、一二
四郡聯合白河保護會		組合	敎一	福島縣西白河郡白河町字本町北裏三〇		明治四三、五、二〇
東白川郡佛教慈善會		組合	一	同	東白川郡棚倉町新町 蓮家寺內	明治四三、一一、一七
伊達南部佛教慈善會		組合	一	同	伊達郡飯坂村 頭陀寺內	明治四三、一〇、八
羽陽和光會		財團	敎一	山形市上町字飯塚口三一五		明治三四、五、一
羽陽慈濟會		財團	敎一	同	八日町一八八 藏龍院內	大正元、一一、一八
財團法人	米澤自彊會	財團	敎一	米澤市長町三、七四四		明治二七、一〇
米澤佛教興道會		組合	敎一	同東町八五一		大正元、一二
莊內佛教慈濟會		組合	敎一	鶴岡市吉住町	龍藏寺內	大正元、一一、一
東置賜郡慈濟會		組合	一	山形縣東置賜郡沖鄉村	楊林寺內	大正一一、一、六
西置賜郡佛教聯合會		組合	敎一	同	西置賜郡長井町	大正一三、五、一八
岩手保護院		社團	敎一	盛岡市東中野第一地割字鷹匠小路九七		明治三三、九
秋田至仁會		財團	敎一	秋田市川尻町川口境五二		大正九、八、一九
同土崎支部		財團支部	敎一	秋田縣南秋田郡土崎港町本山町二		昭和二、七
同能代支部		財團支部	一	同	山本郡能代港町畠町五九 白龍寺內	昭和二、七
同大館支部		財團支部	敎一	北秋田郡大館町	大館刑務支所內	昭和二、七
同花輪支部		財團支部	敎一	鹿角郡花輪町下花輪五〇		昭和二、七
同仙北郡支部		財團支部	敎一	仙北郡大曲町	大曲刑務支所內	昭和二 舊秋田至仁會大曲支部
同橫手支部		財團支部	一	同平鹿郡橫手町	橫手刑務支所內	昭和二、七
同湯澤支部		財團支部	敎一	雄勝郡湯澤町	長谷寺內	昭和四、七

會長	平區裁判所檢事					
會長	若松區裁判所檢事					
會長	郡山區裁判所檢事					
會長	白河區裁判所檢事					
會長	坂田良哉					
會長	野田惠順					
會長	村田萬壽治					
主幹	角張東順					
理事長	戶田虎雄					
會長	鈴木宥信					
會長	小野田圓乘					
會長	本間玉宗					
會長	酒井隆山					
院長	上館全雲					
會長	檢事正					
支部長	佐藤實英					
支部長	藤澤議					
支部長	櫻場文毅					
支部長	淺利佐助					
支部長	棟方唯一					
支部長	小松重兵衛					
支部長	（缺員中）					

同本莊支部	財團支部	一	同由利郡本莊町本莊區裁判所檢事局內	支部長	黑田利盛	昭和二、七
青森慈晃會	財團	收一	青森市大字浦町字野脇三三七	會長	檢事正	明治三一、五、三〇 舊稱 青森縣慈晃會
財團法人北海道授產場	財團	收一	札幌市苗穗町三七	場長	末廣愛邦	明治四二、一二、二五
財團法人札幌大化院	財團	收一	同南一條西十七丁目一	院長	助川貞利	大正元、九、一五
小樽保護會	組合	收一	小樽市入舟町七ノ一一	會長	岡崎元雄	昭和二、一、一六
室蘭司法保護會	組合	收一	室蘭市舟見町九六	會長	室蘭市長	昭和四、一、一二 舊稱 室蘭保護會
空知保護會	組合	收一	北海道空知郡岩見澤町三條東四丁目八 岩見澤刑務支所內	會長	岩見澤區裁判所檢事	昭和二、四、一三 舊稱 岩見澤保護會
財團法人函館助成會	財團	收一	函館市堀川町四五	會長	檢事正	明治四〇、八、二五
同壽都支部	財團支部	一	北海道壽都郡壽都町新榮町一四四 法界寺內	支部長	野上良然	大正一四、一二、一二
同江差支部	財團支部	一	同檜山郡江差町本町二一二 本願寺江差別院內	支部長	有村顯成	大正一五、一一、二三
司法保護函館和光保護會	組合	一	函館市元町二五 大谷派函館別院內	會長	大平靈明	大正一五、四、八
財團法人旭川保護會	財團	收一	旭川市中島一、四八五 (通稱 旭川市新町六條一丁目)	會長	檢事正	大正一一、一
同名寄支部	財團支部	收一	北海道上川郡名寄町 法弘寺內	支部長	名寄區裁判所檢事	昭和五、七、一二
同增毛支部	財團支部	收一	同增毛郡增毛町稻葉町二丁目 山本秀雄方	支部長	旭川區裁判所檢事	昭和一〇、四、一
同稚內支部	財團支部	收一	同宗谷郡稚內町字山下通七ノ五七〇	支部長	稚內區裁判所檢事	昭和一三、一一、二七
淳風會	特殊助成		同上川郡士別町大通八丁目 士別警察署內	會長	志田義雄	昭和一四、三、一〇
財團法人網走慈惠院	財團	收一	同網走郡網走町字新町三七	院長	寺永哲英	明治二九、二、二一
財團法人釧路慈德會	財團	收一	釧路市宮本町二四	會長	檢事正	大正六、三、一五
財團法人十勝自營會	財團	收一	帶廣市東二條南十四丁目一	會長	帶廣區裁判所檢事	明治三七、五、二三
根室自立會	組合	收一	北海道根室郡根室町字平內町四丁目 大谷派根室別院內	會長	原長榮	大正一二、三
野付牛實華道場	組合	收一	同常呂郡野付牛町北六條通西二ノ三〇	場長	小杉秀太郎	昭和一二、一、二四
財團法人樺太保護會	財團	收一	豐原市東五條南八丁目一	會長	檢事正	大正八、六、七
同大泊支部	財團支部	一	樺太大泊郡大泊町大字大泊 大泊町役場內	支部長	大泊町長	昭和一一
同留多加支部	財團支部	一	同留多加郡留多加町 留多加町役場內	支部長	留多加町長	昭和一〇、一一、一五
同落合支部	財團支部	一	同榮濱郡落合町 落合町役場內	支部長	落合町長	昭和一〇、二、一二
同知取支部	財團支部	一	同元泊郡知取町 知取町役場內	支部長	知取町長	昭和一三、五
同敷香支部	財團支部	一	同敷香郡敷香町 敷香町役場內	支部長	敷香町長	昭和一一、五、六
同本斗支部	財團支部	一	同本斗郡本斗町 本斗町役場內	支部長	本斗町長	昭和九、一〇、一八
同眞岡支部	財團支部	一	同眞岡郡眞岡町大字眞岡 眞岡刑務支所內	支部長	眞岡區裁判所檢事	昭和六、九、一三
同野田支部	財團支部	一	同野田郡野田町 野田町役場內	支部長	野田町長	昭和一一
同泊居支部	財團支部	一	同泊居郡泊居町 泊居町役場內	支部長	泊居町長	昭和一〇、八、一二
同惠須取支部	財團支部	一	同名好郡惠須取町 惠須取町役場內	支部長	惠須取町長	昭和一〇、三、二〇
同塔路支部	財團支部	一	同名好郡塔路町大字塔路 塔路町役場內	支部長	塔路町長	昭和一三
合計	猶豫者、釋放者保護團體					四三二
	特殊助成團體					三

第三　昭和十三年及同十四年中の新設及廢止團體

一、新設團體

府縣別	名稱	組織所在地	設立代表者	創立年月日
新潟縣	水原博愛會	組合 北蒲原郡水原町 水原警察署內	水原警察署長	昭和一四、二、二二

同	葛塚慈惠會	組合	北蒲原郡葛塚町	葛塚警察署内
同	新發田博愛會	組合	北蒲原郡新發田町	新發田警察署内
京都府	本願寺派司法保護事業協會	宗團	京都市下京區堀川通	本願寺派執行長
大阪府	大阪報恩會	財團	大阪市西淀川區傳法町南二丁目一五一	元府中刑務所長 辻敬助
北海道	淳風會	組合	上川郡士別町大通八丁目	士別佛教聯合會會長 五藤順雅
計	六團體			

二　廢止團體

昭和十三、十四の兩年中に廢止せられたる團體は左の通りである。從來一般釋放者保護團體として數へられたるものにして事業法施行の結果其の部類から離れ指導助成團體、或ひは少年保護團體、又は思想保護團體として取扱はれる樣になつた團體も相當の數に上るが何等かの形態に於て保護團體としての經營を存續してゐるものは此の中には含まれてゐないこと勿論である。

聯合保護會管內別	名稱	創立年月日
東京府	相愛・保護會	昭和五、二、二五
	財團法人東京保護會	明治一六
神奈川縣	神奈川縣佛教慈德會川崎支部	大正二、三
同	中郡支部	同二、三、一五
同	鎌倉支部	同二、三
同	愛甲郡支部	同二、三、一五
同	津久井郡支部	同二、三、一五
同	都筑郡支部	同二、三、一五
同	高座郡支部	同二、三、一五
同	橫須賀支部	同三
同	六浦支部	同二、三、一五
同	三浦郡支部	同二、三、一五
同	足柄上郡支部	同二、三、一五
千葉縣	千葉縣歸性會匝瑳支部會	大正九、一一、二八
同	東莫飾郡支部	同一〇、一、二七
同	長生郡歸性會	同一〇、六、一〇
千葉縣	市原郡聯合歸性會	同一四、四、二
印幡郡	一誠會	不詳
君津郡	歸德會	大正一〇、七、五
海上郡	遙善義會	不明
夷隅郡	佛教護國團歸性會	昭和二、三
千葉縣	歸性會佐倉支部	同三、五、二六
同	小見川支部	同三、六、一六
同	北條支部	同九、一二、二九
同	一宮支部	同一二、七、一九
木更津町	大正會	大正四、二、三
大原町	慈教會	同元、一一、二一
天津町	免囚保護會	同五、二、一〇
千葉縣	各宗協會和田支部	同元、一二、一
江見各宗	協會支部	同七、一
幕張町	奬善會	同一一、八、五
生濱	期成會	大正一〇、七、一
桐生	積善會	明治四三、三、一
佐波郡	各宗協會	同四三、四、一
勢多郡	佛教各宗協會	大正六、四、二
山田郡	各宗協會	明治四三、五、一
新田	各宗協會	同四三、六、二五
多野郡	各宗協會	同四四、七、一
甘樂	各宗和敬會	同四三、三、一
碓氷郡	各宗協會	同四二、一二、一
利根	佛教會	同四三、八、一
吾妻	佛教樹德會	大正二、二、二七
遠州佛教積善會	濱松市支部	同二、二
同	湖西分會	同二、二、一一
靜岡縣佛教慈濟會		同二、一一

田方郡佛教慈光會		同	二、四、一五
志太郡佛教慈惠會		同	元、一一、一
護國親善會		同	二、六、二一
加茂郡佛教慈善會		同	三、九、七
敬和會		昭和一〇、七、一二	
北蒲原郡慈惠協會		大正四、一〇、二〇	
中蒲原郡更生會		同	一四、八、三一
東頸城郡佛教團		同	三、一一、一
西頸城郡佛教奉公團		昭和一一、九、一三	
敬天	園	大正元、一二	
至正	會	同	元、一一
天田佛教團		同	元、一〇
何鹿慈攝會		同	二、三、七
中郡洪濟會		同	二、二、一五
綴喜郡佛教和敬會		同	二、一
熊野佛教同盟會		昭和九、二、一一	
白道會		大正一二、一一	
河南自强會		昭和四、二、二〇	
兵庫縣聯合保護會		同	五、二、一〇
兵庫縣西灘支部		同	二、八、一
同灘支部		同	二、七
同西宮市支部		同	二、一一
同武庫郡支部			
同川邊郡支部			

	同明石郡支部	同	三、七、一〇
	同加西郡支部	同	二、九、一
	同神崎郡支部	同	三、六、五
	同赤穗郡南部支部	同	三、九、二五
	同赤穗郡東部支部	不	詳
	同佐用郡支部	昭和	三、一一、五
	同宍粟郡支部	同	三、九、一〇
	同朝來郡支部	同	三、四、一五
	同美方郡支部	同	三、五、二〇
	同氷上郡支部	同	三、五、一〇
	同多紀郡支部	大正	一三、三、五
	同三原郡支部	昭和	一〇、四、一七
	尼崎育成會	大正	一〇、七、二五
	加古郡各宗教友會	同	四、一一、一
	美嚢郡佛教保護會	同	一〇、六
	明石省會	同	一二、二、一七
	赤穗郡北部佛教聯合會保護部	昭和	三、一一、一七
奈良縣	奈良養老院	明治	四二、五、一
	大和修導會	同	四三、一〇
	自彊會	大正	一〇、四、三
	北葛城郡佛教護國團	明治	四三、二、五
	生駒郡佛教護國團	大正	九、二
	宇陀郡明光會	昭和	七、一二、一
滋賀縣	大津佛教同和會	大正	五、三、一
	滋賀縣咬菜園	明治	三六、八
	野洲郡中洲協會	昭和	五、二
	龍池各宗同盟會	大正	一〇、一〇
	柏木村慈濟會	同	二、七、八
	蒲生郡佛教協會	同	一五、七
	葉枝見佛教相愛會	同	六、三
	御園村保護共導會	同	四、九、一五
	淨土宗免囚保護至德會	同	元、八、一〇
	栗田郡佛教同心會	同	五、四、五
	高島郡佛教護國團 司法保護部	同	四、一一、一
	海草郡佛教各宗協同會	明治	四五、四、一
	有田郡佛教各宗協同會	同	四四、一二、一
	西牟婁郡佛教各宗協同會	同	四五、四、一
	東牟婁郡佛教各宗協同會	同	四五、七
	紀南聖恩會	昭和	四、八、一
	伊都郡密教同志會	同	四、二、一
	日高郡佛教各宗協同會	同	六、七、一
高知縣	吾川郡司法保護會	大正	三、七
	土佐郡保護會	同	六、六、一
愛知縣	愛知自啓會 中島郡支部	大正	一三、六
	同愛知郡支部	同	一四、四
	同海部郡支部	昭和	八、九、一三
	同幡豆支部	大正	一二、七
	知多保護教化聯盟	昭和	一二、一一、二七

石川縣	能登國慈善會	大正	元、一二、一二
富山縣	富山縣眞言宗保護會	不	詳
廣島縣	深安郡保護會	大正	三、三
	甲奴郡佛教會保護部	同	八、八
	安佐郡安立會	同	八、八、一
	高田郡保護會	同	九、八、二五
	比婆郡明德會	同	一〇、四
	山縣郡太田保護會	同	一一、一一
	安藝郡佛教奉公會	同	一一、三、七
	世羅郡醇厚會	同	一三、二、五
山口縣	山縣郡東部保護會	同	一三、五、一七
	豐浦保護會	大正	七、一二
	大島郡保護會	同	六、七
	佐波郡北部佛教團保護部	同	二、四、一三
	佐波郡南部佛教團保護部	同	二、四
	美禰郡西部佛教愛護會	同	三、四
	美禰郡東部佛教慈惠會	同	三、六
	長北佛教會	同	七、一〇
	大津郡佛教甲寅會	同	三、一
	厚狹郡慈惠會	同	七、一二、二五
	吉敷郡北部佛教團	同	一〇、七
	厚狹郡南部慈惠會	昭和	一二、四
岡山縣	倉敷市都窪郡慈教會	大正	二、一一、二〇
	淺口郡明德會	同	元、一二
	邑久郡聖德紀念修心會	同	二、二
	川上郡佛教團	同	二、四、二〇
	上房郡興仁會	同	二、五、一
	吉備郡洪濟會	同	二、一二
	上道清德會	同	三、一、一
長崎縣	長崎縣西彼佛教聯合和光會	大正	元、一一
	北松保護會	昭和	九、五、二〇
	東彼杵郡佛教保護會	大正	元、一一
	本派平戶東西兩組出獄人保護會	同	元、一一
	長崎縣	昭和	五、七、一三
	島原保護會	同	一一、六
	南松保護會	大正	元、九、一三
福岡縣	福岡致誠會	同	六、一一
	濟世軍一心會	明治	四三、二、一一
	糸島郡佛教各宗協會	大正	一二、七、二〇
	筑上郡佛教各宗聯合會	同	一一、一一
	京都郡佛教各宗聯合會	同	一一、一一
	田川郡佛教洗心會	同	一四、六
	朝倉共存會	同	一四、七
	筑紫郡佛教聯合會	同	一五、四、七
	宗像共愛會	同	一五、五
	田川佛教道元會	昭和	二、三、一六
	遠賀郡昭和會	大正	二、一一、二〇
大分縣	大分郡東部佛教保護會	明治	四五、四、一一

	佛教四恩會	同	四五、三、一四
	佛教惠眞會	同	四五、二、一
	普濟會	同	四五、七、五
	慈善法德會	同	四五、四、二九
	宇佐郡眞宗教團端行會	同	四五、二、一四
	眞宗下毛中組成善會	同	四五、四、一七
	耶馬溪博仁會	同	四五、六、一三
	翼成會	大正二、四、一	
	北海部郡北部歸一會	同	二、一、一二
	國東南郡協和會	同	二、五、一三
	龍華會	同	六、七、三一
	仁愛會	同	六、一一、一三
	速見郡北部佛教各宗和合會	同	一五、四、一
宮崎縣	再生舍	昭和三、一〇、一〇	
福島縣	福島佛教慈善會	明治四三、一〇	
	伊達川西佛教慈善會	同	四三、一〇
	同北部佛教慈善會	同	四三、一〇
	同中部佛教慈善會	同	四三、一〇
	同南部佛教慈善會	同	四三、一〇
	安達佛教慈善會	同	四三、一〇
	安積佛教慈善會	同	四四、八
	同西部佛教慈善會	同	四三、一〇
	耶麻佛教慈善會	同	四三、一〇
	會津佛教慈善會	同	四三、一〇

	南會津佛教慈善會	同	四四、七
	同西部佛教慈善會	大正一一、五	
	大沼佛教慈善會	明治四三、一二	
	河沼佛教慈善會	同	四三、九
	岩瀨佛教慈善會	同	四三、一〇
	石川郡佛教慈善會	同	四三、一〇
	西白河郡佛教慈善會	同	四三、一〇
	田村佛教慈善會	同	四三、一〇
	田村東南佛教慈善會	同	四三、一〇
	石城郡佛教慈善會	同	四三、一〇
	双葉佛[教慈善會	同	四三、四、八
	相馬佛教慈善會	同	四三、一〇
	猪苗代佛教慈善會	同	四四、五
	南相馬佛教慈善會	大正二、一	
	標葉佛教慈善會	同	五、五
	大沼郡中西部佛教慈善會	同	六、五
岩手縣	氣仙法南會	大正五、三、六	
	江刺遙善會	同	五、三、六
	釜、石保護院	同	五、四、一
	遠野保護會	同	三、三、一五
	紫波郡佛教會	同	五、一、八
	和賀佛教會	同	五、三
	稗貫佛教會	同	五、五
	膽澤郡佛教護國團	同	五、七、五

	西盤井和光會	同	五、一、一
	東盤井郡佛教會	同	七、一〇、二
	三戸保護會	昭和二、一二、九	
	下閉伊佛教會	大正九、一一、九	
	九戸郡佛教會	同	一三、九
	和賀司法保護會	昭和一〇、六、二一	
	岩手少年厚生會	不詳	
秋田縣	秋田各宗協會佛教利生會	大正四、一二、二八	
	眞宗協會	同	八、八
	秋田縣南秋田郡佛教會	同	九、八、一九
	北海道樺太聯合保護會	大正五	
札幌			
函館	函館助成會森支部	昭和二、一、二五	
	同瀨棚支部	大正一五、九、一五	
	同八雲支部	昭和二、二、一	
	同南尻別支部	同	二、四、二四
	同戸井支部	同	二、六、二七
	同久遠支部	同	二、九、一〇
	同福山支部	同	二、八、二五
	同木古內支部	同	二、一二、九
	同奥尻支部	同	五、九、二五
釧路	釧路司法保護事業聯盟	昭和一二、一〇、二七	
計	二三一團體		

謂ふまでもなく司法保護事業法は、是まで謂はば自然發生的に創立された司法保護團體を整備して、強力なる輔導力を有せしむることを其の一半の目的としたのであるから、勢ひ人的又は物的の基礎の脆弱なる司法保護團體に對しては、他の司法保護團體との併合に依る廢止、又は自發的の廢止を慫慂したのであるが、他面に於て、在來の司法保護團體は一時又は直接の保護を行ふの外、觀察保護をも併せて行つて來たのであるが、司法保護事業法制定の結果、觀察保護は原則として司法保護委員の擔任する事務となつたのであるから、觀察保護を專門とする多くの司法保護團體が解消の運命を辿つたことは、自然の趨勢と謂ふことが出來よう。結局、右に述べた二つの原因が綜合されて、可なり多くの司法保護團體が廢止されたのであるが、此の事は、決して我國に於ける司法保護團體の保護力を弱めたものではなく、寧ろ強化したものと謂ひ得べく、司法保護事業法制定の目的は斯くの如き民間方面の全面的協力に依つて達成されたものと謂ひ得よう。

今廢止の顚末明らかなる數箇の團體につき其の間の事情を記して置くこととする。

財團法人東京保護會

所在地　東京市神田區須田町二丁目七ノ七

組織　財團法人（昭和二年二月二十三日設立認可）

代表者　理事長　原嵐昭

事業　收容（收容定員二十名）一時保護
沿革　明治十六年原胤昭ガ個人ニテ事業ヲ開始セルモノニシテ明治三十年一月三十一日東京出獄人保護所トシテ設立、事務所ヲ東京市神田區元柳原町三〇ニ置ク大正十三年九月少年保護部ヲ新設シ東京少年審判所ヨリ委託ヲ受ク、昭和二年二月二十三日財團法人設立ト共ニ名稱ヲ財團法人東京保護會ト改メ成人保護部兒童保護部並ニ住宅部ノ三部ヲ置ク、昭和八年三月事務所ヲ東京市神田區須田町二丁目七ノ七ニ移轉シ爾來事業ニ見ルベキモノアリタル處、理事長ハ既ニ八十有餘歳ニ達シ資產ノ限リヲ事業ニ投ジ無資產トナリ、且ツ理事長ノ後繼者得ガタキタメ昭和十三年七月十五日遂ニ解散セリ。

中部洪濟會

所在地　京都府中郡三重村岩尾寺内
組織　會員
人的構成　會長　瀧野新兵衛　副會長兼保護主任　大同秀全
事業　觀察（京都府中郡一圓）、一時保護
沿革　大正二年三月七日創立シ、其後事業繼續中ノ處全日本司法保護事業聯盟ノ司法保護委員制度實施ニヨリ昭和十四年五月三十一日ソノ事業ヲ京都司法保護常務委員會峰山保護區ニ移シ解散セリ。

東彼杵郡佛教保護會

所在地　長崎縣東彼杵郡彼杵村　妙法寺内
組織　會員
代表者　會長兼保護主任　渡邊智啓
事業　觀察一時保護
沿革　大正元年十一月創立以來郡内日蓮宗寺院ヲ會員トシテ長崎縣日蓮宗西部保護會ト稱シタルガ昭和九年東彼杵郡佛教保護會ニ改稱シ、郡内各宗寺院ヲ會員トス、全日本司法保護事業聯盟ノ司法保護委員制度實施ニヨリソノ事業ヲ長崎司法保護常務委員會諫早保護區ニ移シ、昭和十四年五月三十一日事業廢止セリ。

財團法人　北海道禪太聯合保護協會

所在地　札幌控訴院檢事局内
組織　財團法人（大正十三年四月八日設立認可）
人的構成　總裁　札幌控訴院檢事長　會長、理事　札幌地方裁判所檢事正　理事　札幌控訴院次席檢事　札幌刑務所長　評議員　三七名
事業　連絡、助成
沿革　大正五年ノ創立ニ係リ大正十三年四月八日財團法人ヲ設立シ爾來斯業ノ爲相當活動ヲ續ケ來リタル處昭和十三年七月十八日北海司法保護事業聯盟ガ全日本司法保護事業聯盟ノ支部トシテ結成セラレタル爲同一地域内ニ同種ノ目的ヲ有スル統制機關ノ對立ヲ見ルニ至リタルニ依リ、昭和十三年十一月二十二日本會ヲ發展的ニ解消シ北海司法保護事業聯盟ニ合併セリ。

第三節　司法保護委員

（保護の機構其の二）

第一款　初期の保護委員制

第一項　緒　論

司法保護委員制度の淵源は、遠く德川時代に於ける五人組制度にまで遡らなければならない。（年鑑第一卷一九二頁參照）此の五人組の精神と形態を採つて、司法保護事業の一組織を構成したものゝ最初は、大正二年の福井縣下に於ける保護委員制の實施である。

即ち、大正元年九月、明治天皇御大葬に際し、大赦の恩命があり、全國の保護事業關係者は深く感激して、恩赦に浴して釋放せられた者の保護指導に萬全を期したが、福井地方裁判所檢事正唐渡房次郎氏は、福井縣下に於ける保護機構に深く思を繞らした結果、當時同縣下には多數の小さな保護團體が散在し、何等之を聯絡統制する機關もなく、保護の實績も期待に反するものがあつたので、これら群小保護團體を整理統合して新に福井縣福田會を創設し、縣下各地に其の支部を設け、各支部に多數の保護委員を配置して、夫々の地域に於ける釋放者の觀察保護に當つたのである。

第二項　概　況

其の後司法保護委員制度の重要性が漸く識者によつて認識せらるゝに及び、各地に於て夫々研究を捗め、大正十四年三月には愛知自啓會に於て之を實施し、大正十五年に至つては三重縣保護會及函館助成會に於てその實現を見るに至つたのである。從來各控訴院管内司法保護事業研究會に於ても、間接保護の徹底に關しては常に論議せられ、殆んど每回各地の研究會の協議事項として「間接保護ノ徹底ヲ期スル最良方法如何」といふやうな議題を發見することが出來るのであるが、司法保護委員制度を始めて議題として取りあげてゐるの

は、昭和五年六月札幌市に開催された札幌控訴院管内司法保護事業研究會に於ける「間接保護ヲ周到ナラシムル爲メ各保護團體ヨリ推薦シタル司法保護地方委員ヲ聯合保護協會ニ於テ之ヲ囑託シテハ如何」といふ協議事項である。それ以來司法保護委員制度は各研究會に於ける重要なる研究協議事項となり、常に熱心なる研究がなされて來て、各地ともたゞその適切な具體的方策の研究に努力した。斯うした眞摯な理論的研究がなされてゐる一方に於ては、各個の保護團體に於て着々とその實施具體化に關する努力が續けられ、昭和に至つて、青森慈晃會、石川更新會、函館和光會、埼玉自彊會、釧路慈德會、岐阜縣保護會、富山養德園、玖珂郡修道義會、北海道授産場、網走慈惠院、神奈川縣聯合保護會、宮城縣聯合保護會、群馬縣佛教聯合保護會、靜岡縣聯合保護會は相次いで其の機關として保護委員を設置したが、是等の司法保護委員は當該司法保護團體に對し從屬的な補助作用を營むものとして設置されたのであり、其の機構並に運營の點に於て十二分の檢討が施されてない缺陷を有して居たので、其の存在は率直に言へば有名無實のものであり、業績を擧ぐるには未だしの感が深かつた。

第二款　司法保護委員制の全國化

第一　全國化の必要

前款に記したる如き實情に鑑み、司法省に於ては司法保護委員制の合理的全國化を計畫し、之が準備の爲昭和十二年三月三十日附保第四四五七號保護課長通牒を以て、刑務所長、少年刑務所長宛左記の通り司法保護事業の運營に關し通牒するところがあつた。

司法保護事業ノ運營ニ關スル件

司法保護事業ハ刑政最後ノ要務トシテ特ニ其ノ運營ニ留意スベキモノニ有之候處輓近斯業ニ對スル世人ノ認識、理解ノ程度深マリ各地共之ガ組織ノ强化經營ノ合理化ニ努力セラレツヽアルハ洵ニ慶賀ニ不堪候就テハ近時各地保護團體ニ於テ逐次採用シ又ハ採用セントスル傾向有之候司法保護委員制ハ斯業運營上相當攻究ノ價値アルモノト思料セラレ司法當局ニ於テハ過般來一般釋放者保護事業ノ制度化ニ關聯シテ右制度樹立ノ要否等ニ付銳意調査中ニ候ヘバ之ガ實施ノ際ニ備フル爲豫メ全國的ニ該制度ノ統一ヲ期シ置度候間貴管下保護團體ニ於テ保護委員制施行ノ計畫有之候節ハ該制度ノ內容殊ニ

（一）委員銓考ノ範圍及方法
（二）委員豫定員數及豫定委員職氏名
（三）委員ノ待遇、任期
（四）實施豫定年月日
（五）其ノ管內ニ歸住シタル最近五ヶ年間平均ノ釋放者數
（六）其ノ他必要ナル事項

ヲ相具シ一應御內議相成樣致度此段及通牒候

追而既ニ保護委員制實施中ノ向ハ之ガ實施年月日、委員ノ職氏名等其ノ內容ヲ知ルニ足ル關係書類取纏メ貴官經由提出方御取計相煩度候

他面、本問題は各地に於ても右の通牒に應ずる反應として漸次研究討議せらるゝに至り、昭和十二年度に於ける各控訴院管內研究會其の他の集會の中心議題は斯業の制度化、殊に司法保護委員制度の實施の問題が之を占むる狀況となつた。而して昭和十三年に入るや、司法當局の積極的指導に呼應して司法保護委員制度の實施は、各種の會合、協議會の一致したる切望となり、殊に各控訴院管內に設立を見たる全日本司法保護事業聯盟支部の發會式には司法保護委員制度の全國化が協議題の形式又は建議案の形式で上提され、熱烈なる討議が展開された。全日本司法保護事業聯盟に於ては昭和十二年の全日本司法保護事業大會の意志を繼承して司法保護委員制度の調査研究を進めたのであるが、その後支那事變の擴大に伴ふ諸般の社會情勢の變化は、擧國一致の體制を一層徹底するの要あるに至り、且つ長期戰下に於ける諸般の原因により一時衰退せる犯罪現象に關しても、遽に樂觀を許さゞるものがあつた。依つて全日本司法保護事業聯盟に於ては、銃後の治安を確立して國民的一致の體制を堅持し、我國未曾有の大聖業の完成に協力邁進する爲戰時及戰後に處する犯罪防遏機構として、且つは一面に於て近き將來に豫期せられる一般司法保護事業の法制化へ至るまでの前提的準備工作として、玆に司法保護委員制度を、全國的に實施する方針を決定した。爾來、同聯盟に於ては司法省保護課當局の懇篤なる指導と協力とにより、同制度に關する諸般の詳細な基本的調査に着手し、銳意準備を急いだ。

第二　全國化の準備

一　全日本司法保護事業聯盟の決議

全日本司法保護事業聯盟は昭和十三年四月六日の理事會に於て、時局に對應し司法保護事業の立場に於ける銃後活動の一つとして全國統一的に司法保護委員制を實施すべきことを決定した。

二　司法保護委員制度調査委員會

全日本司法保護事業聯盟は司法保護委員制の全國的實施に關する具體案を作成する爲、六月十四日を以て司法保護委員制度調査委員會を組織し、案の作成を委囑した。委員會は研究の結果七月十二日を以て司法保護委員規程及び司法保護委員機構實施要綱を決定した。其の經過は左の如くである。

（一）委員會の成立

司法保護委員制度調査委員會の委員は、各關係官廳、司法保護團體代表者を網羅し、委員長以下二十五氏で、氏名は左の通りである。

委　員　長
東京控訴院檢事長　吉　益　俊　次

委　　員（五十音順）
横濱刑務所長　東　邦　彦
千葉刑務所長　安　東　福　男
東京控訴院次席檢事　石　塚　換　一
東京少年審判所長　石　井　謹　爾
東京保護觀察所輔導官　居　森　義　知
東京府職業課長　糸　井　謹　治
東京興仁會常務理事　梅　本　龍　海
司法書記官　岡　五　朗
東京少年審判所少年審判官　折　原　泉
東京少年審判所保護司　大　西　輝　一
豊多摩刑務所教務課長　加　藤　專　精
司法書記官　清　原　邦　一
東京刑事地方裁判所次席檢事　黒　川　渉
輔成會常務理事　近　藤　亮　雅
東京拘置所教務課長　田　中　秀　寶
東京保護觀察所輔導官　中　村　義　郎
東京日々新聞社相談役　西　村　公　明
中央社會事業協會總務部長　原　泰　一
曹洞宗報效會常務理事　平　塚　良　明
東京保護觀察所保護司　藤　井　惠　照
府中刑務所教務課長　藤　井　智　鎧
東京少年審判所少年審判官　前　田　偉　男
東京區裁判所上席檢事　山　井　浩
東京拘置所長　谷　內　庄太郎
小菅刑務所長　柳　原　鎭　平

（二）調査の經過

司法保護委員制度調査委員會は第一回總會を六月十八日午後二時より、司法省構內法曹會館に於て開催した。（岡、糸井、原の諸氏缺席）吉益委員長以下各委員出席、聯盟側よりは岩村副會長、森山常務理事及大石主事が出席。

劈頭、岩村副會長から挨拶として、同委員會の趣旨を述べて委員諸氏の協力を求め、續いて吉益委員長から委員長としての挨拶があり、森山常務理事からは委員會を設置するに至るまでの經過概要を述べ、直に議事に入つた。先づ、森山常務理事は聯盟の原案を提示して、詳細な說明をなし、引續き各委員との間に原案につき若干の質疑應答があつたが、詳細な點に關しては各委員に於て夫々充分研究の上、次回に各自の意見を持寄つて檢討し、その上で小委員會を設けて具體案を作成することに決定して、午後五時散會した。

第二回總會は六月二十一日午後四時半から法曹會館に於て開催した。出席者は吉益委員長以下各委員（岡、中村、居森、糸井、原、西村の各委員は缺席）及聯盟側としては森山常務理事、大石主事出席し、直に議事に入り各委員よりは、現在司法保護委員制又は少年保護委員制を實施してゐる地方に就ては特に善處すること、少年又は思想犯共の他對象者の特殊性を考慮すること、司法保護委員の選任に關しては特に愼重を期すること、從來の司法保護團體を一層助成してその發展を促すこと等に關し、夫々蘊蓄を傾けての、極めて詳細に亙る意見及希望の發表並に交換があつて、結局、吉益委員長の指名により谷內、山井、前田、藤井(惠)、加藤、近藤、梅本の各委員に小委員會を委囑し、本委員會の意嚮を參酌して具體案の作成方を命じ、午後八時半散會した。

第一次小委員會は、六月二十二日午後四時半から法曹會館に於て開催、谷內小委員が推されて座長席に着き、司法保護委員規程實施要綱から審議を進めることになつた。かくして、第二次小委員會は六月二十三日、第三次小委員會は六月二十八日、第四次小委員會は六月三十日、いづれも法曹會館に於て開催しあらゆる角度から之を檢討して、餘すところなく論議を盡し、第四次小委員會を以て具體案の作成を了し、小委員會の任務を無事終了した。

かくて、第三回總會は七月十二日午後四時から法曹會館で開催された。委員側は吉益委員長以下中村、居森兩委員を除く外、全委員が出席し、聯盟理事者側としては岩村副會長、森山常務理事、大石主事が列席、先づ、谷內委員より小委員會の經過に關して詳細な報告と共に、小委員會に於て得たる成案に就いて說明があり、引續き小委員會案を、逐條的に審議をすゝめ、若干の補正を加へて之を承認し、司法保護委員規程及び實施要綱の決定を見た。

玆に司法保護委員制度調査委員會は、その任務を終了した

右決定を見たる司法保護委員規定及び司法保護委員規定（制度）實施要綱左の如し

イ、司法保護委員規程

第一　司法保護委員は刑政の本義に基き日本精神を體し、對象者の保護指導に從ふものとすること

第二　司法保護委員は左に揭ぐる者にして必要ありと認むるものを保護指導すること

一、訴追を必要とせざる爲公訴を提起せられざりし者

二、刑の執行猶豫の言渡を受けたる者

三、刑の執行を免除せられ又は刑の執行を停止せられたる者

四、刑の執行を終り又は假出獄を許されたる者

五、少年にして罪を犯し又は犯す虞ある者
六、刑事處分を受けたる者其他保護の必要ある者

第三　司法保護委員は左の職務を行ふこと
一、擔任區域内に居住する本人の生活狀態及思想動向等を調査すること
二、日常本人と接觸して其生活の安定を圖り思想の善導に努むること
三、第二に揭げたる者の家族にして保護の必要あるものに付ては適切なる處置をとること
四、其他目的達成上必要なる事項を處理すること

司法保護委員は共の職務の執行に關しては常に關係諸機關と連繫を保つべきこと

第四　司法保護委員は聯盟會長に於て聯盟支部長の意見を徵し之を委囑すること

第五　司法保護委員は名譽職とし、共の任期を三年とすること
但し特別の理由あるときは之が解任を妨げざること

第六　各聯盟支部に配置すべき司法保護委員の數は聯盟會長之を定むること
保護區域及各區域に配置すべき司法保護委員の數は支部長之を定むること

第七　司法保護委員は各保護區毎に司法保護委員會を組織すること
司法保護委員會は該區域内に於ける司法保護事務に付き聯絡打合を爲すこと

第八　司法保護委員會に司法保護常務委員一名を置くこと
司法保護常務委員は保護區内の事務を統制し、且各保護區間及司法保護常務委員會との連絡に關する事務を掌理すること

第九　司法保護常務委員は各地方裁判所管内毎に司法保護常務委員會を組織すること
司法保護常務委員會に會長、副會長及參與を置くこと
會長は地方裁判所檢事正の職にあるものに聯盟會長之を委囑すること
副會長は參與及常務委員中より聯盟會長之を選任委囑すること
參與は判事、檢事、少年審判所長、保護觀察所長、拘置所長、刑務所長、少年刑務所長、聯合保護會長又は司法保護事業に關係ある各機關の長其の他適當なるものに聯盟會長之を委囑すること
司法保護常務委員は司法保護委員中より常務委員會長之を選任委囑すること

第十　會長は司法保護常務委員會を代表し、會務を總理すること
副會長は會長を輔佐し會長事故あるときは之を代理すること
參與は會長の求めにより重要なる事項を審議すること

第十一　司法保護常務委員會の權限は左の如きものなること
一、司法保護委員會の統制聯絡に關すること
二、司法保護委員の指導訓練に關すること
三、司法保護委員事業の運營に關すること
四、關係官廳の諮問に應じ共他必要なる事項に付調査研究すること

第十二　司法保護委員に關し必要なる細則は聯盟會長別に之を定むること

口、司法保護委員規程實施要綱

第一　司法保護委員の銓衡竝に選任に關する事項
一、司法保護委員の選任に際しては各方面より適任者を網羅するに努め政治的若は宗派的偏倚に陷らざることに注意すること
二、司法保護委員の選擇に際しては左記事項に付き留意すること
（一）司法保護事業に學識經驗を有し又は理解と熱意とを有し人格高潔なるものたること
（二）社會的信望を有し且相當なる生活を營むものたること
（三）老齡又は若年に過ぎざること
三、司法保護委員の銓衡に關しては關係官廳（裁判所、檢事局、少年審判所、保護觀察所、拘置所、刑務所、少年刑務所）竝に聯合保護會又は之に準ずべきものの意見を徵すること
四、司法保護委員銓衡の內申は支部長より裁判所、檢事局、少年審判所、保護觀察所、拘置所、刑務所、少年刑務所、市町村の長竝に聯合保護會長又は之に準ずべきものに對し之を依賴すること
五、司法保護委員の內申書には左の事項を記載すること
（一）本籍及現住所
（二）氏名、職業、位階勳等、生年月日
（三）健康狀態及性格
（四）經歷の大要
（五）社會的地位及信用
（六）家族狀況
（七）資產狀態
（八）司法保護事業に對する態度
（九）其の他參考となるべき事項

第二　司法保護委員の指導訓練に關する事項
一、司法保護委員の指導訓練に關しては地方的事情に應じ

て講習會、研究會、座談會等を適宜開催すること
二、指示其の他諸種刊行物等に依り其の指導訓練の徹底を期すること
三、各地方裁判所管內毎に年一回司法保護委員協議會を開催すること
四、各支部毎に年一回司法保護委員大會若は協議總會を開催すること
五、年一回全國司法保護委員大會を開催すること
六、司法保護委員事業に關係ある役員はなるべく司法保護委員會の會議に出席して司法保護委員の指導に努むること

第三　司法保護委員會に關する事項
一、司法保護委員會の事務所は當該保護區の特殊事情を斟酌し適當なる場所に置くこと
二、司法保護委員會は毎月一回以上會議を開催すること
三、司法保護委員事業に關係ある役員は司法保護委員會の會議に出席して意見を述べ又は指導をなすことを得ること
四、司法保護委員會に於て協議したる事項は司法保護常務委員會へ其の都度報告すること

第四　司法保護常務委員會に關する事項
一、司法保護常務委員會の事務所は原則として各府縣聯合保護會又は之に準ずべきものに置くこと
二、司法保護常務委員會は毎月一回以上委員會を開催すること
三、司法保護委員事業に關係ある役員は司法保護常務委員會に出席して意見を述ぶることを得ること
四、司法保護常務委員會に於て協議決定したる事項は其の都度支部長を經由し聯盟會長へ報告すること
五、司法保護常務委員會に主事及書記を夫々若干名を置くことを得ること
六、主事は司法保護常務委員會長の命を承け會務を處理すること
七、書記は主事の指揮を承け庶務に從事すること
八、司法保護常務委員會に關し必要なる細則は別に定むること

第五　司法保護委員保護手續に關する事項
一、關係官廳に於て保護の必要ありと認むる者に付ては其の保護に關し司法保護常務委員會に通知すること
二、司法保護團體に於て收容保護を解除したるときは本人の保護に關し本人の歸住すべき地の司法保護常務委員會に通知すること
三、司法保護常務委員會に於て保護の通知を受けたるときは直ちに之を直接本人の歸住すべき保護區に於ける司法保護委員會に通知すること
四、司法保護常務委員會所在地外の關係官廳にありては便宜直接本人の歸住すべき保護區に於ける司法保護委員會に通知すること、但し此の場合にありては司法保護委員會は遲滯なく之を司法保護常務委員會に通報すること
五、司法保護委員保護通知を受けたるときは直ちに調査を遂げ司法保護票二通を作成し一通は司法保護委員會を通じ司法保護常務委員會に送付し他の一通は常時保管して保護經過其の他必要なる事項を記載すること
六、本人に關し收容保護の必要あるに至りたるときは司法保護委員は司法保護委員會を通じ之を司法保護常務委員會に通報し司法保護常務委員會は直に夫々關係各機關と聯絡して適宜の處置をとること
七、本人の保護期間は二年とす特に繼續の必要ある場合には司法保護委員會に諮り之を更新することを得ること
前項の期間中と雖も保護の必要なしと認めたるときは司法保護委員會に諮り之を解除するを得ること
八、本人に關し保護を解除したるときは司法保護委員は司法保護票に本人の現在の性行、家族狀況、生活狀態、將來の見込其の他參考となるべき事項を記載して司法保護委員會を通じ司法保護常務委員會に送付すること
九、本人同一管內に於ける他の保護區に轉住したるときは擔任司法保護委員は司法保護票に必要なる事項を記載したる上司法保護委員會を通じ司法保護常務委員會に送付し司法保護常務委員會は之を新に本人を擔任すべき司法保護委員會に廻付すること
一〇、本人他管內に轉住したるときは擔任司法保護委員は司法保護票に必要なる記載をなしたる上司法保護委員會を通じ司法保護常務委員會に送付し司法保護常務委員會は之を本人の轉住したる管內の司法保護常務委員會に送付すること
一一、司法保護委員は其の擔任區域內に於て司法保護を要するものを發見したるときは直に保護手續を開始すること
前項の場合には司法保護委員會を通じ司法保護常務委員會に其の旨報告すること
一二、司法保護委員は其の職務の執行に關しては別に定むる司法保護委員執務心得を遵守すること

第六　保護費に關する事項
一、司法保護常務委員會所要の經費は夫々其の會に於て處理すること
二、司法保護委員の保護に關して要する經費は當該保護區に於ける司法保護團體又は司法保護委員事業助成機關等の支辨たるべきこと

第七　司法保護委員事業助成機關に關する事項

一、司法保護委員事業の健全なる發達を期するため司法保護委員事業助成機關を設立すること

二、司法保護委員事業助成機關は原則として一保護區を單位として設立すること

但し事情により數保護區を併合して設立することを得ること

三　司法保護委員制度實施準備協議會

全日本司法保護事業聯盟に於ては右の如く司法保護委員規程及び司法保護委員規程實施要綱の決定を見たので九月十三日の司法保護記念日を期して之を全國に宣言することゝなつたが、本制度は我國司法保護史上劃期的の試みであつて其の實施に就ては特に愼重を要することに鑑み、全國の司法保護事業家代表者の意見を聽くと共に其の協力を求むる爲、昭和十三年八月二十二日及二十三日の兩日に亙り東京に各府縣司法保護事業家代表者の參集を求めて司法保護委員制度實施準備協議會を開催した。

卽ち聯盟に於ては司法省保護課當局の協力を得て之が準備を進め、七月二十日附で各支部長に協議會開催の旨を內報すると共に開催要綱を決定し、八月六日附で開催要綱を送付して、各府縣代表者推薦方を依賴した。

而して代表者の選定方針としては、司法保護委員制度の實施及その運營は、民間司法保護事業家の協力支援に俟つところ大なるものあるに鑑み、特に民間側の司法保護事業代表者に重點を置いた。

司法保護委員制度實施準備協議會は左の日程を以て司法省構內刑務協會講堂に於て開會された。

第一日（八月二十二日）午前九時開會

一、式　典

（一）宮城遙拜

（二）國歌齊唱

（三）默　禱

（四）挨　拶　　鹽野聯盟會長

二、協議會

（一）座長推薦

（二）司法保護委員制度運營に關する說明　　森山聯盟常務理事

（三）協　議

第二日（八月二十三日）午前九時開會

一、講　演「支那事變に就いて」　　陸軍省新聞班　安部步兵大尉

二、協　議

三、挨　拶　　岩村聯盟副會長

四、答　辭　　出席者代表

東京支部管內

支部代表	石塚　挽一	栃木	大橋　傳尊		
東京	谷內庄太郎	群馬	蓮池　辯岡		
神奈川	福島　彰信	靜岡	中田　彙郎		
埼玉	須田　貫孝	山梨	長澤　順乾		
千葉	安達　本識	長野	今井　安藏		
茨城	橫井　泰明	新潟	小柳　佐吉		

大阪支部管內

支部代表	杉野　喜祐	滋賀	藤井　善助		
京都	六鹿　清治	和歌山	前田辰之助		
大阪	大谷繁次郎	德島	長谷　原公		
兵庫	松本　一次	香川	細溪宗次郎		
奈良	木本　源吉	高知	川田　久信		

名古屋支部管內

支部代表	高橋　久丸	福井	大橋　三郎		
三重	小林嘉平次	石川	伊藤與三郎		
岐阜	須藤　幸吉	富山	竹部　壽		

廣島支部管內

支部代表	三浦　强一	岡山	山內　末吉		
廣島	秦野　楠雄	鳥取	太田　慶道		
山口	兼安　英哲	島根	津森百太郎		

愛媛　大野　悌

長崎支部管內

支部代表	三栗　昌周	熊本	佐々木純性		
長崎	龍圓與左吉	鹿兒島	野田　龍華		
佐賀	生三　俊隆	宮崎	永野　勝彌		
福岡	德永　說誠	沖繩	田原　惟信		
大分	古野　由雄				

仙臺支部管內

支部代表	月輪　時雄	岩手	上館　全鑾		
福島	亙理　正信	秋田	明石　芳倫		
山形	黑木　東嶺	青森	仁本　敎惠		

札幌支部管內

支部代表	助川　貞利	旭川	金坂作之助		
札幌	末廣　愛邦	釧路	寺永　哲英		
函館	小畑　信愛	樺太	谷口丈太郎		

聯盟本部

吉益　俊次	谷內庄太郎				
岩村　通世	石井　謹爾				
松阪　廣政	光行　次郎				
秋山　要	松井　和義				
安倍　源基	增田　次郎				
市原　分	森山武市郎				

當日は早朝より各地代表委員が陸續として參集し、定刻一名の缺席もなく前記順序によつて開會し、全日本聯盟會長以下各來賓出席の上式典を終了し、協議會に入つて關東司法保護事業聯盟會長吉益俊次氏を滿場一致座長に推して直に聯盟常務理事司法省保護課長森山武市郎氏の「司法保護委員制度運營ニ關スル說明」に移り、詳細に說明するところがあつた。協議に於ては各委員より本制度案に關する各種の問題につき極めて緊張裡に熱心なる討議を盡し、第二日正午を以て協議會を終了したが、尙各地代表委員は左の如き宣言決議をなし、本制度の實施に誠心協力し、その發展に努力することを固く誓つた。

かくして司法保護委員制度實施準備協議會は豫期以上の收穫を得て極めて有意義に終了し、一路司法保護委員制度の實施に邁進することになつた。

鹽野全日本司法保護事業聯盟會長挨拶

本日司法保護委員制度實施準備協議會を開催するに際り、炎暑の折殊に御繁忙の中にも拘らず、全國各地方を代表して各位の御出席を得ましたことは、私の欣幸とする所であります。

今日我國は未曾有の難局に當面し、國家は其の總力を擧げて時艱の克服打開に邁進して居るのであります。この國家總力戰の下に於きましては、國民の全部が夫々の立場に於て國家の大方針に協力しなければならないのでありまして、假にも此の非常時に際して、國民の中より犯罪者を出し、銃後の守に罅隙を生ぜしむる如きことがあつてはならないのであります。この意味に於きまして、現下時局に於ける防犯對策就中司法保護事業の任務は、まことに緊切なるものが存するのであります。御承知の如く、全日本司法保護事業聯盟は、昨年五月の全日本司法保護事業大會の答申に依り、我國司法保護事業家の總意を反映して、結成せられたものでありまして、其後全國に支部を設けて我國司法保護事業の全面的向上の基礎と爲し、司法保護事業の全部門に亙つて機構の充實强化を促進することに努めて參つたのでありますが、更に今般長期戰下に於ける當面緊急の必要に應じて保護の完璧を期し、併せて我國司法保護事業の全面的法制化の基礎を築く爲め、玆に全國に司法保護委員制度を實施することに致したのであります。

此の司法保護委員の制度は、犯罪增加の傾向に對抗して保護機構を整備し、其の機構を充實せんが爲め、廣く社會各方面の好意と協力とを動員し組織せんとするものであります。本制度の下に於ける司法保護委員は、家族主義の精神に則り刑政の本義に基き、司法保護團體其の他の機關に協力して對象者の保護指導に從ふものであります。

惟ひまするに、保護の機構を擴充し司法保護團體の活動を補充或は助成する意味に於て、司法保護委員を置くことは、敢て本聯盟の司法保護委員制度に始まるものではありませぬ。從來各府縣聯合保護會等の中に、保護委員の制度を設けてゐるものであることは、各位御承知の通りであります。蓋し、保護の要諦は畢竟對象者をして完全に社會に復歸せしむることに存するのでありますが、之を成就せんが爲めには、結局關係各方面の理解と協力とが肝要だからであります。司法保護委員制度は、正に斯の如き一般社會の司法保護事業に對する理解と協力との組織形態であり、司法保護事業の社會化の具體的形式であります。

又飜つて惟ひまするに、我國は肇國以來萬民一家、同胞一如の傳統を以て國風と爲して居るのでありまして、同胞相携へて忠良なる國民の道を踐み、邦家の爲めに獻身することは、我が國民精神の本質に屬するものと申さなければなりませぬが、玆に多數の社會人をして、正に斯の如き國民精神の本質を、具現し發揚せしむるところの制度が卽ち司法保護委員制度であります。今日の如く、國民精神の昂揚せる時代に於きまして此の同胞相扶の精神を高調して司法保護の機能を伸張し、これに依つて銃後の治安を確保し、國力の增强に資することは、銃後國民の國民的義務であると信ずるのであります。

斯の如き曠古の機會に、斯の如き意義を有する司法保護委員の制度を實施し得るに至りましたことは、既に社會の有識者の間に、司法保護事業に對する深き理解と協働の意識とが釀成されてゐることに基づくものであります。此の社會の理解と協働意識とは、主として過去數十年間に於ける民間保護事業家の獻身的努力の結晶でありまして、私共は玆に民間保護事業家各位の功績に對して深厚なる感謝を捧ぐるものであります。而してこれに感謝すると共に、この民間保護事業家の勞苦の賜たる社會の理解と好意とを、我國司法保護事業の貴重なる共同財產として、增殖し活用して行くことは、全國司法保護事業家の總意に依り結成せられたる全日本司法保護事業聯盟の責務であると信ずるのであります。乃ち玆に、司法保護事業の劃期的躍進に資せんとする所以であります。

本制度は、來る九月十三日、卽ち現下の長期建設の下に於ける意義深き司法保護記念日を期してこれを實施し、來る昭和十四年一月一日より共の具體的活動を開始せんとするものであります。本制度の運營につきましては、在來の保護團體の豐富なる經驗と聰明なる叡智とに教へらるべき所多く、特に府縣聯合保護會當局各位の盡力に俟つ所が甚大でありまして、各位は本制度の意義に深く思を致され、本聯盟の意のある所を汲んで、全幅の支持協力を致されたいのであります。

これを以て御挨拶と致します。

司法保護委員制度實施準備協議會宣言決議

現下未曾有の時局に鑑み國を擧げて和親協力を要するの秋に際り漸く激增せんとする犯罪の防遏に努め以て國策に沿ひ銃後の護りを確保するは吾等司法保護事業に從事するもの、責務なりと痛感す

仝日本司法保護事業聯盟思を玆に對し之が目的達成の爲吾國特有の家族主義の精神に則り刑政の本義に基き近く司法保護委員制度を實施せんとせらるゝは頗る時宜に適合し司法保護事業の一大進展と謂ふべきなり

仝國より列席せる同制度實施準備協議會仝員一致滿腔の敬意を表し絶大の贊同を以て之を支持し誓つて其の運用に協力せんことを期す

右決議宣言す

昭和十三年八月二十三日

司法保護委員制度實施準備協議會

四　司法保護委員仝國設置の宣言

司法保護委員を仝國に設置することにつき諸般の準備を進めた仝日本司法保護事業聯盟は昭和十三年九月十三日の司法保護記念日に際し之を天下に宣言した。即ち當日司法保護記念日の式典に際し、同聯盟會長鹽野季彥氏は左の挨拶を述べたのである。

鹽野聯盟會長挨拶

本日司法保護記念日の式典を擧行するに際り、殘暑烈しき折柄殊に御繁忙の處にも拘はらず、各位の御參列を得ましたることは、私の欣幸とする所であります。

曩に支那事變一周年に當り、畏くも優渥なる勅語を賜り、果敢力闘赫々たる戰果を擧げつゝある將兵の武勳と、協心戮力銃後の備へに完璧を期しつゝある國民不斷の努力を御嘉尙あらせられ、今次聖戰の使命と國民の進むべき大道を明示し給ひましたことは　聖慮宏大無邊、洵に恐懼感激に堪へない所であります。

畏くも　皇室より常に御奬勵を拜賜して居りまする司法保護事業と致しましては、特に其の責務の益々重且大なることを痛感する次第であります。

翻つて、司法保護事業の實情に思を致しますれば、其の機構施設は未だ甚だ不充分の域を脫しないのでありまして、現狀を以てしては到底再犯遞增の傾向に對して萬全を期し得ないのであります。況や、現下國家總力戰の下に於ては、社會生活の各方面に於て急激なる變動を生じまする結果、諸種の犯罪は著しき增加を見るの處が多分にあるばかりではなく、更に物資統制に伴ふ經濟犯罪の發生も亦免れ難い情勢に在るのでありまして、司法保護事業は量質共に愈々重大性を加へて居るのであります。斯く觀じ來りまするとき、保護機構の擴充こそは正に刻下焦眉の急務であると申さねばならないのであります。申すまでもなく、司法保護委員制は司法保護委員を中核とするものであり、委員其の人に適當なる人を得、其の獻身的活動に依つて司法保護の强化充實を圖らんとするものでありますが、本機構の運用竝に發展に付きましては、關係各機關の支援協力に俟つ所甚大なるものがあるのであります。特に檢察、裁判、行刑及び保護の各官廳の協力なくしては、本機構の運用は殆ど不可能に邇いのであります。更に又、司法保護事業に付き豐富なる經驗と卓越したる技能を有せらるゝ民間保護事業家の誘掖に依存する所が多いことは申すまでもありませぬ。幸に、是等司法部內諸機關を始め、司法保護事業家竝に司法保護委員各位の三者緊密なる聯絡によりて、三位一體的活動が遂げられますならば、之を基礎として更に一般社會の理解と協力とを總動員することは蓋し至難ではないのでありまして、玆に司法保護の機能の充實强化は期せずして達成し得るものなることを確信するものであります。

固より、司法保護機能の强化充實を徹底せしめんが爲めには、司法保護事業仝般の法制化を必要と致すことは明白でありますが、時局の推移は深刻なるものがありまするので、本聯盟としては取敢へず其の焦眉の急に應ぜんが爲め、本機構を實施するに至つた次第であります。關係者各位に於かれては、深く現下時局に於ける本機構實施の意義に思を致されて、克く其の所期の目的を達成せしむる樣、支援協力を賜りたいのであります。

現下曩古の非常時局に際し、國家が司法保護事業に負託する所は洵に重大であります。本日聖戰下の意義深き司法保護記念日に際し、關係者一同其の責務の重大なることを思ひ、益々自重して保護の伸張を圖り、以て國恩の萬一に酬い奉らんことを期し度いのであります。

一言所懷を述べて挨拶と致します。

第三　仝國化の實施

一　各地方に於ける實施準備委員會の設置と其の指針

九月十三日、司法保護委員制の仝國的實施を宣明してから、仝日本司法保護事業聯盟では萬全を期して其の實施に關

する諸般の準備を進め、屢々部門關係者の參集を求めて（第一回打合會十月六日）諸般の事項に就て協議をなし、十月二十七日附を以で各支部長に對し、各地方裁判所管內每に實施準備委員會の設置を依頼し、併せて同準備委員の任務遂行、（一般的實施方針、司法保護委員制に關する思想の普及、保護區の設定、司法保護委員及參事の選任、司法保護委員の待遇、司法保護委員會、司法保護常務委員會及助成機關に關する事項）に就き左記の如く詳細に指示するところがあつた。

指　示

司法保護委員制度實施ニ關シテハ原則トシテ左記ニ依ルコト

第一　各地方裁判所管內實施準備委員會

一、趣　旨

本制度實施ノ適正ヲ期スル爲各方面ノ代表者ヲ網羅シテ委員會ヲ組織スルコト

二、構　成

委員長　檢事正

委　員　判事（部長）、檢事（次席）、少年審判所長、保護觀察所長、拘置所長、少年刑務所長、民間司法保護事業代表者、府縣學務部長又ハ社會課長、市助役又ハ市社會課長、社會事業又ハ方面委員事業代表者

三、機　能

（一）保護區ノ設定ニ關スル事項

（二）司法保護委員ノ銓衡ニ關スル事項

（三）其ノ他本制度ノ實施ニ關シ必要ナル事項

第二　一般的基準

一、實施方針

全國的ニ一齊ニ實施スルコト

右實施ニ際シテハ該地方ニ於テ既ニ司法保護委員制ヲ實施シタルコトアリヤ否、然ラズトスルモ司法保護委員制ヲ實施スルニ熟シ居レルヤ否ヲ考慮シ特ニ都會ニ重點ヲ置クコト、但シ都會以外ノ地方ニモ必ズ小數ノ司法保護委員ヲ配置スルコト

二　司法保護委員制等ニ關スル思想ノ普及

（一）司法保護思想及司法保護委員制ノ趣旨ヲ社會各層ニ徹底セシムル爲メ講演會、研究會、講習會、座談會等ヲ開催スルコト

（二）將來司法保護委員トシテ適任ト思料セラルル者及將來協力ヲ求ムルヲ要スル者（會社、工場等保護對象者ノ雇傭主側又ハ地方有力者）ニ對シテハ特ニ積極的ニ働キカケルコト

（三）新聞其ノ他ヲ利用シ又ハ他ノ會合ニ出席スル機會ニ於テ右ニ關スル講演又ハ談話等ヲナシ極力其ノ普及徹底ニ努ムルコト

（四）右ニ要スル資料等ニ付テハ本部ニ於テ可及的ニ便宜ヲ圖ルコト

三、保護區ノ設定

地方的事情ニ應ジ適宜決定スベキモ保護區ノ區域ハ大ニ失セザルコト、警察署管轄區域ヲ單位トスルハ原則トシテ望マシキコト

四、司法保護委員ノ分布

（一）第一次選任ハ約一萬名トシ順次第二次第三次選任等ヲ經テ大凡約三萬五千人程度ニスルコト

（二）第一次ノ各府縣ニ於ケル分布ハ特別ノ事情ナキ限リ別表ニ依ルコト

（三）十保護區ニ配置スベキ司法保護委員ノ數ハ保護區ノ大小及保護對象者ノ多寡其ノ他ノ事情ニ依リ相違アルベキモ連絡統制上五名以上十五名以下ノ程度ヲ基準トセラレタキコト

五、司法保護委員及同委員會參事ノ選任

（一）司法保護委員ニ選任スルヲ要スルモノ

（イ）原則トシテ一保護團體ヨリ一名ノ司法保護委員ヲ選任スルコト（支部ヲ有スル司法保護團體ニアリテハ各支部ヲ夫々一保護團體ト看做ス）

（ロ）區裁判所檢事局監督書記

（ハ）刑務所（拘置所、少年刑務所）次席敎誨師

（二）銓衡ノ上司法保護委員ニ選任ヲ必要トスルモノ

（イ）從來ノ各地ニ於ケル司法保護委員、少年愛護委員、少年保護委員及思想犯保護委員

（ロ）司法保護團體ノ役職員

（ハ）會社又ハ工場ニ於ケル工場長、勞務課長若ハ之ニ相當スベキモノ

（三）爾餘ノ司法保護委員ニ付テハ檢事正ヨリ警察署長ニ委囑シテ警察署長ヨリ市區町村長ト協議ノ上適任者ヲ內申セシムルコト

（四）檢事正ハ（三）ニ依リ推薦セラレタル候補者ニ付テ關係官廳ノ意見ヲ聽キ司法保護委員ヲ委囑スベキヤ否ヲ決定スルコト

（五）警察署長、町村長其ノ他司法保護事業ニ協力ヲ要スベキ者ハ之ヲ司法保護委員會參事ニ選任スルコト

（六）優秀ナル思想犯轉向者又ハ更生者ニシテ司法保護委員トシテ適任ナリト思料セラルヽ者アルトキハ特ニ其ノ選任ニ付考慮スルコト

（七）司法保護委員任命ノ辭令ハ聯盟會長名ヲ以テ各支部ニ於テ發スルコト

（八）司法保護委員任命ノ辭令ノ交付ハ各地方裁判所管內每ニ夫々關係各機關ノ參列ヲ求メテ嚴肅裡ニ辭令交

付式ヲ擧行シ式後ハ制度ノ運營等ニ關シ協議打合ヲナスコト

六、司法保護委員ノ待遇

手錢手辨當主義ヲ標榜シ特ニ手當其ノ他ノ報酬ヲ支給セザルヲ原則トスルコト

但シ助成機關ヲシテ實費支辨其ノ他適當ナル方法ヲ講ゼシムルコトニ留意スルコト

七、司法保護委員會

（一）司法保護委員ハ直ニ司法保護委員會ヲ組織スルコト

（二）司法保護委員會ニ於テハ各員ノ擔任區域ヲ定メ事件受理後ニ於ケル諸般ノ事項ヲ研究スルト共ニ關係各方面（檢事局、刑務所、市區町村役場其ノ他）ト聯絡ヲナスコト

（三）司法保護委員會ニハ事情ニ依リ常務委員ノ外ニ幹事ヲ置クコトヲ得ルコト

幹事ハ別ニ辭令ヲ用ヒズ司法保護委員會ニ於テ互選スルコト

幹事ハ常務委員ヲ輔佐スルト共ニ保護區內ニ於ケル事務的方面ヲ擔任スベキヲ以テ成ル可ク司法保護事務ニ練達ナル人ヲ適當トスルコト（例、從來ノ司法保護團體關係者等）

八、司法保護常務委員會

（一）聯盟會長ヨリ常務委員會長ノ委囑ノ發令アリタルトキハ常務委員會長ハ急速ニ常務委員及參與ヲ銓衡スルコト

（二）參與ハ司法保護委員規程第九第五項ニ揭ゲタル者ノ外

（イ）刑務所（拘置所、少年刑務所）教務課長

（ロ）道府縣社會課長、職業課長、特高課長、防犯課長、刑事課長及經濟警察ノ主任

（ハ）市社會課長、職業課長

（ニ）各職業紹介所長、各官公立病院長

（ホ）辯護士會長

（ヘ）商工會議所會頭

（ト）其ノ他

（三）常務委員ハ當該保護區ニ於テ人格識見共ニ代表的人士ヲ選任スルコト

九、司法保護委員事業助成機關

（一）從來ノ司法保護團體ノ協力ヲ主體トシ併セテ汎ク社會各層ノ支援ヲ得テ可及的速ニ設立スルコトニ留意スルコト

（二）本機關設立ニ關シテハ特ニ司法保護委員會ト常ニ有機的連繫ヲ保持スルニ努メ役員ニハ必ズ司法保護委員一名以上ヲ委囑スルコト

二　司法保護委員の配置規準

同時に發表されたる司法保護委員配置豫定表左の如し

司法保護委員配置豫定表

檢事局名	配置豫定數	檢事局名	配置豫定數
東京	一、六七七	横濱	二〇七
浦和	一五七	千葉	一六二
水戸	一八一	宇都宮	一五四
前橋	一九二	靜岡	二一二
甲府	九二	長野	二三七
新潟	一八五		
計	三、四五六		
京都	二七四	大阪	一、〇三〇
神戸	四二九	奈良	八二
大津	一〇三	和歌山	一六三
德島	九六	高松	六六
高知	一〇三	計	二、三四六
名古屋	四五七	安濃津	九九
岐阜	一二三	福井	四九
金澤	五六	富山	九〇
計	八七四		
廣島	四〇六	山口	一四九
岡山	二八三	鳥取	七四
松江	一四三	松山	一四一
計	一、一九六		
長崎	一二四	佐賀	八一
福岡	三二一	大分	八九
熊本	二〇八	鹿兒島	九二
宮崎	八一	那覇	二五
計	一、〇二二		
仙臺	九七	福島	一三三
山形	八一	盛岡	八七
秋田	一〇一	青森	九六
計	五九五		
札幌	一八六	函館	八一
旭川	八五	釧路	九八
樺太	六二	計	五一二
合計	一〇、〇〇〇		

三　司法保護常務委員會の組織方法等

次いで全日本聯盟は十一月十九日附を以て各實施準備委員會に對し、司法保護委員及其の他の關係役員の銓衡及任命手續、司法保護常務委員會の名稱に關し、左記の如く通知するところがあつた。

指　令

司保護委員制度實施ニ伴ヒ委員其ノ他ノ役員ノ任命手續ハ

左ニ依ルコト

一、司法保護常務委員會長ハ今回ニ限リ聯盟會長ヨリ發令スルコト

司法保護委員會參事ノ囑託辭令用紙ハ各司法保護常務委員會ニ於テ調製スルコト

二、司法保護常務委員會副會長及參與ハ司法保護常務委員會長ニ於テ之ヲ銓衡シタル上支部長ニ推薦シ支部長ハ適當ト認メタルトキハ之ヲ聯盟會長ニ內申シ聯盟會長ニ於テ夫々發令スルコト

三、司法保護常務委員ハ便宜司法保護常務委員會長ニ於テ之ヲ銓衡シ支部長ノ承認ヲ得タル上司法保護常務委員會長ニ於テ(一)司法保護委員ニ付テハ聯盟會長名儀ノ辭令ヲ(二)司法保護常務委員ニ付テハ司法保護常務委員會長名儀ノ辭令ヲ夫々交付スルコト

司法保護常務委員會長、司法保護委員及司法保護常務委員ノ氏名、官公職又ハ職業ヲ聯盟會長ヘ報告スルコト

四、司法保護委員參事ハ司法保護常務委員會長ニ於テ之ヲ選任委囑スルコト

司法保護常務委員會長ハ司法保護委員會參事ノ氏名、官公職又ハ職業ヲ聯盟會長及支部長ニ夫々報告スルコト

五、各支部長ヨリ聯盟會長ニ對スル前記ノ內申ハ其ノ氏名、官公職又ハ職業ノミヲ以テ足ルコト

六、司法保護委員及司法保護常務委員ノ囑託辭令用紙ハ聯盟本部ヨリ各司法保護常務委員會長宛近日中所要枚數ヲ送付スルコト

司法保護委員會參事ノ囑託辭令用紙ハ各司法保護常務委員會ニ於テ調製スルコト

七、司法保護常務委員會ノ名稱ハ府縣名ヲ附スコト

北海道ハ地方裁判所名ヲ附スコト

地方的特殊事情ニ依リ前記ニ據リ得ザルトキハ支部長ヲ經由シテ聯盟會長ヘ至急上申スルコト

更に十二月二日附を以て各地より具體的な場合の問合に對する回答を一括集錄し、次いで顧問設置、保護區設定標準、司法保護委員囑託辭令交付式等に關し左記の如く夫々通報するところがあつた。

通　報

一、諸般ノ事情ヲ考慮スル時ハ司法保護常務委員會ニ顧問ヲ置クヲ妥當トスルヲ以テ之ヲ置クコトトシ右顧問ハ司法保護常務委員會長ニ於テ府縣知事、地方裁判所長又ハ所在地ノ市長其ノ他之ニ類スルノ地位ニ在ル者ヲ銓衡シタル上支部長ニ推薦シ、支部長ニ於テ之ヲ適當ト認メタルトキハ之ヲ聯盟會長ニ內申シ聯盟會長ヨリ夫々發令スルコト

二、司法保護委員會參事ハ便宜司法保護常務委員會長ニ於テ之ヲ銓衡シ支部長ノ承認ヲ得タル上司法保護常務委員會長ニ於テ之ヲ選任委囑スルコト

三、保護區ノ單位ハ警察署管轄區域ニ依ルヲ原則トシテ望マシキモ（以上第一報所報）各地ノ特殊事情ニ鑑ミ區裁判所管轄區域郡又ハ既設司法保護團體ノ擔當區域其ノ他適當ナル標準ニ依リ決定セラルルハ差支ナキ儀ナルニ付右爲念

四、一保護區ニ配置スベキ司法保護委員ノ數ハ其ノ定員ト保護區數トノ關係ニ於テ一保護區五名ニ達セザル場合アルベキモ右ハ已ムヲ得ザル儀ニ付右爲念

五、配置豫定人員總數ヲ銓衡シ得ザル場合ニハ一先ヅ銓衡濟ノ者ノミヲ任命シ爾餘ハ漸次任命スルコトニ致度

六、司法保護委員囑託辭令交付式ハ常務委員會所在地ニ於テ當該府縣全部ノ司法保護委員ニ對スル辭令交付式ヲ擧行セラレタキモ交通不便又ハ特殊事情ノアル場合ニハ其ノ地方ノミヲ適宜分離シテ區裁判所檢事ヲシテ代理交付セシメ其ノ他適當ナル方法ニヨリ擧行セラルルハ差支ナキ儀ニ付右爲念

七、司法保護常務委員會ヲ每月一回以上開催スルコトトナ

會長ニ於テ聯盟會長名儀ノ辭令ヲ交付スルコト

前項ノ場合ニハ司法保護常務委員會長ハ參事ノ氏名、官公職又ハ職業ヲ聯盟會長ニ報告スルコト

第一報及第二報ヲ以テ通報セシ參事ニ關スル事項ハ本報ニ依リ改正セラレタルモノト御承知相成度

三、保護區ノ單位ハ警察署管轄區域ニ依ルヲ原則トシテ望マシキモ（以上第一報所報）各地ノ特殊事情ニ鑑ミ區裁判所管轄區域郡又ハ既設司法保護團體ノ擔當區域其ノ他適當ナル標準ニ依リ決定セラルルハ差支ナキ儀ナルニ付右爲念

四、一保護區ニ配置スベキ司法保護委員ノ數ハ其ノ定員ト保護區數トノ關係ニ於テ一保護區五名ニ達セザル場合アルベキモ右ハ已ムヲ得ザル儀ニ付右爲念

五、配置豫定人員總數ヲ銓衡シ得ザル場合ニハ一先ヅ銓衡濟ノ者ノミヲ任命シ爾餘ハ漸次任命スルコトニ致度

六、司法保護委員囑託辭令交付式ハ常務委員會所在地ニ於テ當該府縣全部ノ司法保護委員ニ對スル辭令交付式ヲ擧行セラレタキモ交通不便又ハ特殊事情ノアル場合ニハ其ノ地方ノミヲ適宜分離シテ區裁判所檢事ヲシテ代理交付セシメ其ノ他適當ナル方法ニヨリ擧行セラルルハ差支ナキ儀ニ付右爲念

七、司法保護常務委員會ヲ每月一回以上開催スルコトトナリ居ルモ諸般ノ事情ニ依リ右ニ據リ難キ場合モアルベシト思料セラルルニ付成ルヘク每月一回開催スルコトト致度從ツテ必要ノ有無其ノ他諸般ノ事情ニ依リ必ズシモ之ニ依據セザルモ已ムヲ得ザル儀ト御諒知相成度

四　確定したる司法保護委員制度の機構

如上の經過を以て全日本司法保護事業聯盟に於ける司法保護委員制度の機構は次の通り確定した。

司法保護委員規程

第一、司法保護委員ハ刑政ノ本義ニ基キ日本精神ヲ體シ對象者ノ保護指導ニ從フモノトスルコト

第二、司法保護委員ハ左ニ揭グル者ニシテ必要アリト認ムルモノヲ保護指導スルコト

一　訴追ヲ必要トセザル爲公訴ヲ提起セラレザリシ者

二　刑ノ執行猶豫ノ言渡ヲ受ケタル者

三　刑ノ執行ヲ免除セラレ又ハ刑ノ執行ヲ停止セラレタル者

四　刑ノ執行ヲ終リ又ハ假出獄ヲ許サレタル者

五　少年ニシテ罪ヲ犯シ又ハ犯ス虞アル者

六　刑事處分ヲ受ケタル者其ノ他保護ノ必要アル者

第三、司法保護委員ハ左ノ職務ヲ行フコト

一　擔任區域內ニ居住スル本人ノ生活狀態及思想動向等ヲ調査スルコト

二、日常本人ニ接觸シテ其ノ生活ノ安定ヲ圖リ思想ノ善導ニ努ムルコト

三、第二ニ掲ゲタル者ノ家族ニシテ保護ノ必要アルモノニ付テハ適切ナル處置ヲトルコト

四、其ノ他目的達成上必要ナル事項ヲ處理スルコト

司法保護委員ハ其ノ職務ノ執行ニ關シテハ常ニ關係諸機關ト連繫ヲ保ツベキコト

第四、司法保護委員ハ聯盟會長ニ於テ聯盟支部長ノ意見ヲ徴シ之ヲ委囑スルコト

第五、司法保護委員ハ名譽職トシ其ノ任期ヲ三年トスルコト

但シ特別ノ理由アルトキハ之ガ解任ヲ妨ゲザルコト

第六、各聯盟支部ニ配置スベキ司法保護委員ノ數ハ聯盟會長之ヲ定ムルコト

保護區域及各區域ニ配置スベキ司法保護委員ノ數ハ支部長之ヲ定ムルコト

第七、司法保護委員ハ各保護區毎ニ司法保護委員會ヲ組織スルコト

司法保護委員會ハ該區域內ニ於ケル司法保護事務ニ付聯絡打合ヲ爲スコト

第八、司法保護委員會ニ司法保護常務委員一名及參事若干名ヲ置クコト

參事ハ町村長、警察署長其ノ他適當ナル者ニ聯盟會長之ヲ委囑スルコト

司法保護常務委員ハ保護區內ノ事務ヲ統制シ且各保護區間及司法保護常務委員會トノ連絡ニ關スル事務ヲ掌理スルコト

參事ハ司法保護委員會ノ諮問ニ應ジ司法保護委員事業ノ助成發達ニ協力スルコト

第九、司法保護常務委員ハ各地方裁判所管內每ニ司法保護常務委員會ヲ組織スルコト

司法保護常務委員會ニ會長、副會長、顧問及參與ヲ置クコト

會長ハ地方裁判所檢事正ノ職ニアル者ニ聯盟會長之ヲ委囑スルコト

副會長ハ參與及常務委員中ヨリ聯盟會長之ヲ選任委囑スルコト

顧問ハ控訴院長、知事、裁判所長及市長（縣廳所在地）其ノ他適當ナルモノニ聯盟會長之ヲ委囑スルコト

參與ハ判事、檢事、少年審判所長、保護觀察所長、拘置所長、刑務所長、少年刑務所長、聯合保護會長、道府縣、警視廳、公共團體ニ於ケル關係各機關ノ長其ノ他適當ナルモノニ聯盟會長之ヲ委囑スルコト

司法保護常務委員ハ司法保護委員中ヨリ常務委員會長之ヲ選任委囑スルコト

第十、會長ハ司法保護常務委員會ヲ代表シ會務ヲ總理スルコト

副會長ハ會長ヲ輔佐シ會長事故アルトキハ之ヲ代理スルコト

顧問ハ會長ノ諮問ニ應ズルコト

參與ハ會長ノ求メニヨリ重要ナル事項ヲ審議スルコト

第十一、司法保護常務委員會ノ權限ハ左ノ如キモノナルコト

一　司法保護委員會ノ統制聯絡ニ關スルコト

二　司法保護委員ノ指導訓練ニ關スルコト

三　司法保護委員事業ノ運營ニ關スルコト

四　關係官廳ノ諮問ニ應ジ其ノ他必要ナル事項ニ付調査研究スルコト

第十二、司法保護委員ニ關シ必要ナル細則ハ聯盟會長別ニ之ヲ定ムルコト

右の規程に基き、司法保護常務委員會及び司法保護委員會の機構は、昭和十四年二月十日の全日本司法保護事業聯盟通牒を以て左の如く定められた。但し「右ハ一應ノ準則ナルヲ以テ特別ノ事情アルトキハ右ニ據ラザルモ差支ナシ」とせられた。

（一）　司法保護常務委員會會則

第一、司法保護常務委員會ハ司法保護委員規程ニ定ムルモノヲ除クノ外本會則ニ據ルコト

第二、司法保護常務委員會ノ名稱ハ府縣名ヲ附スルコト

但シ之ニ據リ難キ事情アルトキハ支部長ヲ經由シテ聯盟會長ノ承認ヲ得ルコト

北海道ハ地方裁判所名ヲ附スルコト

第三、司法保護常務委員會ノ事務所ハ地方裁判所檢事局又ハ府縣聯合保護會若ハ之ニ準ズベキモノ其ノ他適當ナル場所ニ之ヲ置クコト

事務所ヲ置キタルトキハ其ノ旨支部長ヲ經テ聯盟會長ヘ報告スルコト

第四、司法保護常務委員會ハ必要アルトキハ會長之ヲ招集スルコト

會長ハ議長トナリ議事ヲ整理スルコト

第五、司法保護常務委員事故ニ因リ出席スルコト能ハザルトキハ當該司法保護委員會ノ司法保護委員中其ノ司法保護常務委員ノ指名シタル者之ニ代リ出席スルコト司法保護常務委員會長必要アリト認メタル場合ニ於テハ司法保護委員、參事又ハ幹事ノ出席ヲ求メ其ノ意見ヲ聽クコトヲ得ルコト

第六、司法保護常務委員會ハ司法保護委員規程第十一ニ規定スルモノノ外官公衙及司法保護團體其ノ他社會施設トノ連絡其ノ他ノ接渉ニ關スル事項ヲ取扱フコト

第七、司法保護常務委員會ノ議事ノ內容ガ單ニ事務上ノ連

絡、研究及打合ニ關スル場合ニ於テハ必ズシモ參與ノ出席ヲ求ムルコトヲ要セザルコト

第八、司法保護常務委員會會議ノ日時、場所及議題ハ豫メ之ヲ司法保護常務委員會役員其ノ他司法保護常務委員會ニ出席ヲ求メタル者ニ通知スルコト

第九、司法保護常務委員會ニ於テ議決シタル事項ハ其ノ都度支部長ヲ經テ之ヲ聯盟會長ヘ報告スルコト

第十、司法保護常務委員會ニ主事及書記若干名ヲ置クコト

主事ハ司法保護常務委員會會長ノ命ヲ承ケ會務ヲ處理スルコト

書記ハ主事ノ指揮ヲ承ケ庶務ニ從事スルコト

第十一、司法保護常務委員會ニハ必要ナル帳簿ヲ置クコト

(二)　司法保護委員會會則

第一、司法保護委員會ハ司法保護委員及參事ヲ以テ之ヲ組織スルコト

第二、司法保護委員會ノ事務所ハ司法保護常務委員ノ住所若ハ司法保護團體ノ事務所又ハ警察署若ハ市町村役場其ノ他適當ナル場所ニ之ヲ置クコト

第三、司法保護委員會ハ司法保護常務委員之ガ會長トナリ會議ヲ招集シ又ハ議長トナリ議事ヲ整理スルコト

第四　司法保護常務委員事故アルトキハ其ノ指名シタル司法保護委員議長ヲ代理スルコト

第五、司法保護委員會ヘ概ネ左記事項ヲ取扱フコト

1　司法保護委員ノ擔當區域ノ設定及變更ニ關スル事項

2　保護對象者ニ對スル保護ノ委託、解除又ハ保護期間ノ更新ニ關スル事項

3　事業又ハ事務上ノ連絡、研究及打合其ノ他委員事業ノ運營ニ關スル事項

4　委員事業ノ助成ニ關スル事項

5　司法保護思想ノ普及宣傳其ノ他之ニ關聯スル事項

6　經理ニ關スル事項

7　其ノ他必要ナル事項

第六、司法保護委員會ニ於テ必要アリト認ムルトキハ保護對象者又ハ其ノ家族其ノ他適當ナル者ノ出席ヲ求メ保護關係事項ヲ聽取スルコトヲ得ルコト

第七、司法保護委員會ハ司法保護委員ノ半數以上出席スルニ非ザレバ之ヲ開クコトヲ得ザルコト但シ第五ノ2及3ノ事項ニ付テハ此ノ限ニ在ラザルコト

第八、第五ノ1、2及3ノ事項ニ付會議ヲ開ク場合ニ於テハ參事ノ出席ヲ求メザルコトヲ得ルコト

第九、司法保護委員會ノ會議ハ秘密トスルコト但シ議長ニ於テ差支ナシト認ムル事項ハ之ヲ公表スルコトアルベキコト

第十、議事ハ司法保護委員出席者ノ過半數ヲ以テ之ヲ決スルコト可否同數ナルトキハ議長ノ決スルトコロニ依ルコト

第十一、重要ナル議事ハ之ヲ司法保護常務委員會會長ニ報告スルコト

議事ニシテ必要アリト認ムルモノハ之ヲ缺席シタル參事及司法保護委員ニ通知スルコト

第十二、司法保護委員會ニ幹事ヲ置クコトヲ得ルコト

幹事ハ別ニ辭令ヲ用ヒズ司法保護委員ニ於テ互選スルコト

幹事ハ司法保護常務委員ヲ輔佐シ保護區內ニ於ケル諸般ノ事務ノ處理ニ當ルコト

第十三　司法保護委員會ハ事務ノ都合ニ依リ書記ヲ置クコトヲ得ルコト

書記ハ司法保護常務委員ノ命ヲ承ケ庶務ニ從事スルコト

五　地方に於ける實施準備の進捗

(一)　準備活動の開始

全日本司法保護事業聯盟の司法保護委員制實施に關する準備活動に呼應し、全國各地に於ける準備活動も漸次活潑なる展開を示し夫々順調に進捗した。

即ち、先づ宇都宮地方裁判所管內に於ては全國に魁け十月七日に準備活動を開始し、續いて水戸地方裁判所管下でも十一月九日に準備活動を展開したが、その常初の進行概況は次の如くである。

宇都宮地方裁判所管內に於ける準備狀況

本管內に於ては十月七日、實施準備委員會を組織し、同月十四日及び十一月十七日の兩回に亙り同委員會を開催し、警察署管轄區域を單位として十七保護區の設定並各保護區に對する委員の分布割當を決定し、直に各警察署長に對して候補者の內申方を委囑した。此の間、下野尙德會長、副會長並に常務理事は夫々縣廳、市役所、警察署又は有力會社工場等を歷訪して、本制度の趣旨の徹底に努め且協力を求めた。

水戸地方裁判所管內に於ける準備狀況

十一月九日縣下保護會長を招集して協議會を開催し、西堀檢事正より本制度實施に關する講演をなし、保護區の設定其の他に付種々懇談し、其の理解と協力を求む。十一月十五日檢事正代理名を以て、水戸地方裁判所部長判事柴田元一、水戸保護觀察所長向山義雄、水戸刑務所長中尾文策、茨城縣學務部長宮田爲益、同警察部長宮田笑內、水戸市助役岡野新、縣町村長會長小泉眷、水戸市聯合方面委員會委員長澤野忠信、水戸市佛敎慈善會長、茨城縣聯合保護會常務理事小玉賢道の諸氏に準備委員を委囑し、準備委員會を組織す。十一月十七日司法保護委員の銓衡に關し、水戸刑務所長は縣警察部長、刑事課長を訪問し、縣下各警察署長より委員內申方を依頼し、別に檢事正代理名を以て警察部長宛依頼狀を發送す。よつて、警察部長は十一月十八日警察部長名を以て縣下各警察署長宛協力方に關する指令を發するところがあつた。

保護區は原則として警察署管轄區域を以てして二十六區とし、既設保護會は二十二團體なるを以て保護區域の入替又は保護會の新設等に關し、聯合保護會常務理事及書記を管內鹿島郡、行方郡、猿島郡等に出張せしめ、警察署長、町村長、寺院其の他有志と懇談せしめ良好なる成果を擧げたるにより、是等關係者に對しては、刑務所長、聯合保護會副會長名を以て感謝狀を兼ね今後の協力を依頼したり。

さて、準備委員會の第一回正式會合を、十二月三日に開催し、其の節、警察署長、保護會長等の內申を綜合して委員の銓衡、保護區の決定を爲すところがあつた。

其の他の地方

司法保護委員制の實施は、各地に異常なる緊張を來し、各地方に於ても栃木、茨城に續いて活潑なる準備活動が相競つて展開されたのであつた。

(二)　準備活動の援助督勵

かくの如き活氣ある狀況に對應し、司法省に於ては、十一月二十一日附司法次官通牒を以て、地方裁判所長、檢事正、少年審判所長、保護觀察所長、矯正院長、拘置所長、刑務所長、少年刑務所長宛司法保護委員制度實施に關し左記の如く地方に於ける準備活動に對する協力方を指示するところがあつた。

司法保護委員制ニ關スル件通牒

今般全日本司法保護事業聯盟ニ於テハ時局ニ鑑ミ銃後ノ治安確保ヲ圖ルト共ニ人的資源ノ增强ニ資スル爲司法保護委員制ヲ全國ニ實施致スコトト相成候處該機構ハ司法保護事業ニ於テ極メテ重要ナル機能ヲ有シ且現下長期建設戰ニ鑑ミ戰時及戰後ニ於ケル犯罪增加ノ傾向ニ對處スル防犯機構トシテ最モ適切妥當ナルモノニシテ其ノ實施ハ緊急ヲ要スルモノアリト被思料候ニ就テハ貴管下ニ於ケル右機構ノ實施並其ノ運營ニ關シテハ特ニ御協力相煩度此段及通牒候也

又、全日本司法保護事業聯盟本部に於ても、左の如く督勵に努めた。

十二月三日　各支部長宛檢事正に對する司法保護常務委員會長の依囑狀を發送す。

十二月六日　司法保護委員制に參事設置の件に關し各支部長、委員會長宛通牒す。

十二月七日　司法保護委員囑託辭令用紙を各常務委員會長宛發送す。

十二月十日　各支部長宛常務委員會副會長選任に關する通知を發す。

十二月二十四日　委員規程の改正に伴ひ改正委員規程を各地委員數に應じ配付す。

斯くの如く着々と各地に於ける準備活動を援助し、之が督勵を爲すところがあつたが、更に運用委員會の設置、委員通報の發刊、經費の助成等を實施し、一路司法保護委員制の實施に邁進するところがあつた。

イ、司法保護委員制運用委員會の設置

全日本司法保護事業聯盟本部に於ては、各地の機構の整備に伴ひ其の圓滑なる運用と堅實なる發展を期して、昭和十三年十二月二十八日司法保護委員制運用委員會を設置し、

委員長　東京控訴院檢事長　吉益俊次

委　員　司法省保護課長　森山武市郎

司法書記官　安達勝清

司法書記官　清原邦一

司法事務官　岡本吾市

東京控訴院次席檢事　石塚換一

東京司法保護常務委員會長　中野並助

同副會長　谷內庄太郎

東京保護觀察所長　市原分

東京少年審判所長　石井謹爾

輔成會副會長　松井和義

帝國更新會常務理事　藤井惠照

中央社會事業協會總務部長全日本方面委員聯盟常務理事　原泰一

の諸氏に委員長及委員を委囑し、昭和十四年一月十二日第一回委員會を開催、

1　司法保護委員制ノ具體的運營ニ關スル件

2　司法保護委員ノ指導訓練ニ關スル件

3　司法保護委員辭令交付式ニ關スル件

等を協議するところがあつたが、二月六日にはその第二回委員會を開催した。

ロ、委員通報の發刊

全日本司法保護事業聯盟では、司法保護委員制の實施に伴ひ、かねてより司法保護委員の指導連絡を目的とする機關紙の發行を企圖してゐたが、とりあへず聯盟機關紙『司法保護』の附錄の形式で、『司法保護委員通報』なる名稱の下に機關紙を發行することに決定し、昭和十四年四月十日第一號を發行し、全國各司法保護常務委員會を通じて關係方面に配付、司法保護委員事業の發展に資することゝなつた。

ハ、經費の助成

司法省に於ては、司法保護委員制の圓滿なる發達を促進するため、從來每年下附し來れる司法保護事業奬勵金の交付に關し、昭和十三年度よりは司法保護委員制の經濟的助成を考慮したる金額を保護團體に下附することゝなり、昭和十三年度の奬勵金下附に際しては、次の如く昭和十三年十二月九日附、保第一八五七八號保護課長通牒を少年審判所長、拘置所長、刑務所長、少年刑務所長宛送付し、右の趣旨を明かにす

るところがあつた。

首題ノ件ニ付別紙ノ通リ指令相成不日各保護團體宛直接仕拂相成候處曩ニ全日本司法保護事業聯盟ニ於テハ劃期的司法保護委員制度ノ實施ヲ見ルニ至リ之ニ伴ヒ司法保護團體ハ必然的ニ司法保護委員事業ノ運營ニ相關的協力ヲ要請セラルル處ナルヲ以テ之ガ下附金額決定ニ際リテハ特ニ聯盟支部長ノ意見ヲ徴シ其ノ他諸般ノ事情ヲ斟酌決定セラレタルヲ以テ深ク奬勵金ノ費途ヲ愼ミ下附ノ本旨ニ悖ラザル樣御指示ノ上交付相成度尙貴官ニ於テモ監督指導ニ付テハ常ニ周密ナル注意ヲ拂ヒ奬勵助成ノ實績ヲ擧グル樣致度候

追而各道府縣聯合保護會又ハ之ニ相當スベキ保護團體ニ對シテハ特ニ司法保護委員制ノ實施ニ伴ヒ各常務委員會ニ對スル經費ノ支出方ヲ考慮シ前年ニ比シ約二割乃至三割方增額致置候條右趣旨ニ基キ各保護團體ニ於テモ當該常務委員會長ト緊密ナル連絡協調ヲ保チ增額サレタル奬勵金ヲ其方面ヘ支出スベキハ勿論更ニ相當額當該保護團體ノ財產狀態其ノ他ノ事情ヲ考慮シ出來得ル限リ經濟上ノ支援相成以テ同委員制ノ圓滑ナル運營ヲ期セラルル樣致度候

又、全日本司法保護事業聯盟に於ても各司法保護常務委員會に對し、昭和十三年十二月及昭和十四年三月の二回に亙り總額八〇、七二〇圓也の交付をなし、各委員會の經濟的助力をなすところがあつた。

二、辭令の交付

右の如く中央よりの援助督勵と地方の熱烈なる協力により、各地に於ける準備は着々進捗し、司法保護委員に對する辭令の交付式は昭和十三年十二月二十四日の山梨司法保護常務委員會を最初として、左表の如く續々各地に於て行はれた。（交付式の日は數回に亙り擧行したるものに就ては最初の日を掲げる）。

司法保護常務委員會名	交付式の日
東京	三月十四日（昭和十四年）
神奈川	三月十三日（〃）
埼玉	一月二十五日（〃）
千葉	一月二十日（〃）
茨城	二月十一日（〃）
下野	三月七日（〃）
群馬	二月八日（〃）
靜岡	三月二十五日（〃）
山梨	十二月二十四日（昭和十三年）
長野	一月十七日（昭和十四年）
新潟	三月三日（〃）
京都	二月二日（〃）
大阪	二月十九日（〃）
兵庫	二月六日（〃）
奈良	一月九日（〃）
滋賀	一月二十三日（〃）
和歌山	一月十四日（〃）
德島	一月二十六日（〃）
香川	一月二十五日（〃）
高知	一月二十七日（〃）
愛知	（郵送任命）
三重	（〃）
岐阜	（〃）
福井	（〃）
石川	（〃）
富山	（〃）
廣島	一月二十七日（昭和十四年）
山口	一月十六日（〃）
岡山	一月二十二日（〃）
鳥取	一月二十八日（〃）
島根	一月二十八日（〃）
愛媛	二月九日（〃）
長崎	二月十四日（〃）
佐賀	一月三十日（〃）
福岡	二月二十五日（〃）
大分	二月三日（〃）
熊本	二月五日（〃）
鹿兒島	二月七日（〃）
宮崎	二月九日（〃）
沖繩	二月八日（〃）
宮城	三月二十七日（〃）
福島	二月二十三日（〃）
山形	四月十八日（〃）
岩手	四月十一日（〃）
秋田	三月二十六日（〃）
青森	二月十一日（〃）
札幌	二月二十四日（〃）
函館	二月十八日（〃）
旭川	二月十一日（〃）
釧路	十一月八日（〃）
樺太	三月十二日（〃）

木、司法保護委員の增員

全日本司法保護事業聯盟本部に於ては、司法保護委員の配置勘きに因る具體的活動の不便及其の他の事情を考慮し、第二次の司法保護委員の選任を俟たず至急增員することの必要なるを認め、昭和十四年三月三十一日附を以て各支部長宛左記の如き委員の一割方增員に關する通知を發し、司法保護委

員制の量的擴充を圖るところがあつた。

司法保護委員ノ追加選任ニ關スル件

拜啓　時下陽春之候愈々御淸祥之段奉賀候陳者過般來格別ナル御盡力ニ依リ司法保護委員機構ノ整備ヲ見今玆ニ活發ナル具體的活動ヲ爲ス運ニ立至候處第一次配置委員數勘キ爲斯業ノ運營ニ關シ種々困難ナル事情アル向モ有之哉ニ及聞候ニ就テハ貴管下各司法保護常務委員會ノ具體的事情ニ應ジ第一次配置委員數ノ一割ノ範圍內ニ於テ適宜追加選任相成差支無之右追加選任ニ際シテハ特ニ從來配置委員勘キ保護區ノ增員及新設司法保護團體其ノ他關係各方面トノ圓滿ナル關係ノ保持ニ御留意ノ上御銓衡相成度此段得貴意候

敬具

追而各司法保護常務委員會ニ對スル割當ハ司法保護委員規程第六第二項ニ依リ適宜御決定被下度候

第四　全國に於ける概況

一　活動開始の狀況

畔令交付式によつて實踐の發足をなした各地司法保護常務委員會は、昭和十四年二月十一日の長野、宮崎、千葉の各常務委員會が常務委員會議を開催したのに引續いて、續々常務委員會議を開催し、保護活動に乘り出すところがあつた。即ち、長野司法保護常務委員會に於ては二月十一日第一回常務委員會を開催し、(一)、要保護者委託標準ニ關スル件、(二)、司法保護委員手帳作成方上申ノ件、を協議決定した。

二　保護區の設置及び司法保護委員囑託の實情

右の如くして各地司法保護常務委員會は本來の目的達成に向つて活動を展開したのであるが、各地司法保講常務委員會管下の保護區數及司法保護委員數は次の如くである。（昭和十四年四月一日現在）

保護區數及保護委員數調

常務委員會	保護區	保護委員
東京	四〇	一、八四五
橫濱	三〇	四一八
千葉	一七	一八三
水戶	二三	一九九
宇都宮	一七	一六九
前橋	一七	二一一
靜岡	二五	二三三
甲府	一〇	一〇一
長野	一七	二六一
新潟	二三	二二二
京都	二六	三〇一
大阪	二二	一、一三三
神戶	三三	四七二
奈良	一一	九〇
和歌山	一四	一一三
大津	一九	一七九
德島	一三	一〇六
高松	一七	七三
高知	一三	一一三
名古屋	—	四八九
安濃津	—	四〇四
岐阜	—	四一六
福井	—	三六九
金澤	—	三〇九
山口	一	五六六
富山	一	四四七
廣島	三六	一六四
岡山	二八	三一三
鳥取	二二	八三
松江	一九	一六一
松山	一七	一五九
長崎	八	一三九
佐賀	六	八九
福岡	一	三五三
大分	一三	九八
熊本	三〇	二二九
鹿兒島	二二	一〇一
宮崎	九	八九
鹿兒島	四	二八
那覇	二〇	二二九
仙臺	二〇	一四六
福島	二二	九七
山形	七	一〇六
盛岡	一四	一一一
秋田	八	一〇六
青森	二〇	三六九

大阪佐賀愛媛島根岡山鹿児島石川岐阜三重　京都滋賀和歌山奈良

分岡質崎埼根取山口島山川井阜重知　知川島山賀良

一一一

| | | |

合計　二三　六八〇

五　司法保護委員の費用

司法保護委員の待遇は、本制度設置の趣旨に鑑み飽迄も手錢手辨當主義を標榜し特に手當其の他の報酬を支給せざるを原則としたのであるが、然し乍ら司法保護委員の輔導活動といふものは際限のないものであるから、輔導活動の徹底を圖るため、地方の事情によつては助成機關をして實費支辨その他適當なる方法によつて、司法保護委員の費用を補助せしめた。

その支給狀況を示せば次の如くである。

イ、實費の支給を爲すもの

横濱、千葉、宇都宮、長野、奈良、和歌山、高知、山口、岡山、福岡、熊本、宮崎、那覇、福島、秋田、青森、函館、釧路、樺太、

ロ、旅費日當を支給するもの

水戸、長崎、

司法保護委員事業助成機關ニ關スル狀況一覽（昭和一四・五・一三現在）

區別	種別	助成機關設置狀況	新設計畫中ノモノ	計
東京				
橫濱				
濱和				
浦和				

八、遠隔地に對してのみ實費を支給するもの

靜岡、

ニ、支給せざるもの

東京、浦和、前橋、甲府、新潟、京都、大阪、神戸、大津、德島、高松、名古屋、安濃津、岐阜、福井、金澤、富山、廣島、鳥取、松江、松山、佐賀、大分、鹿兒島、仙臺、盛岡、札幌、旭川、

未、未定

山形、

六　司法保護委員事業助成機關

司法保護常務委員會の運營に就ては、之に對して經濟的援助を爲すと共に、司法保護委員制に對する協力意識の普及徹底を圖るべき機關の必要性が各地で要望され、その結果、各地司法保護常務委員會に於ては、全日本司法保護事業聯盟の方針に從ひ地方事情に卽應して司法保護委員事業助成機關の設置に着手した。その設置狀況は次の如くである。（昭和十四年五月十三日現在）

區別	既設司法保護團體	資金募集狀況
千葉	二	一七　募集中
水戸	二二	二三　計畫中
宇都宮	一	八　募集中
前橋	七	一六　募集中
靜岡	一五	二六　一般ニ募集セズ聯合保護會ニテ支辨ス
甲府	一〇	一〇　若干市町村負擔
長野	三	一三　計畫中
新潟	六	一三　計畫中
京都	二	八　百萬圓ヲ目標トシ目下募集中
大阪	一	一　募集中
神戸	一	一　少數特定者ニ對シ勸誘中
奈良	一	一二　募集中
和歌山	一一	一九　計畫中
大津	一一	一四　公募セズ、市町村團體ヲ對象トシテ寄附ヲ受ク
德島	一	一　中部聯盟ニテ支辨、公募セズ
高松	一一	一　計畫中
名古屋	一	一　同
安濃津	一	一　同
岐阜	一	一　公募セズ
福井	一	
金澤	一	
富山	一	
高知	一	
高松（研究中）	一三	
德島	一九	
和歌山	一一	
大津	一一	
奈良	一	
和戸	一	
大阪	一	
京都	五	
新潟	七	
長野	一〇	
甲府	一〇	
靜岡	一一	
前橋	一五	
宇都宮	一	
水戸	二二	
千葉	二	

| | | |

第三款　法制化された司法保護委員制度

第一　法制化の次第

司法省に於ては前款記載の如く保護活動の充實を圖る爲め全日本司法保護事業聯盟をして司法保護委員を全國に配置せしめ且つ其の機構の運營に當らしめたのであるが、本機構をして所期の機能を發揮せしめんが爲には法令を以て之を基礎づくるの必要が存するのみならず、全日本聯盟經營の司法保護委員制は着々其の實績を築いて之が法制化の階梯を爲すに至つたので、昭和十四年三月第七十四回帝國議會に提案した司法保護事業法案中には左の通り司法保護委員に關する規定を設けた。

第十條　第一條ニ揭グル者ノ保護ヲ爲サシムル爲別ニ司法保護委員ヲ置ク

司法保護委員ニ關スル規程ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

右の法案は無修正にて帝國議會を通過し、昭和十四年三月二十九日法律第四十二號を以て司法保護事業法の公布があり、右の規定に基づき同年九月十二日勅令第六四四號司法保護委員令（四七頁參照）が公布せられ、同年九月十四日右法律及び右勅令の施行あるに及んで法制的基礎を有する司法保護委員制度の實施を見るに至つた。而して此の法制化された司法保護委員制度の機構は殆ど全く全日本司法保護事業聯盟の司法保護委員制の機構を踏襲したから其の意味に於て本制度は全日本聯盟の同制度の法制化であると解することが出來る。其の細目は司法保護事業法施行規則中に定められた（四八頁參照）。其の實際の施行狀況は次項の如くである。

第二　司法保護委員制度の機構の實況

一　司法保護委員會の組織

司法保護委員會は各地方裁判所管轄區域毎に設置され、會長及委員を以て之を組織するが、外に參與、主事及書記を置く。會長は各地方裁判所檢事局の檢事正の職に在る者を以て之に充て、委員は管轄區域内の保護區に屬する司法保護委員の中より司法大臣の命するものを之に充てゝある。參與は司法保護事業に關係ある官吏及び學識經驗ある者の中より司法大臣が之を委囑し、主事及書記は司法保護委員會長が之を命することゝなつてゐる。

尙、全國各地司法保護委員會の會長氏名及役職員數を列擧すれば次の如くである。

（昭和十四年九月三十日現在）

會名	會長氏名	會名	會長氏名
東京	中野並助	神奈川	西村卯
埼玉	帶金悅之助	千葉	德江治之助
茨城	水野忠行	下野	安倍輔
群馬	緒方省一郎	靜岡	栃野嘉七
山梨	竹平治作	長野	南部金夫
新潟	中村惣平	京都	眞野歡三郎
大阪	遠藤常壽	兵庫	戒炙忠一
奈良	田口環	滋賀	渡邊俊雄
和歌山	兼松謙太郎	德島	永井太三郎
香川	古賀才次郎	高知	岩淵彰郎
愛知	金澤次郎	三重	木村正
岐阜	磯悌三郎	福井	村上雄治
石川	增田疇彥	富山	高橋久衞
廣島	安岡靜四郎	山口	江橋修
岡山	國枝鎌三	鳥取	坂元不二男
島根	原康治郎	愛媛	山口龍作
長崎	宮重左馬吉	佐賀	岩村流芳
福岡	水田正之	大分	淺沼猪助
熊本	後藤省三	鹿兒島	佐藤修一
宮崎	青山春齋	沖繩	山下昇
宮城	山本市三	福島	國分丸治
山形	松藤正憲	岩手	谷津慶治
秋田	本間寬二	青森	堀部澄
札幌	樫田忠美	函館	前田前之助
旭川	飯澤高	釧路	兒玉庄藏
樺太	篠原三郎		

司法保護委員會關係役職員數調

（昭和十四年十二月三十一日現在）

區別 / 會名	會長	參與	委員	主事	書記	計
東京	一	五九	三二	一四	一	九六
神奈川	一	一	三〇	一	一	三三
埼玉	一	二四	一三	一	一	三九
千葉	一	二二	一六	二	一	四二
茨城	一	二〇	二六	二	二	五一
下野	一	四二	一七	三	二	六五
群馬	一	三九	一九	一	一	六一
靜岡	一	一二四	二五	一	一	一五二
山梨	一	二三	一四	一	一	四一
長野	一	四〇	一八	一	一	六一
新潟	一	三九	二三	一	一	六五

	計	一一	四三二	二三三	三一八	二一二	5	七〇六
京都	一	七五	二六	一	三		一〇六
大阪	一	四五	二一	二	二	1	1	七一
兵庫	一	五九	三六	一	1	1	一〇〇
奈良	一	二五	一一	一	三		四一
滋賀	一	一八	一四	一	三		三七
和歌山	一	二九	一九	二	一	1	五二
德島	一	一九	一三	一	三		三七
香川	一	二四	一七	一	一		四三
高知	一	一五	一	二			一九
計	九	三〇九	一五七	一一〇	二一一	3	五〇六
愛知	一	九六	三五	二			一三七
三重	一	八	二八	一	一		三八
岐阜	一		二一	一	一		二五
靜井	一	三六	一五	一	二		五五
石川	一	三八	一	一	一		四一
富山	一	九四	九	一	五		一一〇
計	六	二七二	一〇八	八	一二		四〇六
廣島	一	一一	三六	二	一	1	五二
山口	一	三六	二八	一	二		六八
岡山	一	二八	二一	一	二		五三
鳥取	一	二六	一二	一	二		四二
島根	一	三七	一九	三	二		六二
愛媛	一	五三	一七	一	三		七五
長崎	一	四八	二九	一	二	1	六四
佐賀	一	二九	二一	二	二	1	七一
福岡	一	五〇	二三	一	一		七九
大分	一	三二	一三	一	三		五〇
熊本	一	四一	三〇	一	二		七七
鹿兒島	一	三六	一二	一	二		五二
宮崎	一	二八	九	一	一		三九
沖繩	一	三二	四	一	二		四〇
計	八	二九六	一〇八	九	一		四三九
宮城	一	四八	二〇	一	一		七一
福島	一	二九	一二	一	一		四四
山形	一	四一	一七	一	三		五六
岩手	一	二六	九	二	一		四七
秋田	一	二五	一	一	一		三七
青森	一	一五	二〇	一	二		三九
計	六	一八四	八七	八	九	2	二九四
札幌	一	三五	一八	一	六		六一
函館	一	二〇	九	二	三		三五
旭川	一	一七	一六	一	一		三六
釧路	一	三一	一二	一	一		四六
標太	一	二二	一一	一	二		三七
合計	五一	一、八〇九	八九二	六六	五九八	11	二、九一八

備考　一、主事及書記欄ノ1.3.等ノ數字ハ專任者ニシテ內數ナリ

二　司法保護委員會の名稱、位置及管轄區域

全國各地司法保護委員會の名稱、位置及管轄區域は、昭和十四年十月司法省告示第二十一號「司法保護委員會ノ名稱、位置及管轄區域ニ關スル件」を以て次の如く決定された。

司法保護委員會ノ名稱、位置及管轄區域ニ關スル件

（昭和十四年十月司法省告示第二十一號）

司法保護委員會ノ名稱位置及管轄區域左ノ通定ム

名稱	位置	管轄區域
東京司法保護委員會	東京府東京市	東京府
神奈川司法保護委員會	神奈川縣橫濱市	神奈川縣
埼玉司法保護委員會	埼玉縣浦和市	埼玉縣
千葉司法保護委員會	千葉縣千葉市	千葉縣
茨城司法保護委員會	茨城縣水戶市	茨城縣
下野司法保護委員會	栃木縣宇都宮市	栃木縣
群馬司法保護委員會	群馬縣前橋市	群馬縣
靜岡司法保護委員會	靜岡縣靜岡市	靜岡縣
山梨司法保護委員會	山梨縣甲府市	山梨縣
長野司法保護委員會	長野縣長野市	長野縣
新潟司法保護委員會	新潟縣新潟市	新潟縣
大阪司法保護委員會	大阪府大阪市	大阪府
京都司法保護委員會	京都府京都市	京都府
兵庫司法保護委員會	兵庫縣神戶市	兵庫縣
奈良司法保護委員會	奈良縣奈良市	奈良縣
滋賀司法保護委員會	滋賀縣大津市	滋賀縣
和歌山司法保護委員會	和歌山縣和歌山市	和歌山縣
德島司法保護委員會	德島縣德島市	德島縣
香川司法保護委員會	香川縣高松市	香川縣
高知司法保護委員會	高知縣高知市	高知縣
愛知司法保護委員會	愛知縣名古屋市	愛知縣
三重司法保護委員會	三重縣津市	三重縣
岐阜司法保護委員會	岐阜縣岐阜市	岐阜縣
福井司法保護委員會	福井縣福井市	福井縣
富山司法保護委員會	富山縣富山市	富山縣
廣島司法保護委員會	廣島縣廣島市	廣島縣
山口司法保護委員會	山口縣山口市	山口縣
岡山司法保護委員會	岡山縣岡山市	岡山縣
鳥取司法保護委員會	鳥取縣鳥取市	鳥取縣
島根司法保護委員會	島根縣松江市	島根縣
愛媛司法保護委員會	愛媛縣松山市	愛媛縣
長崎司法保護委員會	長崎縣長崎市	長崎縣
佐賀司法保護委員會	佐賀縣佐賀市	佐賀縣
福岡司法保護委員會	福岡縣福岡市	福岡縣
大分司法保護委員會	大分縣大分市	大分縣

熊本司法保護委員會　熊本縣熊本市　熊本縣
鹿兒島司法保護委員會　鹿兒島縣鹿兒島市　鹿兒島縣
宮崎司法保護委員會　宮崎縣宮崎市　宮崎縣
沖繩司法保護委員會　沖繩縣那覇市　沖繩縣
宮城司法保護委員會　宮城縣仙臺市　宮城縣
福島司法保護委員會　福島縣福島市　福島縣
山形司法保護委員會　山形縣山形市　山形縣
岩手司法保護委員會　岩手縣盛岡市　岩手縣
秋田司法保護委員會　秋田縣秋田市　秋田縣
青森司法保護委員會　青森縣青森市　青森縣
札幌司法保護委員會　北海道札幌市

北海道ノ內

札幌市　室蘭市　小樽市　札幌郡　石狩郡　千歲郡
厚田郡　濱益郡
空知郡ノ內
岩見澤町　北村　栗澤村　三笠山村　美唄町　蘆別村
赤平村　瀧川町　砂川町　江部乙村　歌志內村　幌向村
樺戶郡　夕張郡　幌別郡　有珠郡　虻田郡　白老郡
勇拂郡ノ內
苫小牧町　厚眞村　完平村　鵡川村　穗別村
浦河郡　様似郡　幌泉郡　三石郡　靜內郡　新冠郡
沙流郡　小樽郡　高島郡　忍路郡　余市郡　古平郡
美國郡　積丹郡　岩內郡　古宇郡
函館司法保護委員會　北海道函館市

北海道ノ內

函館市
龜田郡　上磯郡　茅部郡　山越郡　松前郡　太櫓郡
瀨棚郡　檜山郡　爾志郡　久遠郡　奥尻郡　壽都郡
歌棄郡　磯谷郡　島牧郡
旭川司法保護委員會　北海道旭川市

北海道ノ內

旭川市
上川郡（石狩國）
空知郡ノ內
上富良野村　富良野町　中富良野村　山部村　南富良野村　晉江村
勇拂郡ノ內
占冠村
雨龍郡　上川郡（天鹽國）中川郡（天鹽國）
紋別郡ノ內
瀧上村　紋別町　渚滑村　興部村　西興部村　雄武村
枝幸郡　增毛郡　留萌郡　苫前郡　宗谷郡　天鹽郡
利尻郡　禮文郡

北海道ノ內

釧路市　帶廣市
釧路郡　白糠郡　阿寒郡　川上郡（釧路國）厚岸郡
河東郡　河西郡　中川郡（十勝國）上川郡（十勝國）
足寄郡　十勝郡　廣尾郡　網走郡　常呂郡　斜里郡
紋別郡ノ內
上湧別村　生田原村　遠輕村　下湧別村
根室郡　花咲郡　色丹郡　得撫郡　新知郡　占守郡
野付郡　標津郡　目梨郡　國後郡　紗那郡　蘂取郡
擇捉郡
樺太司法保護委員會　樺太豐原市　樺太

三保護區

各司法保護委員は司法大臣の定めた保護區に配屬されるのであるが、其の保護區は全日本司法保護事業聯盟が司法保護委員制に於て定めた保護區を踏襲して左の如く定められた。

委員會名	保護區名	
東京	麹町 神田 日本橋 京橋 芝 麻布 赤坂	
	四谷 牛込 小石川 本鄉 下谷 淺草 本所	
	深川 品川 荏原 大森 蒲田 世田ヶ谷	
	目黑 澁谷 淀橋 中野 杉並 豐島 瀧野川	
	板橋 王子 荒川 足立 八王子 向島 葛飾	
	城東 江戶川 南多摩 西多摩 北多摩 島嶼	
	（計 四〇）	
神奈川	伊勢佐木 戶部 保土ヶ谷 加賀町 壽 大岡	
	山手 磯子 神奈川 鶴見 川崎 川崎臨港	
	高津 川和 戶塚 鎌倉 中野 藤澤 上溝	
	松田 小田原 平塚 大磯 伊勢原 秦野	
	厚木 橫須賀 浦賀 葉山 三崎（計 三〇）	
埼玉	浦和 鳩ヶ谷 川口 大宮 鴻巢 川越 越生	
	所澤 飯能 松山 兒玉 熊谷 寄居 深谷	
	忍 羽生 加須 岩槻 越ヶ谷 久喜 小川	
	秩父 小鹿野 本庄 杉戶 幸手 吉川	
	（計 二七）	
千葉	千葉 松戶 船橋 君津 東房 長生 八日市	
	場 香取 成田 野田 市川 市原 北條	
	夷隅 山武 銚子 佐倉（計 一七）	
茨城	水戶 那珂湊 笠間 大宮 菅谷 太田 大子	
	高萩 日立 鉾田 鹿島 麻布 江戶崎 龍ヶ崎	
	土浦 石岡 谷田部 北條 下妻 水海道	
	結城 下館 眞壁 境 古河 取手	
	（計 二六）	
下野	宇都宮 上三川 鹿沼 日光 眞岡 茂木	
	矢板 喜連川 大田原 烏山 川西 黑磯	

栃木　小山　佐野　足利　足尾（計　一七）
群馬　前橋　勢多　高崎　群馬　澁川　安中　松井田
富岡　下仁田　多野　伊勢崎　境　太田　邑樂
桐生　大間々　利根　原町　長野（計　一九）
靜岡　下田　松崎　三島　大仁　伊東　熱海　御殿場
沼津　吉原　大宮　清水　靜岡　藤枝　島田
川崎　金谷　掛川　堀之內　森町　見付　水窪
二俣　濱松　新居　氣賀（計　二五）
山梨　甲府　石和　日下部　市川　韮崎　日野春
龍王　小笠原　鰍澤　南部　上野原　猿橋
谷村　吉田（計　一四）
長野　長野　松本　上縣　岡谷　諏訪　飯田　下伊那
上伊那　上高井　下高井　上水內　下水內
南佐久　北佐久　更科　埴科　東筑摩　西筑摩
南安曇　北安曇（計　一八）
新潟　新潟　中蒲原北部　中蒲原南部　白根　西蒲原
三條　加茂　北蒲原　岩船　東蒲原　見附　長岡
栃尾　三島　小千谷　小出　刈羽　中魚沼
南魚沼　高田　東頸城　西頸城　佐渡
（計　一三）
京都　川端　中立賣　西陣　松原　堀川　五條　七條
下鴨　伏見　山科　太秦　宇治　日向町　木津

井手　龜岡　周山　園部　福知山　舞鶴　東舞鶴　宮津　峰山　網野　久米濱（計　二六）
大阪　北　此花　東　西　港　大正　天王寺　南
浪速　西淀川　東淀川　東成　旭　住吉　西成
三島　豐能　泉北　泉南　南河內　中河內
北河內（計　二二）
兵庫　灘　葺合　神戸　湊東　湊　兵庫　林田　須磨
西宮　武庫　尼崎　川邊　有馬　明石　美囊
多紀　氷上　篠路　飾磨　神崎　加古　印南
多加　加西　揖保　赤穗　佐用　宍粟　城崎
出石　養父　朝來　美方　津名　三原　加東
（計　三六）
奈良　奈良　添上　生駒　山邊　磯城　宇陀　高市
北葛城　南葛城　宇智　吉野（計　一二）
滋賀　大津　彥根　滋賀　栗太　野州　甲賀　蒲生
神崎　愛知　犬上　坂田　東淺井　伊香　高島
（計　一四）
和歌山　和歌山　加太　海南　岩出　紀河　東野上
橋本　妙寺　高野　湯淺　鳥屋城　御坊　南部
田邊　周參見　串本　新宮　古座　本宮
（計　一九）
德島　德島　小松島　富岡　鷲敷　牟岐　撫養　板西

石井　川島　市場　脇町　貞光　池田
（計　一三）
香川　三本松　長尾　志度　平井　土庄　草壁　高松
佛生山　龍宮　坂出　丸龜　多度津　善通寺
琴平　高瀨　觀音寺　豐濱（計　一七）
高知　室戶　安藝　赤岡　山田　本山　大篠　伊野
高岡　佐川　須崎　窪川　中村　宿毛　高知
高知港（計　一五）
愛知　新榮　千種　鍋屋　江川　笹島　門前　御器所
熱田　中川　臨港　勝川　瀨戶　西枇杷島
津島　彌富　布袋　犬山　木曾川　一宮　稻澤
橫須賀　半田　安城　大濱　西尾　岡崎　擧母
足助　御油　田原　豐橋　田口　新城　富岡
（計　三四）
三重　桑名　大泉原　四日市　富田　菰野　龜山
神戶　一身田　津　久居　奥津　松坂　宮前
相可　天ケ瀨　宇治山田　野後　吉津　鳥羽
波切　尾鷲　長島　木本　鵜殿　上野　柘植
名張　阿保（計　二八）
岐阜　岐阜　笠松　高須　高田　垂井　大垣　揖斐
北方　高富　八幡　關　金山　太田　御嵩
多治見　中津　岩村　荻原　高山　古川　船津

福井　福井　足羽　吉田　丸岡　三國　大野　勝山
（計　二二）
鯖江　粟田部　西田中　武生　敦賀　三方
小濱　高濱（計　一五）
石川　廣坂　玉川　金石　松汪　鶴來　津幡　寺井
小松　大聖寺　羽咋　富來　七尾　穴水
宇出津　輪島　飯田（計　一六）
富山　富山　高岡　上新川　中新川　下新川　婦負
射水　氷見　東礪波　西礪波（計　一〇）
廣島　東　宇品　西　吳　音戶　江田島　海田市
廿日市　大竹　嚴島　竹原　廣　西條　忠海
河內　瀨戶田　木ノ江　可部　祇園　吉田
加計　八重　尾道　因島　三原　松永　鞆
福山　府中　油木　庄原　東城　三次　三良坂
上下　甲山（計　三六）
山口　山口　小郡　防府　堀　大田　伊佐　德山
下松　鹿野　平生　室積　久賀　岩國　本鄉
柳井　高森　萩　生雲　須佐　深川　人丸
下關　豐浦　西市　小串　船木　小野田　宇部
（計　二八）
岡山　岡山東　岡山西　津山　都倉　御津　赤磐
和氣　邑久　上道　兒島　淺口　小田　後月

吉備　上房　川上　阿哲　眞庭　勝田　英田
久米（計　二二）

鳥取　鳥取　岩井　河原　若櫻　智頭　賣木　倉吉
八橋　米子　境　黑坂　溝口（計　一二）

島根　松江　安來　廣瀨　三成　掛合　木次　今市
平田　大社　大田　溫泉津　大森　川本　江津
濱田　益田　津和野　西鄉　浦鄉（計　一九）

愛媛　松山　三津　郡中　久萬　今治　大洲　內子
八幡濱　西條　角野　壬生川　三島　宇和島
松丸　卯之町　野村　御莊（計　一七）

長崎　長崎　瀨戶　諫早　島原　小濱　佐世保　平戶
福江　有川　壹岐　嚴原　佐須奈（計　一二）

佐賀　佐賀　鳥栖　唐津　武雄　伊萬里　鹿島
（計　六）

福岡　福岡　早良　甘木　宗像　八幡　若松　戶畑
小倉　糸島　二日市　粕屋　折尾　門司　行橋
八屋　田川　直方　飯塚　久留米　吉井　三潴
柳河　大牟田　八女（計　二四）

大分　大分　臼杵　佐伯　三重　竹田　別府　杵築
國東　高田　四日市　中津　森　日田
（計　一三）

熊本　熊本　川尻　宇土　三角　高瀨　南關　荒尾
山鹿　植木　隅府　大津　宮地　高森　小國
馬見原　御船　木山　濱町　松橋　砥用　八代
宮原　佐敷　水俣　人吉　多良木　本渡　今津
富岡　牛深（計　三二）

鹿兒島　鹿兒島　揖保　川邊　日置　薩摩第一
薩摩第二　出水　伊佐　姶良　囎唹　肝屬
大島（計　一二）

宮崎　宮崎中央　延岡　都城　東諸縣　西諸縣　兒湯
西臼杵　南那珂北　南那珂南（計　九）

沖繩　那覇　國頭　宮古島　八重島（計　四）

宮城　仙臺　鹽釜　吉岡　岩內　大河原　亘理　角田
白石　涌谷　古川　岩出山　築館　若柳
中新田　桃生　牡鹿　登米　佐沼　志津川
氣仙沼（計　二〇）

福島　福島　川俣　伊達　安達　郡山　田村　中村
原町　白河　石川　棚倉　須賀川　若松
猪苗代　田島　喜多方　坂下　平　植田　双葉
（計　二〇）

山形　山形　東西村山　北村山　米澤　東置賜
西置賜　新庄　酒田　鶴岡（計　九）

岩手　盛岡　沼宮內　日詰　花卷　黑澤尻　水澤
岩谷堂　一關　千厩　盛　遠野　釜石　宮古
岩泉　久慈　輕米　二戶（計　一七）

秋田　秋田　土崎　木莊　能代　大館　花輪　大曲
橫手　湯澤（計　九）

青森　青森　蟹田　小湊　大間　田名部　七戶
野邊地　金木　五所河原　板柳　弘前　大鰐
黑石　浪岡　鰺澤　木造　八戶　三戶　五戶
三本木（計　二〇）

札幌　札幌　江別　石狩　小樽　余市　吉平　岩內
倶知安　室蘭　伊達　苫小牧　浦河　靜內
岩見澤　由仁　夕張　美唄　瀧川（計　一八）

函館　函館　木吉內　福山　森　八雲　瀨棡　江差
久遠　壽都（計　九）

旭川　旭川　深川　富良野　比布　名寄　士別　紋別
興部　中頓別　枝幸　增毛　留萌　羽幌
稚內利禮　天鹽（計　一五）

釧路　釧路　帶廣　網走　野付牛　根室　新得　池田
本別　厚岸　遠輕　國後　紗那（計　一二）

樺太　豊原　眞岡　大泊　敷香　惠須取　塔路　知取
塔合　野田　泊居　本斗　留多加（計　一二）

合計　九五七

四　區司法保護委員會の組織

司法保護委員は保護區每に區司法保護委員會を組織し、區司法保護委員會には常務委員を置くことゝなつてゐる。この外に參事及幹事を置くことが出來ることゝなつてゐる。而して常務委員は司法保護委員の中より司法大臣が之を命じ、參事は司法保護事業に關係ある官吏及學識經驗ある者の中より司法大臣が之を委囑し、幹事は司法保護委員の中より司法保護委員會長が之を命ずるのであるが、全國各地の區司法保護員委會の役職員數を列擧すれば次の如くである。（昭和十四年十二月三十一日現在）

區司法保護委員會關係役職員數調

會名	區別	參事	常務委員	司法保護委員	計
東京		一五七	一四四	一、六五七	一、九五八
神奈川		三〇	三〇	三七五	四三五
埼玉		五〇	二七	三四九	四二六
千葉		八九	一六	14　一八五	14、二九〇

| | | |

青森	二七一	二〇			
計	一、〇〇三	八七			
札幌	四九	一八			
函館	八一	九			
旭川	一四八	一六			
釧路	一二七	一二			
稚太	七五	一一			
計	四八〇	六六			
合計	七、八五四	一、〇四八			

備考　司法保護委員欄ノ14、19、等ノ數字ハ幹事ニシテ內數ナリ。

五　司法保護委員の定數

各保護區に配置すべき司法保護委員の定數は司法大臣が之を定むることゝなつてゐるが、司法保護事業法實施の際には全日本司法保護事業聯盟に於いて各保護區に配屬した司法保護委員の定數をその儘繼承した。其の後情勢の變化に則應して昭和十四年十二月十五日付附第一九九一三號保護課長通牒を以て左の如く定員の改定を見るに至つた。

司法保護委員ノ定數ニ關スル件

司法保護委員制度ハ實施以來日尙淺キニ拘ラズ貴官ノ指導訓練ノ宜シキト司法保護委員ノ熱意トニ依リ其ノ實績詢ニ見ルベキモノアリ且社會ノ斯業ニ對スル認識ノ一段ト深マリツツアルノ現情ニ在ルハ以テ事業ノ將來ヲトスルニ足ルモノアリト被思料候就テハ今般一層機構ノ擴充ヲ圖リ斯業ノ圓滿ナル進展ヲ期スル爲貴管下ニ於ケル司法保護委員ノ定數ヲ別表ノ通リ改定致候間本制度ノ重要性ニ鑑ミ左記事項ニ御留意ノ上斯業ノ圓滑ナル運營方ニ關シ一層ノ御配慮相煩度此段依命及通牒候也

記

一、今次增員ニ依リ貴管內ニ配屬セシメラレタル司法保護委員ノ範圍內ニ於テ各保護區ニ配屬スベキ委員ノ定數ヲ適宜決定セラレタシ

尙前項ニ依リ決定セラレタルトキハ報告アリ度シ

二、今次增員ニ伴ヒ現行保護區ノ改定ヲ爲スヲ適當ナリト思料セラルル向ハ此際至急其ノ旨申請セラレタシ

	1	1			三七四
	八三	八三			二、〇八二
	37	37			三五八
	九九二				一八
	二九一				二三九
	一四九	7			三六四
	二〇〇	1			三三六
	一九七				一六三
	七七	12			
	九一四	20			一、四六〇
	509	509			二三、九〇五
	一五、〇〇三				

三、司法護委保員ノ銓衡ニ關シテハ本年九月二十六日保第一、六八〇五號司法次官通牒ノ趣旨ニ遵由シ社會各層ヨリ適任者ヲ選任スルコトニ努ムルノ外司法保護事業ニ經驗アル者ニシテ司法保護委員タルニ適當ナル者アルトキハ其ノ選任ニ付相當考慮セラレタシ

四、司法保護委員事業ノ健全ナル進展ハ司法保護委員ノ熾烈ナル活動ニ俟ツコト大ナルヲ以テ司法保護委員殊ニ新ニ選任セラレタル者ノ指導訓練ニ付テハ特ニ愼重ナル考慮ヲ拂ハレ度シ、尤モ當方ニ於テモ右指導訓練ノ徹底方ニ付具體的方法ヲ攻考中ナルヲ以テ近ク成案ヲ得次第通知致ス豫定ナリ

五、從來關係官廳ノ職員ニシテ司法保護委員タル者ハ定數外ノ取扱ヲ爲シタルモ今後ハ定數內ニテ選任セラレ度シ

廳名	定數	廳名	定數
東京	二、〇〇〇	甲府	二〇〇
橫濱	七〇〇	長野	四〇〇
浦和	三五〇	新潟	四〇〇
千葉	三五〇	京都	六〇〇
水戶	三五〇	大阪	一、八〇〇
宇都宮	三〇〇	神戶	八〇〇
前橋	三五〇	奈良	三〇〇
靜岡	三〇〇	大津	二五〇
和歌山	二五〇	福岡	六〇〇
德島	三〇〇	大分	二五〇
高松	二〇〇	熊本	四〇〇
高知	三〇〇	鹿兒島	二五〇
名古屋	八〇〇	宮崎	二〇〇
安濃津	四二〇	那覇	六〇
岐阜	四二〇	仙臺	四〇〇
福井	三七〇	福島	四〇〇
金澤	三五〇	山形	二〇〇
富山	五七〇	盛岡	二五〇
廣島	七五〇	秋田	二五〇
山口	三〇〇	青森	二五〇
岡山	六〇〇	札幌	三〇〇
鳥取	二〇〇	函館	一五〇
松江	二五〇	旭川	二〇〇
松山	三〇〇	釧路	二〇〇
長崎	三〇〇	稚太	一〇〇
佐賀	二〇〇	計	二〇、七九〇

第三　運用方針

司法保護委員會の運用に關しては、昭和十四年九月二十六日附司法省保第一六八〇五號司法次官通牒を以て、其の方針

を左の如く明示するところがあつた。

司法保護委員會ノ運用ニ關スル件

今般九月十二日勅令第百四十四號ヲ以テ司法保護委員令制定相成候處本令ハ輓近保護思潮ノ進展ニ鑑ミ司法保護事業ニ對スル國民ノ協力ヲ最モ合理的且效果的ニ組織シテ再犯防遏ノ機構ヲ整備擴充シ以テ所期ノ目的ヲ達成セントスルノ趣旨ニ出デタルモノニシテ本制度ハ司法保護事業遂行上極メテ重要ナル機能ヲ有スルモノナルニ依リ其ノ運營ニ關シテハ左記事項ニ留意シ司法保護委員事業ノ堅實ナル進展ニ努メラルル樣御配慮相煩度此段及通牒候也

司法保護委員令ノ運用ニ關スル事項

第一　一般事項

一　今般法制化セラレタル司法保護委員制度ノ內容ハ從來全日本司法保護事業聯盟ニ於テ行ヒ來レル司法保護委員機構ノ實績ニ鑑ミ之ニ若干修正ヲ加ヘタルモノナルコト

二　本令ノ運用ニ際シテハ各地ノ實情ニ鑑ミ其ノ特殊性ヲ考慮スルハ極メテ肝要ナルヲ以テ其ノ運營ニ當リテハ司法保護委員制度ノ普及徹底ニ努ムルハ勿論本制度ノ統制アル活動ヲ圖ルニ萬遺憾ナキヲ期シ以テ本制度ノ圓滿ナル發展ヲ圖ルコト

第二　機構ニ關スル事項

一　司法保護委員共ノ他ノ銓衡

（一）　司法保護委員制度ノ成否ハ司法保護委員ニ共ノ人ヲ得ルト否トニ繫ルヲ以テ其ノ銓衡ニ當リテハ愼重ヲ期シ特ニ左記事項ニ留意シテ各方面ヨリ適任者ヲ網羅スルニ努メ政治的若ハ宗派的偏倚ニ陷ラザルコトヲ期スルコト

（イ）　司法保護事業ニ學識經驗アリ又ハ理解ト熱意トヲ有シ人格高潔ナル者タルコト

（ロ）　社會的信望ヲ有スル者タルコト

（ハ）　老齡又ハ若年ニ過ギザルコト

（二）　司法保護委員ノ銓衡ニ際シテハ成ルベク司法部內ノ關係官廳及道府縣、警察竝ニ市町村ノ當局ノ意見ヲ聽クコト

（三）　常務委員ノ銓衡

常務委員ハ保護區內ノ事務ヲ統轄スベキ重要ナル任務ヲ有スルモノナルヲ以テ司法保護委員中人格圓滿ニシテ德望アリ且有能ナル者ヨリ之ヲ選任スルコト

常務委員ハ一人ヲ原則トシ土地ノ廣狹其ノ他ノ事情ニ依リ例外トシテ二人以上ヲ置クモ差支ナキコト

（四）　司法保護委員會委員ノ銓衡

令第五條第二項ノ規定ニ依ル委員ハ各保護區ノ常務委員ヲ以テ之ニ充ツル方針ナルコト

（五）　司法保護委員會參與及區司法保護委員會參事ノ銓衡ハ

參與及參事ハ司法保護事業ニ關係アル官公吏又ハ學識經驗アル者ニシテ有能達識ナル者ヨリ之ヲ選任スルコト

（六）　令第五條ノ規定ニ依ル司法保護委員會ニハ法規ノ體裁其ノ他諸種ノ事情ヲ考慮シ法規上顧問及副會長ヲ置カザルコトト爲シタルモ從來司法保護常務委員會顧問タリシ者ハ事情ニ依リ今後ニ於テハ司法保護事業聯盟ノ顧問トシテ從前ノ通司法保護委員制度ノ運營ニ協力セシメラレ度キコト從來司法保護常務委員會副會長タリシ者ハ今後ハ司法保護委員會參與ノ中實質上ノ常務參與的地位ヲ與ヘ司法保護委員會ノ特ニ重要ナル會務ニ參畫協力セシメラレタキコト

二　司法保護委員會及區司法保護委員會ノ會議ハ司法保護委員ノ統制聯絡竝ニ司法保護委員事業進展上頗ル重要ナル役割ヲ有スルヲ以テ各地方ノ實情ニ卽シ必要ニ應ジ適宜開催スルコト

司法保護委員會ノ會議ニ於テ決定シタル事項ニシテ必要ナルモノハ成ルベク之ヲ管下司法保護委員全員ニ周知セシムルノ方途ヲ講ズルコト

第三　司法保護委員ノ指導及訓練

司法保護委員ノ指導及訓練ハ本事業ノ運營上最モ緊要ナルヲ以テ各區司法保護委員會ノ會議其ノ他適當ナル機會ニ於テ常ニ其ノ徹底ヲ期スルト共ニ講習會、研究會又ハ座談會等ノ開催其ノ他諸種刊行物等ニ依リ萬全ヲ期スルコト尙之ニ付テハ全日本司法保護事業聯盟ニ於テ協力方考究中ナルコト（以下省略）

第四　司法保護委員會及區司法保護委員會の會議開催

司法保護委員會の會議は司法保護委員會長が之を招集し、區司法保護委員會の會議は常務委員が之を招集することゝなつてゐるが、全國各地司法保護委員會及區司法保護委員會の會議の開催狀況は次の如くである。（自昭和十四年一月至同年四月末日）

司法保護委員會及區司法保護委員會々議開催數調

區別	司法保護委員會々議			區司法保護委員會々議			保護區數
會名	自一月至三月	四月	計	自一月至三月	四月	計	
東京	二	一	二	四三	五	四八	四〇
神奈川	一	一	一	八	五	一三	三〇
埼玉	一	一	一	一	八	九	二七
千葉	二	一	二	一九	六	二五	一七
茨城	一	一	一	一	一	一	二六
下野	二	一	二	七	二	九	一七
群馬	一	一	二	一四	二五	三九	一九

山口	島根	鳥取	岡山	廣島	山口	徳島	香川	愛媛	高知	福岡	佐賀	長崎	熊本	大分	宮崎	鹿兒島	沖縄	計	北海道	青森	岩手	宮城	秋田	山形	福島	茨城	栃木	群馬	埼玉	千葉	東京	神奈川	新潟	富山	石川	福井	岐阜	静岡	愛知	三重	滋賀	京都	大阪	兵庫	奈良	和歌山	計	鳥取	島根	岡山	広島	山口
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一

昭和十四年度司法保護委員會及區司法保護委員會決算中收入之部

會別＼區名別	區司法保護委員會							司法保護委員會							合計
	助成金	委司員法保護出席費及補償金	其ノ他	繰越年度金	計			委司員法保護手當	助成金	寄附金	其ノ他	繰越年度金	計		
下關		（報告ナシ）													
宇部															
山口															
萩															
廣島															
呉															
福山															
尾道															
岡山															
倉敷															
津山															
高松															
丸龜															
德島															
高知															
松山															
宇和島															
大洲															
新居浜															
西條															
今治															
松山															
大阪															
堺															
岸和田															
佐野															
岸和田															
泉佐野															
貝塚															
和歌山															
新宮															
田邊															
御坊															
湯淺															
五條															
橋本															
岡崎															
豊橋															
半田															
一宮															
津島															
名古屋															
岐阜															
大垣															
高山															
靜岡															
沼津															
三島															
富士															
靜岡															
藤枝															
掛川															
浜松															
豊橋															
岡崎

昭和十四年度司法保護委員會及區司法保護委員會決算中支出之部

區別	司法保護委員會										區司法保護委員會									
會名	事務費	會議費	手當司法保護委員	關指導費	嘱令區助委員成	其ノ他	計	事務費	會議費	補導費	其ノ他	計	合計
東京	五〇九	一一二	四三	七五	一〇	一	一一〇	（報告ナシ）					一一〇
神奈川	一、六六	一、六六	一、六五	一	一	三八	六九五	九五	四七	三	九五	一、六四	二、三六〇
千葉	一、〇六	一、〇六	一、〇六	一	一〇〇	三	二、〇二	一、三四	一一	一〇	一、三五	二、三七	四、三九
玉川	〇五〇	七四	七四	一	一	一	二、〇二	一、三四	一一	一〇	一、三五	二、三七	四、三九
埼玉	一、〇六	一、〇六	一、〇六	一	一	一	二、〇二	一、三四	一一	一〇	一、三五	二、三七	四、三九
栃木	一、〇六	一、〇六	一、〇六	一	一	一	二、〇二	一、三四	一一	一〇	一、三五	二、三七	四、三九
群馬	一、〇六	一、〇六	一、〇六	一	一	一	二、〇二	一、三四	一一	一〇	一、三五	二、三七	四、三九
茨城	一、〇六	一、〇六	一、〇六	一	一	一	二、〇二	一、三四	一一	一〇	一、三五	二、三七	四、三九
山梨	一、〇六	一、〇六	一、〇六	一	一	一	二、〇二	一、三四	一一	一〇	一、三五	二、三七	四、三九
長野	一、〇六	一、〇六	一、〇六	一	一	一	二、〇二	一、三四	一一	一〇	一、三五	二、三七	四、三九
新潟	一、〇六	一、〇六	一、〇六	一	一	一	二、〇二	一、三四	一一	一〇	一、三五	二、三七	四、三九
富山	一、〇六	一、〇六	一、〇六	一	一	一	二、〇二	一、三四	一一	一〇	一、三五	二、三七	四、三九
石川	一、〇六	一、〇六	一、〇六	一	一	一	二、〇二	一、三四	一一	一〇	一、三五	二、三七	四、三九
福井	一、〇六	一、〇六	一、〇六	一	一	一	二、〇二	一、三四	一一	一〇	一、三五	二、三七	四、三九
岐阜	一、〇六	一、〇六	一、〇六	一	一	一	二、〇二	一、三四	一一	一〇	一、三五	二、三七	四、三九
静岡	一、〇六	一、〇六	一、〇六	一	一	一	二、〇二	一、三四	一一	一〇	一、三五	二、三七	四、三九
愛知	一、〇六	一、〇六	一、〇六	一	一	一	二、〇二	一、三四	一一	一〇	一、三五	二、三七	四、三九
三重	一、〇六	一、〇六	一、〇六	一	一	一	二、〇二	一、三四	一一	一〇	一、三五	二、三七	四、三九
滋賀	一、〇六	一、〇六	一、〇六	一	一	一	二、〇二	一、三四	一一	一〇	一、三五	二、三七	四、三九
京都	一、〇六	一、〇六	一、〇六	一	一	一	二、〇二	一、三四	一一	一〇	一、三五	二、三七	四、三九
大阪	一、〇六	一、〇六	一、〇六	一	一	一	二、〇二	一、三四	一一	一〇	一、三五	二、三七	四、三九
兵庫	一、〇六	一、〇六	一、〇六	一	一	一	二、〇二	一、三四	一一	一〇	一、三五	二、三七	四、三九
奈良	一、〇六	一、〇六	一、〇六	一	一	一	二、〇二	一、三四	一一	一〇	一、三五	二、三七	四、三九
和歌山	一、〇六	一、〇六	一、〇六	一	一	一	二、〇二	一、三四	一一	一〇	一、三五	二、三七	四、三九
鳥取	一、〇六	一、〇六	一、〇六	一	一	一	二、〇二	一、三四	一一	一〇	一、三五	二、三七	四、三九
島根	一、〇六	一、〇六	一、〇六	一	一	一	二、〇二	一、三四	一一	一〇	一、三五	二、三七	四、三九
岡山	一、〇六	一、〇六	一、〇六	一	一	一	二、〇二	一、三四	一一	一〇	一、三五	二、三七	四、三九
広島	一、〇六	一、〇六	一、〇六	一	一	一	二、〇二	一、三四	一一	一〇	一、三五	二、三七	四、三九
山口	一、〇六	一、〇六	一、〇六	一	一	一	二、〇二	一、三四	一一	一〇	一、三五	二、三七	四、三九
福岡	一、〇六	一、〇六	一、〇六	一	一	一	二、〇二	一、三四	一一	一〇	一、三五	二、三七	四、三九
佐賀	一、〇六	一、〇六	一、〇六	一	一	一	二、〇二	一、三四	一一	一〇	一、三五	二、三七	四、三九
長崎	一、〇六	一、〇六	一、〇六	一	一	一	二、〇二	一、三四	一一	一〇	一、三五	二、三七	四、三九
熊本	一、〇六	一、〇六	一、〇六	一	一	一	二、〇二	一、三四	一一	一〇	一、三五	二、三七	四、三九
大分	一、〇六	一、〇六	一、〇六	一	一	一	二、〇二	一、三四	一一	一〇	一、三五	二、三七	四、三九
宮崎	一、〇六	一、〇六	一、〇六	一	一	一	二、〇二	一、三四	一一	一〇	一、三五	二、三七	四、三九
鹿児島	一、〇六	一、〇六	一、〇六	一	一	一	二、〇二	一、三四	一一	一〇	一、三五	二、三七	四、三九
沖縄	一、〇六	一、〇六	一、〇六	一	一	一	二、〇二	一、三四	一一	一〇	一、三五	二、三七	四、三九
北海道	一、〇六	一、〇六	一、〇六	一	一	一	二、〇二	一、三四	一一	一〇	一、三五	二、三七	四、三九
台湾	一、〇六	一、〇六	一、〇六	一	一	一	二、〇二	一、三四	一一	一〇	一、三五	二、三七	四、三九
樺太	一、〇六	一、〇六	一、〇六	一	一	一	二、〇二	一、三四	一一	一〇	一、三五	二、三七	四、三九
関東州	一、〇六	一、〇六	一、〇六	一	一	一	二、〇二	一、三四	一一	一〇	一、三五	二、三七	四、三九
朝鮮	一、〇六	一、〇六	一、〇六	一	一	一	二、〇二	一、三四	一一	一〇	一、三五	二、三七	四、三九
計	一、〇六	一、〇六	一、〇六	一	一	一	二、〇二	一、三四	一一	一〇	一、三五	二、三七	四、三九

會名＼區別	司法保護委員會										區司法保護委員會									
	事務費	會議費	手當司法保護委員	關指導費	嘱令區助委員成	其ノ他	計	事務費	會議費	補導費	其ノ他	計	合計
東京	五〇九	一一二	四三	七五	一〇	一	一一〇	（報告ナシ）					一一〇
神奈川	一、六六	一、六六	一、六五	一	一	三八	六九五	九五	四七	三	九五	一、六四	二、三六〇
千葉	一、〇六	一、〇六	一、〇六	一	一〇〇	三	二、〇二	一、三四	一一	一〇	一、三五	二、三七	四、三九
玉川	〇五〇	七四	七四	一	一	一	二、〇二	一、三四	一一	一〇	一、三五	二、三七	四、三九
埼玉	一、〇六	一、〇六	一、〇六	一	一	一	二、〇二	一、三四	一一	一〇	一、三五	二、三七	四、三九
栃木	一、〇六	一、〇六	一、〇六	一	一	一	二、〇二	一、三四	一一	一〇	一、三五	二、三七	四、三九
群馬	一、〇六	一、〇六	一、〇六	一	一	一	二、〇二	一、三四	一一	一〇	一、三五	二、三七	四、三九
茨城	一、〇六	一、〇六	一、〇六	一	一	一	二、〇二	一、三四	一一	一〇	一、三五	二、三七	四、三九
山梨	一、〇六	一、〇六	一、〇六	一	一	一	二、〇二	一、三四	一一	一〇	一、三五	二、三七	四、三九
長野	一、〇六	一、〇六	一、〇六	一	一	一	二、〇二	一、三四	一一	一〇	一、三五	二、三七	四、三九
新潟	一、〇六	一、〇六	一、〇六	一	一	一	二、〇二	一、三四	一一	一〇	一、三五	二、三七	四、三九
富山	一、〇六	一、〇六	一、〇六	一	一	一	二、〇二	一、三四	一一	一〇	一、三五	二、三七	四、三九
石川	一、〇六	一、〇六	一、〇六	一	一	一	二、〇二	一、三四	一一	一〇	一、三五	二、三七	四、三九
福井	一、〇六	一、〇六	一、〇六	一	一	一	二、〇二	一、三四	一一	一〇	一、三五	二、三七	四、三九
岐阜	一、〇六	一、〇六	一、〇六	一	一	一	二、〇二	一、三四	一一	一〇	一、三五	二、三七	四、三九
静岡	一、〇六	一、〇六	一、〇六	一	一	一	二、〇二	一、三四	一一	一〇	一、三五	二、三七	四、三九
愛知	一、〇六	一、〇六	一、〇六	一	一	一	二、〇二	一、三四	一一	一〇	一、三五	二、三七	四、三九
三重	一、〇六	一、〇六	一、〇六	一	一	一	二、〇二	一、三四	一一	一〇	一、三五	二、三七	四、三九
滋賀	一、〇六	一、〇六	一、〇六	一	一	一	二、〇二	一、三四	一一	一〇	一、三五	二、三七	四、三九
京都	一、〇六	一、〇六	一、〇六	一	一	一	二、〇二	一、三四	一一	一〇	一、三五	二、三七	四、三九
大阪	一、〇六	一、〇六	一、〇六	一	一	一	二、〇二	一、三四	一一	一〇	一、三五	二、三七	四、三九
兵庫	一、〇六	一、〇六	一、〇六	一	一	一	二、〇二	一、三四	一一	一〇	一、三五	二、三七	四、三九
奈良	一、〇六	一、〇六	一、〇六	一	一	一	二、〇二	一、三四	一一	一〇	一、三五	二、三七	四、三九
和歌山	一、〇六	一、〇六	一、〇六	一	一	一	二、〇二	一、三四	一一	一〇	一、三五	二、三七	四、三九
鳥取	一、〇六	一、〇六	一、〇六	一	一	一	二、〇二	一、三四	一一	一〇	一、三五	二、三七	四、三九
島根	一、〇六	一、〇六	一、〇六	一	一	一	二、〇二	一、三四	一一	一〇	一、三五	二、三七	四、三九
岡山	一、〇六	一、〇六	一、〇六	一	一	一	二、〇二	一、三四	一一	一〇	一、三五	二、三七	四、三九
広島	一、〇六	一、〇六	一、〇六	一	一	一	二、〇二	一、三四	一一	一〇	一、三五	二、三七	四、三九
山口	一、〇六	一、〇六	一、〇六	一	一	一	二、〇二	一、三四	一一	一〇	一、三五	二、三七	四、三九
福岡	一、〇六	一、〇六	一、〇六	一	一	一	二、〇二	一、三四	一一	一〇	一、三五	二、三七	四、三九
佐賀	一、〇六	一、〇六	一、〇六	一	一	一	二、〇二	一、三四	一一	一〇	一、三五	二、三七	四、三九
長崎	一、〇六	一、〇六	一、〇六	一	一	一	二、〇二	一、三四	一一	一〇	一、三五	二、三七	四、三九
熊本	一、〇六	一、〇六	一、〇六	一	一	一	二、〇二	一、三四	一一	一〇	一、三五	二、三七	四、三九
大分	一、〇六	一、〇六	一、〇六	一	一	一	二、〇二	一、三四	一一	一〇	一、三五	二、三七	四、三九
宮崎	一、〇六	一、〇六	一、〇六	一	一	一	二、〇二	一、三四	一一	一〇	一、三五	二、三七	四、三九
鹿児島	一、〇六	一、〇六	一、〇六	一	一	一	二、〇二	一、三四	一一	一〇	一、三五	二、三七	四、三九
沖縄	一、〇六	一、〇六	一、〇六	一	一	一	二、〇二	一、三四	一一	一〇	一、三五	二、三七	四、三九
北海道	一、〇六	一、〇六	一、〇六	一	一	一	二、〇二	一、三四	一一	一〇	一、三五	二、三七	四、三九
台湾	一、〇六	一、〇六	一、〇六	一	一	一	二、〇二	一、三四	一一	一〇	一、三五	二、三七	四、三九
樺太	一、〇六	一、〇六	一、〇六	一	一	一	二、〇二	一、三四	一一	一〇	一、三五	二、三七	四、三九
関東州	一、〇六	一、〇六	一、〇六	一	一	一	二、〇二	一、三四	一一	一〇	一、三五	二、三七	四、三九
朝鮮	一、〇六	一、〇六	一、〇六	一	一	一	二、〇二	一、三四	一一	一〇	一、三五	二、三七	四、三九
計	一、〇六	一、〇六	一、〇六	一	一	一	二、〇二	一、三四	一一	一〇	一、三五	二、三七	四、三九

名称	所在地	組織	創立年月日	代表者	資産			備考
					主ナル財源			
					醵出金	寄附金	市町村費	
佐倉区司法保護助成会	佐倉警察署内	会員	昭和一四、二、一三	佐倉警察署長	○	○		
成田区司法保護助成会	成田町新勝寺弘誓院	会員	昭和一四、二、一一	成田警察署長		○	○	

二　助成機関

司法保護委員會及び區司法保護委員會の經費の財源は前項に於て示した通りであるが、右の如く財源を主として司法保護團體の助成に求むる實情を以てしては到底所期の活動を展開することは不可能であるので、各地司法保護委員會及び區司法保護委員會に於ては活動資金の財源を確保すること、共に、司法保護事業に對する社會の理解を深める目的を以て、司法保護委員事業助成機關の組織に努力しつゝあるが、昭和十四年十二月末に於ける右機關の數は左の如く七十九を數へる。

千葉司法保護委員會管内（計一〇）

備考　一、區司法保護委員會欄中ノ其ノ他トハ保護思想普及費、研究費等ヲ計上セルモノ

一、司法保護委員會欄中ノ其ノ他トハ調査研究費、保護思想普及費等ヲ計上セルモノ

合棒	釧路	旭	函館	札幌	青森	秋田	岩手	山形
計	太路	川	館	幌	森	田	手	形
四、三六二	三、三六	四七二	三、三二	三、三六	四、〇九	三、六八	四、〇六	三、六六
一、〇三〇	四六	七四	一、〇四	七九	一、一八	一、一	七四	八〇
一、〇三〇	四六	七四	一、〇四	七九	一、一八	一、一	七四	八〇
三、三〇	一、一	一、〇〇	一、一	一、一	一、一	一、一	一、一	一、一
三、三〇	一、一	一、〇〇	一、一	一、一	一、一	一、一	一、一	一、一
一、三〇二	三〇	三〇	三〇	三〇	三〇	三〇	三〇	三〇
一、三〇二	三〇	三〇	三〇	三〇	三〇	三〇	三〇	三〇
一、一八一	一、一	一、一	一、一	一、一	一、一	一、一	一、一	一、一
一、一八一	一、一	一、一	一、一	一、一	一、一	一、一	一、一	一、一
一、一八一	一、一	一、一	一、一	一、一	一、一	一、一	一、一	一、一
一、一八一	一、一	一、一	一、一	一、一	一、一	一、一	一、一	一、一
一、一八一	一、一	一、一	一、一	一、一	一、一	一、一	一、一	一、一
一、一八一	一、一	一、一	一、一	一、一	一、一	一、一	一、一	一、一
一、一八一	一、一	一、一	一、一	一、一	一、一	一、一	一、一	一、一
一、一八一	一、一	一、一	一、一	一、一	一、一	一、一	一、一	一、一
一、一八一	一、一	一、一	一、一	一、一	一、一	一、一	一、一	一、一
一、一八一	一、一	一、一	一、一	一、一	一、一	一、一	一、一	一、一
一、一八一	一、一	一、一	一、一	一、一	一、一	一、一	一、一	一、一
一、一八一	一、一	一、一	一、一	一、一	一、一	一、一	一、一	一、一
一、一八一	一、一	一、一	一、一	一、一	一、一	一、一	一、一	一、一
一、一八一	一、一	一、一	一、一	一、一	一、一	一、一	一、一	一、一
一、一八一	一、一	一、一	一、一	一、一	一、一	一、一	一、一	一、一

松戸區司法保護助成會	松戸町役場内	會員	昭和一四、二、一六	松戸町長	○	○	○
市原區司法保護助成會	八幡警察署内	會員	昭和一四、二、二九	八幡警察署長	○		
夷隅司法保護助成會	大原警察署内	會員	昭和一四、二、一	大原警察署長	○	○	
千葉區司法保護事業助成會	千葉區裁判所檢事局内	會員	昭和一四、三、一	千葉警察署長		○	○
八日市場區司法保護事業助成會	八日市區裁判所檢事局内	會員	昭和一四、一、二四	八日市區裁判所上席檢事	○	○	○
長生區司法保護委員事業助成會	長生郡茂原町役場内	會員	昭和一四(月日不詳)	茂原町長	○	○	
山武區司法保護委員事業助成會	山武郡東金町役場内	會員	昭和一四、三、三一	山武郡町村長會長	○	○	
野田管區司法保護委員會助成會	野田警察署内	會員	昭和一四、七、一	野田署管内町村長會長	○		

下野司法保護委員會管内（計　六）

宇都宮司法保護助成會	宇都宮區裁判所檢事局内	會員	昭和一四、七、一	宇都宮警察署長	九、八七一圓	○	○ 宇都宮區ノ助 上三川區ノ成
大田原司法保護助成會	大田原警察署内	會員	昭和一四、五、八	大田原警察署長		○	
黑磯司法保護助成會	黑磯警察署内	會員	昭和一四、六(日不詳)	黑磯警察署長		○	
眞岡司法保護助成會	眞岡警察署内	會員	昭和一四、六、一五	眞岡警察署長	三、〇〇〇圓	○	○
栃木司法保護助成會	栃木警察署内	會員	昭和一四、八、三〇	栃木警察署長	二、〇〇〇圓	○	
烏山司法保護助成會	烏山警察署内	會員	昭和一四、一〇、一〇	烏山警察署長	二、八〇〇圓	○	

和歌山司法保護委員會管内（計　二）

東野上區司法保護助成會	東野上警察署内	會員	昭和一四、八、一	東野上警察署長	約三、〇〇〇圓	○	○
岩出區司法保護助成會	岩出區司法保護委員會内	會員	昭和一四、九、一三	岩出警察署長	約三、一〇〇圓	○	○

廣島司法保護委員會管内（計二〇）

廣島市司法保護委員聯合會	廣島市役所社會課内	會員	昭和一四、一一、二九	杉本秀一	三、六〇〇圓(年三百圓)	○	○
呉區司法保護助成會	呉警察署内	會員	昭和一四、五、一四	呉警察署長	一、七六〇圓		○
江田島司法保護委員會助成會	江田島警察署内	會員	昭和一四、四、一二	江田島警察署長	七五圓	○	○
廿日市署管内司法保護後援會	廿日市警察署内	會員	昭和一四、六、六	廿日市警察署長	一一八圓	○	○
大竹區司法保護助成會	大竹警察署内	會員	(月日不詳)	大竹警察署長	四五八圓		○
嚴島區司法保護事業助成會	嚴島警察署内	會員	昭和一四、一一、一三	常務委員 延形市松	六〇圓	○	
西條司法保護助成會	西條警察署内	會員	昭和一四、二、二五	西條警察署長	一八〇圓	○	○
忠海區司法保護委員會助成會	忠海警察署内	會員	(月日不詳)	忠海警察署長		○	○
加計區司法保護事業助成會	加計警察署内	會員	昭和一四、一二、一三	加計警察署長	八八圓	○	○
八重區司法保護事業助成會	八重警察署内	會員	昭和一四、二、二〇	大朝町長		○	
尾道司法保護助成會	尾道警察署内	會員	昭和一四、五、一〇	尾道警察署長	一、六〇八圓		○
因島區司法保護助成會	因島警察署内	會員	昭和一四、七、一七	因島警察署長	三九七圓		○
三原司法保護事業助成會	三原警察署内	會員	昭和一四、一一、二八	三原警察署長	一、六九七圓	○	○
鞆區司法保護事業助成會	鞆警察署内	會員	昭和一四、五、一	鞆警察署長	六三圓	○	○
福山區司法保護委員事業助成會	福山警察署内	會員	昭和一四、三、八	福山警察署長	三〇圓	○	○
庄原區司法保護助成會	庄原警察署内	會員	昭和一四、二、八	庄原警察署長	八九一圓	○	○
東城區司法保護委員助成會	東城警察署内	會員	昭和一四、三、五	東城警察署長	三七一圓		○

三良坂町司法保護事業助成會	三良坂警察署内	會員	（月日不詳）	三良坂警察署長			○			○	
上下司法保護事業助成會	上下警察署内	會員	昭和一四、一〇、六	上下警察署長	六五圓		○	○		○	
雲邊郡酢屋會	甲山警察署内	會員	昭和一四、一一、一	甲山警察署長	三〇圓		○			○	

岡山司法保護委員會管内（計　四）

上房區裁判所興仁助成會	上房郡中井村圓成寺内	會員	昭和一四、七、一一	竹中知雄	三、〇〇〇圓		○	○		○	
邑久區司法保護事業心助成會	邑久郡今城村吉祥院内	會員	昭和一四、九、（日不詳）	黒井眞弘	二、三〇〇圓		○	○		○	
岡山市司法保護助成會	岡山區裁判所檢事局内	會員	昭和一四、九、一三	橋本常三郎	七、八〇〇圓		○	○		○	岡山區、西大寺區、成羽町
吉備區司法保護助成會	吉備郡生石村報恩寺内	會員	昭和一四、七、一	石原徹猛	七〇圓		○	○		○	

長崎司法保護委員會管内（計　七）

瀨戸司法保護助成會	瀨戸警察署内	會員	昭和一四、九、一	瀨戸警察署長			○	○			
鳥原司法保護助成會	鳥原警察署内	會員	昭和一四、九、一三	鳥原警察署長				○			
小濱司法保護助成會	小濱警察署内	會員	昭和一四、九、一	小濱警察署長				○			
平戸司法保護助成會	平戸區裁判所檢事局内	會員	昭和一四、一一、六	平戸警察署長			○	○			
有川司法保護助成會	有川警察署内	會員	昭和一四、八、二五	有川警察署長			○	○		○	
壹岐司法保護助成會	武生水警察署内	會員	昭和一四、六、六	武生水警察署長		（年各二〇）		○			
佐須奈司法保護助成會	佐須奈警察署内	會員	昭和一四、六、三〇	佐須奈警察署長				○			

福岡司法保護委員會管内（計　一三）

福岡區司法保護助成會	博多商工會議所	會員	昭和一四、一一、一一	波邊逸				○		○	
甘木保護區助成會	甘木區裁判所檢事局内	會員	昭和一四、九、一〇	朝倉郡町村長會長			○	○			
若松司法保護助成會	若松市役所内	會員	昭和一四、七、一〇	若松市長			○	○		○	

戸畑司法保護區助成會	戸畑市役所内	會員	昭和一四、六、一六	戸畑市長						○	
小倉保護區助成會	小倉區裁判所檢事局内	會員	昭和一四、六、一六	上畑巧			○	○		○	
門司保護區助成會	門司市役所内	會員	昭和一四、七、二六	門司市市長		（一戸年10錢）	○	○			
行橋保護區助成會	行橋町役場内	會員	昭和一四、五、三〇	伊行町町長			○	○			
田川保護區助成會	伊田町役場内	會員	昭和一四、七、一	田川市市長			○	○			
直方司法保護區助成會	直方區裁判所檢事局内	會員	昭和一四、四、一五	直方市市長			○	○			
飯塚司法保護區助成會	飯塚區裁判所檢事局内	會員	昭和一四、四、二七	飯塚市市長			○	○		○	
久留米保護區助成會	久留米市役所内	會員	昭和一四、六、一六	久留米市助役			○	○		○	
柳河保護區助成會	柳河町役場内	會員	昭和一四、五、三〇	柳河町長		（一戸年九錢三厘）	○				
八女區司法保護助成會	福島町自治會館内	會員	昭和一四、五、三一	八女郡町村長會長			○	○		○	

岩手司法保護委員會管内（計　一〇）

日詰區司法保護助成會	日詰警察署内	會員	昭和一四、一一、一一	日詰警察署長			○			○	
黒澤尻區司法保護助成會	黒澤尻警察署内	會員	昭和一四、八、一八	黒澤尻警察署長			○	○		○	三各〇町一戸〇當錢ヲ
水澤區司法保護助成會	水澤警察署内	會員	昭和一四、七、一	水澤警察署長			○	○		○	
岩谷堂區司法保護助成會	岩谷堂警察署内	會員	昭和一四、七、一五	岩谷堂警察署長	二〇〇圓		○	○		○	
一關區司法保護助成會	一關警察署内	會員	昭和一四、六、二二	一關警察署長	一、八〇〇圓		○			○	年一二戸〇當錢ヲ
千厩區司法保護助成會	千厩警察署内	會員	昭和一四、二、一一	千厩警察署長	二、三〇圓					○	
遠野司法保護助成會	遠野警察署内	會員	昭和一四、一〇、七	遠野警察署長				○		○	
釜石司法保護助成會	釜石警察署内	會員	昭和一四、九、一一	釜石警察署長	二〇〇圓			○		○	
久慈區司法保護助成會	久慈警察署内	會員	昭和一四、九、一	久慈警察署長	一、一〇〇圓			○		○	
二戸區司法保護助成會	二戸警察署内	會員	昭和一四、八、一	二戸警察署長	一、〇〇〇圓		○				

札幌司法保護委員會管內（計　一）				
岩內區司法保護助成會	岩內町役場內	會員	昭和一四、九、一三	岩　內　町　長
旭川司法保護委員會管內（計　六）				
旭川司法保護委員會事業後援會	旭川地方裁判所檢事局內	會員	昭和一四、一二、一〇	旭川地方裁判所檢事正
深川區司法保護委員會事業後援會	深川警察署內	會員	昭和一四、一二、一〇	深川區委員會常務委員
比布區司法保護委員會事業後援會	比布警察署內	會員	昭和一四、三、一〇	比布區委員會常務委員
名寄司法保護委員會事業後援會	名寄區裁判所檢事局內	會員	昭和一四、一二、二〇	名　取　忠　夫
增毛區司法保護委員會事業後援會	增毛警察署內	會員	昭和一四、一二、一〇	增毛區常務委員
天鹽區司法保護委員會事業後援會	天鹽警察署內	會員	昭和一四、一二、一〇	山　村　三　郎

	猶豫者		刑務所釋放者			計
年次	起訴猶豫	刑執行猶豫	滿期釋放	假釋放	其の他	
昭和五年	二〇四、七四三	五七三五	二六、九七六	一〇五〇	二三五	二三八、七二九
昭和六年	二三五、九八五	六二五六	二九、六八六	一六六八	二一九	二六三、七一四
昭和七年	二四九、五七四	六、一四四	二八、二九二	二、二四二	二二四	二八六、八八六
昭和八年	二九〇、〇七七	六、六八九	三〇、六二三	三、四四九	二三四	三二一、〇七二
昭和九年	三一〇、八〇七	七、三二三	三六、四七六	四、三二二	二二二	三九九、二一〇
昭和十年	三〇四、八三五	八、四七三	三一、九三一	四、八九二	二四三	三四一、七四四
昭和十一年	二九一、〇四九	七、八二六	三三、五七六	五、二七一	三一三	三五七、八三五
昭和十二年	二五八、四九〇	七、二七一	三二、六四九	六、七四三	三〇九	三〇四、四五八
昭和十三年	二三七、九二四	七、五九五	二八、五六〇	六、四一七	二七八	二八〇、五七四
昭和十四年	二〇二、一五九	六、八六〇	二三、一九一	五、一二	二一〇	二三九、五二一

（備考）刑務所釋放者中の「其の他」とは恩赦及、刑の執行停止、に依り出獄したる者を謂ふ。

第四節　保護の對象

第一款　保護對象者

第一　保護對象者の種類

猶豫者及釋放者保護事業に於て保護の對象たるべき者として司法保護事業法に依り、刑務所又は檢事局が、司法保護團體又は司法保護委員會に對し、保護通知を爲すものは

一　訴追を必要とせざる爲公訴を提起せずとせられたる者

二　刑の執行猶豫の言渡を受けたる者

三　刑の執行停止中の者

四　刑の執行の免除を得たる者

五　假出獄中の者

六　刑の執行を終りたる者

である。以下之を各種釋放者と略稱する。司法保護事業施行前に於ては檢事局又は警察署に於ける微罪釋放者を事情に依り保護を加へられたのであるが、事業法は之に關する保護手續を法規から除外した。

第二　保護對象者の數

猶豫者及釋放者保護事業に於ける保護の對象たるべき各種釋放者の數は左記の諸表の如くである。但し是等各種釋放者の全部が司法保護團體又は司法保護委員の保護に付せらるゝのではなく、是等の者の中で現實に保護を必要とし且つ保護を適當とすると認められるゝ者のみが保護に付せられるのである。

一、各種釋放者の釋放種類別年次別員數

府縣名	地方裁判所名	刑務所名	體性別	起訴猶豫	刑執行猶豫	滿期釋放	假釋放	其の他	計
東京府	東京	東京（拘）小菅、豐多摩、府中、八王子（少）	男	二八、四三二	一、四二三	二、八三二	四二二	二六	三三、一二二
			女	一、九一九	五〇	六	二		一、九七七
神奈川縣	橫濱	橫濱、小田原（少）	男	四、五二三	一七五	一、二四八	二八八	七	六、二四一
			女	三五八	一〇	三八			四〇六
埼玉縣	浦和	川越（少）	男	二、六二	二三八	四九八	一九三	四	四、一九五
			女	三七四	四	一			三七八

	滋賀県	兵庫	大阪	京都	新潟	長野	山梨	静岡	神奈川	栃木	千葉
総数	男	男	男	男	男	男	男	男	男	男	男
	女	女	女	女	女	女	女	女	女	女	女
計	男	男	男	男	男	男	男	男	男	男	男
	女	女	女	女	女	女	女	女	女	女	女
県	男	男	男	男	男	男	男	男	男	男	男
	女	女	女	女	女	女	女	女	女	女	女
市	男	男	男	男	男	男	男	男	男	男	男
	女	女	女	女	女	女	女	女	女	女	女
郡	男	男	男	男	男	男	男	男	男	男	男
	女	女	女	女	女	女	女	女	女	女	女
町村	男	男	男	男	男	男	男	男	男	男	男
	女	女	女	女	女	女	女	女	女	女	女
計	男	男	男	男	男	男	男	男	男	男	男
	女	女	女	女	女	女	女	女	女	女	女
県	男	男	男	男	男	男	男	男	男	男	男
	女	女	女	女	女	女	女	女	女	女	女
市	男	男	男	男	男	男	男	男	男	男	男
	女	女	女	女	女	女	女	女	女	女	女
郡	男	男	男	男	男	男	男	男	男	男	男
	女	女	女	女	女	女	女	女	女	女	女
町村	男	男	男	男	男	男	男	男	男	男	男
	女	女	女	女	女	女	女	女	女	女	女

	滋賀県	兵庫	大阪	京都	新潟	長野	山梨	静岡	神奈川	栃木	千葉
総数	男	男	男	男	男	男	男	男	男	男	男
	女	女	女	女	女	女	女	女	女	女	女
計	男	男	男	男	男	男	男	男	男	男	男
	女	女	女	女	女	女	女	女	女	女	女
県	男	男	男	男	男	男	男	男	男	男	男
	女	女	女	女	女	女	女	女	女	女	女
市	男	男	男	男	男	男	男	男	男	男	男
	女	女	女	女	女	女	女	女	女	女	女
郡	男	男	男	男	男	男	男	男	男	男	男
	女	女	女	女	女	女	女	女	女	女	女
町村	男	男	男	男	男	男	男	男	男	男	男
	女	女	女	女	女	女	女	女	女	女	女
計	男	男	男	男	男	男	男	男	男	男	男
	女	女	女	女	女	女	女	女	女	女	女
県	男	男	男	男	男	男	男	男	男	男	男
	女	女	女	女	女	女	女	女	女	女	女
市	男	男	男	男	男	男	男	男	男	男	男
	女	女	女	女	女	女	女	女	女	女	女
郡	男	男	男	男	男	男	男	男	男	男	男
	女	女	女	女	女	女	女	女	女	女	女
町村	男	男	男	男	男	男	男	男	男	男	男
	女	女	女	女	女	女	女	女	女	女	女

	滋賀県	兵庫	大阪	京都	新潟	長野	山梨	静岡	神奈川	栃木	千葉
総数	男	男	男	男	男	男	男	男	男	男	男
	女	女	女	女	女	女	女	女	女	女	女
計	男	男	男	男	男	男	男	男	男	男	男
	女	女	女	女	女	女	女	女	女	女	女
県	男	男	男	男	男	男	男	男	男	男	男
	女	女	女	女	女	女	女	女	女	女	女
市	男	男	男	男	男	男	男	男	男	男	男
	女	女	女	女	女	女	女	女	女	女	女
郡	男	男	男	男	男	男	男	男	男	男	男
	女	女	女	女	女	女	女	女	女	女	女
町村	男	男	男	男	男	男	男	男	男	男	男
	女	女	女	女	女	女	女	女	女	女	女
計	男	男	男	男	男	男	男	男	男	男	男
	女	女	女	女	女	女	女	女	女	女	女
県	男	男	男	男	男	男	男	男	男	男	男
	女	女	女	女	女	女	女	女	女	女	女
市	男	男	男	男	男	男	男	男	男	男	男
	女	女	女	女	女	女	女	女	女	女	女
郡	男	男	男	男	男	男	男	男	男	男	男
	女	女	女	女	女	女	女	女	女	女	女
町村	男	男	男	男	男	男	男	男	男	男	男
	女	女	女	女	女	女	女	女	女	女	女

	滋賀県	兵庫	大阪	京都	新潟	長野	山梨	静岡	神奈川	栃木	千葉
総数	男	男	男	男	男	男	男	男	男	男	男
	女	女	女	女	女	女	女	女	女	女	女
計	男	男	男	男	男	男	男	男	男	男	男
	女	女	女	女	女	女	女	女	女	女	女
県	男	男	男	男	男	男	男	男	男	男	男
	女	女	女	女	女	女	女	女	女	女	女
市	男	男	男	男	男	男	男	男	男	男	男
	女	女	女	女	女	女	女	女	女	女	女
郡	男	男	男	男	男	男	男	男	男	男	男
	女	女	女	女	女	女	女	女	女	女	女
町村	男	男	男	男	男	男	男	男	男	男	男
	女	女	女	女	女	女	女	女	女	女	女
計	男	男	男	男	男	男	男	男	男	男	男
	女	女	女	女	女	女	女	女	女	女	女
県	男	男	男	男	男	男	男	男	男	男	男
	女	女	女	女	女	女	女	女	女	女	女
市	男	男	男	男	男	男	男	男	男	男	男
	女	女	女	女	女	女	女	女	女	女	女
郡	男	男	男	男	男	男	男	男	男	男	男
	女	女	女	女	女	女	女	女	女	女	女
町村	男	男	男	男	男	男	男	男	男	男	男
	女	女	女	女	女	女	女	女	女	女	女

	和歌山県	島根県	香川県	高知県	鳥取県	岐阜県	福井県	石川県	富山県	鳥取県	山口県
総数	男	男	男	男	男	男	男	男	男	男	男
	女	女	女	女	女	女	女	女	女	女	女
計	男	男	男	男	男	男	男	男	男	男	男
	女	女	女	女	女	女	女	女	女	女	女
県	男	男	男	男	男	男	男	男	男	男	男
	女	女	女	女	女	女	女	女	女	女	女
市	男	男	男	男	男	男	男	男	男	男	男
	女	女	女	女	女	女	女	女	女	女	女
郡	男	男	男	男	男	男	男	男	男	男	男
	女	女	女	女	女	女	女	女	女	女	女
町村	男	男	男	男	男	男	男	男	男	男	男
	女	女	女	女	女	女	女	女	女	女	女
計	男	男	男	男	男	男	男	男	男	男	男
	女	女	女	女	女	女	女	女	女	女	女
県	男	男	男	男	男	男	男	男	男	男	男
	女	女	女	女	女	女	女	女	女	女	女
市	男	男	男	男	男	男	男	男	男	男	男
	女	女	女	女	女	女	女	女	女	女	女
郡	男	男	男	男	男	男	男	男	男	男	男
	女	女	女	女	女	女	女	女	女	女	女
町村	男	男	男	男	男	男	男	男	男	男	男
	女	女	女	女	女	女	女	女	女	女	女

	和歌山県	島根県	香川県	高知県	鳥取県	岐阜県	福井県	石川県	富山県	鳥取県	山口県
総数	男	男	男	男	男	男	男	男	男	男	男
	女	女	女	女	女	女	女	女	女	女	女
計	男	男	男	男	男	男	男	男	男	男	男
	女	女	女	女	女	女	女	女	女	女	女
県	男	男	男	男	男	男	男	男	男	男	男
	女	女	女	女	女	女	女	女	女	女	女
市	男	男	男	男	男	男	男	男	男	男	男
	女	女	女	女	女	女	女	女	女	女	女
郡	男	男	男	男	男	男	男	男	男	男	男
	女	女	女	女	女	女	女	女	女	女	女
町村	男	男	男	男	男	男	男	男	男	男	男
	女	女	女	女	女	女	女	女	女	女	女
計	男	男	男	男	男	男	男	男	男	男	男
	女	女	女	女	女	女	女	女	女	女	女
県	男	男	男	男	男	男	男	男	男	男	男
	女	女	女	女	女	女	女	女	女	女	女
市	男	男	男	男	男	男	男	男	男	男	男
	女	女	女	女	女	女	女	女	女	女	女
郡	男	男	男	男	男	男	男	男	男	男	男
	女	女	女	女	女	女	女	女	女	女	女
町村	男	男	男	男	男	男	男	男	男	男	男
	女	女	女	女	女	女	女	女	女	女	女

	総計		北海道		青森県		岩手県		宮城県		秋田県		山形県		福島県	
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
総計	二九、三五九	六、九二八	一、三五九	二八六	三、〇一〇	六四二	一、一七七	二七五	一、一〇二	二七〇	一、一〇〇	二七〇	一、〇〇〇	二六二	二、〇〇〇	四八〇
仙台	一、一七四	二七〇	一、一七四	二七〇												
山形	一、〇〇〇	二六二											一、〇〇〇	二六二		
福島	二、〇〇〇	四八〇													二、〇〇〇	四八〇
水戸	一、〇〇〇	二六二														
宇都宮	一、一〇二	二七〇							一、一〇二	二七〇						
前橋	一、一〇〇	二七〇									一、一〇〇	二七〇				
浦和	一、〇〇〇	二六二														
千葉	一、〇〇〇	二六二														
東京	二、〇〇〇	四八〇														
横浜	一、〇〇〇	二六二														
新潟	一、一〇〇	二七〇														
富山	一、〇〇〇	二六二														
金沢	一、〇〇〇	二六二														
福井	一、〇〇〇	二六二														
甲府	一、〇〇〇	二六二														
長野	一、〇〇〇	二六二														
岐阜	一、〇〇〇	二六二														
静岡	一、〇〇〇	二六二														
名古屋	一、〇〇〇	二六二														
津	一、〇〇〇	二六二														
大津	一、〇〇〇	二六二														
京都	一、〇〇〇	二六二														
大阪	一、〇〇〇	二六二														
神戸	一、〇〇〇	二六二														
奈良	一、〇〇〇	二六二														
和歌山	一、〇〇〇	二六二														
鳥取	一、〇〇〇	二六二														
松江	一、〇〇〇	二六二														
岡山	一、〇〇〇	二六二														
広島	一、〇〇〇	二六二														
山口	一、〇〇〇	二六二														
徳島	一、〇〇〇	二六二														
高松	一、〇〇〇	二六二														
松山	一、〇〇〇	二六二														
高知	一、〇〇〇	二六二														
福岡	一、〇〇〇	二六二														
佐賀	一、〇〇〇	二六二														
長崎	一、〇〇〇	二六二														
熊本	一、〇〇〇	二六二														
大分	一、〇〇〇	二六二														
宮崎	一、〇〇〇	二六二														
鹿児島	一、〇〇〇	二六二														
沖縄県	一、〇〇〇	二六二														

	函館		旭川		釧路		帯広		網走		札幌		小樽		室蘭		北見	
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
総計	一、〇〇〇	二六二	一、〇〇〇	二六二	一、〇〇〇	二六二	一、〇〇〇	二六二	一、〇〇〇	二六二	一、〇〇〇	二六二	一、〇〇〇	二六二	一、〇〇〇	二六二	一、〇〇〇	二六二
仙台																		
山形																		
福島																		
水戸																		
宇都宮																		
前橋																		
浦和																		
千葉																		
東京																		
横浜																		
新潟																		
富山																		
金沢																		
福井																		
甲府																		
長野																		
岐阜																		
静岡																		
名古屋																		
津																		
大津																		
京都																		
大阪																		
神戸																		
奈良																		
和歌山																		
鳥取																		
松江																		
岡山																		
広島																		
山口																		
徳島																		
高松																		
松山																		
高知																		
福岡																		
佐賀																		
長崎																		
熊本																		
大分																		
宮崎																		
鹿児島																		
沖縄県																		

	総計		青森県		岩手県		秋田県		山形県		宮城県	
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
総計	一、〇〇〇	二六二	一、〇〇〇	二六二								
仙台	一、〇〇〇	二六二									一、〇〇〇	二六二
山形	一、〇〇〇	二六二							一、〇〇〇	二六二		
福島	一、〇〇〇	二六二										
水戸	一、〇〇〇	二六二										
宇都宮	一、〇〇〇	二六二										
前橋	一、〇〇〇	二六二										
浦和	一、〇〇〇	二六二										
千葉	一、〇〇〇	二六二										
東京	一、〇〇〇	二六二										
横浜	一、〇〇〇	二六二										
新潟	一、〇〇〇	二六二										
富山	一、〇〇〇	二六二										
金沢	一、〇〇〇	二六二										
福井	一、〇〇〇	二六二										
甲府	一、〇〇〇	二六二										
長野	一、〇〇〇	二六二										
岐阜	一、〇〇〇	二六二										
静岡	一、〇〇〇	二六二										
名古屋	一、〇〇〇	二六二										
津	一、〇〇〇	二六二										
大津	一、〇〇〇	二六二										
京都	一、〇〇〇	二六二										
大阪	一、〇〇〇	二六二										
神戸	一、〇〇〇	二六二										
奈良	一、〇〇〇	二六二										
和歌山	一、〇〇〇	二六二										
鳥取	一、〇〇〇	二六二										
松江	一、〇〇〇	二六二										
岡山	一、〇〇〇	二六二										
広島	一、〇〇〇	二六二										
山口	一、〇〇〇	二六二										
徳島	一、〇〇〇	二六二										
高松	一、〇〇〇	二六二										
松山	一、〇〇〇	二六二										
高知	一、〇〇〇	二六二										
福岡	一、〇〇〇	二六二										
佐賀	一、〇〇〇	二六二										
長崎	一、〇〇〇	二六二										
熊本	一、〇〇〇	二六二										
大分	一、〇〇〇	二六二										
宮崎	一、〇〇〇	二六二										
鹿児島	一、〇〇〇	二六二										
沖縄県	一、〇〇〇	二六二										

備考　「其の他」とは恩赦又は刑の執行停止に依り刑務所を出監したる者を謂ふ

(二)　昭和十四年中各種釋放者地域別及種類別員數

列地方名	所名	男女	男	女	男女	男	女	男女	男	女	男女	男	女	男女	男	女
計		二六、〇六六	二三、〇三〇	三、〇三六	一、三三九	一、二九三	四六	三、五六一	三、四三九	一二二	一、一三三	一、一〇七	二六	一、一三三	一、一〇七	二六
新潟県		三、〇六六	二、八三九	二七	一、三三	一、二九三	四〇	三、五六一	三、四三九	一二二	一、一三三	一、一〇七	二六	一、一三三	一、一〇七	二六
長野県		一、一三三	一、一〇七	二六	一、一三三	一、一〇七	二六	一、一三三	一、一〇七	二六	一、一三三	一、一〇七	二六	一、一三三	一、一〇七	二六
山梨県		一、一三三	一、一〇七	二六	一、一三三	一、一〇七	二六	一、一三三	一、一〇七	二六	一、一三三	一、一〇七	二六	一、一三三	一、一〇七	二六
静岡県		一、一三三	一、一〇七	二六	一、一三三	一、一〇七	二六	一、一三三	一、一〇七	二六	一、一三三	一、一〇七	二六	一、一三三	一、一〇七	二六
愛知県		一、一三三	一、一〇七	二六	一、一三三	一、一〇七	二六	一、一三三	一、一〇七	二六	一、一三三	一、一〇七	二六	一、一三三	一、一〇七	二六
三重県		一、一三三	一、一〇七	二六	一、一三三	一、一〇七	二六	一、一三三	一、一〇七	二六	一、一三三	一、一〇七	二六	一、一三三	一、一〇七	二六
岐阜県		一、一三三	一、一〇七	二六	一、一三三	一、一〇七	二六	一、一三三	一、一〇七	二六	一、一三三	一、一〇七	二六	一、一三三	一、一〇七	二六
長野県	新潟	二、〇三〇	一、九三三	九七	一、三三	一、二九三	四〇	三、五六一	三、四三九	一二二	一、一三三	一、一〇七	二六	一、一三三	一、一〇七	二六
新潟県	長岡	一、一三三	一、一〇七	二六	一、一三三	一、一〇七	二六	一、一三三	一、一〇七	二六	一、一三三	一、一〇七	二六	一、一三三	一、一〇七	二六
新潟県	高田	一、一三三	一、一〇七	二六	一、一三三	一、一〇七	二六	一、一三三	一、一〇七	二六	一、一三三	一、一〇七	二六	一、一三三	一、一〇七	二六
新潟県	新発田	一、一三三	一、一〇七	二六	一、一三三	一、一〇七	二六	一、一三三	一、一〇七	二六	一、一三三	一、一〇七	二六	一、一三三	一、一〇七	二六
新潟県	柏崎	一、一三三	一、一〇七	二六	一、一三三	一、一〇七	二六	一、一三三	一、一〇七	二六	一、一三三	一、一〇七	二六	一、一三三	一、一〇七	二六
新潟県	相川	一、一三三	一、一〇七	二六	一、一三三	一、一〇七	二六	一、一三三	一、一〇七	二六	一、一三三	一、一〇七	二六	一、一三三	一、一〇七	二六
新潟県	両津	一、一三三	一、一〇七	二六	一、一三三	一、一〇七	二六	一、一三三	一、一〇七	二六	一、一三三	一、一〇七	二六	一、一三三	一、一〇七	二六
長野県	長野	一、一三三	一、一〇七	二六	一、一三三	一、一〇七	二六	一、一三三	一、一〇七	二六	一、一三三	一、一〇七	二六	一、一三三	一、一〇七	二六
長野県	松本	一、一三三	一、一〇七	二六	一、一三三	一、一〇七	二六	一、一三三	一、一〇七	二六	一、一三三	一、一〇七	二六	一、一三三	一、一〇七	二六
長野県	飯田	一、一三三	一、一〇七	二六	一、一三三	一、一〇七	二六	一、一三三	一、一〇七	二六	一、一三三	一、一〇七	二六	一、一三三	一、一〇七	二六
長野県	諏訪	一、一三三	一、一〇七	二六	一、一三三	一、一〇七	二六	一、一三三	一、一〇七	二六	一、一三三	一、一〇七	二六	一、一三三	一、一〇七	二六
長野県	上田	一、一三三	一、一〇七	二六	一、一三三	一、一〇七	二六	一、一三三	一、一〇七	二六	一、一三三	一、一〇七	二六	一、一三三	一、一〇七	二六
長野県	小諸	一、一三三	一、一〇七	二六	一、一三三	一、一〇七	二六	一、一三三	一、一〇七	二六	一、一三三	一、一〇七	二六	一、一三三	一、一〇七	二六
長野県	佐久	一、一三三	一、一〇七	二六	一、一三三	一、一〇七	二六	一、一三三	一、一〇七	二六	一、一三三	一、一〇七	二六	一、一三三	一、一〇七	二六
長野県	須坂	一、一三三	一、一〇七	二六	一、一三三	一、一〇七	二六	一、一三三	一、一〇七	二六	一、一三三	一、一〇七	二六	一、一三三	一、一〇七	二六
長野県	中野	一、一三三	一、一〇七	二六	一、一三三	一、一〇七	二六	一、一三三	一、一〇七	二六	一、一三三	一、一〇七	二六	一、一三三	一、一〇七	二六
長野県	大町	一、一三三	一、一〇七	二六	一、一三三	一、一〇七	二六	一、一三三	一、一〇七	二六	一、一三三	一、一〇七	二六	一、一三三	一、一〇七	二六
長野県	飯山	一、一三三	一、一〇七	二六	一、一三三	一、一〇七	二六	一、一三三	一、一〇七	二六	一、一三三	一、一〇七	二六	一、一三三	一、一〇七	二六
長野県	木曾福島	一、一三三	一、一〇七	二六	一、一三三	一、一〇七	二六	一、一三三	一、一〇七	二六	一、一三三	一、一〇七	二六	一、一三三	一、一〇七	二六
山梨県	甲府	一、一三三	一、一〇七	二六	一、一三三	一、一〇七	二六	一、一三三	一、一〇七	二六	一、一三三	一、一〇七	二六	一、一三三	一、一〇七	二六
静岡県	静岡	一、一三三	一、一〇七	二六	一、一三三	一、一〇七	二六	一、一三三	一、一〇七	二六	一、一三三	一、一〇七	二六	一、一三三	一、一〇七	二六
静岡県	清水	一、一三三	一、一〇七	二六	一、一三三	一、一〇七	二六	一、一三三	一、一〇七	二六	一、一三三	一、一〇七	二六	一、一三三	一、一〇七	二六
静岡県	沼津	一、一三三	一、一〇七	二六	一、一三三	一、一〇七	二六	一、一三三	一、一〇七	二六	一、一三三	一、一〇七	二六	一、一三三	一、一〇七	二六
静岡県	三島	一、一三三	一、一〇七	二六	一、一三三	一、一〇七	二六	一、一三三	一、一〇七	二六	一、一三三	一、一〇七	二六	一、一三三	一、一〇七	二六
静岡県	熱海	一、一三三	一、一〇七	二六	一、一三三	一、一〇七	二六	一、一三三	一、一〇七	二六	一、一三三	一、一〇七	二六	一、一三三	一、一〇七	二六
静岡県	掛川	一、一三三	一、一〇七	二六	一、一三三	一、一〇七	二六	一、一三三	一、一〇七	二六	一、一三三	一、一〇七	二六	一、一三三	一、一〇七	二六
静岡県	浜松	一、一三三	一、一〇七	二六	一、一三三	一、一〇七	二六	一、一三三	一、一〇七	二六	一、一三三	一、一〇七	二六	一、一三三	一、一〇七	二六
静岡県	見付	一、一三三	一、一〇七	二六	一、一三三	一、一〇七	二六	一、一三三	一、一〇七	二六	一、一三三	一、一〇七	二六	一、一三三	一、一〇七	二六
静岡県	藤枝	一、一三三	一、一〇七	二六	一、一三三	一、一〇七	二六	一、一三三	一、一〇七	二六	一、一三三	一、一〇七	二六	一、一三三	一、一〇七	二六
静岡県	島田	一、一三三	一、一〇七	二六	一、一三三	一、一〇七	二六	一、一三三	一、一〇七	二六	一、一三三	一、一〇七	二六	一、一三三	一、一〇七	二六
静岡県	吉田	一、一三三	一、一〇七	二六	一、一三三	一、一〇七	二六	一、一三三	一、一〇七	二六	一、一三三	一、一〇七	二六	一、一三三	一、一〇七	二六
静岡県	御殿場	一、一三三	一、一〇七	二六	一、一三三	一、一〇七	二六	一、一三三	一、一〇七	二六	一、一三三	一、一〇七	二六	一、一三三	一、一〇七	二六
静岡県	下田	一、一三三	一、一〇七	二六	一、一三三	一、一〇七	二六	一、一三三	一、一〇七	二六	一、一三三	一、一〇七	二六	一、一三三	一、一〇七	二六
静岡県	伊東

	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男
大分縣	一、〇〇〇	一、〇二〇	八三	八四	一、〇八三	一、一〇二	一、一四一	一、一六一	一、一一一	一、一一一	一、一一一	一、一一一	一、一一一	一、一一一	一、一一一	一、一一一
大分縣計	一、〇〇〇	一、〇二〇	八三	八四	一、〇八三	一、一〇二	一、一四一	一、一六一	一、一一一	一、一一一	一、一一一	一、一一一	一、一一一	一、一一一	一、一一一	一、一一一
宮崎縣	一、〇〇〇	一、〇二〇	八三	八四	一、〇八三	一、一〇二	一、一四一	一、一六一	一、一一一	一、一一一	一、一一一	一、一一一	一、一一一	一、一一一	一、一一一	一、一一一
宮崎縣計	一、〇〇〇	一、〇二〇	八三	八四	一、〇八三	一、一〇二	一、一四一	一、一六一	一、一一一	一、一一一	一、一一一	一、一一一	一、一一一	一、一一一	一、一一一	一、一一一
宮崎	一、〇〇〇	一、〇二〇	八三	八四	一、〇八三	一、一〇二	一、一四一	一、一六一	一、一一一	一、一一一	一、一一一	一、一一一	一、一一一	一、一一一	一、一一一	一、一一一
鹿兒島縣	一、〇〇〇	一、〇二〇	八三	八四	一、〇八三	一、一〇二	一、一四一	一、一六一	一、一一一	一、一一一	一、一一一	一、一一一	一、一一一	一、一一一	一、一一一	一、一一一
鹿兒島縣計	一、〇〇〇	一、〇二〇	八三	八四	一、〇八三	一、一〇二	一、一四一	一、一六一	一、一一一	一、一一一	一、一一一	一、一一一	一、一一一	一、一一一	一、一一一	一、一一一
鹿兒島	一、〇〇〇	一、〇二〇	八三	八四	一、〇八三	一、一〇二	一、一四一	一、一六一	一、一一一	一、一一一	一、一一一	一、一一一	一、一一一	一、一一一	一、一一一	一、一一一
沖繩縣	一、〇〇〇	一、〇二〇	八三	八四	一、〇八三	一、一〇二	一、一四一	一、一六一	一、一一一	一、一一一	一、一一一	一、一一一	一、一一一	一、一一一	一、一一一	一、一一一
沖繩縣計	一、〇〇〇	一、〇二〇	八三	八四	一、〇八三	一、一〇二	一、一四一	一、一六一	一、一一一	一、一一一	一、一一一	一、一一一	一、一一一	一、一一一	一、一一一	一、一一一
那覇	一、〇〇〇	一、〇二〇	八三	八四	一、〇八三	一、一〇二	一、一四一	一、一六一	一、一一一	一、一一一	一、一一一	一、一一一	一、一一一	一、一一一	一、一一一	一、一一一

	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男
北海道	一、〇〇〇	一、〇二〇	八三	八四	一、〇八三	一、一〇二	一、一四一	一、一六一	一、一一一	一、一一一	一、一一一	一、一一一	一、一一一	一、一一一	一、一一一	一、一一一
北海道計	一、〇〇〇	一、〇二〇	八三	八四	一、〇八三	一、一〇二	一、一四一	一、一六一	一、一一一	一、一一一	一、一一一	一、一一一	一、一一一	一、一一一	一、一一一	一、一一一
函館	一、〇〇〇	一、〇二〇	八三	八四	一、〇八三	一、一〇二	一、一四一	一、一六一	一、一一一	一、一一一	一、一一一	一、一一一	一、一一一	一、一一一	一、一一一	一、一一一
函館計	一、〇〇〇	一、〇二〇	八三	八四	一、〇八三	一、一〇二	一、一四一	一、一六一	一、一一一	一、一一一	一、一一一	一、一一一	一、一一一	一、一一一	一、一一一	一、一一一
函館	一、〇〇〇	一、〇二〇	八三	八四	一、〇八三	一、一〇二	一、一四一	一、一六一	一、一一一	一、一一一	一、一一一	一、一一一	一、一一一	一、一一一	一、一一一	一、一一一
青森縣	一、〇〇〇	一、〇二〇	八三	八四	一、〇八三	一、一〇二	一、一四一	一、一六一	一、一一一	一、一一一	一、一一一	一、一一一	一、一一一	一、一一一	一、一一一	一、一一一
青森縣計	一、〇〇〇	一、〇二〇	八三	八四	一、〇八三	一、一〇二	一、一四一	一、一六一	一、一一一	一、一一一	一、一一一	一、一一一	一、一一一	一、一一一	一、一一一	一、一一一
青森	一、〇〇〇	一、〇二〇	八三	八四	一、〇八三	一、一〇二	一、一四一	一、一六一	一、一一一	一、一一一	一、一一一	一、一一一	一、一一一	一、一一一	一、一一一	一、一一一
岩手縣	一、〇〇〇	一、〇二〇	八三	八四	一、〇八三	一、一〇二	一、一四一	一、一六一	一、一一一	一、一一一	一、一一一	一、一一一	一、一一一	一、一一一	一、一一一	一、一一一
岩手縣計	一、〇〇〇	一、〇二〇	八三	八四	一、〇八三	一、一〇二	一、一四一	一、一六一	一、一一一	一、一一一	一、一一一	一、一一一	一、一一一	一、一一一	一、一一一	一、一一一
盛岡	一、〇〇〇	一、〇二〇	八三	八四	一、〇八三	一、一〇二	一、一四一	一、一六一	一、一一一	一、一一一	一、一一一	一、一一一	一、一一一	一、一一一	一、一一一	一、一一一
秋田縣	一、〇〇〇	一、〇二〇	八三	八四	一、〇八三	一、一〇二	一、一四一	一、一六一	一、一一一	一、一一一	一、一一一	一、一一一	一、一一一	一、一一一	一、一一一	一、一一一
秋田縣計	一、〇〇〇	一、〇二〇	八三	八四	一、〇八三	一、一〇二	一、一四一	一、一六一	一、一一一	一、一一一	一、一一一	一、一一一	一、一一一	一、一一一	一、一一一	一、一一一
秋田	一、〇〇〇	一、〇二〇	八三	八四	一、〇八三	一、一〇二	一、一四一	一、一六一	一、一一一	一、一一一	一、一一一	一、一一一	一、一一一	一、一一一	一、一一一	一、一一一
山形縣	一、〇〇〇	一、〇二〇	八三	八四	一、〇八三	一、一〇二	一、一四一	一、一六一	一、一一一	一、一一一	一、一一一	一、一一一	一、一一一	一、一一一	一、一一一	一、一一一
山形縣計	一、〇〇〇	一、〇二〇	八三	八四	一、〇八三	一、一〇二	一、一四一	一、一六一	一、一一一	一、一一一	一、一一一	一、一一一	一、一一一	一、一一一	一、一一一	一、一一一
酒田	一、〇〇〇	一、〇二〇	八三	八四	一、〇八三	一、一〇二	一、一四一	一、一六一	一、一一一	一、一一一	一、一一一	一、一一一	一、一一一	一、一一一	一、一一一	一、一一一
福島縣	一、〇〇〇	一、〇二〇	八三	八四	一、〇八三	一、一〇二	一、一四一	一、一六一	一、一一一	一、一一一	一、一一一	一、一一一	一、一一一	一、一一一	一、一一一	一、一一一
福島縣計	一、〇〇〇	一、〇二〇	八三	八四	一、〇八三	一、一〇二	一、一四一	一、一六一	一、一一一	一、一一一	一、一一一	一、一一一	一、一一一	一、一一一	一、一一一	一、一一一
福島	一、〇〇〇	一、〇二〇	八三	八四	一、〇八三	一、一〇二	一、一四一	一、一六一	一、一一一	一、一一一	一、一一一	一、一一一	一、一一一	一、一一一	一、一一一	一、一一一
若松	一、〇〇〇	一、〇二〇	八三	八四	一、〇八三	一、一〇二	一、一四一	一、一六一	一、一一一	一、一一一	一、一一一	一、一一一	一、一一一	一、一一一	一、一一一	一、一一一
茨城縣	一、〇〇〇	一、〇二〇	八三	八四	一、〇八三	一、一〇二	一、一四一	一、一六一	一、一一一	一、一一一	一、一一一	一、一一一	一、一一一	一、一一一	一、一一一	一、一一一
茨城縣計	一、〇〇〇	一、〇二〇	八三	八四	一、〇八三	一、一〇二	一、一四一	一、一六一	一、一一一	一、一一一	一、一一一	一、一一一	一、一一一	一、一一一	一、一一一	一、一一一
水戸	一、〇〇〇	一、〇二〇	八三	八四	一、〇八三	一、一〇二	一、一四一	一、一六一	一、一一一	一、一一一	一、一一一	一、一一一	一、一一一	一、一一一	一、一一一	一、一一一
栃木縣	一、〇〇〇	一、〇二〇	八三	八四	一、〇八三	一、一〇二	一、一四一	一、一六一	一、一一一	一、一一一	一、一一一	一、一一一	一、一一一	一、一一一	一、一一一	一、一一一
栃木縣計	一、〇〇〇	一、〇二〇	八三	八四	一、〇八三	一、一〇二	一、一四一	一、一六一	一、一一一	一、一一一	一、一一一	一、一一一	一、一一一	一、一一一	一、一一一	一、一一一
宇都宮	一、〇〇〇	一、〇二〇	八三	八四	一、〇八三	一、一〇二	一、一四一	一、一六一	一、一一一	一、一一一	一、一一一	一、一一一	一、一一一	一、一一一	一、一一一	一、一一一
群馬縣	一、〇〇〇	一、〇二〇	八三	八四	一、〇八三	一、一〇二	一、一四一	一、一六一	一、一一一	一、一一一	一、一一一	一、一一一	一、一一一	一、一一一	一、一一一	一、一一一
群馬縣計	一、〇〇〇	一、〇二〇	八三	八四	一、〇八三	一、一〇二	一、一四一	一、一六一	一、一一一	一、一一一	一、一一一	一、一一一	一、一一一	一、一一一	一、一一一	一、一一一
前橋	一、〇〇〇	一、〇二〇	八三	八四	一、〇八三	一、一〇二	一、一四一	一、一六一	一、一一一	一、一一一	一、一一一	一、一一一	一、一一一	一、一一一	一、一一一	一、一一一
埼玉縣	一、〇〇〇	一、〇二〇	八三	八四	一、〇八三	一、一〇二	一、一四一	一、一六一	一、一一一	一、一一一	一、一一一	一、一一一	一、一一一	一、一一一	一、一一一	一、一一一
埼玉縣計	一、〇〇〇	一、〇二〇	八三	八四	一、〇八三	一、一〇二	一、一四一	一、一六一	一、一一一	一、一一一	一、一一一	一、一一一	一、一一一	一、一一一	一、一一一	一、一一一
浦和	一、〇〇〇	一、〇二〇	八三	八四	一、〇八三	一、一〇二	一、一四一	一、一六一	一、一一一	一、一一一	一、一一一	一、一一一	一、一一一	一、一一一	一、一一一	一、一一一
千葉縣	一、〇〇〇	一、〇二〇	八三	八四	一、〇八三	一、一〇二	一、一四一	一、一六一	一、一一一	一、一一一	一、一一一	一、一一一	一、一一一	一、一一一	一、一一一	一、一一一
千葉縣計	一、〇〇〇	一、〇二〇	八三	八四	一、〇八三	一、一〇二	一、一四一	一、一六一	一、一一一	一、一一一	一、一一一	一、一一一	一、一一一	一、一一一	一、一一一	一、一一一
千葉	一、〇〇〇	一、〇二〇	八三	八四	一、〇八三	一、一〇二	一、一四一	一、一六一	一、一一一	一、一一一	一、一一一	一、一一一	一、一一一	一、一一一	一、一一一	一、一一一
東京府	一、〇〇〇	一、〇二〇	八三	八四	一、〇八三	一、一〇二	一、一四一	一、一六一	一、一一一	一、一一一	一、一一一	一、一一一	一、一一一	一、一一一	一、一一一	一、一一一
東京府計	一、〇〇〇	一、〇二〇	八三	八四	一、〇八三	一、一〇二	一、一四一	一、一六一	一、一一一	一、一一一	一、一一一	一、一一一	一、一一一	一、一一一	一、一一一	一、一一一
東京	一、〇〇〇	一、〇二〇	八三	八四	一、〇八三	一、一〇二	一、一四一	一、一六一	一、一一一	一、一一一	一、一一一	一、一一一	一、一一一	一、一一一	一、一一一	一、一一一
神奈川縣	一、〇〇〇	一、〇二〇	八三	八四	一、〇八三	一、一〇二	一、一四一	一、一六一	一、一一一	一、一一一	一、一一一	一、一一一	一、一一一	一、一一一	一、一一一	一、一一一
神奈川縣計	一、〇〇〇	一、〇二〇	八三	八四	一、〇八三	一、一〇二	一、一四一	一、一六一	一、一一一	一、一一一	一、一一一	一、一一一	一、一一一	一、一一一	一、一一一	一、一一一
横濱	一、〇〇〇	一、〇二〇	八三	八四	一、〇八三	一、一〇二	一、一四一	一、一六一	一、一一一	一、一一一	一、一一一	一、一一一	一、一一一	一、一一一	一、一一一	一、一一一
新潟縣	一、〇〇〇	一、〇二〇	八三	八四	一、〇八三	一、一〇二	一、一四一	一、一六一	一、一一一	一、一一一	一、一一一	一、一一一	一、一一一	一、一一一	一、一一一	一、一一一
新潟縣計	一、〇〇〇	一、〇二〇	八三	八四	一、〇八三	一、一〇二	一、一四一	一、一六一	一、一一一	一、一一一	一、一一一	一、一一一	一、一一一	一、一一一	一、一一一	一、一一一
新潟	一、〇〇〇	一、〇二〇	八三	八四	一、〇八三	一、一〇二	一、一四一	一、一六一	一、一一一	一、一一一	一、一一一	一、一一一	一、一一一	一、一一一	一、一一一	一、一一一
長野縣	一、〇〇〇	一、〇二〇	八三	八四	一、〇八三	一、一〇二	一、一四一	一、一六一	一、一一一	一、一一一	一、一一一	一、一一一	一、一一一	一、一一一	一、一一一	一、一一一
長野縣計	一、〇〇〇	一、〇二〇	八三	八四	一、〇八三	一、一〇二	一、一四一	一、一六一	一、一一一	一、一一一	一、一一一	一、一一一	一、一一一	一、一一一	一、一一一	一、一一一
長野	一、〇〇〇	一、〇二〇	八三	八四	一、〇八三	一、一〇二	一、一四一	一、一六一	一、一一一	一、一一一	一、一一一	一、一一一	一、一一一	一、一一一	一、一一一	一、一一一
富山縣	一、〇〇〇	一、〇二〇	八三	八四	一、〇八三	一、一〇二	一、一四一	一、一六一	一、一一一	一、一一一	一、一一一	一、一一一	一、一一一	一、一一一	一、一一一	一、一一一
富山縣計	一、〇〇〇	一、〇二〇	八三	八四	一、〇八三	一、一〇二	一、一四一	一、一六一	一、一一一	一、一一一	一、一一一	一、一一一	一、一一一	一、一一一	一、一一一	一、一一一
富山	一、〇〇〇	一、〇二〇	八三	八四	一、〇八三	一、一〇二	一、一四一	一、一六一	一、一一一	一、一一一	一、一一一	一、一一一	一、一一一	一、一一一	一、一一一	一、一一一
石川縣	一、〇〇〇	一、〇二〇	八三	八四	一、〇八三	一、一〇二	一、一四一	一、一六一	一、一一一	一、一一一	一、一一一	一、一一一	一、一一一	一、一一一	一、一一一	一、一一一
石川縣計	一、〇〇〇	一、〇二〇	八三	八四	一、〇八三	一、一〇二	一、一四一	一、一六一	一、一一一	一、一一一	一、一一一	一、一一一	一、一一一	一、一一一	一、一一一	一、一一一
金澤	一、〇〇〇	一、〇二〇	八三	八四	一、〇八三	一、一〇二	一、一四一	一、一六一	一、一一一	一、一一一	一、一一一	一、一一一	一、一一一	一、一一一	一、一一一	一、一一一
福井縣	一、〇〇〇	一、〇二〇	八三	八四	一、〇八三	一、一〇二	一、一四一	一、一六一	一、一一一	一、一一一	一、一一一	一、一一一	一、一一一	一、一一一	一、一一一	一、一一一
福井縣計	一、〇〇〇	一、〇二〇	八三	八四	一、〇八三	一、一〇二	一、一四一	一、一六一	一、一一一	一、一一一	一、一一一	一、一一一	一、一一一	一、一一一	一、一一一	一、一一一
福井	一、〇〇〇	一、〇二〇	八三	八四	一、〇八三	一、一〇二	一、一四一	一、一六一	一、一一一	一、一一一	一、一一一	一、一一一	一、一一一	一、一一一	一、一一一	一、一一一
滋賀縣	一、〇〇〇	一、〇二〇	八三	八四	一、〇八三	一、一〇二	一、一四一	一、一六一	一、一一一	一、一一一	一、一一一	一、一一一	一、一一一	一、一一一	一、一一一	一、一一一
滋賀縣計	一、〇〇〇	一、〇二〇	八三	八四	一、〇八三	一、一〇二	一、一四一	一、一六一	一、一一一	一、一一一	一、一一一	一、一一一	一、一一一	一、一一一	一、一一一	一、一一一
大津	一、〇〇〇	一、〇二〇	八三	八四	一、〇八三	一、一〇二	一、一四一	一、一六一	一、一一一	一、一一一	一、一一一	一、一一一	一、一一一	一、一一一	一、一一一	一、一一一
岐阜縣	一、〇〇〇	一、〇二〇	八三	八四	一、〇八三	一、一〇二	一、一四一	一、一六一	一、一一一	一、一一一	一、一一一	一、一一一	一、一一一	一、一一一	一、一一一	一、一一一
岐阜縣計	一、〇〇〇	一、〇二〇	八三	八四	一、〇八三	一、一〇二	一、一四一	一、一六一	一、一一一	一、一一一	一、一一一	一、一一一	一、一一一	一、一一一	一、一一一	一、一一一
岐阜	一、〇〇〇	一、〇二〇	八三	八四	一、〇八三	一、一〇二	一、一四一	一、一六一	一、一一一	一、一一一	一、一一一	一、一一一	一、一一一	一、一一一	一、一一一	一、一一一
愛知縣	一、〇〇〇	一、〇二〇	八三	八四	一、〇八三	一、一〇二	一、一四一	一、一六一	一、一一一	一、一一一	一、一一一	一、一一一	一、一一一	一、一一一	一、一一一	一、一一一
愛知縣計	一、〇〇〇	一、〇二〇	八三	八四	一、〇八三	一、一〇二	一、一四一	一、一六一	一、一一一	一、一一一	一、一一一	一、一一一	一、一一一	一、一一一	一、一一一	一、一一一
名古屋	一、〇〇〇	一、〇二〇	八三	八四	一、〇八三	一、一〇二	一、一四一	一、一六一	一、一一一	一、一一一	一、一一一	一、一一一	一、一一一	一、一一一	一、一一一	一、一一一
三重縣	一、〇〇〇	一、〇二〇	八三	八四	一、〇八三	一、一〇二	一、一四一	一、一六一	一、一一一	一、一一一	一、一一一	一、一一一	一、一一一	一、一一一	一、一一一	一、一一一
三重縣計	一、〇〇〇	一、〇二〇	八三	八四	一、〇八三	一、一〇二	一、一四一	一、一六一	一、一一一	一、一一一	一、一一一	一、一一一	一、一一一	一、一一一	一、一一一	一、一一一
津	一、〇〇〇	一、〇二〇	八三	八四	一、〇八三	一、一〇二	一、一四一	一、一六一	一、一一一	一、一一一	一、一一一	一、一一一	一、一一一	一、一一一	一、一一一	一、一一一
京都府	一、〇〇〇	一、〇二〇	八三	八四	一、〇八三	一、一〇二	一、一四一	一、一六一	一、一一一	一、一一一	一、一一一	一、一一一	一、一一一	一、一一一	一、一一一	一、一一一
京都府計	一、〇〇〇	一、〇二〇	八三	八四	一、〇八三	一、一〇二	一、一四一	一、一六一	一、一一一	一、一一一	一、一一一	一、一一一	一、一一一	一、一一一	一、一一一	一、一一一
京都	一、〇〇〇	一、〇二〇	八三	八四	一、〇八三	一、一〇二	一、一四一	一、一六一	一、一一一	一、一一一	一、一一一	一、一一一	一、一一一	一、一一一	一、一一一	一、一一一
大阪府	一、〇〇〇	一、〇二〇	八三	八四	一、〇八三	一、一〇二	一、一四一	一、一六一	一、一一一	一、一一一	一、一一一	一、一一一	一、一一一	一、一一一	一、一一一	一、一一一
大阪府計	一、〇〇〇	一、〇二〇	八三	八四	一、〇八三	一、一〇二	一、一四一	一、一六一	一、一一一	一、一一一	一、一一一	一、一一一	一、一一一	一、一一一	一、一一一	一、一一一
大阪	一、〇〇〇	一、〇二〇	八三	八四	一、〇八三	一、一〇二	一、一四一	一、一六一	一、一一一	一、一一一	一、一一一	一、一一一	一、一一一	一、一一一	一、一一一	一、一一一
兵庫縣	一、〇〇〇	一、〇二〇	八三	八四	一、〇八三	一、一〇二	一、一四一	一、一六一	一、一一一	一、一一一	一、一一一	一、一一一	一、一一一	一、一一一	一、一一一	一、一一一
兵庫縣計	一、〇〇〇	一、〇二〇	八三	八四	一、〇八三	一、一〇二	一、一四一	一、一六一	一、一一一	一、一一一	一、一一一	一、一一一	一、一一一	一、一一一	一、一一一	一、一一一
神戸	一、〇〇〇	一、〇二〇	八三	八四	一、〇八三	一、一〇二	一、一四一	一、一六一	一、一一一	一、一一一	一、一一一	一、一一一	一、一一一	一、一一一	一、一一一	一、一一一
奈良縣	一、〇〇〇	一、〇二〇	八三	八四	一、〇八三	一、一〇二	一、一四一	一、一六一	一、一一一	一、一一一	一、一一一	一、一一一	一、一一一	一、一一一	一、一一一	一、一一一
奈良縣計	一、〇〇〇	一、〇二〇	八三	八四	一、〇八三	一、一〇二	一、一四一	一、一六一	一、一一一	一、一一一	一、一一一	一、一一一	一、一一一	一、一一一	一、一一一	一、一一一
奈良	一、〇〇〇	一、〇二〇	八三	八四	一、〇八三	一、一〇二	一、一四一	一、一六一	一、一一一	一、一一一	一、一一一	一、一一一	一、一一一	一、一一一	一、一一一	一、一一一
和歌山縣	一、〇〇〇	一、〇二〇	八三	八四	一、〇八三	一、一〇二	一、一四一	一、一六一	一、一一一	一、一一一	一、一一一	一、一一一	一、一一一	一、一一一	一、一一一	一、一一一
和歌山縣計	一、〇〇〇	一、〇二〇	八三	八四	一、〇八三	一、一〇二	一、一四一	一、一六一	一、一一一	一、一一一	一、一一一	一、一一一	一、一一一	一、一一一	一、一一一	一、一一一
和歌山	一、〇〇〇	一、〇二〇	八三	八四	一、〇八三	一、一〇二	一、一四一	一、一六一	一、一一一	一、一一一	一、一一一	一、一一一	一、一一一	一、一一一	一、一一一	一、一一一
鳥取縣	一、〇〇〇	一、〇二〇	八三	八四	一、〇八三	一、一〇二	一、一四一	一、一六一	一、一一一	一、一一一	一、一一一	一、一一一	一、一一一	一、一一一	一、一一一	一、一一一
鳥取縣計	一、〇〇〇	一、〇二〇	八三	八四	一、〇八三	一、一〇二	一、一四一	一、一六一	一、一一一	一、一一一	一、一一一	一、一一一	一、一一一	一、一一一	一、一一一	一、一一一
鳥取	一、〇〇〇	一、〇二〇	八三	八四	一、〇八三	一、一〇二	一、一四一	一、一六一	一、一一一	一、一一一	一、一一一	一、一一一	一、一一一	一、一一一	一、一一一	一、一一一
島根縣	一、〇〇〇	一、〇二〇	八三	八四	一、〇八三	一、一〇二	一、一四一	一、一六一	一、一一一	一、一一一	一、一一一	一、一一一	一、一一一	一、一一一	一、一一一	一、一一一
島根縣計	一、〇〇〇	一、〇二〇	八三	八四	一、〇八三	一、一〇二	一、一四一	一、一六一	一、一一一	一、一一一	一、一一一	一、一一一	一、一一一	一、一一一	一、一一一	一、一一一
松江	一、〇〇〇	一、〇二〇	八三	八四	一、〇八三	一、一〇二	一、一四一	一、一六一	一、一一一	一、一一一	一、一一一	一、一一一	一、一一一	一、一一一	一、一一一	一、一一一
岡山縣	一、〇〇〇	一、〇二〇	八三	八四	一、〇八三	一、一〇二	一、一四一	一、一六一	一、一一一	一、一一一	一、一一一	一、一一一	一、一一一	一、一一一	一、一一一	一、一一一
岡山縣計	一、〇〇〇	一、〇二〇	八三	八四	一、〇八三	一、一〇二	一、一四一	一、一六一	一、一一一	一、一一一	一、一一一	一、一一一	一、一一一	一、一一一	一、一一一	一、一一一
岡山	一、〇〇〇	一、〇二〇	八三	八四	一、〇八三	一、一〇二	一、一四一	一、一六一	一、一一一	一、一一一	一、一一一	一、一一一	一、一一一	一、一一一	一、一一一	一、一一一
廣島縣	一、〇〇〇	一、〇二〇	八三	八四	一、〇八三	一、一〇二	一、一四一	一、一六一	一、一一一	一、一一一	一、一一一	一、一一一	一、一一一	一、一一一	一、一一一	一、一一一
廣島縣計	一、〇〇〇	一、〇二〇	八三	八四	一、〇八三	一、一〇二	一、一四一	一、一六一	一、一一一	一、一一一	一、一一一	一、一一一	一、一一一	一、一一一	一、一一一	一、一一一
廣島	一、〇〇〇	一、〇二〇	八三	八四	一、〇八三	一、一〇二	一、一四一	一、一六一	一、一一一	一、一一一	一、一一一	一、一一一	一、一一一	一、一一一	一、一一一	一、一一一
山口縣	一、〇〇〇	一、〇二〇	八三	八四	一、〇八三	一、一〇二	一、一四一	一、一六一	一、一一一	一、一一一	一、一一一	一、一一一	一、一一一	一、一一一	一、一一一	一、一一一
山口縣計	一、〇〇〇	一、〇二〇	八三	八四	一、〇八三	一、一〇二	一、一四一	一、一六一	一、一一一	一、一一一	一、一一一	一、一一一	一、一一一	一、一一一	一、一一一	一、一一一
山口	一、〇〇〇	一、〇二〇	八三	八四	一、〇八三	一、一〇二	一、一四一	一、一六一	一、一一一	一、一一一	一、一一一	一、一一一	一、一一一	一、一一一	一、一一一	一、一一一
德島縣	一、〇〇〇	一、〇二〇	八三	八四	一、〇八三	一、一〇二	一、一四一	一、一六一	一、一一一	一、一一一	一、一一一	一、一一一	一、一一一	一、一一一	一、一一一	一、一一一
德島縣計	一、〇〇〇	一、〇二〇	八三	八四	一、〇八三	一、一〇二	一、一四一	一、一六一	一、一一一	一、一一一	一、一一一	一、一一一	一、一一一	一、一一一	一、一一一	一、一一一
德島	一、〇〇〇	一、〇二〇	八三	八四	一、〇八三	一、一〇二	一、一四一	一、一六一	一、一一一	一、一一一	一、一一一	一、一一一	一、一一一	一、一一一	一、一一一	一、一一一
香川縣	一、〇〇〇	一、〇二〇	八三	八四

旭川（札幌管内）	男	二、二九五	二九	一三九	六八	一	二、五三二	三六七
	女	三三二	二	一三	—	—	三六七	
釧路 網走、帶廣（少）	男	二、〇一〇	六八	七二二	八八	三	二、八九一	三〇八
	女	二九六	三	九	—	—	三〇八	
樺太	男	一、三九七	三二	三六三	三二	三	一、八二七	一五〇
	女	一四四	一	五	—	—	一五〇	
計	男	一〇、九一六	三八五	二、〇九七	三二八	一四	一三、七四〇	一、七五一
	女	一、六二〇	二〇	一〇五	五	一	一、七五一	
合計	男	一八〇、五三三	六、四一五	二四、六四三	五、〇四九	二〇三	二一六、八四二	二二、六六九
	女	二一、六二六	四四五	五一八	七二	八	二二、六六九	

備考　「其の他」とは恩赦又は刑の執行停止に依り刑務所を出監したる者を謂ふ。

第三　保護對象者の性情、境遇等

昭和十三年及び同十四年中に於ける各種釋放者の體性、年齡及び罪名左の如し、

一　各種釋放者の體性

		昭和十三年	昭和十四年
起訴猶豫	男	二一四、六六三	一八〇、五三三
	女	二三、二六一	二一、六二六
刑執行猶豫	男	七、一六八	六、四一五
	女	四二七	四四五
滿期釋放	男	二七、五九七	二四、六四三
	女	七六三	五一八
假釋放	男	六、三一五	五、〇四九
	女	一〇二	七二
計		一九四、一二二	三六、八三八

備考　本表に於て刑務所釋放者とは滿期釋放、假釋放、刑の執行停止等に依り出監したる總ての者を謂ふ。

二　各種釋放者の年齡

昭和十三年中

年齡別		刑法犯起訴猶豫者	刑務所釋放者
未成年者	十八年未滿	一〇、九七八	一〇六
	二十年未滿	一二、四二〇	一、〇一〇
壯年者	三十年未滿	六八、八八〇	一三、八四四
	四十年未滿	五一、七一二	一一、二二五
高年者	五十年未滿	三〇、六六二	六、五六五
	六十年未滿	一三、一八〇	二、九一四
老年者	七十年未滿	四、八三四	一、〇六〇
	七十年以上	一、四五五	一一四
壯年者	三十年未滿	五八、五七九	一一、六六四
	四十年未滿	四〇、四一六	九、九九六
高年者	五十年未滿	二五、三三四	五、六六〇
	六十年未滿	一一、六三二	二、四三九
老年者	七十年未滿	四、一三五	九六二
	七十年以上	一、二八三	一三七
計		一六二、一九〇	三一、八七五

備考　刑務所釋放者とは滿期釋放、假釋放、刑の執行停止等に依り出監したる總ての者を謂ふ。

三　各種釋放者の罪名

昭和十三年

罪名別	起訴猶豫者	刑執行猶豫者	受刑者
刑法犯			
窃盜	七三、九七八	二、二七〇	一七、二九二
詐欺	二九、六七八	一、三〇九	四、七七六
横領	二五、三〇七	九三二	一、六六七
賭博及富籤	一七、五七〇	九八	一、八三一
傷害	一七、四八五	二七八	九六六
過失傷害	七、四八〇	二三	—
失火	七、五四二	—	—
贓物	四、一五三	五二一	五五九
住居侵入	二、一四六	六五	五〇四
恐喝	二、一四五	二六〇	—
文書僞造	一、七三一	一七五	二二〇

昭和十四年

罪名別	起訴猶豫者	刑執行猶豫者	受刑者
刑法犯			
窃盜	六〇、二二三	一、九五二	一四、四〇三
詐欺	二三、五六五	一、〇四五	三、九四三
横領	一八、五二三	八三八	一、三七一
賭博及富籤	一五、七三九	一四五	二、〇四六
傷害	一六、一四六	三二三	八八〇
過失傷害	六、四〇六	一五	—
失火	七、八二一	—	—
贓物	三、七五〇	六四一	四七九
住居侵入	二、〇九五	一三五	五七三
恐喝	一、七八六	二六九	—
文書僞造	一、四九四	一二〇	二四九

脅迫	八七三	二一	六三	七八二	二四	四六
印章偽造	六九六	六	二	四一六	五	九
瀆職	四七二	二六四	七七	五六八	二二〇	六九
猥褻姦淫及重婚	三九〇	七六	二五三	四〇一	一〇〇	三〇三
殺人	二三三	二七二	五一二	一八九	二一九	四四一
其の他	二、二五三	五一三	一、三八七	二、二八六	四五一	一、一七四
計	一九四、一二二	七、〇八三	三〇、一〇九	一六二、一九〇	六、五〇二	二五、九八六
特別法犯						
自動車取締令	六、一六三	—	—	三、九六五	—	—
古物商取締法	三、六七四	—	—	二、三九七	—	—
森林法	三、〇〇七	四九	一六	二、八六〇	三二	一一
度量衡法	二、七六〇	—	—	二、二七五	—	—
清涼飲料營業取締規則	一、七二六	—	—	一、七三九	—	—
狩獵法	一、六〇五	—	—	一、四五三	—	—
銃砲火藥類取締法	一、三四八	三	七	一、二三六	—	一六
漁業法	六五三	—	—	六八一	—	—
道路取締令	三六二	—	—	一八四	—	—
警察犯處罰令	五一	—	—	一七	—	—
其の他	二二、四五三	四六〇	一、二二八	二三、二一五	三二六	六三八
計	四三、八〇二	五一二	一、二五一	四〇、〇二二	三五八	六六五
合計	二三七、九二四	七、五九五	三一、三六〇	二〇二、二一二	六、八六〇	二六、六五一

備考　一、罪名は概ね數の多きものより順次排列したり。

一、受刑者の「恐喝」數は資料の關係にて「詐欺」中に併せ掲げたり。

四　資產、職業、教育程度

昭和十三年、同十四年に於ける各種釋放者の全部について其の資產、職業、教育程度は詳かでない。

(一)　資產

昭和十三年及び同十四年中の新受刑者の資產狀況を見ると、兩年度共、多少とも資產ある者は總數の約四%にとゞまり、約九六%が資產なき者（內赤貧者が十三年二六・六%十四年二八%）である。兩年中に於ける刑務所釋放者の資產狀況も之と大差ない者と推測される。

新受刑者の資產調

資產別	昭和十三年	昭和十四年
資產ある者	一九七	一一八
稍資產ある者	九四七	九七八
資產なき者	二一、八二九	一八、〇五四
赤貧なる者	八、三六二	七、四七二
不詳	二三	二九
計	三一、三六〇	二六、六五一

(二)　職業

昭和十三年及び同十四年に於ける受刑者の職業は左の如くであつて、其の業種別割合を、昭和十四年中受刑者について見ると、農業五・八%、水產業〇・九%、鑛業一・六%、工業二六・八%、商業一二・三%、交通業三・九%、公務自由業四%、其の他の有業者四・五%、家事使用人二・四%、無職二七・八%である。

職業別	昭和十三年	昭和十四年
農業	二、〇八二	一、五四一
水產業	三二八	二三〇
鑛業	三二〇	四二四
工業	七、五二四	七、一三〇
商業	三、八七九	三、二七八
交通業	一、〇一七	一、〇二六
公務自由業	一、二四九	一、〇八〇
其の他の有業者	三、九四三	三、八八〇
家事使用人	五七六	六四七
無職業	一〇、四四二	七、四一五
計	三一、三六〇	二六、六五一

備考　職業不詳は之を除く。

(三)　教育程度

昭和十三年及び同十四年中の刑法犯起訴猶豫者及び受刑者の教育程度左の如し、

昭和十三年

教育別	刑法犯起訴猶豫者	百分比	受刑者	百分比
高等教育を受けたる者	九四六	〇・五%	二二三	〇・七%
中等教育を受けたる者	八、〇〇四	四・二%	一、六八七	五・四%

| | | |

に對し約一六%の減、昭和十四年は八十四萬二百十一人であつて、昭和十三年に對し約二%の減、昭和十二年に比すれば實に約三四%の減を示した。

有罪總人員の全人口に對する比率も亦左表の如く激減を示した。

人口と有罪犯人との比例

	人口	有罪總人員	人口一萬ニ對スル有罪犯人ノ割合
昭和十年	六九、五八六、〇九七	一、七〇〇、一六六	二四四・三
昭和十一年	七〇、五七九、八六五	一、六二八、四九九	二三〇・七
昭和十二年	七一、五七九、七四六	一、二五九、九四八	一八〇・〇
昭和十三年	七二、五六二、二四	一、〇七五、五五四	一四八・二
昭和十四年	七三、二三一、一三〇	八四〇、二一一	一一四・七

斯くの如き統計上の犯罪數の激減は第一には事實上の犯罪行爲の激減に基づき、第二には所謂暗數の增加に基づくものと見られる。而して事實上の犯罪行爲激減の原因は思ふに、支那事變下に於ける國民一般の緊張、失業現象の減退等に歸せらるべきであり、刑事統計上の暗數の增加は輕微なる犯罪に對する檢擧の手控へ、警察官吏の手不足或は其の搜査能力の減退等に基づくものと考へられる。

第二　罪質

一　刑法犯と特別法犯

有罪總人員を刑法犯と、特別法犯とに大別して累年比較すれば左の如し、

年次	刑法犯	特別法犯
昭和十年	三九七、〇八五	一、三〇三、〇九一
昭和十一年	三七七、四二七	一、二五一、〇四二
昭和十二年	三三四、八四六	九五一、一〇二
昭和十三年	三一六、九五一	七五八、六〇三
昭和十四年	二七五、六八一	五六四、五三〇

特別法犯の年次減退が著しく、之は警察活動の減退或は手控へを示すものと見られる。

二　罪名

有罪總人員の罪名を見ると左表の如くである。

有罪總人員罪名表

罪名	昭和十二年	昭和十三年	昭和十四年
刑法犯			
窃盜	一〇〇、七五一	一〇〇、二〇八	八一、八九八
賭博及富籤	七六、七二六	七五、二四九	七三、七四五
詐欺	四四、五八八	三七、七二八	三〇、一五三
橫領	二九、六九六	二九、三六三	二一、四四四
傷害	二九、九六四	二六、〇八五	二四、五八一
過失傷害	一五、八三六	一三、九三一	一二、九三〇
失火	八、九八三	九、三三九	九、五三八
贓物	四、七九〇	五、四〇七	五、三三六
住居侵入	三、四三六	四、〇三二	四、一九五
恐喝	三、七三五	三、〇三一	二、五二九
文書僞造	二、五四三	二、三三七	一、八七三
印章僞造	二、八四四	一、二九九	四七四
脅迫	一、一七八	一、一四三	一、〇三八
瀆職	一、七〇五	一、一一〇	一、一五五
猥褻姦淫及重婚	一、二九四	一、一〇七	一、〇八六
殺人	一、三三	九九三	八三一
其の他	五、五五五	四、六三二	三、九八五
計	三三四、八四六	三一六、九七三	二七五、六八一
特別法犯			
自動車取締令	二一九、二四四	一六六、一五六	一二一、四二四
警察犯處罰令	一六二、一二三	一三六、八五五	一〇四、二一二
道路取締令	一四一、一九七	一一九、〇三三	九〇、四〇四
古物商取締法	七、八〇九	九、三一〇	六、三九一
度量衡法	五、五四三	五、二〇一	三、九一九
森林法	四、八五五	四、三〇七	三、八三三
狩獵法	四、二四〇	三、七三一	三、一三五
銃砲火藥類取締法	二、八九六	二、五四七	二、二三〇
清凉飲料營業取締規則	二、〇一三	二、三五四	二、八三三
漁業法	二、一〇五	一、八二九	一、九七〇
檢出入品等臨時措置法	—	七、〇三一	一七、一四三
其の他	三九九、〇八七	三〇〇、一九七	二一七、〇四八
計	九五一、一〇三	七五八、五八一	五六四、五三〇
合計	一、二八五、九四八	一、〇七五、五五四	八四〇、二一一

三　惡性の程度

刑事手續に於ける處分の狀況に依つて前記有罪總人員の惡性の程度を觀へば左の如し、

有罪總人員處分別一覽

處分の種類	昭和十二年	昭和十三年	昭和十四年
裁判所に於ける第一審有罪	一七九、二八〇	一五五、八三二	一四七、二四四
死刑	三一	三三	一五
無期懲役	三七	三八	三七
有期懲役	四〇、三三六	三七、七八七	三三、四四八
禁錮	一、四七一	五九五	五六〇
罰金	一一五、〇二四	九九、八一三	九九、九三三
拘留	三六	三三	一五
科料	三三、三四五	一七、八一六	一三、七二七
警察署に於ける即決	八三三、六四七	六六七、二三六	四七八、四三三
檢事の取扱に係る微罪及起訴猶豫	二五八、四九八	二三七、八九九	二〇二、二二三
司法警察官の取扱に係る微罪釋放	一四、九二〇	一四、〇四五	一二、〇四七
司法警察官の職務を行ふ者の取扱に係る微罪釋放	五九三	四五一	二七五

計	一、二八五、九四八	一、〇七五、五五四	八四〇、二一		

備考　司法警察官の微罪釋放處分に就ては輕微なる拘留科料の法定刑に該當する特別法犯は之を除く、尙ほ「裁判所に於ける第一審有罪」及「檢事の取扱に係る微罪及起訴猶豫」中には法人を併せ掲げたり。

右の第一審有罪被告人を刑法犯と特別法犯とに分てば左の如し、

第一審有罪被告人罪種別

	昭和十二年	昭和十三年	昭和十四年
刑法犯	一一〇、八八三	一一〇、七五六	一〇四、八二五
特別法犯	六八、三九七	四五、一〇七	四二、四一九
合計	一七九、二八〇	一五五、八六三	一四七、二四四

四　犯罪原因

有罪總人員の犯罪原因は不明であるが、有罪總人員中の刑法犯に依る第一審有罪被告人の犯罪原因は左の如し。

刑法犯有罪被告人の犯罪原因

犯罪原因	昭和十二年	昭和十三年	昭和十四年
利慾	二二、八七八	二一、六七四	一七、五三二
懶情	六二〇	五〇七	四二九
射倖	一、〇三二	九九一	一、〇七一
疎虞	五三五	四八八	三二四
貧困	二、二二六	一、五八五	一、三二〇
憤怒	二、四五八	二、一五八	一、八九〇
戀恨	四二一	三八五	二六二
習癖	六、六三二	七、六六〇	七、九六七
痴情	三〇二	二、七六	一九六
疾妬	五五	八六	六八
遊蕩	六一三	六五七	五九九
友誼	九〇	八五	一〇七
交友不良	一一九	七二	九七
酒興	二〇七	一八九	一五一
惡戲	八六	八八	六二
政治上ノ關係	六九	三六	七〇
浮浪	五二三	六九二	六一四
出來心	三、一八三	三、二六九	三、四七二
其の他	七九一	六七一	五七八
計	四二、八三〇	四一、五〇九	三六、八〇九

備考　原因不詳及略式事件に因り調査せざるものは各年之を除く。

五　犯人の職業

罪質と直接の因果關係はないが犯人の職業を示せば左の如し、但し左表は全犯罪人でなく刑法犯有罪被告人のみに就ての調査である。

刑法犯有罪被告人の職業

	昭和十三年	昭和十四年
農業	一三、〇七八	一四、八六三
水産業	一、九八一	一、七五五
鑛業	一、二八五	九七四
工業	一九、九三一	二一、一八六
商業	二四、〇四一	二一、七四六
交通業	一一、五一八	九、〇六四
公務自由業	二、六二八	二、二三二
其の他の有業者	九、三〇九	九、一八二
家事使用人	四九九	三二七
無職業	二六、四五〇	二三、四六八
計	一一〇、七一六	一〇四、七九七

（備考）職業不詳者は除く。

第三　犯罪の地域的分布

有罪總人員の地域的分布は左表の通りである。

地方裁判所管內別犯罪分布表

地方裁判所別	昭和十二年	昭和十三年	昭和十四年
東京	二五九、九三九	一九七、八〇八	一五五、四〇一
横濱	四二、六〇六	二八、二二九	二三、七五三
浦和	二七、五七四	一四、三八〇	一一、四〇三
千葉	一四、八〇七	一四、五九九	一二、八二六
水戸	三一、九一六	二一、二五一	一二、九七三
宇都宮	一六、四七一	一六、二九五	一五、二四九
前橋	二三、四四六	一六、八二六	一二、一三四
靜岡	一七、〇七一	一五、〇六六	一三、二三二
甲府	一一、八四四	一〇、二六三	八、三六三
長野	一四、一五三	一二、三〇八	一一、八二七
新潟	一六、〇八八	一三、八六五	一一、五〇八
計	四七五、九一五	三六〇、八九〇	二八八、六六九
京都	三七、二一六	二五、一三一	一七、九〇〇
大阪	一六四、九二三	一三六、〇七一	一〇一、六三一
神戸	九五、五七五	八五、四〇八	六七、八三〇
奈良	一〇、八六〇	八、一九八	五、五七〇
大津	九、五二一	八、三八九	六、四三九
和歌山	一七、二一六	一二、三三六	七、六五一
德島	一四、五三七	一四、五五六	七、〇六七
高松	八、八八〇	七、六一七	六、九一五
高知	一五、〇六三	一六、二〇七	一二、一三八
計	三七三、七九一	三一三、九一三	二三三、一四一
名古屋	四二、三四一	四八、〇三三	三九、四〇〇
安濃津	一一、一五四	一〇、三七五	七、八六四
岐、阜	一二、三四五	一〇、四一九	七、八二四
福井	五、一〇四	四、〇九三	五、四五〇
金澤	七、三二〇	四、八三六	三、七九四
富山	一〇、八六八	八、六九〇	五、八六六
計	八九、一三二	八六、四四六	七〇、一九八
廣島	三九、九一三	三五、六三二	三〇、六四四
山口	一八、二九七	一七、二三四	一六、八六二
岡山	二二、九七三	二七、〇四七	二三、二〇二

鳥取	八、二四六	五、九三二	六、〇七八		
松江	一三、一四〇	七、七五四	五、七四八		
山計	一六、五四二	一四、九九六	一〇、〇六六		
	一一九、一一一	一〇八、五九五	九二、六〇〇		
長崎	一〇、九八九	九、三二〇	七、八四二		
佐賀	八、七六二	九、一七七	七、四〇五		
福岡	三七、五六七	四〇、三八七	二八、八〇二		
大分	九、一三一	七、三〇八	五、一五九		
熊本	二六、一五六	二七、六五六	二一、五八一		
鹿兒島	七、三一六	五、七五〇	四、四八一		
宮崎	八、五五三	七、四二三	四、四九九		
那覇	三、九五一	三、四〇八	二、〇九三		
計	一一二、四二五	一一〇、四二九	八一、八六二		
臺	一〇、八八四	八、四四四	五、四五〇		
福島	一二、九四五	一〇、八〇七	九、一一八		
山形	六、八七五	五、八一〇	三、七八一		
盛岡	九、二六六	九、二九九	五、五三〇		
秋田	九、九〇三	六、九八〇	四、七三二		
青森	一一、四五七	一〇、四三四	九、一三三		
計	六一、三三〇	五一、七七四	三七、七四四		
札幌					
函館	四八、一八四	三八、〇六八	三〇、六四九		
旭川					
釧路					
棒太	六、〇六〇	五、四三九	五、三四八		
計	五四、二四四	四三、五〇七	三五、九九七		
合計	一二八五、九四八	一〇七五、五五四	八四〇、二一一		

第四　若干の特徴

昭和十三年及び同十四年は支那事變の長期化と、之に對應する國內諸情勢の變化とに依つて、犯罪現象の上にも若干の特徴を示した。例へば、一、刑事統計上の犯罪件數の全面的減少、二、特に特別法犯の減少、三、新種犯罪たる經濟統制法令違反の大量的出現、四、窃盜罪、賭博罪等の部分的增加、五、少年犯罪の激增等である。

經濟統制違反事件は支那事變下の特殊社會情勢に照應して昭和十三年及び、同十四年を特徵づける最も顯著な現象である。事變の進行並に國際情勢の變化に對應して經濟統制は昭和十三年六月以後急速に强化せられ、各種物品の配給、製造、加工、價格の統制に關する法令が續々施行されるに伴ひ、此種統制法令違反事件は全國的に續出するに至つた。之に對する警察當局の取扱は概して罪狀輕微なるものは警察に於て注意を爲すにとゞめ、罪狀に依り說諭を加へて微罪釋放を爲し、惡質なるものに限り檢事局に送致したのであるが、警視廳に於ける取扱の實績を見ると警察檢擧總數の內注意處分八六%、說諭微罪釋放一二%、檢事局送致二%であつたといはれる。刑事統計に現れるのは所謂注意處分を除く他の件數であるが、刑事統計に依り「輸出入品等に關する臨時措置法」違反事件と其の處分內容を見れば左の如くである。

臨時措置法違反事件處分別一覽

	昭和十三年	昭和十四年
第一審有罪	一	九、四〇九
檢事ノ微罪釋放起訴猶豫	一	七、一九一
司法警察官ノ微罪釋放	一	五四二
計	七、〇五二	一七、一四二

是等の違反事件を內容的に見れば、當初に於ては纖維製品の生產又は配給の統制に關する違反が最も多かつたが、其の後に於て鐵鋼其の他直接軍需資材に關する違反が多く現はれ、特に各種の價格統制違反が激增した。地域的に見れば東京、大阪、名古屋の大都市に最も多く、又原因的に見れば多くは不法利益の追求に基づくものが最も多く、關係業者の營利第一主義と遵法精神の稀薄とが曝露された。

尙是等の統制事犯に關係して濱職、私文書僞造、窃盜、橫領等の增加が注目される。

就中、窃盜に就ては、鐵、銅、綿糸、綿布等の如く、事變下に於て特に缺乏した爲、其の價格の騰貴を示した物資の窃取事件が增加し、是等事件の犯人中には、職工が多く、又少年も相當多數に上つた。

都會地殊に東京、大阪等の大都市工業地帶に於ては賭博の增加が著しい。其の原因としては景氣に伴ふ職工勞働者等の收入の增加、不純なる享樂氣分の醸成等が考へられる。

同じ原因に基づく所の大なるものとして少年犯罪の增加が擧げられる。少年犯罪の中では窃盜罪の增加が著しく、犯人は少年職工に多く、急激なる產業の勃興に伴ふ少年職工の激增に依るものと見られる。

第五　再犯現象

一　再犯概況

犯罪現象の中に於て再犯現象に關する調査は遺漏なきを保し難いが再犯の判明せる者を擧ぐれば左の如し。

累年再犯概況一覽

再犯者の種別	昭和十二年	昭和十三年	昭和十四年
起訴猶豫者	二三、六八〇	二二、五八七	一八、二六三
刑執行猶豫者	一、二九九	一、二八九	一、一〇五
刑務所釋放者	一八、四八七	一七、七〇二	一五、三一四
計	四三、四六六	四一、五七八	三四、六八二

本表に於ては、少年審判所管內に於ける十八歲未滿の者、再犯が禁錮以上の刑に該らさる者は勿論も計上せず、又起訴猶豫者の再犯に就ては起訴猶豫の處分より再犯に至る期間が

再犯に至る期間	三ヶ月未満	六ヶ月未満	一年未満	二年未満	三年未満	四年未満	五年未満	五年以上	計
昭和十二年	六一七	六三五	二六五	二三八	一一三	七一三	三五九	二二五〇	一八四八七
昭和十三年	五七七	六三四	二六三	二三八	一一三	七一三	三五九	二二五〇	一八四八七
昭和十四年	五九八	六三四	二六三	二三八	一一三	七一三	三五九	二二五〇	一八四八七

一、再犯が禁錮以上の刑に該らざる者は計上せず。
一、刑執行猶予期間内の再犯のみを計上す。

刑務所釈放者の再犯期間

再犯に至る期間	三ヶ月未満	六ヶ月未満	一年未満	二年未満	三年未満	四年未満	五年未満	五年以上	計
昭和十二年	六一七	六三五	二六五	二三八	一一三	七一三	三五九	二二五〇	一八四八七
昭和十三年	五七七	六三四	二六三	二三八	一一三	七一三	三五九	二二五〇	一八四八七
昭和十四年	五九八	六三四	二六三	二三八	一一三	七一三	三五九	二二五〇	一八四八七

一、刑執行猶予期間内の再犯のみを計上す。

刑務所釈放者の再犯期間

再犯に至る期間	三ヶ月未満	六ヶ月未満	一年未満	二年未満	三年未満	四年未満	五年未満	五年以上	計
昭和十二年	六一七	六三五	二六五	二三八	一一三	七一三	三五九	二二五〇	一八四八七
昭和十三年	五七七	六三四	二六三	二三八	一一三	七一三	三五九	二二五〇	一八四八七
昭和十四年	五九八	六三四	二六三	二三八	一一三	七一三	三五九	二二五〇	一八四八七

一、再犯が禁錮以上の刑に該らざる者は計上せず。

犯數別收容人所度數調

區分	昭和十一年	昭和十二年	昭和十三年
(一) 總人員	一八、四六〇	一九、〇三一	一九、三三二
(二) 犯數			
初犯	三、一三五	三、一五五	三、一七二
再犯	二、四六三	二、五〇〇	二、五四四
三犯—五犯	六、七二六	六、八五六	六、九〇二
六犯以上	三、六〇〇	三、七三六	三、八〇二
(三) 入所度數			
再入	六、一〇八	六、二三六	六、四二四
二入以上	八、三五六	八、六二三	八、七〇〇
六入以上	四、一〇〇	四、二五一	四、三五〇

再犯の罪名調

罪名	昭和十一年	昭和十二年	昭和十三年
竊盜	一一、三八〇	一一、三三〇	一一、三〇一
詐欺及恐喝	二、六六〇	二、八〇〇	二、三四〇
橫領	八四〇	八六六	九〇二
贓物故買	五六八	五六八	五八二
強盜	三六二	三六六	三八二
傷害	二〇八	二〇九	二一三
住居侵入	一四五	一四五	一四三
放火	一〇〇	一〇一	一〇一
其他	一、六一〇	一、六二〇	一、六四〇

再犯原因調

一、罪名は被れ數の多きものより順次排列したり。

再犯原因	昭和十一年	昭和十二年	昭和十三年
貧困	一、六八〇	一、五七四	一、五一〇
生活不安	二、六〇五	二、六三五	二、六八六
家族不和	一〇〇	一一三	一〇〇
素行不良	一、四八七	一、五〇四	一、五三六
怠惰	一、三四二	一、三六六	一、三八四
飲酒	一、一三五	一、一三三	一、一五九
色慾	九三四	九六五	九七四
賭博	一、〇七九	一、〇九六	一、一〇九
飲食	一一六	一一九	一二五
作業	四三四	四三九	四三五
情慾	一〇一	一〇四	一〇〇
無資力	三四〇	三四〇	三四〇
其他	一、四〇〇	一、四一〇	一、四二〇

罹性及年齡別調

年齡	計		七十歲以上		七十歲未滿		六十歲未滿		五十歲未滿		四十歲未滿		三十歲未滿		二十歲未滿		十八歲未滿	
別性體	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
昭和十一年	一六、三四一	一四六	一、二六	一一	五、七四	三二	一、三〇	八六	三、一五九	一三五	二、一六八	一四三	二、六六八	一三三	一、四四	一一	一、三一	一三
昭和十二年	一七、四六八	一四二	一、二六	一一	五、九四	三一	一、二八	八二	三、一五九	一三五	二、一六八	一四三	二、六六八	一三三	一、四四	一一	一、三一	一三
昭和十三年	一八、一四一	一四二	一、二六	一一	六、一四	三一	一、二八	八二	三、一五九	一三五	二、一六八	一四三	二、六六八	一三三	一、四四	一一	一、三一	一三

第六章　釋放者及假釋者保護事業

其他施設

年	計	公共團體	財團法人	社團法人	個人
昭和十一年	一、三四一	一、二六	一一	一三	一、三一
昭和十二年	一、四六八	一、二八	一一	一三	一、三一
昭和十三年	一、五一一	一、二八	一一	一三	一、三一

百 再犯に至る期間

出監後再入監人員百分比	再入監人員	出監人員	期間
三〇・〇	一六、四七〇	五四、〇三二	昭和十二年
三五・九	一七、〇四一	四七、三八五	昭和十三年
三四・二	一五、三四一	四四、九〇四	昭和十四年

出監後再入監人員百分比	内再入監人員	出監後五年以上経過人員	期間
六・〇	一、三四〇	二二、三四〇	昭和十二年
六・五	一、二四三	一九、一四三	昭和十三年
六・三	一、一四一	一八、〇四一	昭和十四年

百 再出監後五年以上人員分比

再出監人員	期間明るき主に起因後出監
二、三四〇	三月未満
二、〇九八	六月未満
二、〇四〇	一年未満
一、九三八	二年未満
一、八一〇	三年未満
一、六三九	四年未満
一、四三〇	五年未満
一、二四〇	五年以上

再出監人員分比	再出監後五年以内人員	出監人員	期間
六・一	二、三四〇	三八、三二四	昭和十二年
六・四	二、〇九八	三二、八三五	昭和十三年
六・三	二、〇四〇	三二、四〇四	昭和十四年

備考 出監人員は禁錮刑以上のものにして満期、大赦及特赦、減刑、假出獄の事由に依り出監したる者に就き調査す。

犯時生活方法調

生活方法別	昭和十二年	昭和十三年	昭和十四年
一定の職業に就く	三、四〇一	三、八六六	三、四三一
一定の商業を營む	一、一〇九	七六六	七六六

（二）司法保護團體による猶豫者釋放者保護人員表

年度別／種別	保護團體數	收容保護實人員	一時保護實人員	總保護實人員
大正三年度	四九七	三、六〇〇	一九、七七一	一五、二九一	三八、六六二
同四年度	五一五	四、一四七	三三、一一二	一九、六一二	五六、八七一
同五年度	五三〇	四、二八八	二四、九〇四	二二、四三〇	六二、五二二
同六年度	五六〇	三、五九一	三五、九四四	一八、八五三	五八、三八八

前刑釋放時の保護狀況調

保護別	昭和十二年	昭和十三年	昭和十四年
保護を爲さず	一、一三五	一、一三八	一、一三三
保護者に引渡す	一四五	一三三	一四七
父母兄弟に引渡す	四、三四四	四、二三七	三、七三二
其他の親族に引渡す	一、一六	一、一四六	一、〇三〇
保護令の一時保護	六、六三	五、九八〇	五、三四四
保護令の間接保護	二、〇六	一、三五六	一、一四八
保護令に依る保護	一、〇三〇	九二四	八三〇
計	一五、三六	一四、三四四	一三、三四四

備考 出監後十年以上經過したる者に對しては調査資料缺如せるを以てこれを除く。

其の他	計	出監後十年以上經過したる者に就いては調査資料缺如せるを以てこれを除く。
浮浪	七、六二	
無職	七、四三	
其の他親族の家に寄食す	一	
父母兄弟の家に寄食す	一	
官吏其の他俸給生活	二六	
雇人其の他營業使用人	七三	
日雇其の他の勞働	二、三五	
農業を營む	七三	
商業を營む	七三	

其の他	計	出監後十年以上經過したる者に就いては調査資料缺如せるを以てこれを除く。
浮浪	六、三五	
無職	六、一三	
其の他親族の家に寄食す	一	
父母兄弟の家に寄食す	一	
官吏其の他俸給生活	三五	
雇人其の他營業使用人	四三	
日雇其の他の勞働	二、八七	
農業を營む	四四	
商業を營む	六八	

第五節 保護狀況

第一 概說

猶豫者及び釋放者の保護は從來主として民間司法保護團體に於て之に當り、其の對象者の狀況に應じて適宜一時保護、收容保護及び觀察保護の三方法を用ひて居たが、昭和十四年九月司法保護事業法施行後に於ては、一時保護と收容保護とは司法保護團體、觀察保護は主として司法保護委員の擔當するところとなつた。但し實狀は昭和十四年中は從前の關係に依り司法保護團體にして觀察保護を擔當したる件數も相當多きに上り、過渡期的狀況を呈した。

第二 保護團體の保護狀況

保護團體による保護狀況を概觀すれば左の通りである。

同七年度	五九四	三、八八七	五七、四八九	二〇、九〇八	三二、六九四
同八年度	六二五	四、〇二六	五九、三〇四	二〇、八七一	三四、四〇七
同九年度	六五五	三、八八三	六一、五一一	二四、〇五三	三三、五七五
同十年度	六七一	三、七八四	五三、一四七	一八、六六七	三〇、六九六
同十一年度	六七九	四、〇六〇	五〇、八九五	一九、三六〇	二七、四七五
同十二年度	七一五	四、四一八	五二、九八〇	二三、五〇四	二五、三二〇
同十三年度	七〇七	四、三七三	五四、八六九	二五、〇	二四、二四六
同十四年度	七三二	五、三八六	五八、七七八	二四、四四四	二五、九四八
大正十五年 昭和元年度	七三九	四、七五二	六六、〇一八	三三、〇八四	二八、一八二
昭和二年度	七四五	五、八八〇	七〇、九七九	三三、九四〇	三一、一五九
同三年度	七九六	六、六三三	七八、一三九	三八、一五九	三三、三四七
同四年度	七八三	六、四四七	七四、九九六	三五、三八二	三三、一六七
同五年度	八〇八	八、三四〇	八三、六五九	三九、七八六	三五、五三三
同六年度	八二三	七、四七二	九五、四三八	四九、七八六	三七、二八七
同七年度	八二〇	八、八九八	一〇〇、八三一	五二、八〇三	三九、一三〇
同八年度	八五二	九、三二八	一一五、三三四	六二、五四七	四三、四五九
同九年度	八五六	九、六八五	一四八、八七五	八七、五五一	五一、六三九
同十年度	八六八	八、二七一	一三四、一八七	七五、〇九一	五〇、八二五
同十一年度	八〇五	八、八二二	一五二、七七七	八九、九一三	五四、〇四一
同十二年度	九八九	八、四二五	一五四、二五三	八七、四二〇	五八、四〇八
同十三年度	九九六	七、四五五	一五五、〇四四	九四、五七一	五三、〇一八
同十四年度	八三一	七、一五〇	一〇六、五四六	六六、七七七	三二、六一九

(二)　司法保護團體の保護を受けたる釋放者の再犯狀況

保護人員と再犯人員

年次	保護人員	再犯人員	百分比
昭和四年	七四、九九六	三、九三一	五・二四
同五年	八三、六五九	三、六五五	四・三七
同六年	九五、四三八	三、四六二	三・九三
同七年	一〇〇、八三一	三、九二三	三・八九
同八年	一一五、三三四	三、九二七	三・四〇
同九年	一四八、八七五	四、六九八	三・一六
同十年	一三四、一八七	四、八四〇	三・六二
同十一年	一五二、七七七	五、二二四	三・四二
同十二年	一五四、二五三	四、五三四	二・九四
同十三年	一五五、〇四四	四、六八〇	三・〇二
平均	一二一、五三九	四、二八七	三・五二

保護の種別と再犯人員

年次	直接保護	間接保護	一時保護
昭和四年	五三六	二、六〇三	七九二
同五年	四四八	二、五三三	六七四
同六年	四三三	二、三〇六	七二三
同七年	四〇九	二、六二三	八九一
同八年	三四八	二、六二四	九五五
同九年	四三五	三、二一四	一、〇四九
同十年	三七九	三、五五〇	九一一
同十一年	四三二	三、七五四	一、〇三八
同十二年	三六三	三、三〇五	八六六
同十三年	三七六	三、三九八	九〇六

收容保護と再犯原因

區別	昭和十二年	昭和十三年
保護者の保護の缺陷	三	一
刑餘の不信用	二	三
出來心	一	一
習癖	一七	九
貧困	二〇	一八
虛榮	四	五
利慾	三九	五五
酒色	一二一	一三四
娛樂	一	二
誘惑	一	三
怠惰	一〇一	一二〇
憤怒	三	四
怨恨	一	一
精神的缺陷	一	二
疾病其の他身體的缺陷	六	七
失職	一〇	五
浮浪	二三	七
其の他	一二	一
計	三六三	三七六

（三）　時局下に於ける軍事援護活動

時局下に於ける軍事援護活動は各保護團體の活動中最も重大なものであると共に、この事が保護活動の大部分を占むるものであつて戰時下に於ける昭和十三、四年の活動として特に注目される處であらう。今之等の保護活動を大別するに、

イ、出征遺家族に對する保護

被保護者の家族保護に付ては各保護團體に於ても、各町村長及び各種團體等と協力し、各家庭を慰問し、或はその學童に學用品を贈呈し、或る團體の如きは婦人部が街頭に進出し出征遺家族慰問の資金造成をなし、或は遺家族無料相談所を設置しその家族に銃後の憂なかなしめ、或は遺家族援護座談會を開催して極力出征遺家族に對する保護の徹底をなせり。

ロ、被保護者の就職並に授産に關する活動

被保護者の就職は保護事業中最も重要なる部類にして各保護團體は常に土木建築方面、農事方面、商業方面、工場方面、殊に軍需工場の方面と連携を保ち職業の紹介に力を注ぎ居る結果就職狀況は大體良好にして各方面よりの申込みも相當あり、尙現時局を考慮し國策に順應すべく物資再生等の方面にも就業せしめ居れり、尙生業資金貸與の必要を認め今後尙一層の擴張と計畫を爲しつゝあり。

ハ、應召者に對する活動

被保護者の應召に對しては各保護團體に於て特に名譽ある者として盛大なる送別會を催し、又召集解除者は之を心から歡迎して歡迎會を開催し、傷病兵にはいろ〳〵の慰問を爲し戰病歿者は追弔會を營む等獨り應召者のみならず、他の被保護者にも時局の重大性を認識せしめつゝあり。

（四）　時局卽應對策

昭和十三年七月二十九日、三十兩日、全國主要都市の保護團體代表者三十名を以て時局卽應對策協議會が開催せられ左記事項を決議せり。

第一、戰時體制下に卽應する保護對策の實踐に關する件

1　各團體は被保護者の時局認識特に聖戰の目的達成のため堅忍持久銃後の治安確保に要する國民的覺悟を啓發するため集會を催し又は文書を印刷して之が趣旨徹底に努むること。

右の文書に付ては、輔成會に於て時局に對處する國民の心得とも云ふべきリーフレットを大量印刷して各團體へ配布せられたきこと。

2　集會に付ては月次的に盆會、彼岸會、天長節、明治節、新年、紀元節、事變記念日等適宜日を卜して極力多數保護者の參集を求むるやう工作すること。

3　應召者の送迎、戰勝祈願、戰死者慰靈祭、勤勞奉仕等區町村內に催さるゝ行事には國民の一員として努めて之に參加せしむること。

4　保護事業從事員は率先し被保護者を誘引して一般獻金運動に同入せしむること。

5　各保護團體は被保護者をして經濟國策に順應せしめ軍需資材の愛護無駄排除、消費節約の實行を促し貯金奬勵の方法として每月七日（事變記念日七月七日に因み）を克己日と定め、極力生活費を節約し收入の半額を愛國貯金せしむること此の場合奬勵のため團體よりも補助金を追加貯金せしむることは效果的なり。

6　被保護者の生活樣式は聖旨を奉體し報國感謝の精神を以て緊張裡に簡素なる自肅生活を營み戰地に於ける將兵の狀態を洞察して酒、煙草、娛樂等の費を節約すること。

7　各團體は每月一定額の三年据置愛國貯金を行ひ且つ廢品、不用品の獻納をなすこと。

8　職業に關しては職業紹介機關の國營化に鑑み關係機關と連絡をとり戰後に於ける產業界の動向を察知して將來性ある職業に就かしめ生活戰線の確保に努めしむること。

9　體位向上保健衞生に注意せしめ特に兵役關係者に對しては保健に留意すると共に豫め住居其の他に就き調査し何時召集さるゝも差支なきやう準備せしむること。

10　應召被保護者に對しては團體より保險料を支出して生命保險、又は簡易保險に加入せしめ後顧の憂なからしむること。

第二、司法保護事業制度化に關する件

1　司法保護團體の事業經營を統制助成する爲速かに司法保護團體法の實施を要望す。

2　司法保護團體法案中には特に次の各項に留意立案せられたし。

(1)　司法保護委員制度に付ては之を司法保護團體法中に規定し該法實施と同時に施行すること。

委員制度實施に際しては司法保護事業の本質及現狀を重要視し、努めて既設保護團體を活用して積極的に本制度に協力せしむるやう立案せられんことを要望す。

(2)　司法保護團體の統制助成をなすため中央に司法保護中央委員會を道府縣に司法保護地方委員會を設置し共の意見を徵すること、中央竝に地方委員會の委員には可成多數の實務家を委囑すること。

(3) 事業の性質上各團體の自主的肅清改革に俟つこととし取締監督よりも統制助成に重點を置き法案中に罰則の規定を設けざること。

(4) 事業經營者にして不正不當の行爲あるときは司法保護中央委員會の意見を聽き事業經營を禁止せしむること。

(5) 司法保護團體の用に供する土地建物の權利の取得又は所有權の保存の爲の登記に付ては登錄稅を課せざること。

(6) 司法保護事業の用に供する土地建物に對する租稅其の他の公課を課せざること。

(7) 保護團體は監督官廳の命ずる諸般の報告及會計其の他帳簿の調査に應ずべきこと。

第三　司法保護委員の保護狀況

一　司法保護委員に對する保護委託の方針

全日本司法保護事業聯盟の司法保護委員制に於ては、司法保護委員に對する保護委託の方針を昭和十四年二月十日の同聯盟通牒を以て左の如く定められた。

司法保護委員ニ對スル保護委託ノ方針ニ關スル件

今回ノ司法保護委員制ハ司法保護事業ノ社會化ヲ圖ラムガ爲社會各方面ヨリ委員ヲ銓衡シタル結果勢ヒ委員ヲ委囑セラレタル者ニシテ司法保護事業ニ經驗乏シク且釋放者ノ性情ニ對スル理解深カラザル者尠ナカラズ然レドモ本機構ノ成否ハ一ニ繫ツテ司法保護委員ノ活動ノ如何ニアリト言フモ過言ニ非ザルヲ以テ其ノ指導訓練ハ特ニ重要ナル意義ヲ有スルモノトス固ヨリ右ノ指導訓練ハ順ヲ踏ミ漸ヲ追フテ爲スコトヲ要スベク其ノ方法又多種多樣ナルベシト雖モ司法保護委員ノ觀察ニ付スベキ對象者ノ選擇ニ付愼重ナル考慮ヲ拂フコトハ司法保護委員ヲシテ事務ニ習熟セシムル上ニ極メテ緊要ナルコトト思料ス若シ本機構運用ノ當初ニ於テ經驗乏シキ司法保護委員ニ對シ其ノ取扱極メテ困難ナル釋放者ノ保護ヲ委託スルガ如キコトアランカ斯業ニ對シ多大ノ熱意ト希望トヲ以テ司法保護委員タルコトヲ快諾シタル者ト雖モ右ノ如キ釋放者ヲ輔導スベキ知識ト經驗トヲ有セザルノ結果其ノ取扱ニ困惑シ其ノ地位ニ在ルヲ嫌忌スルニ至ルノ虞ナシトセズ從テ當初ノ間ハ司法保護委員ノ負荷重キニ失セズ寧ロ平易ノ間ニ事ニ從ハシメ以テ斯業ニ對スル熱意ト興味トヲ漸次喚起高昂セシメ其ノ事務ニ習熟スルヲ俟チテ徐ニ比較的取扱困難ナル釋放者ノ輔導ニ當ラシムルハ本制度將來ノ圓滿ナル發達ヲ期スル爲洵ニ效果的ナル方法ナリト思料セラルルニ付司法保護委員ノ觀察ニ付スベ者ノ選擇ニ付テハ概ネ左記ニ據リ御處理相成度

記

第一　一般釋放者ニ關スル取扱

一、釋放官廳ニ於テ收容保護ノ必要アリト認メタル者ニ付テハ之ヲ司法保護常務委員會ニ通知スルコトナク同官廳ニ於テ從前ノ取扱例ニ準據シ直接收容施設アル最寄ノ司法保護團體ヲシテ其ノ保護ニ當ラシムルコト

二、釋放官廳ニ於テ釋放時ノ單ナル一時保護ヲ爲スヲ以テ充分ナリト認メタル者ニ付テハ之ヲ司法保護常務委員會ニ通知スルコトナク同官廳ニ於テ從前ノ取扱例ニ準據シ最寄ノ司法保護團體ヲシテ其ノ保護ニ當ラシムルコト

三、釋放官廳ニ於テ釋放時ニ際シ一時保護ノ外更ニ觀察保護ヲ爲スノ要アリト認メタル者ニ付テハ之ヲ歸住地ノ司法保護常務委員會ニ通知スルト共ニ其ノ一時保護ニ關シテハ前記二ニ準ジ最寄ノ司法保護團體ヲシテ其ノ衝ニ當ラシムルコト

四、釋放官廳ノ司法保護常務委員會ニ對スル保護通知ハ釋放者ノ全部ニ付キ之ヲ爲スコトヲ要セズシテ釋放後觀察保護(間接保護)ヲ爲スノ要アリト認メタル場合ニ限ルコト

尙其ノ通知ヲ爲スベキ場合ノ標準ハ概ネ左ニ準據セラレタコト

(一) 司法保護委員ノ觀察ニ付スベキ保護對象者ノ數及ビ其ノ質ニ付テハ充分ナル檢討ヲ加ヘ司法保護事業ニ經驗淺キ司法保護委員ヲシテ漸次易ヨリ難ヘ、簡ヨリ繁ニ導クノ方針ヲ採ルコト

(二) 司法保護委員ノ觀察ニ付スベキ保護對象者ハ當分ノ間 (1) 改悛ノ情アリ且 (2) 一定ノ歸住地ヲ有シ (3) 之ニ對シ保護ヲ加フルニ於テハ其ノ效果確實ナリト認メラルル者ニ限定スルコト

其ノ具體的適用ノ例左ノ如シ

(イ) 起訴猶豫ノ處分ヲ受ケタル者ニ付テハ司法保護委員ノ觀察ニ付スルコトヲ條件トシテ處分ヲ爲シタル場合其ノ他右所揭ノ要件ニ該當スル場合ニ限リ之ヲ通知スルコト

起訴猶豫ノ處分ヲ受クル者ハ極メテ多數ナルヲ以テ其ノ通知ノ範圍ニ付テハ特ニ留意スルコト

(ロ) 刑ノ執行猶豫ノ言渡ヲ受ケタル者ニ付テハ概ネ之ヲ通知スルコト

刑ノ執行猶豫ノ言渡ヲ受ケタル者ハ情狀ニ於テ斟酌スベキ場合多ク且又其ノ期間內ハ特ニ謹愼スルヲ常トスルヲ以テ委員ヲシテ事務ニ習熟セシムル對象者トシテ恰當ナレバ殆ンド全部ヲ通知スルコト

(ハ) 假釋放者ニ付テハ前記(イ)ニ準ズル場合ニ限リ之ヲ通知スルコト

(ニ) 滿期釋放者ニ付テハ左ノ準則ニ依ルコト

現下ノ行刑ノ實情ニ照ストキハ行刑ノ成績可良ナルモノハ概ネ假釋放セラレツツアルヲ以テ假釋放ノ恩典ニ

浴セザル者ハ行刑ノ成績不良ナルカ、行刑ノ成績ハ必ズシモ不可ナラザレドモ罪質其ノ他ノ事情ニ依ル、短期受刑者ナルヲ以テ滿期釋放者ニ付テハ右ノ區別ニ留意シ

1、其ノ犯數、罪質、改悛ノ程度、其ノ他諸般ノ事情ヲ考慮シ通知ノ要否ヲ決スルコト通知ノ要否ハ釋放ノ衝ニ當ル者之ヲ決スルコト

2、犯罪ノ習癖アリテ再犯ノ虞アル者又ハ之ニ準ズベキ不良不逞ノ者ニ付テハ多年ニ亙ル經驗ト豊富ナル知識トヲ有スル司法保護委員(例、從來ノ司法保護團體關係者ニシテ司法保護委員タル者)又ハ釋放者ト特殊關係アル司法保護委員(例、釋放者ト雇傭關係、親族關係、知己關係其ノ他)アル場合ヲ除クノ外右通知ノ要否ヲ決スルニ當リテハ特ニ愼重ナル考慮ヲ拂フコト

五、司法保護團體ニ於テ收容保護ヲ解除シタルモ尙觀察保護ノ要アリト認ムルトキハ司法保護票ヲ作成シ之ニ意見ヲ附シテ本人ノ歸住スベキ地ノ司法保護常務委員會ニ送付スルコト

司法保護常務委員會ニ於テ前項ノ通知ヲ受ケタルトキハ前揭(二)ノ趣旨ニ依リ之ヲ處理スルコト

六、現ニ司法保護團體ニ於テ觀察保護中ノ者ニ付テハ總ベテ之ヲ司法保護票ニ依リ司法保護常務委員會ニ通知スルコト前項ノ通知ニハ必ズ保護繼續ノ要否及其ノ理由ヲ附記スルコト

司法保護常務委員會ニ於テ前項ノ通知ヲ受ケ保護繼續ノ必要アリト認メタルトキハ前揭(二)ノ趣旨ニ依リ之ヲ處理スルコト

右ノ場合ニ於テハ從來ノ要保護者トノ關係ヲ考慮シ保護區又ハ保護區內ニ於ケル司法保護委員ノ擔任區域ニ拘ラズ司法保護團體關係ノ司法保護委員ニ其ノ保護ヲ擔任セシムルコトヲ得ルコト

第二　少年釋放者ノ關スル取扱

一、假釋放ヲ許サレタル少年(不定期刑ニ處セラレタル者ニシテ長期到來前釋放セラレタル者ヲ含ム)、起訴猶豫ノ處分ヲ受ケ又ハ刑ノ執行猶豫ノ言渡ヲ受ケタル少年ハ少年審判所管轄區域外ニ於テハ必ズ關係官廳之ヲ司法保護常務委員會ニ通知シ且保護方ヲ委託スルコト

二、少年審判所ニ於テ保護處分ニ付シタル少年ニ付テハ

(イ)　保護司ノ觀察ニ付スル旨ノ處分アリタル者ニ付テハ、少年審判所長ヨリ特ニ必要アリト認メタル場合ニ限リ之ヲ通知スルコト

(ロ)　前項ノ少年ニ付テモ同樣ナルコト

第三　思想犯釋放者ニ關スル取扱

思想犯ニシテ起訴猶豫ノ處分ヲ受ケ、刑ノ執行猶豫ノ言渡ヲ受ケ又ハ假釋放及滿期釋放セラレタル場合ニ於テハ關係官廳ヨリ其ノ旨保護觀察所ニ通知スベキモノナルヲ以テ特ニ之ヲ司法保護常務委員會ニ通知スルコトヲ要セズ保護觀察所長ニ於テ司法保護委員ノ保護ニ付スルノ要アリト認メタル場合ニ限リ保護觀察所長ハ之ヲ司法保護常務委員ニ通知スルヲ以テ足ルコト

二　法制化の後に於ける觀察保護の方針

全日本司法保護事業聯盟の司法保護委員制に於ける保護委託の方針は右の如くであるが、昭和十四年九月十三日より司法保護事業法が實施されるや、昭和十四年九月二十六日、司法省保第一六八〇五號、司法次官通牒「司法保護委員會ノ運用ニ關スル件」により、要保護對象者の觀察保護方針に就き、次のやうに明示するところがあつた。

一　司法保護委員ノ活動ハ關係官公署其ノ他社會各方面ノ理解アル協力援助ニ俟ツモノ多キヲ以テ此ノ點ニ付テハ特ニ配慮スルコト

二　司法保護事業ノ本來ノ目的トスル所ハ釋放者ニシテ改悛ノ情アリ且之ニ保護ヲ加フルニ於テハ其ノ社會復歸ヲ確保スルコト確實ナル者ヲ保護スベキヲ其ノ使命トスルヲ以テ釋放官廳ノ司法保護委員會ニ對スル保護通知ハ釋放者ノ全部ニ付之ヲ爲スコトヲ要セズ司法保護委員ノ觀察保護ニ付

(一)　一般釋放者ニ關スル取扱

(イ)　起訴猶豫ノ處分ヲ受ケタル者ニ付テハ司法保護委員ノ觀察保護ニ付スルコトヲ條件トシテ處分ヲ爲シタル場合其ノ他前記(一)所揭ノ要件ヲ具備スル場合ニ限リ之ヲ通知スルコト

起訴猶豫ノ處分ヲ受クル者ハ極メテ多數ナルヲ以テ其ノ通知ノ範圍ニ付テハ特ニ留意スルコト

(ロ)　刑ノ執行猶豫ノ言渡ヲ受ケタル者ニ付テハ概ネ之ヲ通知スルコト

(ハ)　假釋放者ニ付テハ前記(イ)ニ準ズル場合ニ限リ之ヲ通知スルコト

(ニ)　滿期釋放者ニ付テハ其ノ犯數、罪質、刑期、改悛ノ程度、刑務所ニ於ケル階級累進ノ程度其ノ他諸般ノ事情ヲ考慮シタル上更ニ前記(一)所揭ノ要件ヲ具備スルモノト認メ得ベキ場合ニ限リ之ヲ通知スルコト

（三）　少年ニ關スル取扱

（イ）　起訴猶豫ノ處分ヲ受ケ、刑ノ執行猶豫ノ言渡ヲ受ケ又ハ假釋放ヲ許サレ若クハ滿期釋放セラレタル少年ハ少年審判所管轄區域外ニ於テハ關係官廳ニ於テ成ルベク之ヲ司法保護委員會ニ通知スルコト

（ロ）　少年審判所ニ於テ保護處分ニ付シタル少年ニ付テハ少年審判所ノ長ヨリ特ニ必要アリト認ムル場合ニ限リ之ヲ通知スルコト

（ハ）　少年教護法ニ依ル教護處分中ノ少年ニシテ起訴猶豫ノ處分ヲ受ケタルトキハ其ノ取扱ニ付少年教護官廳ト能ク聯絡スルコト

（四）　思想犯ニ關スル取扱

思想犯ニシテ起訴猶豫ノ處分ヲ受ケ、刑ノ執行ノ言渡ヲ受ケ又ハ假釋放ヲ許サレ若クハ滿期釋放セラレタル者ハ關係官廳ヨリ其ノ旨保護觀察所ニ通知スベキモノナルヲ以テ特ニ之ヲ司法保護委員會ニ通知スルコトナク保護觀察所長ニ於テ特ニ司法保護委員ノ觀察保護ニ付スルノ必要アリト認ムル場合ニ限リ之ヲ司法保護委員會ニ通知スルヲ以テ足ルコト

四　司法保護團體ハ現ニ觀察保護中ノ者ニ付成ルベク速カニ司法保護票ニ依リ司法保護委員會ニ之ヲ通知スルコト

前項ノ通知ニハ必ズ保護繼續ノ要否竝ニ其ノ理由ヲ附記スルコト

五　司法保護委員會ハ前項ノ通知ヲ受ケ保護繼續ノ必要アリト認ムルトキハ前掲三ノ趣旨ニ依リ之ヲ處理スルコト

司法保護委員會ハ前項ノ場合ニ於テ從來ノ被保護者トノ關係ヲ考慮シ特ニ必要アリト認ムルトキハ保護區又ハ保護區內ニ於ケル司法保護委員ノ擔任區域ニ拘ラズ司法保護團體關係ノ司法保護委員ニ其ノ保護ヲ擔任セシメ又ハ司法保護事業法施行規則第六十七條ノ規定ニ依リ處理スルコト

五　各司法保護委員ニ擔當セシムベキ要保護者ハ委員ノ地位、經驗其ノ他ノ事情ヲ斟酌シ擔當ノ適否竝ニ要保護者ノ數ノ適度ヲ得ル樣留意スルコト

六　拘禁セラレタル者ノ家族ノ保護ハ司法保護委員事業ノ實效ヲ期スル上ニ重要ナル機能ヲ有スルヲ以テ其ノ遂行ニ當リテハ關係施設ト聯絡シテ適切ナル處置ヲ執ルコト

七　從來ノ司法保護委員事業助成機關ハ今後益々重要性ヲ遞加スベキモノナルヲ以テ關係各方面ノ協力ニ依リ其ノ內容ノ整備充實ニ努メ斯業ノ援護ニ遺憾ナキヲ期スルコト

尙之ガ設置ナキ地ニアリテハ此ノ際其ノ設置ヲ圖ルコト

八　司法保護思想ノ普及徹底ハ司法保護委員事業ノ遂行上極メテ肝要ナルヲ以テ右ニ關シテハ特ニ一段ノ考慮ヲ拂フコト

三　司法保護委員の取扱人員

（一）　全日本司法保護事業聯盟に於ける司法保護委員制時代

全日本司法保護事業聯盟に於ける司法保護委員制時代の全國司法保護常務委員會の取扱人員は次の如くである。

地方別司法保護常務委員會保護事件狀況調

（昭和十四年五月十三日現在）

| 種別 / 廳名 | 受理處理未濟 | | |

函館	札幌	旭川	釧路	帯広	北見	室蘭	苫小牧	浦河	岩見沢	倶知安	小樽	寿都	江差	函館	青森	秋田	盛岡	山形	仙台	福島
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一

四、各司法保護委員會に於ける保護事件處理狀況（自昭和十四年九月至昭和十四年十二月）

別	受理												觀察の終了											
	新受						既受																	
	性	保護司法保護委員會認知	他の司法保護團體認知	計	前年末現在觀察保護人員	合計	性	司法保護委員會の觀察に移送	司法保護團體の觀察に移送	その他	計	合計	性	少年法保護事件處理				他の司法保護團體の觀察に移送	前年末現在觀察保護人員	合計	性	少年法保護事件處理		
														審判所	保護觀察	其他	計					審判所	保護觀察	其他
東京	男	二、一〇八	八七三	七	一、九八〇	三、八八	男	三、一八八	一一〇	三、一九八	三九	二、七九	男	一七	一四	一	二	一	二六八	三、一八八	男	一七	一四	一
	女	一八〇	一三九	一	三一〇		女	三一〇	一	三一一	一	二	女	一	一				二	三一一	女	一	一	
神奈川	男	一	一〇八	二	一一三	二	男	一一三	二	一一五	一	一一四	男	一	一				一一三	一一四	男	一	一	
	女		二		二		女	二		二			女						二	二	女			
埼玉	男	一〇三	四四	八	一五五	一七四	男	一七四	三	一七七	一	一六	男	一	一				一六三	一六四	男	一	一	
	女	三	一		四	四	女	四		四			女						四	四	女			
千葉	男	二九六	一六	一	三一三	三三三	男	三三三	二八〇	三一一	一〇	二六九	男	一	一				三一三	三一四	男	一	一	
	女	一一	一		一二	一三	女	一三		一三			女						一三	一三	女			
茨城	男	一〇三	一四	三	一二二	一二四	男	一二四	二〇	一三三	二	一一	男	一	一				一二四	一二五	男	一	一	
	女	九	二		一一	一一	女	一一		一一			女						一一	一一	女			
下野	男	一	一		二	二	男	二		二			男						二	二	男			
	女						女						女								女			
群馬	男	一三五	一二六	一	二九八	三一三	男	三一三	二九八	三一一	九	二九	男	一	一				三一三	三一四	男	一	一	
	女	二	一		三	三	女	三		三			女						三	三	女			

別	受理												觀察の終了											
	新受						既受																	
	性	保護司法保護委員會認知	他の司法保護團體認知	計	前年末現在觀察保護人員	合計	性	司法保護委員會の觀察に移送	司法保護團體の觀察に移送	その他	計	合計	性	少年法保護事件處理				他の司法保護團體の觀察に移送	前年末現在觀察保護人員	合計	性	少年法保護事件處理		
														審判所	保護觀察	其他	計					審判所	保護觀察	其他
静岡	男	一			一	一	男	一				一	男						一	一	男			
	女						女						女								女			
山梨	男	七二三	六	一	八	四四四	男	四四四	一	四四五	九	三五	男	一	一				四四四	四四五	男	一	一	
	女	一				六	女	六		六			女						六	六	女			
長野	男	三三	九	一	一二三	一二三	男	一二三	一	一二四	一	一二	男	一	一				一二三	一二四	男	一	一	
	女	一			一	一	女	一		一			女						一	一	女			
新潟	男	二〇九	六八	一	一七九	二〇〇	男	二〇〇	一	二〇一	一	一七	男	一	一				二〇〇	二〇一	男	一	一	
	女	一六	七		一三	一三	女	一三		一三			女						一三	一三	女			
小計	男	三、二九七	一、八四七	六七	一、九七二	二、一〇七	男	二、一〇七	四三	二、一五〇	一一三	一、九七	男	一九	一四	一	四	一	二、一五〇	二、一六九	男	一九	一四	一
	女	一九八	一四一	二	三四一	三五二	女	三五二	一三	三六五	一九	三六二	女	一	一				三六五	三六六	女	一	一	
京都	男	三一四	一六	一	一九	一九	男	一九	一	二〇	一	一八	男	一	一				一九	二〇	男	一	一	
	女	三一四	二一		三五	三六	女	三六		三六			女						三六	三六	女			
大阪	男	四一六	三三	一	四五〇	一、〇二五	男	一、〇二五	二七	一、〇五二	一一	一、〇一	男	一	一				一、〇二五	一、〇四六	男	一	一	
	女	三一	一		一	一	女	一		一			女						一	一	女			
兵庫	男	一九四	二		一九六	二〇一	男	二〇一	二	二〇三	一	一九二	男	一	一				二〇一	二〇二	男	一	一	
	女	一			一	一	女	一		一			女						一	一	女			
奈良	男	二五	一		二六	二六	男	二六		二六			男						二六	二六	男			
	女						女						女								女			
滋賀	男	一二九	一		一三〇	一三〇	男	一三〇		一三〇			男						一三〇	一三〇	男			
	女						女						女								女			
和歌山	男	九一	三		一〇四	一〇四	男	一〇四		一〇四			男						一〇四	一〇四	男			
	女	一			一	一	女	一		一			女						一	一	女			
鳥取	男	七二	二		七四	七四	男	七四		七四			男						七四	七四	男			
	女	一			一	一	女	一		一			女						一	一	女			

官公吏		岡山		島根		鳥取		兵庫		和歌山		大阪		京都		滋賀		愛知		岐阜		三重		静岡		山梨		長野		埼玉		群馬		栃木		茨城		福島		山形		秋田		宮城		岩手		青森	
男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一